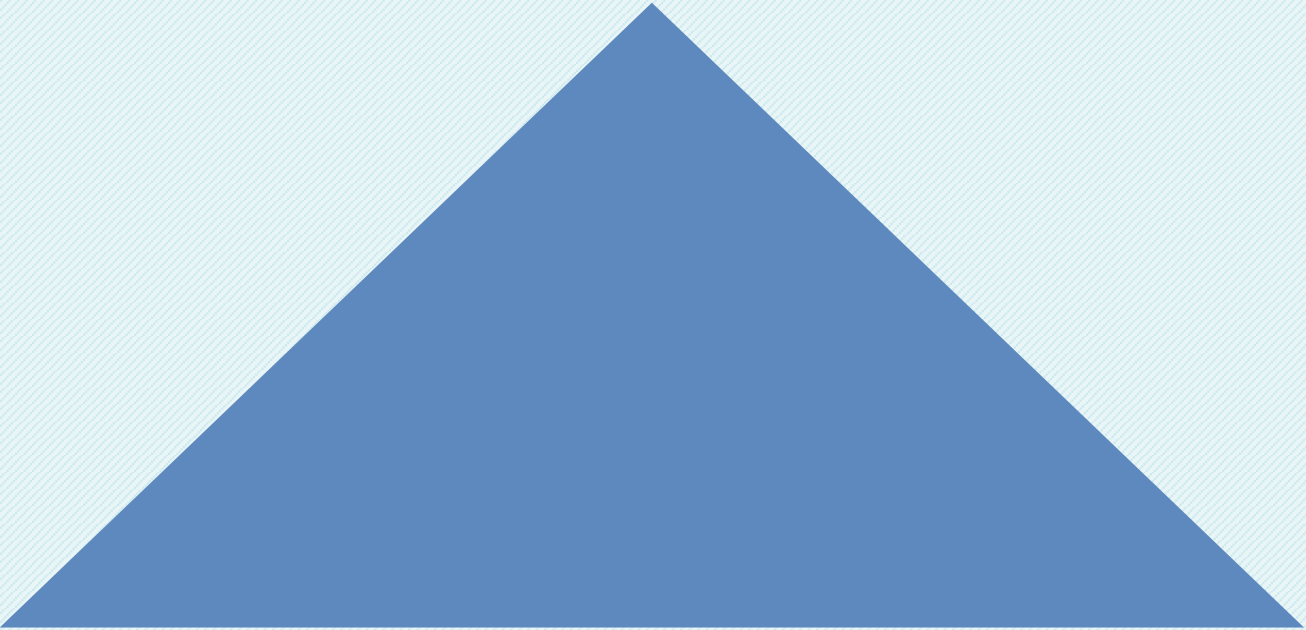




令和5年度 厚生労働省社会福祉推進事業

**自治体における
住まいに不安を抱える生活困窮者の
効果的な把握手法及び
居住支援の効果を高める連携手法等の
あり方に関する調査研究**

報告書

令和6年（2024年）3月

NP0 法人ホームレス支援全国ネットワーク

令和5年度 厚生労働省社会福祉推進事業

自治体における
住まいに不安を抱える生活困窮者の
効果的な把握手法及び
居住支援の効果を高める連携手法等の
あり方に関する調査研究

報告書

令和6年（2024年）3月

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク

はじめに

NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク 理事長 奥田知志
※本事業検討委員会 委員長

2002(H14)年「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が全会一致の議員立法として成立した。その後、2回の改正を経て今日に至っている。2015(H27)年以降は、施策の多くが「生活困窮者自立支援法（以後、生困法）」の「生活困窮者一時生活支援事業」に引き継がれた。

しかし、その後「住まい支援」あるいは「居住支援」を必要とする人は増加し続けている。コロナ禍においては「住居確保給付金」の利用は34倍となり、経済状態の悪化が「住居維持困難に直結する人」が多数いることが明らかになった。

国土交通省は、2017(H29)年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を改正し「居住支援法人」や入居を断らない「セーフティーネット住宅」の創設に取り組んだ。

2022(R4)年には全世代型社会保障構築会議が「住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、そのために必要となる施策を本格的に展開すべき」と提言している。

かつて居住支援の第一ターゲットは「ホームレス」であった。その後20年余の間に「不安定居住者」や「住宅確保要配慮者」が全世代に広がっていることをこの一連の流れは示している。この現状に、包括的に対応する居住支援の体制構築が急がれる。

一方、任意事業である「一時生活支援事業」に関しては、自治体の多くが「ホームレスが対象」という認識から脱しきれていない。結果、「対象者がいない」を「実施しない理由」に挙げている自治体が5割近く存在し「一時事業」実施自治体は37%に留まっているのが現状である。

確かに2003(H15)年のホームレス実態調査において2万5千人を超えていたホームレス数は、2023(H15)年1月段階では3065人となった。「市区町村による巡回での目視調査」においては、「対象者がいない自治体」は多数存在する。そもそも「ホームレス自立支援法」における「ホームレスの定義」は、「この法律において『ホームレス』とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」（第二条）とされており、「巡回目視調査」が用いられてきたのには理由がある。「対象者は野外にいる」のであり、その点で「見え易い人」だった。

しかし、現状においては従来の「野宿者」に加え「不安定居住」という状態に置かれている人は増加している。「野宿-テント暮らし」ではないが「定住場所」を持たない人は増えている。過去に当法人が行った調査（令和2年社会福祉推進事業「不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法及び支援の在り方に関する調査研究事業」）では、不安定居住の3割以上が「知人・友人宅」に身を寄せていることが判明した。これらの人は「巡回目視調査」での把握は困難である。その他にも「会社の寮」や「ネットカフェ」などに身を寄せる人も多数存在する。

今回の調査では、「野宿者」に限らずこれらの潜在的ニーズを自治体がどのように把握しているかを明らかにする。特に「ホームレス数」が「0」ないし少数であるにも拘わらず、当該地区で生活保護申請を行う人の中に「ホームレス」あるいは「住居なし」の人がどれだけ存在するかなどを調査した。

今回の生困法改正は、第一に「居住支援の強化」が掲げられている。これにより「一時生活支援事業」は「生活困窮者居住支援事業」と改名される予定であるし、これまで「シェルター事業」に紐づけされてきた「地域居住支援事業」の単独実施が可能となる。さらに自治体には事業実施の努力義務が課せられることになる。これらは「不安居住者」や「住宅確保要配慮者」の増加に合わせた対応だと言える。だからこそ自治体がこれらの人々をどのように把握するかが重要となる。

日本の住宅政策は大きな転換的を迎えている。神戸大学の平山洋介教授は戦後の住宅政策として「政府は、人々の『持ち家』取得を促しました。(中略)『家族・中間層・持ち家』が重んじられてきました」と述べている(朝日新聞デジタル「持ち家への一本道、薄れた先は」2021(R3)年12月28日)。

しかし、単身化・身寄り無しの増加は加速度的に早まっている。内閣府の調べ(男女共同参画局)では、2020(R2)年時点で「単身世帯」が約4割で第1位。「夫婦と子ども世帯」(標準世帯)は第2位で25%に留まった。また2018(H30)年に国勢調査を元に国立社人研が出した「日本の世帯の将来推計」によると、単身世帯が37.9%になるのは2030(R12)年とされており10年前倒しで「単身世帯化」が進んだことがわかる。

「家族・中間層・持ち家」が戦後日本型社会保障の基盤である。「見守り・ケア、住宅確保」は家族が担い、企業は長期雇用慣行でこれを支えた。収入が安定した中間層は住宅ローンを組み「持ち家」を確保することができた。だが、この30年余りで非正規雇用が4割に近づき「前提」が崩れた。「持ち家率」は低下しており、40歳代に限れば1998(H10)年の66.6%あった持ち家率は、2018(H30)年には57.6%に低下している。50歳代でも7.3ポイント低下している。さらに退職金も無く、老後の蓄え(資産)が乏しい人が増えた。「土台」が揺らいだ結果、年金だけでは生活できない人が今後増加することになる。

「住まい保障」が社会保障制度の根幹を支えるのなら、今回の法改正に留まらず日本社会における「住まい保障」に関する議論が省庁、官民を越えて今後も行われることを心より望む。

そのためにも今回の調査が、今後の日本における「住まい保障」構築に資するものとなることを関係者一同心より願っている。

目次

第1章 本調査の背景と目的	8
1.1 本調査の背景と目的	8
1.1.1 本調査の背景と課題	8
1.1.2 本調査研究の目的	8
1.2 調査方法	9
1.2.1 アンケート調査について	9
1.2.2 ヒアリング調査について	9
1.3 本報告書の構成	10
第2章 アンケート調査	11
2.1 アンケート調査の概要	11
2.1.1 目的	11
2.1.1.1 一時生活支援事業 実施自治体を対象としたアンケート	11
2.1.1.2 生活保護担当課を対象としたアンケート	11
2.1.2 実施概要	11
2.1.2.1 実施期間	11
2.1.2.2 対象者	11
2.1.2.3 調査方法と回収状況	12
2.2 一時生活支援事業 実施自治体を対象に調査したアンケートの集計結果	13
2.2.1 生活困窮者自立支援制度の各事業の実施状況	13
2.2.1.1 自立相談支援事業の実施状況	13
2.2.1.2 任意事業等の実施状況	14
2.2.1.3 一時生活支援事業の実施状況	15
2.2.1.4 一時生活支援事業を実施したことによる効果	19
2.2.1.5 自治体の居住支援協議会の有無	20
2.2.1.6 自治体の相談支援実績	21
2.2.1.7 一時生活支援事業の利用者の相談前の居所	26
2.2.1.8 一時生活支援事業の担当職員が実施する退所した人への支援	28
2.2.1.9 管内の人口	32
2.2.2 居住支援ニーズの把握について	33
2.2.2.1 一時生活支援事業実施前における「居住支援ニーズ」の把握の有無について	33
2.2.2.2 一時生活支援事業実施中における「居住支援ニーズ」の把握の有無について	33
2.2.2.3 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について	40
2.2.2.4 居住支援ニーズの把握結果の共有	43
2.2.2.5 居住支援ニーズの把握結果の共有の成果	44
2.2.2.6 関係者の理解が進み支援がしやすくなった内容	46
2.2.2.7 居住支援ニーズを把握する上での課題	46
2.2.2.8 居住支援ニーズの把握をしていない理由	50
2.2.2.9 居住支援ニーズの把握の必要性がないと回答した理由	51

2.2.2.10 今後の居住支援ニーズの把握の動向	51
2.2.3 住居確保給付金受給者の支援に関する効果的な連携事例について	52
2.2.3.1 住居確保給付金受給者の支援における連携先について	52
2.2.4 居住支援全般について	61
2.2.4.1 居住支援全般について	61
2.3 生活保護担当課を対象に調査したアンケートの集計結果	62
2.3.1 生活困窮者自立支援制度の各事業の実施状況	62
2.3.1.1 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況	62
2.3.1.2 生活保護受給状況	63
2.3.1.3 管内の人口	63
2.3.2 居住支援ニーズがある方からの相談実績	64
2.3.2.1 生活保護に関する相談支援実績について	64
2.3.2.2 ホームレスの方への居所の設定支援について	67
2.3.2.3 住まい不安定者への居所の設定支援について	70
2.3.2.4 ホームレス・住まい不安定者への居所設定における課題について	73
2.3.3 居住支援ニーズの把握について	76
2.3.3.1 「居住支援ニーズ」の把握の有無について	76
2.3.3.2 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について	81
2.3.3.3 居住支援ニーズの把握結果の共有	83
2.3.4 居住支援全般について	85

第3章 ヒアリング録 86

3.1 神奈川県相模原市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）	86
3.1.1 相模原市の概要	86
3.1.2 把握手法の特徴	86
3.1.3 当該自治体の特徴	87
3.2 千葉県船橋市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）	88
3.2.1 船橋市の概要	88
3.2.2 把握手法の特徴	88
3.2.3 当該自治体の特徴	88
3.3 滋賀県草津市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）	89
3.3.1 草津市の概要	89
3.3.2 把握手法の特徴	90
3.3.3 当該自治体の特徴	90
3.4 島根県松江市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）	91
3.4.1 松江市の概要	91
3.4.2 把握手法の特徴	92
3.4.3 当該自治体の特徴	92
3.5 静岡県三島市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）	93
3.5.1 三島市の概要	93
3.5.2 把握手法の特徴	93
3.5.3 当該自治体の特徴	94
3.6 山梨県北杜市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）	96
3.6.1 北杜市の概要	96
3.6.2 把握手法の特徴	96

3.6.3	当該自治体の特徴	96
3.7	沖縄県沖縄市（ヒアリング分野：一時生活相談支援）	97
3.7.1	沖縄市の概要	97
3.7.2	把握手法の特徴	97
3.7.3	当該自治体の特徴	98
3.8	鹿児島県（ヒアリング分野：一時生活相談支援）	99
3.8.1	鹿児島県の概要	99
3.8.2	把握手法の特徴	99
3.8.3	当該自治体の特徴	100
3.9	東京都府中市（ヒアリング分野：一時生活支援事業・生活保護）	101
3.9.1	府中市の概要	101
3.9.2	把握手法の特徴	101
3.9.3	当該自治体の特徴	102
3.10	愛知県安城市（ヒアリング分野：生活保護）	103
3.10.1	安城市の概要	103
3.10.2	把握手法の特徴	103
3.10.3	当該自治体の特徴	103
3.11	北海道函館市（ヒアリング分野：生活保護）	104
3.11.1	函館市の概要	104
3.11.2	把握手法の特徴	104
3.11.3	当該自治体の特徴	105
第4章	本調査のまとめ	106
4.1	居住支援ニーズの把握手法	106
4.1.1	居住支援ニーズをいかに把握するか	106
4.1.2	多様なニーズ把握手法	106
4.2	把握された居住支援ニーズ	107
4.2.1	既存統計では把握されない居住支援ニーズ	107
4.2.2	実際に把握された多様な居住支援ニーズ	108
4.3	把握された居住支援ニーズへの対応策	108
4.3.1	複層的なアクターとハウジング資源による居住支援ニーズへの多様な対応策	108
4.3.2	生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の十分な機能発揮の鍵	109
4.4	住居確保給付金と（就労）支援	110
資料編		113
令和5年度	社会福祉推進事業 検討委員会 名簿	113
令和5年度	社会福祉推進事業 検討委員会実施状況	114
	アンケート調査票	115
	アンケート自由記入	127
	ヒアリングシート	144

執筆分担

第1章	本調査の背景と目的	山田耕司 NPO 法人抱樸 事業担当常務
第2章	アンケート調査	一般社団法人北海道総合研究調査会
第3章	ヒアリング録	
3.1	神奈川県相模原市	後藤広史 立教大学 教授
3.2	千葉県船橋市	
3.9	東京都府中市	
3.3	滋賀県草津市	垣田裕介 大阪公立大学 教授
3.4	島根県松江市	
3.5	静岡県三島市	
3.6	山梨県北杜市	湯山篤 立教大学 教育研究コーディネーター
3.7	沖縄県沖縄市	
3.10	愛知県安城市	
3.11	北海道函館市	
3.8	鹿児島県	四井恵介 有限会社 CR-ASSIST 取締役
第4章	本調査のまとめ	
4.1	居住支援ニーズの把握手法	垣田裕介 大阪公立大学 教授
4.2	把握された居住支援ニーズ	
4.3	把握された居住支援ニーズへの対応策	
4.4	住居確保給付金と（就労）支援	後藤広史 立教大学 教授

第1章 本調査の背景と目的

1.1 本調査の背景と目的

1.1.1 本調査の背景と課題

2020（R2）年後半より顕在化した新型コロナウイルス感染症拡大下においては、失業や減収などにより家賃支払いが困難となった生活困窮者に対して、住居確保給付金制度が積極的に利用され、各種給付金・助成金・貸付制度などにより、「リーマンショック」時の「派遣切り」のような居所喪失者が大幅に増加する状況は防止できたと考える。

一方で、コロナ禍が収束（安定）に向かう中で、収入が増えなかったり（戻らなかったり）、生活保護に移行する過程において、住み替え（ダウンサイジング）などの必要性や社員寮、ネットカフェ、知人宅などを転々とする「不安定居住層」、DV や認知症の課題を抱えた生活困窮者など、居住支援を必要とする対象者の増加が予想される。

こうした対象者に対して、生活困窮者自立支援制度においては、住居確保給付金に加え、一時生活支援事業や地域居住支援事業等での対応が求められるが、任意事業である一時生活支援事業や地域居住支援事業は特に実施率が低い。

これは、主に一時生活支援事業が「ホームレス＝野宿者」ニーズに対応するものとの認識があり、未実施自治体においては、『ホームレス＝野宿者』がいない→一時生活支援事業の実施ニーズがない」となっている可能性が高い。

前述のように緊急一時的な利用も含めた居住支援を必要とする対象者は「ホームレス＝野宿者」に限定されておらず、未実施自治体の多くにおいても潜在的なニーズは高いと考える。

実際に、生活保護制度を利用した緊急的な居住確保・居住支援を行っている自治体があることもわかってきており、この実態についても把握する必要がある。

しかしながら、そもそも自治体において、（前述のような潜在的ニーズも含めた）どのような居住支援のニーズがあるか、把握することが課題となっており、2022（R4）年12月に取りまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」においても指摘がなされている。

1.1.2 本調査研究の目的

そのため、自治体において管内の居住支援ニーズの属性や量的に把握する必要があり、効果的な把握手法について、調査研究を行うこととした。

具体的には、次頁の4点の方針に沿って、調査及び検証を行うこととした。

- ①一時生活支援事業（シェルター事業及び地域居住支援事業）の実施の検討にあたっては、管内の居住支援ニーズの把握が必要である。各自治体におけるニーズ把握方法について、アンケート及びヒアリングを行う。
- ②住居確保給付金の受給者等の実態や受給者等の支援にあたっての関係機関との連携の状況について、アンケート及びヒアリングを行う。
- ③生活困窮者自立支援統計システム等をはじめとした統計情報をもとに、管内の居住支援ニーズの把握手法の構築を検討する。
- ④上記の結果等を踏まえ、有識者から構成される検討会において居住支援ニーズの効果的な把握手法や、住居確保給付金の受給者等への居住支援の効果を高める連携手法等について検証を行う。

本調査により得た知見を基に、「居住支援ニーズの把握手法について自治体に周知し、未実施自治体において、今後の事業実施の検討に活用されること」や「住居確保給付金の受給者等への居住支援の効果を高める連携手法等の好事例について横展開を行うとともに自治体事務マニュアルの改正の検討材料となること」を目的とした。

1.2 調査方法

調査方法については、アンケート調査及び訪問によるヒアリング調査を実施した。

1.2.1 アンケート調査について

アンケート調査については、①一時生活支援事業実施自治体(346 か所)、②生活保護担当課(907 か所)を対象に、Eメール送付による調査を行った。(※一般社団法人北海道総合研究調査会に再委託)

調査期間は、2023（R5）年10月5日～2023（R5）年10月31日とし、①は225 か所(回収率59.8%)、②は410 か所(回収率45.2%)の回答を得た。(第2章参照)

1.2.2 ヒアリング調査について

アンケート調査を踏まえ、11 か所の一時生活支援事業実施自治体及び生活保護担当課への訪問によるヒアリング調査を実施した。(第3章参照)

選考基準は、次頁のA)～D)を参照に行った。

- A) 居住支援ニーズの把握手法が多く、かつ相談件数、プラン作成件数等も多い。
- B) ネットカフェ、社員寮、派遣会社など、民間資源とつながりがある事例。
- C) 住居確保給付金を活用した連携実績。就労連携、保護連携、家計連携など。
- D) 人口規模等。

図表 1-2-3 ヒアリング実施自治体

番号	自治体名	調査対象	調査日
①	神奈川県相模原市	一時生活支援事業、住居確保給付金	R6/1/11
②	千葉県船橋市	一時生活支援事業、住居確保給付金	R6/1/16
③	滋賀県草津市	一時生活支援事業、住居確保給付金	R6/1/18
④	島根県松江市	一時生活支援事業、住居確保給付金	R6/1/23
⑤	静岡県三島市	一時生活支援事業、住居確保給付金	R6/1/25
⑥	山梨県北杜市	一時生活支援事業、住居確保給付金	R6/3/4
⑦	沖縄県沖縄市	一時生活支援事業、住居確保給付金	R6/3/19
⑧	鹿児島県	一時生活支援事業、住居確保給付金	R6/2/21
⑨	東京都府中市	一時生活支援事業、住居確保給付金、生活保護	R6/1/11
⑩	愛知県安城市	一時生活支援事業、住居確保給付金、生活保護	R6/1/26
⑪	北海道函館市	生活保護	R6/2/26

1.3 本報告書の構成

本報告書の構成としては、第2章にて「アンケート結果報告」、第3章にて「ヒアリング結果報告」、第4章にて「ニーズ把握及びまとめ」としている。

また巻末にアンケート調査票、ヒアリング調査票などを資料として掲載している。

第2章 アンケート調査

2.1 アンケート調査の概要

「自治体における住まいに不安を抱える生活困窮者の効果的な把握手法及び居住支援の効果を高める連携手法等のあり方に関する調査研究事業」において、①一時生活支援事業実施自治体、②生活保護担当課を対象に2種類のアンケート調査を実施した。

2.1.1 目的

2.1.1.1 一時生活支援事業 実施自治体を対象としたアンケート

一時生活支援事業の実施自治体向けのアンケート調査では、一時生活支援事業実施自治体が、事業実施するにあたって、管内の「居住支援ニーズ」をどのように把握しているか等についてアンケート調査を実施し、効果的なニーズ把握を提案するための参考となる情報をとりまとめることを目的として実施した。

2.1.1.2 生活保護担当課を対象としたアンケート

生活保護担当課を対象としたアンケート調査では、多くの居住不安定者を実質的に受け止めていると予想される生活保護部局が、どのように居住支援ニーズを把握し、どのように対応しているかを確認し、効果的なニーズ把握を提案するための参考となる情報をとりまとめることを目的としている。

2.1.2 実施概要

2.1.2.1 実施期間

2023（R5）年10月5日～2023（R5）年10月31日

2.1.2.2 対象者

一時生活支援事業 実施自治体	福祉事務所設置自治体における生活困窮者自立相談支援事業 主管部局 一時生活支援事業実施自治体（346ヵ所）
生活保護担当課	福祉事務所設置自治体における生活保護部局

2.1.2.3 調査方法と回収状況

- ・Eメール送付によるアンケート調査
- ・回収状況は、以下のとおり

■一時生活支援事業 実施自治体を対象としたアンケート

図表 2-1-1 回収状況

※発送数	回収数		※参考 回収率
346	225	うち、有効回答数	59.8%
		207	

※発送数：2022（R4）年7月時点実施自治体

※1都道府県から複数回収したものも本集計には含めているため回収率は「※参考」として
いる

■生活保護担当課を対象としたアンケート

図表 2-1-2 回収状況

発送数	回収数		※参考 回収率
907	410	うち、有効回答数	45.2%
		410	

※1都道府県から複数回収したものも本集計には含めているため回収率は「※参考」として
いる

2.2 一時生活支援事業 実施自治体を対象に調査したアンケートの集計結果

2.2.1 生活困窮者自立支援制度の各事業の実施状況

2.2.1.1 自立相談支援事業の実施状況

自立相談支援事業の運営形態について尋ねたところ、「直営」が 24.2%、「委託」が 58.5%、「直営＋委託」は 18.4%であった。

図表 2-2-1 自立支援事業の実施状況（複数回答）（N=207）

（複数回答）			（※参考）全国の実施状況	
	件数	%	件数	%
直営	50	24.2%	259	28.6%
委託	121	58.5%	590	65.1%
直営＋委託	38	18.4%	57	6.3%
全体	207	—	906	—

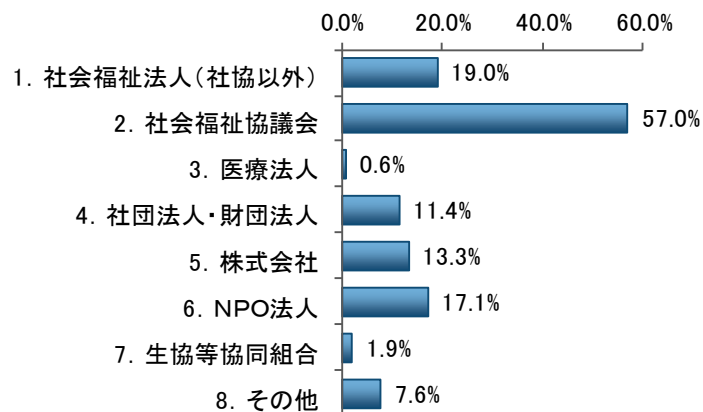
資料）生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の
2021（R3）年度事業実績調査集計結果から引用

また、委託先について尋ねたところ、「2. 社会福祉協議会」の割合が最も高く 57.0%、次いで「1. 社会福祉法人（社協以外）」が 19.0%、「6. NPO 法人」は 17.1%であった。

図表 2-2-2 委託先について（複数回答）（N=158）

（複数回答）			（※参考）全国の実施状況	
	件数	%	件数	%
1. 社会福祉法人（社協以外）	30	19.0%	58	9.0%
2. 社会福祉協議会	90	57.0%	500	77.3%
3. 医療法人	1	0.6%	4	0.6%
4. 社団法人・財団法人	18	11.4%	45	7.0%
5. 株式会社	21	13.3%	32	4.9%
6. NPO法人	27	17.1%	79	12.2%
7. 生協等協同組合	3	1.9%	6	0.9%
8. その他	12	7.6%	30	4.6%
全体	158	—	647	—

資料）生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の
2021（R3）年度事業実績調査集計結果から引用



その他の委託先は以下のとおりであった。

コンソーシアム	3 件
企業組合	3 件
共同事業・共同運営団体	2 件
労働者協同組合	
有限会社	
有限責任事業組合	
弁護士会	

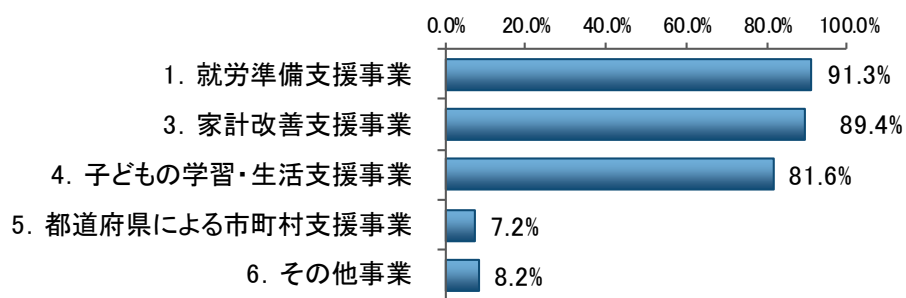
2.2.1.2 任意事業等の実施状況

実施している任意事業等を尋ねたところ、「2. 一時生活支援事業」以外では「1. 就労準備支援事業」の割合が 91.3%、「3. 家計改善支援事業」は 89.4%であった。

図表 2-2-3 任意事業等の実施状況（複数回答）（N=207）

（複数回答）			（※参考）全国の実施状況	
	件数	%	件数	%
1. 就労準備支援事業	189	91.3%	695	76.7%
3. 家計改善支援事業	185	89.4%	712	78.6%
4. 子どもの学習・生活支援事業	169	81.6%	596	65.8%
5. 都道府県による市町村支援事業	15	7.2%		
6. その他事業	17	8.2%		
全体	207	—	906	—

資料）生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の
2021（R3）年度事業実績調査集計結果から引用



その他の事業は以下のとおりであった。

ひきこもり支援事業	7件
アウトリーチ支援事業	2件
住居確保給付金	2件
就労自立促進事業	2件
社会資源活用促進事業	
就労訓練支援事業	
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業	
居住生活支援加速化事業	
被保護者就労準備支援事業、認定就労訓練事業	
生活保護受給者等就労促進事業、無料低額診療調剤処方費助成事業	
臨床心理士サポート事業	

2.2.1.3 一時生活支援事業の実施状況

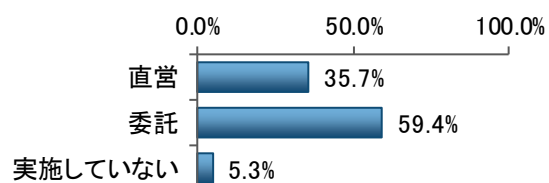
「生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）の提供」「生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営」「地域居住支援事業」のそれぞれの事業のうち、アンケート回答時点で実施している事業の運営形態について尋ねた。

■生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）の提供について

生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）の提供の実施について尋ねたところ、「直営」が35.7%、「委託」が59.4%、「実施していない」は5.3%であった。

図表 2-2-4 生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）の提供（複数回答）（N=207）

（複数回答）		
	件数	%
直営	74	35.7%
委託	123	59.4%
実施していない	11	5.3%
全体	207	-

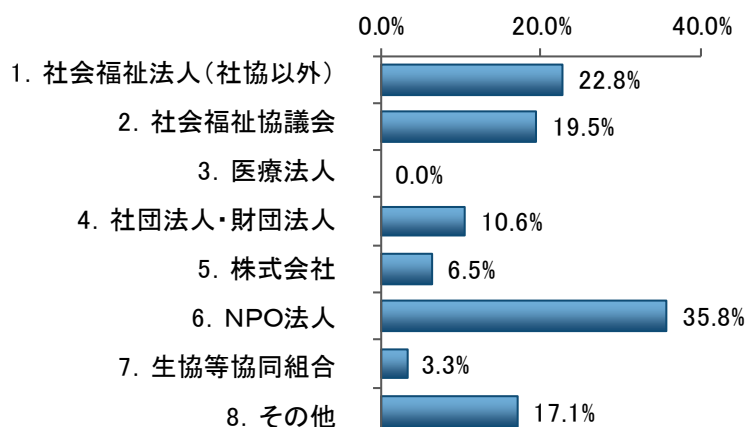


委託先について尋ねたところ、「6. NPO 法人」の割合が最も高く 35.8%、次いで「1. 社会福祉法人（社協以外）」が 22.8%、「2. 社会福祉協議会」は 19.5%であった。

図表 2-2-5 委託先について（複数回答）（N=123）

（複数回答）

	件数	%
1. 社会福祉法人（社協以外）	28	22.8%
2. 社会福祉協議会	24	19.5%
3. 医療法人	0	0.0%
4. 社団法人・財団法人	13	10.6%
5. 株式会社	8	6.5%
6. NPO法人	44	35.8%
7. 生協等協同組合	4	3.3%
8. その他	21	17.1%
全体	123	—



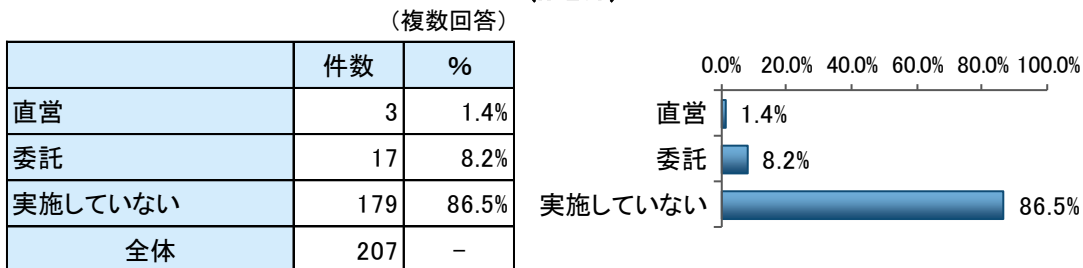
その他の委託先は以下のとおりであった。

宿泊施設（ホテル、旅館等）	7 件
コンソーシアム	3 件
広域実施・広域事業に参加	3 件
民泊	2 件
民間施設	
労働者協同組合	
更生保護法人	
公益財団法人	
企業組合	

■生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営について

生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営について尋ねたところ、「直営」が1.4%、「委託」が8.2%、「実施していない」は86.5%であった。

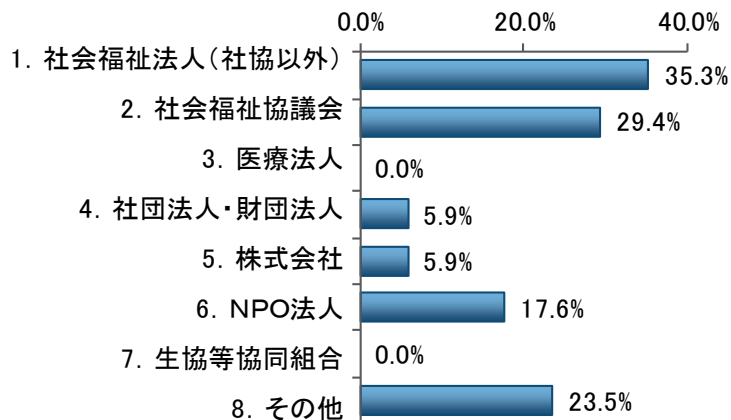
図表 2-2-6 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営について（複数回答）
(N=207)



委託先について尋ねたところ、「1. 社会福祉法人（社協以外）」の割合が最も高く 35.3%、次いで「2. 社会福祉協議会」が 29.4%、「8. その他」は 23.5%であった。

図表 2-2-7 委託先について（複数回答）(N=17)

	件数	%
1. 社会福祉法人(社協以外)	6	35.3%
2. 社会福祉協議会	5	29.4%
3. 医療法人	0	0.0%
4. 社団法人・財団法人	1	5.9%
5. 株式会社	1	5.9%
6. NPO法人	3	17.6%
7. 生協等協同組合	0	0.0%
8. その他	4	23.5%
全体	17	-



その他の委託先は以下のとおりであった。

共同実施・共同運営団体へ委託 2 件
社協と宿泊施設との契約により実施
企業組合、有限会社

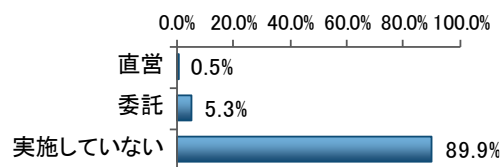
■地域居住支援事業について

地域居住支援事業の実施について尋ねたところ、「直営」が 0.5%、「委託」が 5.3%、「実施していない」は 89.9%であった。

図表 2-2-8 地域居住支援事業について（複数回答）（N=207）

（複数回答）

	件数	%
直営	1	0.5%
委託	11	5.3%
実施していない	186	89.9%
全体	207	-

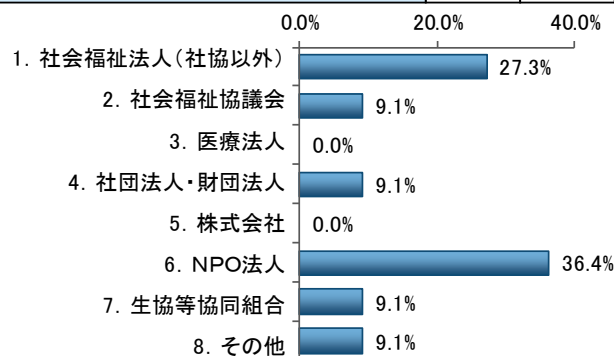


委託先は、「6. NPO 法人」の割合が最も高く 36.4%、次いで「1. 社会福祉法人（社協以外）」が 27.3%、「2. 社会福祉協議会」「4. 社団法人・財団法人」「7. 生協等協同組合」「8. その他」はともに 9.1%であった。

図表 2-2-9 委託先について（複数回答）（N=11）

（複数回答）

	件数	%
1. 社会福祉法人（社協以外）	3	27.3%
2. 社会福祉協議会	1	9.1%
3. 医療法人	0	0.0%
4. 社団法人・財団法人	1	9.1%
5. 株式会社	0	0.0%
6. NPO法人	4	36.4%
7. 生協等協同組合	1	9.1%
8. その他	1	9.1%
全体	11	-

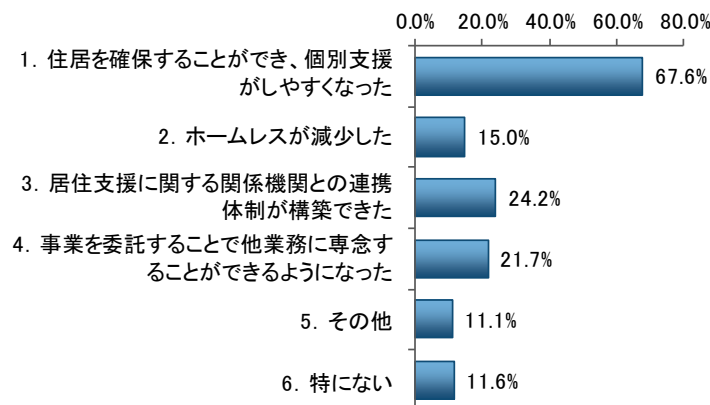


2.2.1.4 一時生活支援事業を実施したことによる効果

一時生活支援事業を実施したことによる効果について尋ねたところ、「1. 住居を確保することができ、個別支援がしやすくなった」の割合が最も高く 67.6%、「3. 居住支援に関する関係機関との連携体制が構築できた」が 24.2%、「4. 事業を委託することで他業務に専念することができるようになった」は 21.7%であった。

図表 2-2-10 一時生活支援事業を実施したことによる効果（複数回答）（N=207）

（複数回答）		
	件数	%
1. 住居を確保することができ、個別支援がしやすくなった	140	67.6%
2. ホームレスが減少した	31	15.0%
3. 居住支援に関する関係機関との連携体制が構築できた	50	24.2%
4. 事業を委託することで他業務に専念することができるようになった	45	21.7%
5. その他	23	11.1%
6. 特にない	24	11.6%
全体	207	-



その他の効果の主な回答は以下のとおりであった。

利用者がいない・実績がない	9 件
一次居場所ができた	4 件
就労に繋がった	2 件
支援の選択肢が増えた	2 件
ホームレス支援ができる	
他制度、施策では対応できない住居喪失者に対して即時的に対応できるようになった	
居住支援と就労支援により生活保護に至らず自立するケース	
路上死の防止、食料提供により、万引き等の防止につながっている	

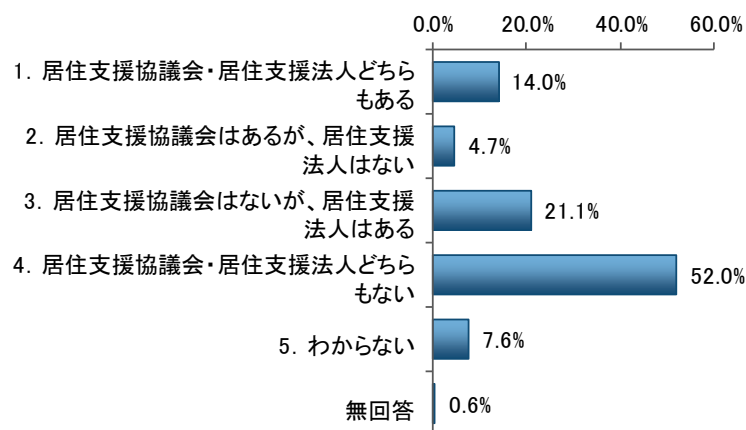
2.2.1.5 自治体の居住支援協議会の有無

居住支援協議会・居住支援法人はあるか尋ねたところ（都道府県設置の協議会は除く）、「4. 居住支援協議会・居住支援法人どちらもない」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「3. 居住支援協議会はないが、居住支援法人はある」が 21.1%、「1. 居住支援協議会・居住支援法人どちらもある」は 14.0%であった。

また、人口規模別の居住支援協議会・法人の有無をみると、人口 30 万人以上の自治体では「1. 居住支援協議会・居住支援法人どちらもある」が 46.2%と高い割合を占めるなど、人口規模が大きくなれば居住支援協議会・法人のある割合が大きくなっている。

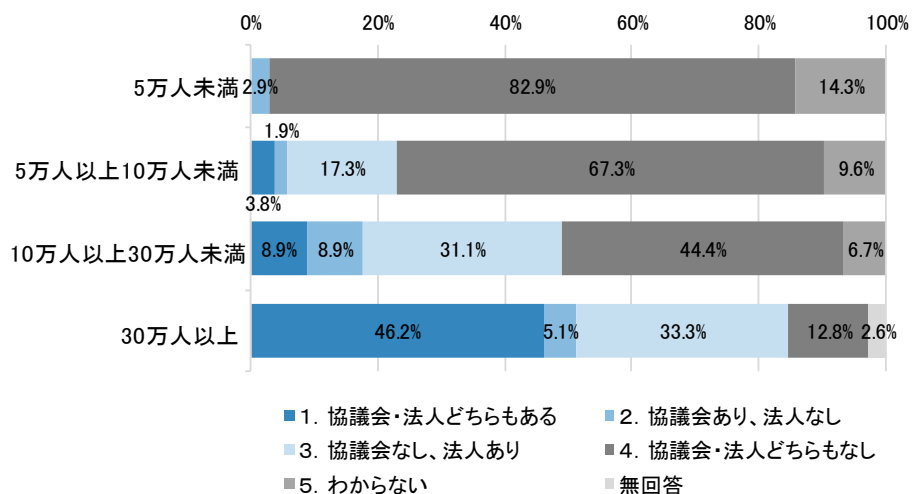
図表 2-2-11 自治体の居住支援協議会の有無（N=171）※都道府県を除いて集計

	件数	%
1. 居住支援協議会・居住支援法人どちらもある	24	14.0%
2. 居住支援協議会はあるが、居住支援法人はない	8	4.7%
3. 居住支援協議会はないが、居住支援法人はある	36	21.1%
4. 居住支援協議会・居住支援法人どちらもない	89	52.0%
5. わからない	13	7.6%
無回答	1	0.6%
合計	171	100.0%



図表 2-2-12 人口規模別の居住支援協議会・法人の有無（N=171）
※都道府県を除いて集計

		1. (5) 貴自治体の居住支援協議会・居住支援法人の有無						合計
		1. 協議会・法人どちらもある	2. 協議会あり、法人なし	3. 協議会なし、法人あり	4. 協議会・法人どちらもなし	5. わからない	無回答	
人口規模	5万人未満	0	1	0	29	5	0	35
		0.0%	2.9%	0.0%	82.9%	14.3%	0.0%	100.0%
	5万人以上10万人未満	2	1	9	35	5	0	52
		3.8%	1.9%	17.3%	67.3%	9.6%	0.0%	100.0%
	10万人以上30万人未満	4	4	14	20	3	0	45
		8.9%	8.9%	31.1%	44.4%	6.7%	0.0%	100.0%
	30万人以上	18	2	13	5	0	1	39
		46.2%	5.1%	33.3%	12.8%	0.0%	2.6%	100.0%
合計		24	8	36	89	13	1	171
		14.0%	4.7%	21.1%	52.0%	7.6%	0.6%	100.0%



2.2.1.6 自治体の相談支援実績

自立相談支援機関としての新規相談受付件数、インテークアセスメント票で「住まい不安定にチェックがついた件数」について 2022（R4）年度実績、2023（R5）年度実績としてそれぞれ尋ねたところ、以下のとおりとなった。

■新規相談受付件数

図表 2-2-13 新規相談受付件数
(2022 (R4) 年度 N=199、2023 (R5) 年度 N=196)

	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	199	196	－	－
平均	750.7	297.3	62.6	49.5
中央値	301.0	117	25.1	20
最小値	0	0	0	0
最大値	12001	4612	1000.1	768.7

※不明・無回答を除く

■インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェックがついた件数

図表 2-2-14 インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェックがついた件数
(2022 (R4) 年度・2023 (R5) 年度 N=142)

	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	142	142	－	－
平均	121.3	48.4	10.1	8.1
中央値	27.5	11.0	2.3	2
最小値	0	0	0	0
最大値	3513	1181	292.8	196.8

※不明・無回答を除く

前記「住まい不安定者」にチェックについた件数について、全体の新規相談受付件数に占める割合を算出し、人口規模別、居住支援法人の有無別にみたところ、以下のとおりとなった。割合の平均をみると、人口規模別、居住支援法人の有無別ともに、あまり大きな差はみられない。

※新規相談受付件数が不明、無回答、「0」は除いているため、ここでの合計値と前ページの件数とは合致しない。

図表 2-2-15 「住まい不安定」の割合（2022（R4）年度の新規相談受付件数に占める住まい不安定者が占める割合） 人口規模別

		「住まい不安定」の割合（R4）		
		N	平均	中央値
人口規模	5万人未満	22	15.6%	8.2%
	5万人以上10万人未満	43	16.6%	9.0%
	10万人以上30万人未満	39	11.8%	9.5%
	30万人以上	35	15.0%	13.0%
合計		139	14.7%	9.7%

図表 2-2-16 「住まい不安定」の割合（2022（R4）年度の新規相談受付件数に占める住まい不安定者が占める割合） 居住支援法人の有無別

		「住まい不安定」の割合（R4）		
		N	平均	中央値
居住支援法人の有無	法人あり	65	14.9%	11.1%
	法人なし・不明・無回答	74	14.5%	8.3%
合計		139	14.7%	9.7%

続いて、インテークアセスメント票で「ホームレス」にチェックがついた件数、プラン作成件数、シェルター事業延べ入所者数、地域居住支援事業の実績等について、件数を把握したのが次のとおりである。

■インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェックがついた件数

図表 2-2-17 インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェックがついた件数（2022（R4）年度 N=124、2023（R5）年度 N=120）

	令和4年度実績（一年間）	令和5年度実績（4～9月）	令和4年度実績（一年間）	令和5年度実績（4～9月）
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	124	120	－	－
平均	22.4	11.7	1.9	2.0
中央値	6	3	0.5	1
最小値	0	0	0	0
最大値	421	311	35.1	51.8

※不明・無回答を除く

■プラン作成件数

図表 2-2-18 プラン作成件数
(2022 (R4) 年度 N=193、2023 (R5) 年度 N=187)

	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	193	187	－	－
平均	218.1	98.1	18.2	16.4
中央値	73	29	6.1	5
最小値	0	0	0	0
最大値	4783	2159	398.6	359.8

■シェルター事業延べ入所者数

図表 2-2-19 シェルター事業延べ入所者数
(2022 (R4) 年度 N=137、2023 (R5) 年度 N=134)

	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	137	134	－	－
平均	77.3	44.0	6.4	7.3
中央値	5	2	0.4	0
最小値	0	0	0	0
最大値	4463	2794	371.9	465.7

※不明・無回答を除く

■地域居住支援事業「入居にあたっての支援をした実人数」 (※地域居住支援事業実施自治体のみ)

図表 2-2-20 地域居住支援事業「入居にあたっての支援をした実人数」
(2022 (R4) 年度 N=36、2023 (R5) 年度 N=37)

	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	36	37	－	－
平均	2.6	1.3	0.2	0.2
中央値	0	0	0.0	0
最小値	0	0	0	0
最大値	25	13	2.1	2.2

※不明・無回答を除く

■地域居住支援事業「居住を安定して継続するための支援をした実人数」
(※地域居住支援事業実施自治体のみ)

図表 2-2-21 地域居住支援事業「居住を安定して継続するための支援をした実人数」
(2022 (R4) 年度・2023 (R5) 年度 N=36)

	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	36	36	－	－
平均	1.6	0.8	0.1	0.1
中央値	0	0	0.0	0
最小値	0	0	0	0
最大値	20	13	1.7	2.2

※不明・無回答を除く

■生活困窮者自立支援制度に相談がきた中で、生活保護制度の窓口につないだ延べ件数
(※実際に受給につながったかどうかは問わない)

図表 2-2-22 生活困窮者自立支援制度の相談の中で生活保護制度の窓口につないだ延べ件数
(2022 (R4) 年度 N=129、2023 (R5) 年度 N=127)

	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	129	127	－	－
平均	52.8	27.1	4.4	4.5
中央値	22	11	1.8	2
最小値	0	0	0	0
最大値	523	331	43.6	55.2

※不明・無回答を除く

■一時生活支援事業の利用者で生活保護制度の窓口につないだ延べ件数
(※実際に受給につながったかどうかは問わない)

図表 2-2-23 一時生活支援事業利用者で生活保護制度の窓口につないだ延べ件数
(2022 (R4) 年度 N=131、2023 (R5) 年度 N=123)

	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)	令和4年度実績(一年間)	令和5年度実績(4～9月)
	件数	件数	月あたり件数	月あたり件数
回答数	131	123	－	－
平均	8.0	4.8	0.7	0.8
中央値	2	1	0.2	0
最小値	0	0	0	0
最大値	100	67	8.3	11.2

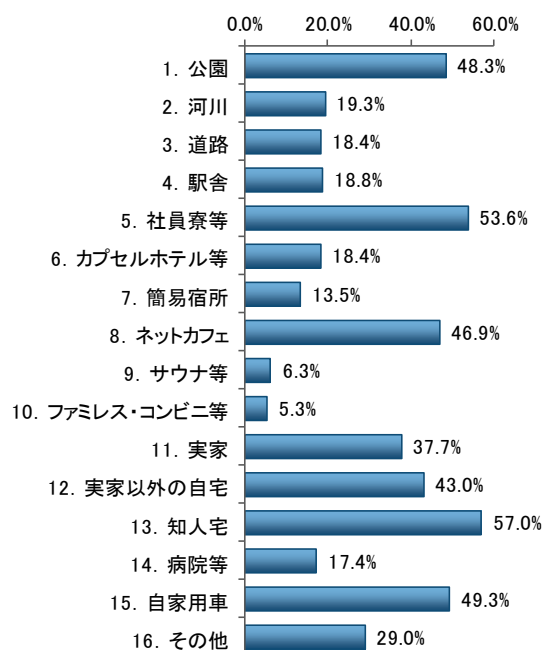
※不明・無回答を除く

2.2.1.7 一時生活支援事業の利用者の相談前の居所

一時生活支援事業の事業開始から回答時点までにおいて、利用者の相談前の居所について尋ねたところ、「13. 知人宅」が 57.0%と最も高く、次いで「5. 社員寮等」が 53.6%、「15. 自家用車」は 49.3%であった。

図表 2-2-24 一時生活支援事業の利用者の相談前の居所（複数回答）（N=207）

(複数回答)		
	件数	%
1. 公園	100	48.3%
2. 河川	40	19.3%
3. 道路	38	18.4%
4. 駅舎	39	18.8%
5. 社員寮等	111	53.6%
6. カプセルホテル等	38	18.4%
7. 簡易宿所	28	13.5%
8. ネットカフェ	97	46.9%
9. サウナ等	13	6.3%
10. ファミレス・コンビニ等	11	5.3%
11. 実家	78	37.7%
12. 実家以外の自宅	89	43.0%
13. 知人宅	118	57.0%
14. 病院等	36	17.4%
15. 自家用車	102	49.3%
16. その他	60	29.0%
全体	207	-



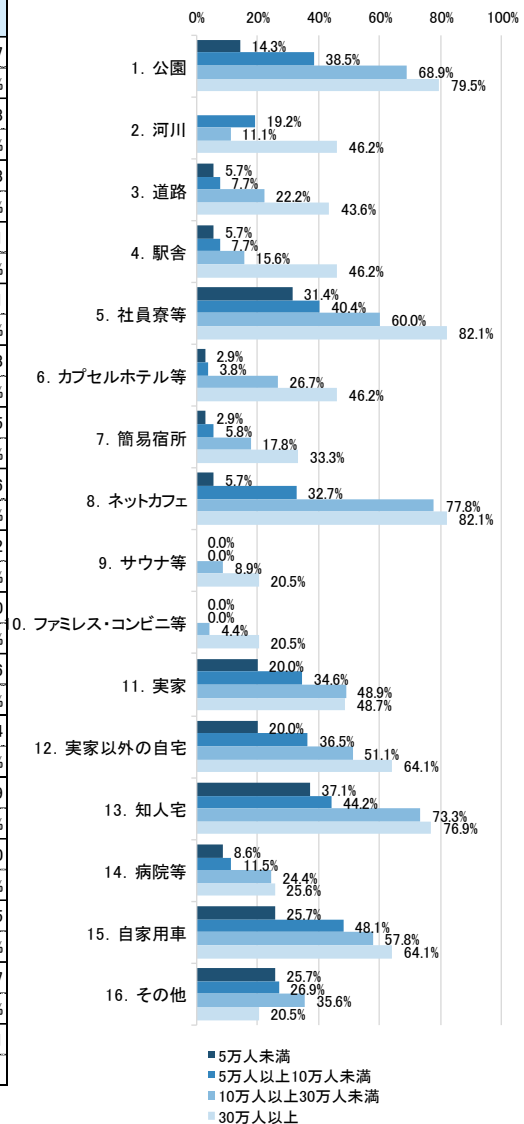
その他の居所は以下のとおりであった。

刑務所・拘置所・留置所 22 件
利用者がいない・実績がない 10 件
親族宅 5 件
更生施設 4 件
持家 3 件
ビジネスホテル 2 件
使われていないお墓
母子寮
道の駅
町役場
自殺企図者で一定の住居なし
廃屋
他市からの転入
自宅（夫が契約者）、他県の一時的利用
一時避難施設、日常生活支援居住施設
公民館
無料低額宿泊所
ギャンブル依存回復施設
Wi-Fi 環境のある場所（パチンコ店）、牛舎
寺院
海
港
バス停
警察署
DV シェルター

一時生活支援事業の事業開始から回答時点までにおいて、利用者の相談前の居所について人口規模別に集計したのが図表 2-2-25 である。人口規模が大きくなるにつれて割合は高くなっており、特に、社員寮等、ネットカフェについては 30 万人以上が 8 割を超える。一方、人口 5 万人未満であっても、社員寮、知人宅、自動車などは 2 割を超えており、人口規模が小さくても、住まいに不安のある利用者が一定数いたことがわかる。

図表 2-2-25 人口規模別の一時生活支援事業の利用者の相談前の居所（複数回答）
(N=171)

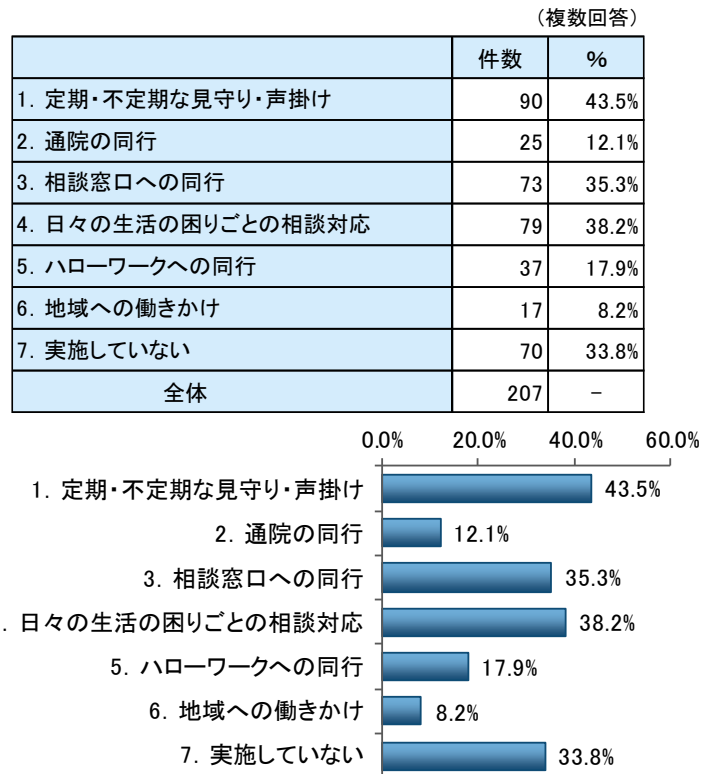
		人口規模				合計
		5万人未満	5万人以上 10万人未 満	10万人以上 30万人未 満	30万人以上	
利用者の 相談前の 居所	1. 公園	5	20	31	31	87
		14.3%	38.5%	68.9%	79.5%	50.9%
	2. 河川	0	10	5	18	33
		0.0%	19.2%	11.1%	46.2%	19.3%
	3. 道路	2	4	10	17	33
		5.7%	7.7%	22.2%	43.6%	19.3%
	4. 駅舎	2	4	7	18	31
		5.7%	7.7%	15.6%	46.2%	18.1%
	5. 社員寮等	11	21	27	32	91
		31.4%	40.4%	60.0%	82.1%	53.2%
	6. カプセルホテル等	1	2	12	18	33
		2.9%	3.8%	26.7%	46.2%	19.3%
	7. 簡易宿所	1	3	8	13	25
		2.9%	5.8%	17.8%	33.3%	14.6%
	8. ネットカフェ	2	17	35	32	86
		5.7%	32.7%	77.8%	82.1%	50.3%
	9. サウナ等	0	0	4	8	12
		0.0%	0.0%	8.9%	20.5%	7.0%
	10. ファミレス・コンビニ等	0	0	2	8	10
		0.0%	0.0%	4.4%	20.5%	5.8%
	11. 実家	7	18	22	19	66
		20.0%	34.6%	48.9%	48.7%	38.6%
	12. 実家以外の自宅	7	19	23	25	74
		20.0%	36.5%	51.1%	64.1%	43.3%
	13. 知人宅	13	23	33	30	99
		37.1%	44.2%	73.3%	76.9%	57.9%
	14. 病院等	3	6	11	10	30
		8.6%	11.5%	24.4%	25.6%	17.5%
	15. 自家用車	9	25	26	25	85
		25.7%	48.1%	57.8%	64.1%	49.7%
	16. その他	9	14	16	8	47
		25.7%	26.9%	35.6%	20.5%	27.5%
全体		35	52	45	39	171
		-	-	-	-	-



2. 2. 1. 8 一時生活支援事業の担当職員が実施する退所した人への支援

一時生活支援事業の利用者がシェルター等を退所した後、一時生活支援事業の担当職員が、その退所した人が継続的に居所に住み続けるために実施した支援（アフターフォロー）について尋ねたところ、「1. 定期・不定期な見守り・声掛け」の割合が最も高く 43.5%、次いで「4. 日々の生活の困りごとの相談対応」が 38.2%、「3. 相談窓口への同行」は 35.3%であった。

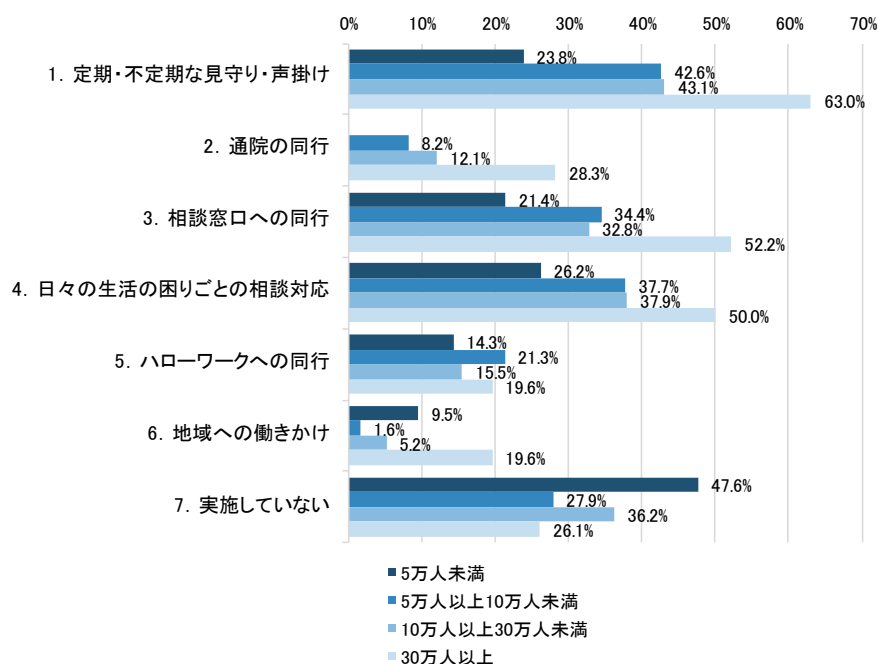
図表 2-2-26 一時生活支援事業の担当職員が実施する退所した人への支援（複数回答）
(N=207)



一時生活支援事業のアフターフォローの取組状況について、人口規模別にみると、人口規模が大きいほど、それぞれの取組が行われている傾向が見られる一方、人口 5 万人未満では「7. 実施していない」が約半数にのぼっている。

図表 2-2-27 人口規模別（複数回答）(N=207)

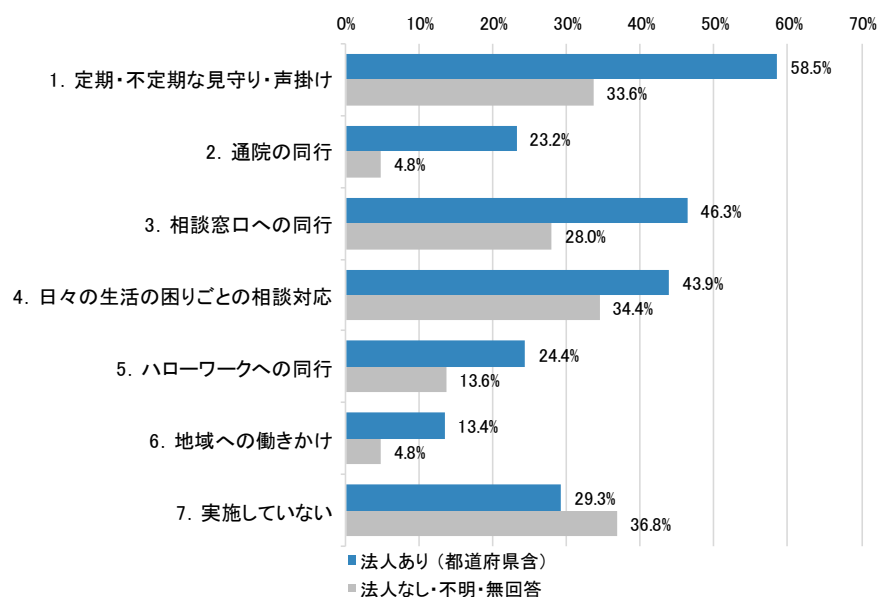
		人口規模				合計
		5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	
退 所 し た 人 へ の 支 援	1. 定期・不定期な見守り・声掛け	10	26	25	29	90
		23.8%	42.6%	43.1%	63.0%	43.5%
	2. 通院の同行	0	5	7	13	25
		0.0%	8.2%	12.1%	28.3%	12.1%
	3. 相談窓口への同行	9	21	19	24	73
		21.4%	34.4%	32.8%	52.2%	35.3%
	4. 日々の生活の困りごとの相談対応	11	23	22	23	79
		26.2%	37.7%	37.9%	50.0%	38.2%
	5. ハローワークへの同行	6	13	9	9	37
		14.3%	21.3%	15.5%	19.6%	17.9%
	6. 地域への働きかけ	4	1	3	9	17
		9.5%	1.6%	5.2%	19.6%	8.2%
	7. 実施していない	20	17	21	12	70
		47.6%	27.9%	36.2%	26.1%	33.8%
全体		42	61	58	46	207
		-	-	-	-	-



一時生活支援事業のアフターフォローの取組状況について、居住支援法人の有無別にみると、居住支援法人有りの自治体の方が、それ以外の自治体よりも、それぞれの取組の割合が高くなっており、特に、法人ありの「1. 定期・不定期的な見守り・声掛け」は法人なしの約2倍の58.5%、法人ありの「2. 通院の同行」は法人なしの5倍弱となっている。なお、人口規模が大きければ居住支援法人のある自治体の割合が多くなる傾向があることから、居住支援法人の有無だけではなく、人口規模の影響を受けている可能性もあることに留意が必要である。

図表 2-2-28 居住支援法人の有無別（複数回答）（N=207）

		居住支援法人の有無別		合計
		法人あり (都道府県 含)	法人なし・ 不明・無回 答	
退 所 し た 人 へ の 支 援	1. 定期・不定期的な見守り・声掛け	48 58.5%	42 33.6%	90 43.5%
	2. 通院の同行	19 23.2%	6 4.8%	25 12.1%
	3. 相談窓口への同行	38 46.3%	35 28.0%	73 35.3%
	4. 日々の生活の困りごとの相談対応	36 43.9%	43 34.4%	79 38.2%
	5. ハローワークへの同行	20 24.4%	17 13.6%	37 17.9%
	6. 地域への働きかけ	11 13.4%	6 4.8%	17 8.2%
	7. 実施していない	24 29.3%	46 36.8%	70 33.8%
	全体	82 -	125 -	207 -

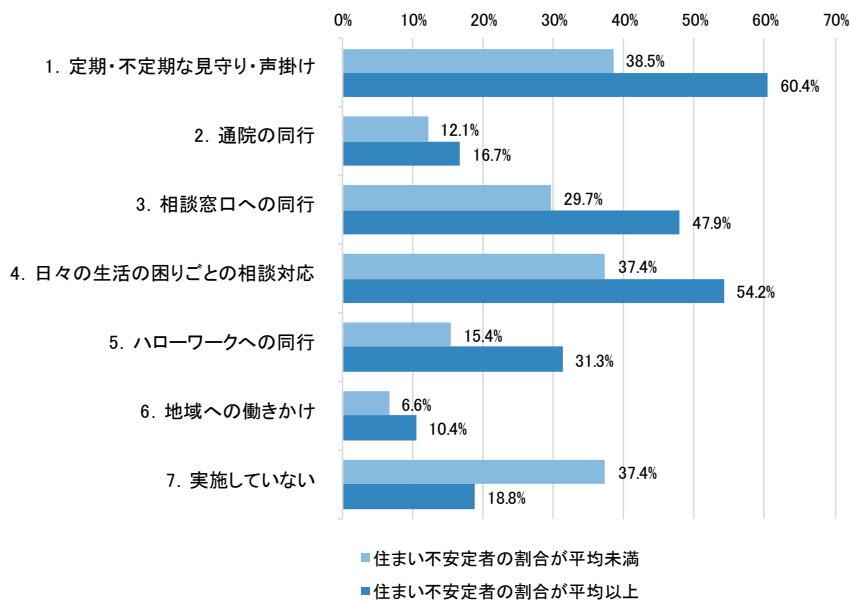


一時生活支援事業のアフターフォローの取組状況について、新規相談受付件数に対しての「住まい不安定者」の割合が全体の平均以上と平均未満とで区分してみると、「住まい不安定者」が平均以上の自治体の方が、平均未満の自治体と比べて各種取組を行っている。

図表 2-2-29 「住まい不安定」の割合
 (2022 (R4) 年度の新規相談受付件数に占める住まい不安定者が占める割合)
 (複数回答) (N=207)

		住まい不安定者の割合別		合計
		住まい不安定者の割合が平均未満	住まい不安定者の割合が平均以上	
退所した人への支援	1. 定期・不定期な見守り・声掛け	35 38.5%	29 60.4%	90 43.5%
	2. 通院の同行	11 12.1%	8 16.7%	25 12.1%
	3. 相談窓口への同行	27 29.7%	23 47.9%	73 35.3%
	4. 日々の生活の困りごとの相談対応	34 37.4%	26 54.2%	79 38.2%
	5. ハローワークへの同行	14 15.4%	15 31.3%	37 17.9%
	6. 地域への働きかけ	6 6.6%	5 10.4%	17 8.2%
	7. 実施していない	34 37.4%	9 18.8%	70 33.8%
	全体	91 -	48 -	207 -

※合計は、住まい不安定者の割合が無回答・不明も含めている

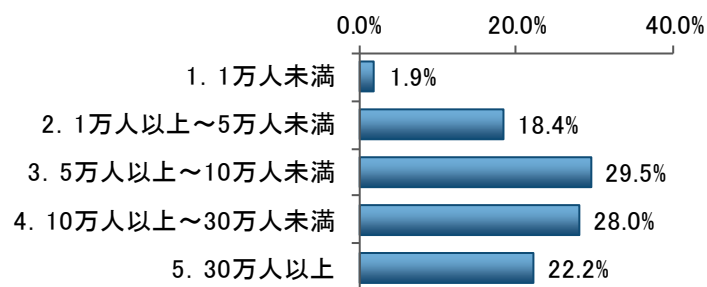


2.2.1.9 管内の人口

2023 (R5) 年 4 月 1 日時点の管内の人口について尋ねたところ、「3. 5 万人以上～10 万人未満」の割合が最も高く 29.5%、次いで「4. 10 万人以上～30 万人未満」が 28.0%、「5. 30 万人以上」は 22.2%であった。

図表 2-2-30 管内の人口 (N=207)

	件数	%
1. 1万人未満	4	1.9%
2. 1万人以上～5万人未満	38	18.4%
3. 5万人以上～10万人未満	61	29.5%
4. 10万人以上～30万人未満	58	28.0%
5. 30万人以上	46	22.2%
合計	207	100.0%



2.2.2 居住支援ニーズの把握について

2.2.2.1 一時生活支援事業実施前における「居住支援ニーズ」の把握の有無について

生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業実施前の時点において、居住支援ニーズの取組について尋ねたところ（図表 2-2-31）、「30. 居住支援ニーズは把握していない」の割合が最も高く 34.8%、次いで「2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集」が 32.9%、「5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集」は 32.4%であった。

2.2.2.2 一時生活支援事業実施中における「居住支援ニーズ」の把握の有無について

生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業実施中の時点において、居住支援ニーズの取組について尋ねたところ（図表 2-2-31）、「2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集」の割合が最も高く 47.8%、次いで「5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集」が 41.1%、「4. ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」は 30.4%であった。

一時生活支援事業の実施前よりも、実施中の方が「居住支援ニーズ」の把握の割合が高くなっている。特に実施前と実施中との差が大きいものとしては、「2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集」、「6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集」「8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集」「9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集」「22. 庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集」などであった。一時生活支援事業を実施しながら、民間を含めた住宅関係の各関係者と居住支援ニーズの把握に取り組んでいることがうかがえる。

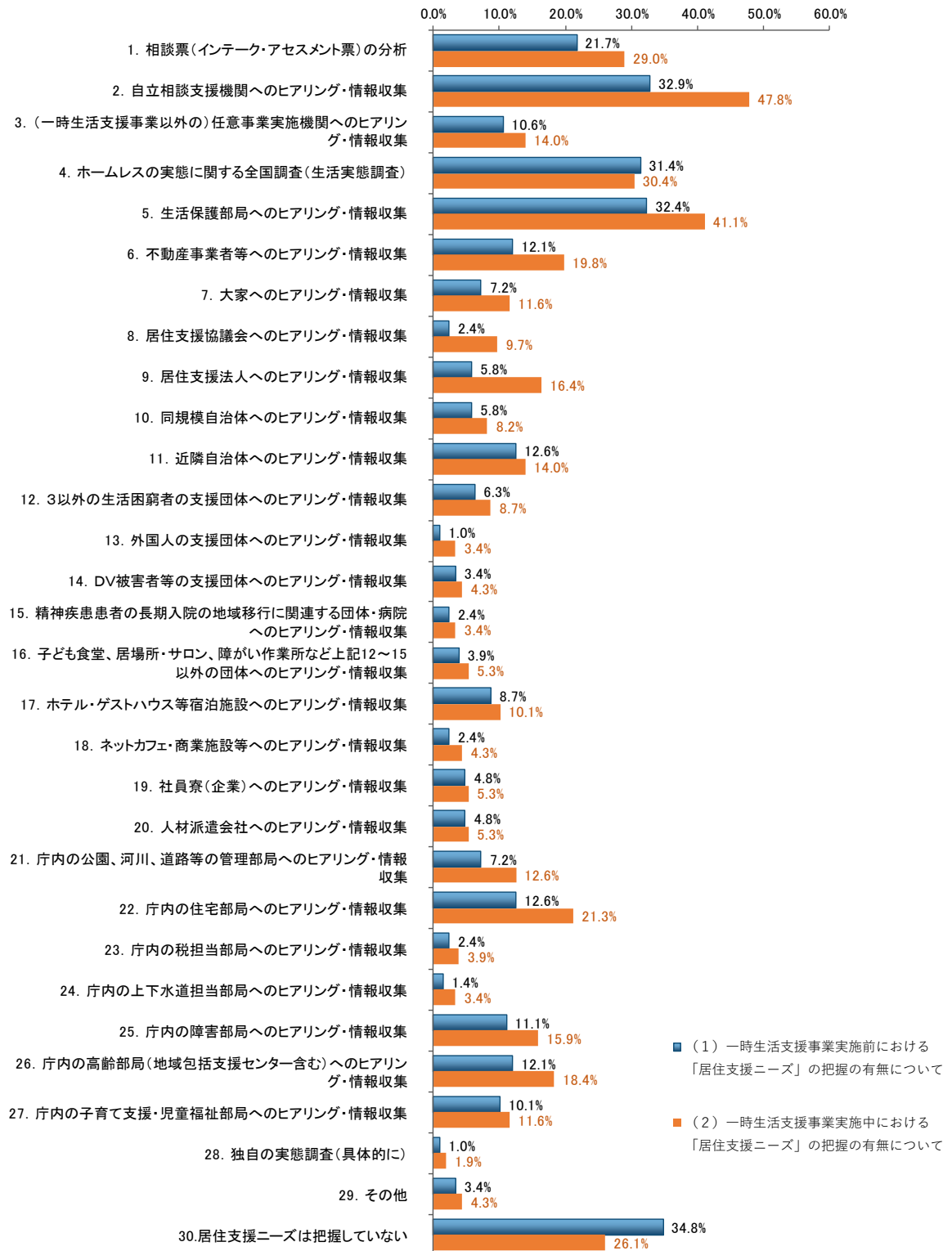
一時生活支援事業実施前と実施中の時点における居住支援ニーズの取組について、人口規模別に集計したのが図表 2-2-32 である。実施前と実施中とを比較すると、実施前は 30 万人以上の取組は、10 万人以上 30 万人未満の自治体と比べて割合が少ない項目も多かったが、実施中となると人口規模が大きくなるに連れて、取組の割合が高くなる傾向がみられる。一時生活支援事業の実施を通じて、特に大都市において新たに居住支援ニーズを把握する取組が開始されたと考えることができる。一方、「30. 居住支援ニーズを実施していない」自治体を見ると、人口 5 万人未満が、実施前は 52.4%、実施中は 40.5%と依然として高い割合を占めており、人口規模が小さい福祉事務所設置自治体においては、居住支援ニーズの把握は、まだ十分にされていないことがうかがえる。

次に、「住まい不安定者」の割合が平均以上か平均未満か別の取組状況をみると（図表 2-2-33）、実施前は、あまり大きな差はみられないが、実施中では、「住まい不安定者」の割合が平均以上の方が全般的に「住まい不安定者」の割合が平均未満よりも高い割合を示している。特に、「1. 相談票の分析」「5. 生活保護部局へのヒアリング」は、「住まい不安定者」の割合が平均未満の自治体よりも 10 ポイント以上高い。一時生活支援事業を取組始めていく中で、居住支援ニーズを改めて関係者と把握していることが垣間見える。

図表 2-2-31 一時生活支援事業実施前・実施中の「居住支援ニーズ」の把握（複数回答）
（N=207）

（複数回答）

		事業実施前		事業実施中	
		件数	%	件数	%
自立相談支援 機関・生活保 護関係	1. 相談票（インテーク・アセスメント票）の分析	45	21.7%	60	29.0%
	2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集	68	32.9%	99	47.8%
	3. （一時生活支援事業以外の）任意事業実施機関へのヒアリング・情報収集	22	10.6%	29	14.0%
	4. ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	65	31.4%	63	30.4%
	5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集	67	32.4%	85	41.1%
住宅事業者関 係	6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集	25	12.1%	41	19.8%
	7. 大家へのヒアリング・情報収集	15	7.2%	24	11.6%
	8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集	5	2.4%	20	9.7%
	9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集	12	5.8%	34	16.4%
自治体関係	10. 同規模自治体へのヒアリング・情報収集	12	5.8%	17	8.2%
	11. 近隣自治体へのヒアリング・情報収集	26	12.6%	29	14.0%
支援団体関係	12. 3以外の生活困窮者の支援団体へのヒアリング・情報収集	13	6.3%	18	8.7%
	13. 外国人の支援団体へのヒアリング・情報収集	2	1.0%	7	3.4%
	14. DV被害者等の支援団体へのヒアリング・情報収集	7	3.4%	9	4.3%
	15. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院へのヒアリング・情報収集	5	2.4%	7	3.4%
	16. 子ども食堂、居場所・サロン、障がい作業所など上記12～15以外の団体へのヒアリング・情報収集	8	3.9%	11	5.3%
民間事業者関 係	17. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設へのヒアリング・情報収集	18	8.7%	21	10.1%
	18. ネットカフェ・商業施設等へのヒアリング・情報収集	5	2.4%	9	4.3%
	19. 社員寮（企業）へのヒアリング・情報収集	10	4.8%	11	5.3%
	20. 人材派遣会社へのヒアリング・情報収集	10	4.8%	11	5.3%
行政の関係部 署関係	21. 庁内の公園、河川、道路等の管理部局へのヒアリング・情報収集	15	7.2%	26	12.6%
	22. 庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集	26	12.6%	44	21.3%
	23. 庁内の税担当部局へのヒアリング・情報収集	5	2.4%	8	3.9%
	24. 庁内の上下水道担当部局へのヒアリング・情報収集	3	1.4%	7	3.4%
	25. 庁内の障害部局へのヒアリング・情報収集	23	11.1%	33	15.9%
	26. 庁内の高齢部局（地域包括支援センター含む）へのヒアリング・情報収集	25	12.1%	38	18.4%
	27. 庁内の子育て支援・児童福祉部局へのヒアリング・情報収集	21	10.1%	24	11.6%
その他	28. 独自の実態調査（具体的に）	2	1.0%	4	1.9%
	29. その他	7	3.4%	9	4.3%
	30. 居住支援ニーズは把握していない	72	34.8%	54	26.1%
	全体	207	-	207	-

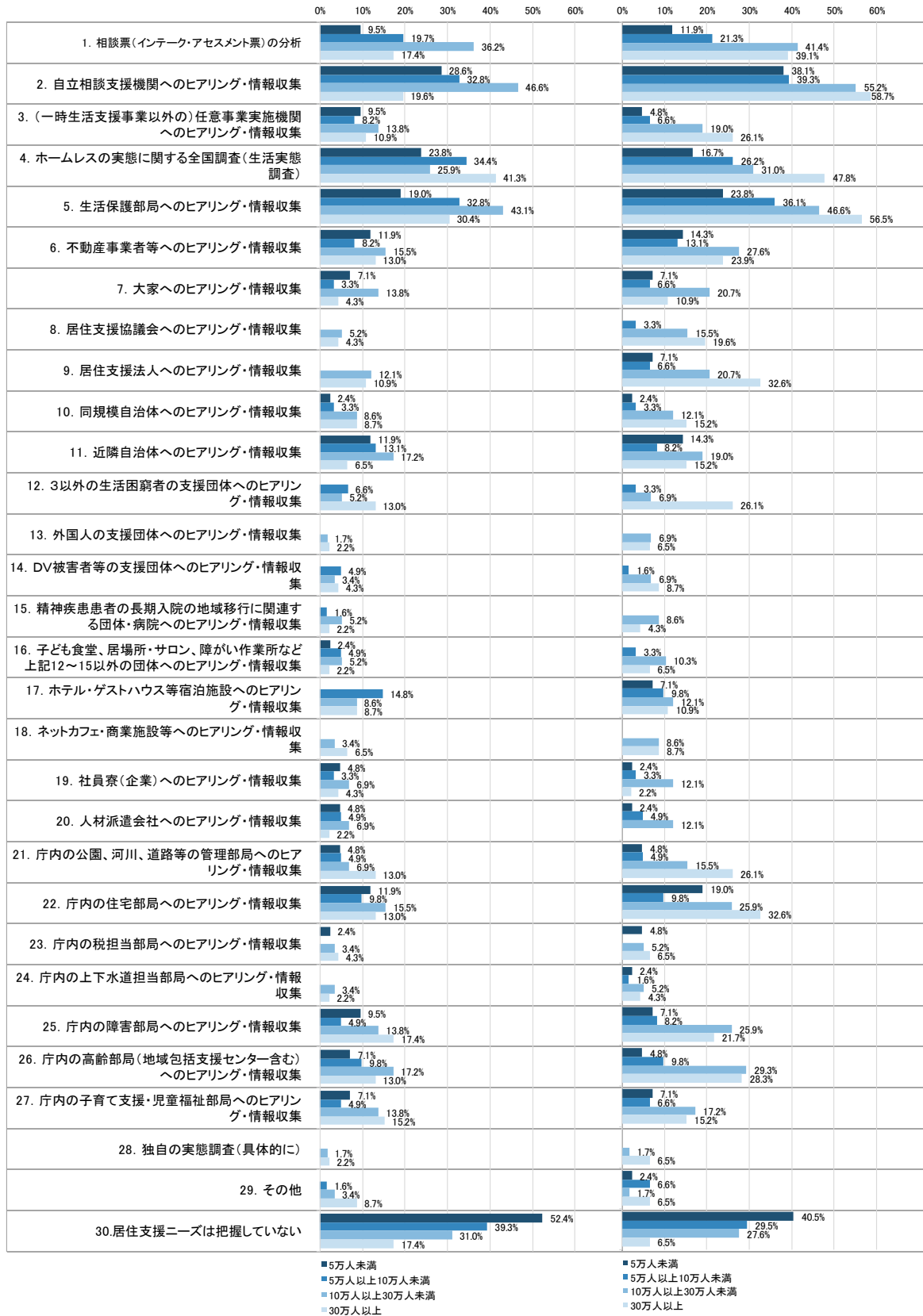


図表 2-2-32 一時生活支援事業実施前・中における「居住支援ニーズ」の把握の有無について
人口規模別（複数回答）（N=207）

		一時生活支援事業実施前					一時生活支援事業実施中					
		人口規模				合計	人口規模				合計	
		5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	30万人以上		5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	30万人以上		
一時生活支援事業における「居住支援ニーズ」の把握の有無について	自立相談支援機関・生活保護関係	1. 相談票（インテーク・アセスメント票）の分析	4	12	21	8	45	5	13	24	18	60
			9.5%	19.7%	36.2%	17.4%	21.7%	11.9%	21.3%	41.4%	39.1%	29.0%
		2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集	12	20	27	9	68	16	24	32	27	99
			28.6%	32.8%	46.6%	19.6%	32.9%	38.1%	39.3%	55.2%	58.7%	47.8%
		3. （一時生活支援事業以外の）任意事業実施機関へのヒアリング・情報収集	4	5	8	5	22	2	4	11	12	29
			9.5%	8.2%	13.8%	10.9%	10.6%	4.8%	6.6%	19.0%	26.1%	14.0%
	4. ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	10	21	15	19	65	7	16	18	22	63	
		23.8%	34.4%	25.9%	41.3%	31.4%	16.7%	26.2%	31.0%	47.8%	30.4%	
	5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集	8	20	25	14	67	10	22	27	26	85	
		19.0%	32.8%	43.1%	30.4%	32.4%	23.8%	36.1%	46.6%	56.5%	41.1%	
	住宅事業者関係	6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集	5	5	9	6	25	6	8	16	11	41
			11.9%	8.2%	15.5%	13.0%	12.1%	14.3%	13.1%	27.6%	23.9%	19.8%
		7. 大家へのヒアリング・情報収集	3	2	8	2	15	3	4	12	5	24
			7.1%	3.3%	13.8%	4.3%	7.2%	7.1%	6.6%	20.7%	10.9%	11.6%
		8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集	0	0	3	2	5	0	2	9	9	20
			0.0%	0.0%	5.2%	4.3%	2.4%	0.0%	3.3%	15.5%	19.6%	9.7%
	9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集	0	0	7	5	12	3	4	12	15	34	
		0.0%	0.0%	12.1%	10.9%	5.8%	7.1%	6.6%	20.7%	32.6%	16.4%	
	自治体関係	10. 同規模自治体へのヒアリング・情報収集	1	2	5	4	12	1	2	7	7	17
			2.4%	3.3%	8.6%	8.7%	5.8%	2.4%	3.3%	12.1%	15.2%	8.2%
		11. 近隣自治体へのヒアリング・情報収集	5	8	10	3	26	6	5	11	7	29
	11.9%		13.1%	17.2%	6.5%	12.6%	14.3%	8.2%	19.0%	15.2%	14.0%	
	支援団体関係	12. 3以外の生活困窮者の支援団体へのヒアリング・情報収集	0	4	3	6	13	0	2	4	12	18
			0.0%	6.6%	5.2%	13.0%	6.3%	0.0%	3.3%	6.9%	26.1%	8.7%
		13. 外国人の支援団体へのヒアリング・情報収集	0	0	1	1	2	0	0	4	3	7
			0.0%	0.0%	1.7%	2.2%	1.0%	0.0%	0.0%	6.9%	6.5%	3.4%
		14. DV被害者等の支援団体へのヒアリング・情報収集	0	3	2	2	7	0	1	4	4	9
			0.0%	4.9%	3.4%	4.3%	3.4%	0.0%	1.6%	6.9%	8.7%	4.3%
	民間事業者関係	15. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院へのヒアリング・情報収集	0	1	3	1	5	0	0	5	2	7
			0.0%	1.6%	5.2%	2.2%	2.4%	0.0%	0.0%	8.6%	4.3%	3.4%
		16. 子ども食堂・居場所・サロン、障がい作業所など上記12～15以外の団体へのヒアリング・情報収集	1	3	3	1	8	0	2	6	3	11
			2.4%	4.9%	5.2%	2.2%	3.9%	0.0%	3.3%	10.3%	6.5%	5.3%
	行政の関係部署関係	17. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設へのヒアリング・情報収集	0	9	5	4	18	3	6	7	5	21
			0.0%	14.8%	8.6%	8.7%	8.7%	7.1%	9.8%	12.1%	10.9%	10.1%
		18. ネットカフェ・商業施設等へのヒアリング・情報収集	0	0	2	3	5	0	0	5	4	9
			0.0%	0.0%	3.4%	6.5%	2.4%	0.0%	0.0%	8.6%	8.7%	4.3%
	その他	19. 社員寮（企業）へのヒアリング・情報収集	2	2	4	2	10	1	2	7	1	11
			4.8%	3.3%	6.9%	4.3%	4.8%	2.4%	3.3%	12.1%	2.2%	5.3%
		20. 人材派遣会社へのヒアリング・情報収集	2	3	4	1	10	1	3	7	0	11
			4.8%	4.9%	6.9%	2.2%	4.8%	2.4%	4.9%	12.1%	0.0%	5.3%
		21. 庁内の公園、河川、道路等の管理部局へのヒアリング・情報収集	2	3	4	6	15	2	3	9	12	26
			4.8%	4.9%	6.9%	13.0%	7.2%	4.8%	4.9%	15.5%	26.1%	12.6%
	その他	22. 庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集	5	6	9	6	26	8	6	15	15	44
			11.9%	9.8%	15.5%	13.0%	12.6%	19.0%	9.8%	25.9%	32.6%	21.3%
		23. 庁内の税担当部局へのヒアリング・情報収集	1	0	2	2	5	2	0	3	3	8
			2.4%	0.0%	3.4%	4.3%	2.4%	4.8%	0.0%	5.2%	6.5%	3.9%
		24. 庁内の上下水道担当部局へのヒアリング・情報収集	0	0	2	1	3	1	1	3	2	7
			0.0%	0.0%	3.4%	2.2%	1.4%	2.4%	1.6%	5.2%	4.3%	3.4%
	その他	25. 庁内の障害部局へのヒアリング・情報収集	4	3	8	8	23	3	5	15	10	33
			9.5%	4.9%	13.8%	17.4%	11.1%	7.1%	8.2%	25.9%	21.7%	15.9%
		26. 庁内の高齢部局（地域包括支援センター含む）へのヒアリング・情報収集	3	6	10	6	25	2	6	17	13	38
			7.1%	9.8%	17.2%	13.0%	12.1%	4.8%	9.8%	29.3%	28.3%	18.4%
		27. 庁内の子育て支援・児童福祉部局へのヒアリング・情報収集	3	3	8	7	21	3	4	10	7	24
			7.1%	4.9%	13.8%	15.2%	10.1%	7.1%	6.6%	17.2%	15.2%	11.6%
	その他	28. 独自の実態調査（具体的に）	0	0	1	1	2	0	0	1	3	4
			0.0%	0.0%	1.7%	2.2%	1.0%	0.0%	0.0%	1.7%	6.5%	1.9%
		29. その他	0	1	2	4	7	1	4	1	3	9
	0.0%		1.6%	3.4%	8.7%	3.4%	2.4%	6.6%	1.7%	6.5%	4.3%	
	30. 居住支援ニーズは把握していない	22	24	18	8	72	17	18	16	3	54	
		52.4%	39.3%	31.0%	17.4%	34.8%	40.5%	29.5%	27.6%	6.5%	26.1%	
全体		42	61	58	46	207	42	61	58	46	207	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

一時生活支援事業実施前

一時生活支援事業実施中



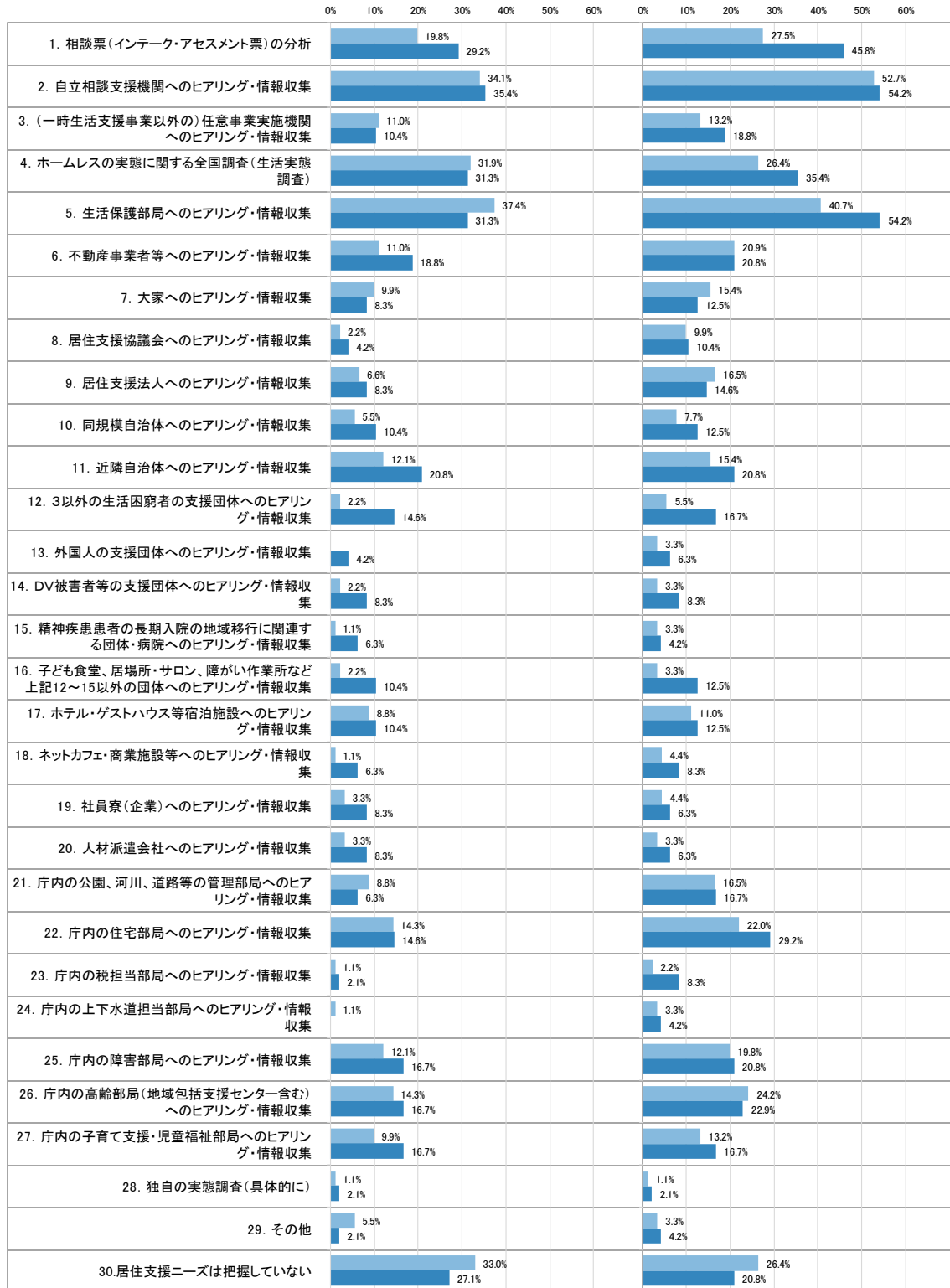
図表 2-2-33 新規相談者数に対する住まい不安定者の割合（2022（R4）年度）別
（複数回答）（N=207）

			一時生活支援事業実施前		一時生活支援事業実施中			
			住まいが不安定な割合		合計	住まいが不安定な割合		合計
			住まい不安定者の割合が平均未満	住まい不安定者の割合が平均以上		住まい不安定者の割合が平均未満	住まい不安定者の割合が平均以上	
一時生活支援事業実施前における「居住支援ニーズ」の把握の有無について	自立相談支援機関・生活保護関係	1. 相談票（インタビュー・アセスメント票）の分析	18	14	45	25	22	60
			19.8%	29.2%	21.7%	27.5%	45.8%	29.0%
		2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集	31	17	68	48	26	99
			34.1%	35.4%	32.9%	52.7%	54.2%	47.8%
		3. （一時生活支援事業以外の）任意事業実施機関へのヒアリング・情報収集	10	5	22	12	9	29
			11.0%	10.4%	10.6%	13.2%	18.8%	14.0%
	住宅事業者関係	4. ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	29	15	65	24	17	63
			31.9%	31.3%	31.4%	26.4%	35.4%	30.4%
		5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集	34	15	67	37	26	85
			37.4%	31.3%	32.4%	40.7%	54.2%	41.1%
		6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集	10	9	25	19	10	41
			11.0%	18.8%	12.1%	20.9%	20.8%	19.8%
	自治体関係	7. 大家へのヒアリング・情報収集	9	4	15	14	6	24
			9.9%	8.3%	7.2%	15.4%	12.5%	11.6%
		8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集	2	2	5	9	5	20
			2.2%	4.2%	2.4%	9.9%	10.4%	9.7%
	支援団体関係	9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集	6	4	12	15	7	34
			6.6%	8.3%	5.8%	16.5%	14.6%	16.4%
		10. 同規模自治体へのヒアリング・情報収集	5	5	12	7	6	17
			5.5%	10.4%	5.8%	7.7%	12.5%	8.2%
		11. 近隣自治体へのヒアリング・情報収集	11	10	26	14	10	29
			12.1%	20.8%	12.6%	15.4%	20.8%	14.0%
	民間事業者関係	12. 3以外の生活困窮者の支援団体へのヒアリング・情報収集	2	7	13	5	8	18
			2.2%	14.6%	6.3%	5.5%	16.7%	8.7%
		13. 外国人の支援団体へのヒアリング・情報収集	0	2	2	3	3	7
			0.0%	4.2%	1.0%	3.3%	6.3%	3.4%
		14. DV被害者等の支援団体へのヒアリング・情報収集	2	4	7	3	4	9
			2.2%	8.3%	3.4%	3.3%	8.3%	4.3%
	行政の関係部署関係	15. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院へのヒアリング・情報収集	1	3	5	3	2	7
			1.1%	6.3%	2.4%	3.3%	4.2%	3.4%
16. 子ども食堂、居場所・サロン、障がい作業所など上記12～15以外の団体へのヒアリング・情報収集		2	5	8	3	6	11	
		2.2%	10.4%	3.9%	3.3%	12.5%	5.3%	
17. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設へのヒアリング・情報収集		8	5	18	10	6	21	
		8.8%	10.4%	8.7%	11.0%	12.5%	10.1%	
その他	18. ネットカフェ・商業施設等へのヒアリング・情報収集	1	3	5	4	4	9	
		1.1%	6.3%	2.4%	4.4%	8.3%	4.3%	
	19. 社員寮（企業）へのヒアリング・情報収集	3	4	10	4	3	11	
		3.3%	8.3%	4.8%	4.4%	6.3%	5.3%	
	20. 人材派遣会社へのヒアリング・情報収集	3	4	10	3	3	11	
		3.3%	8.3%	4.8%	3.3%	6.3%	5.3%	
その他	21. 庁内の公園、河川、道路等の管理部局へのヒアリング・情報収集	8	3	15	15	8	26	
		8.8%	6.3%	7.2%	16.5%	16.7%	12.6%	
	22. 庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集	13	7	26	20	14	44	
		14.3%	14.6%	12.6%	22.0%	29.2%	21.3%	
	23. 庁内の税担当部局へのヒアリング・情報収集	1	1	5	2	4	8	
		1.1%	2.1%	2.4%	2.2%	8.3%	3.9%	
	24. 庁内の上下水道担当部局へのヒアリング・情報収集	1	0	3	3	2	7	
		1.1%	0.0%	1.4%	3.3%	4.2%	3.4%	
	25. 庁内の障害部局へのヒアリング・情報収集	11	8	23	18	10	33	
		12.1%	16.7%	11.1%	19.8%	20.8%	15.9%	
その他	26. 庁内の高齢部局（地域包括支援センター含む）へのヒアリング・情報収集	13	8	25	22	11	38	
		14.3%	16.7%	12.1%	24.2%	22.9%	18.4%	
	27. 庁内の子育て支援・児童福祉部局へのヒアリング・情報収集	9	8	21	12	8	24	
		9.9%	16.7%	10.1%	13.2%	16.7%	11.6%	
その他	28. 独自の実態調査（具体的に）	1	1	2	1	1	4	
		1.1%	2.1%	1.0%	1.1%	2.1%	1.9%	
	29. その他	5	1	7	3	2	9	
		5.5%	2.1%	3.4%	3.3%	4.2%	4.3%	
その他	30. 居住支援ニーズは把握していない	30	13	72	24	10	54	
		33.0%	27.1%	34.8%	26.4%	20.8%	26.1%	
全体			91	48	207	91	48	207
			-	-	-	-	-	-

※合計は、住まい不安定者の割合が無回答・不明を含めている

一時生活支援事業実施前

一時生活支援事業実施中



■ 住まい不安定者の割合が平均未満
■ 住まい不安定者の割合が平均以上

■ 住まい不安定者の割合が平均未満
■ 住まい不安定者の割合が平均以上

■独自の実態調査の具体的な内容

独自の実態調査の主な内容はそれぞれ以下のとおりであった。

一時生活支援事業実施前
市内、居住支援団体へのヒアリング、情報収集
ホームレス巡回相談事業による管内のホームレスの実態把握
一時生活支援事業実施中
住宅部局と連携した県内市の住宅部局、高齢部局、障害部局等との意見交換
一時生活支援事業利用者へのアンケート
有識者懇談会による意見聴取

■その他の内容

その他の主な内容はそれぞれ以下のとおりであった。

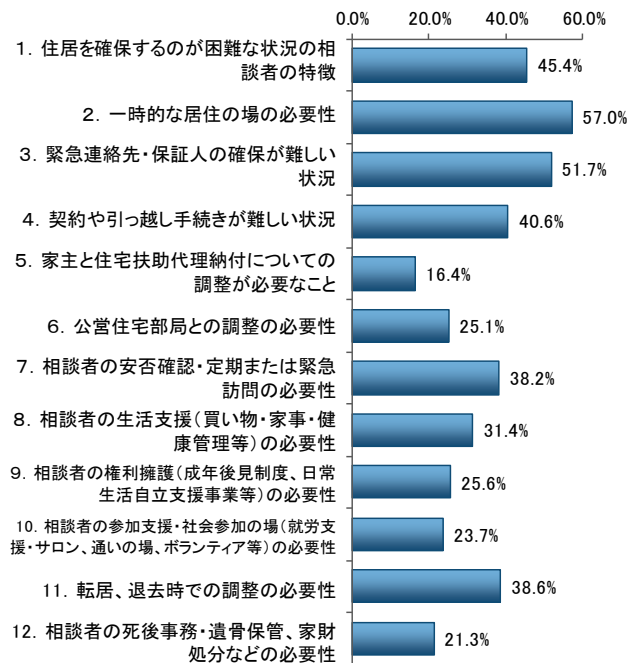
一時生活支援事業実施前
ハローワークへのヒアリング・情報収集
社会福祉法人と連携したパイロット事業実施による
ホームレス支援団体との情報交換
ニーズ把握のための記録が残っていない
一時生活支援事業実施中
警察からの情報提供
県住宅供給公社主催の居住支援体制構築等会議の開催
居住支援協議会設立に向けた研修会
ハローワークへのヒアリング・情報収集
利用者がいない
ホームレス支援団体との情報交換
居住生活移行支援事業実施団体への聴き取り
一時生活事業委託事業者からの報告、庁内の女性支援担当へのヒアリング・情報収集

2.2.2.3 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について

前問（2.2.2.1と2.2.2.2.）で、1～29のいずれかを回答した場合、各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について尋ねたところ、「2. 一時的な居住の場の必要性」の割合が最も高く57.0%、次いで「3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況」が51.7%、「1. 住居を確保するのが困難な状況の相談者の特徴」は45.4%であった。

図表 2-2-34 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について（複数回答）
(N=207)

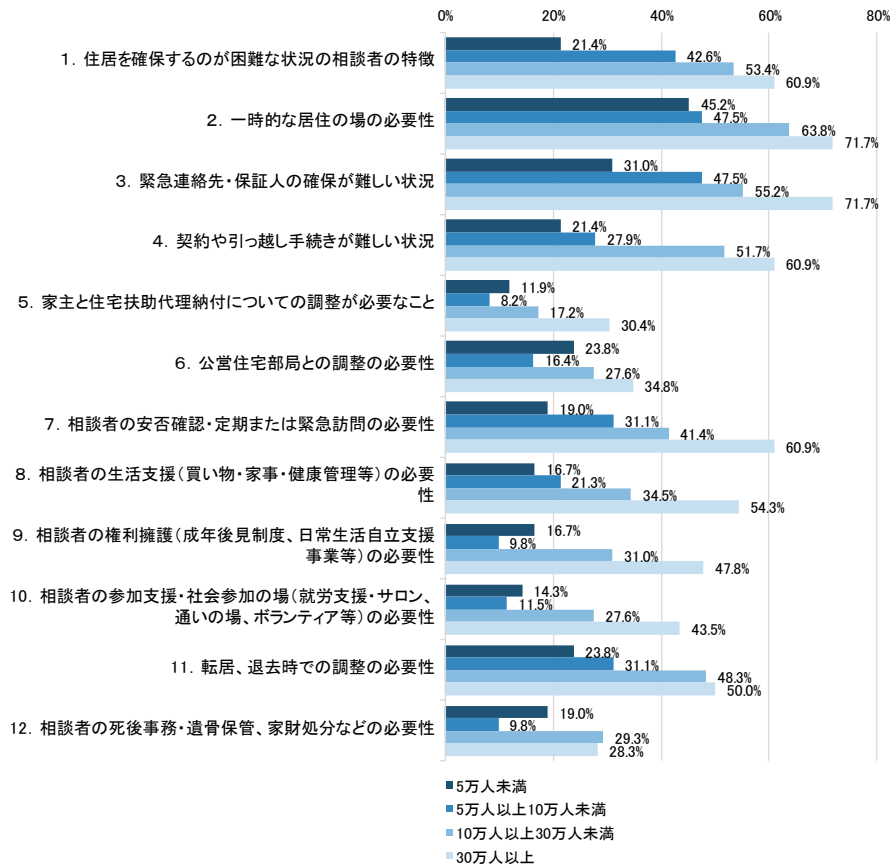
		(複数回答)	
		件数	%
入居時 [居住確保に 関する居住支 援ニーズ]	1. 住居を確保するのが困難な状況の相談者の特徴	94	45.4%
	2. 一時的な居住の場の必要性	118	57.0%
	3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況	107	51.7%
	4. 契約や引っ越し手続きが難しい状況	84	40.6%
	5. 家主と住宅扶助代理納付についての調整が必要なこと	34	16.4%
	6. 公営住宅部局との調整の必要性	52	25.1%
入居中 [見守り・参加 支援]	7. 相談者の安否確認・定期または緊急訪問の必要性	79	38.2%
	8. 相談者の生活支援(買い物・家事・健康管理等)の必要性	65	31.4%
	9. 相談者の権利擁護(成年後見制度、日常生活自立支援事業等)の必要性	53	25.6%
	10. 相談者の参加支援・社会参加の場(就労支援・サロン、通いの場、ボランティア等)の必要性	49	23.7%
退去時(死後 事務含む) [転居・死後 ニーズ]	11. 転居、退去時での調整の必要性	80	38.6%
	12. 相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性	44	21.3%
全体		207	-



各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」の回答結果について、人口規模別に集計したところ、特に、「2. 一時的な居住の場の必要性」と「3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況」は、人口 30 万人以上だと 7 割を超えている一方、5 万人未満では 3~4 割とどまっており、人口規模別により差が大きく、なかでも「7. 相談者の安否確認・定期または緊急訪問の必要性」「8. 相談者の生活支援の必要性」は 3 倍以上の開きがみられた。

図表 2-2-35 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について
人口規模別（複数回答）（N=207）

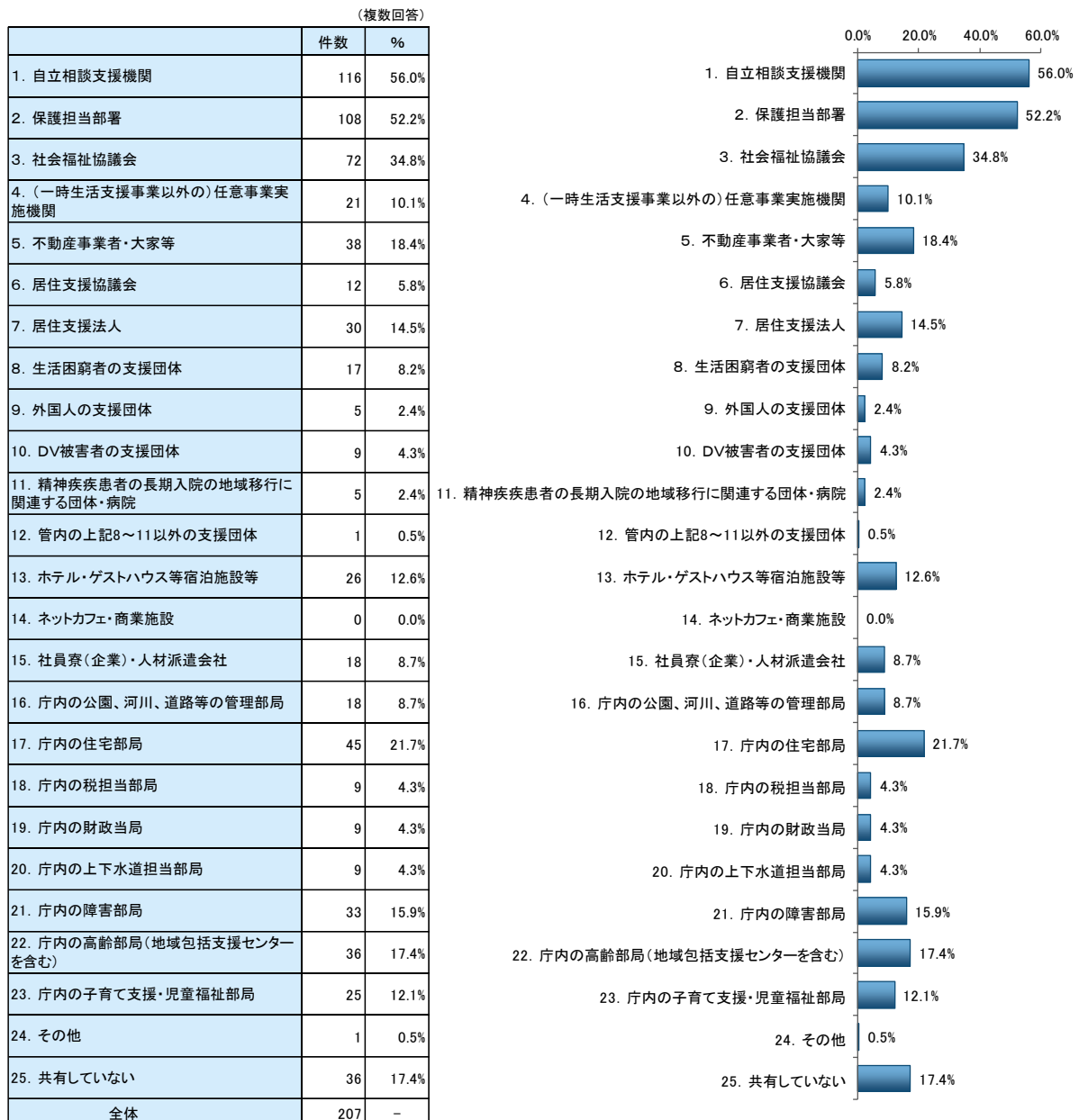
			人口規模				合計
			5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	30万人以上	
各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について	入居時 〔居住確保に関する居住支援ニーズ〕	1. 住居を確保するのが困難な状況の相談者の特徴	9	26	31	28	94
			21.4%	42.6%	53.4%	60.9%	45.4%
		2. 一時的な居住の場の必要性	19	29	37	33	118
			45.2%	47.5%	63.8%	71.7%	57.0%
		3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況	13	29	32	33	107
			31.0%	47.5%	55.2%	71.7%	51.7%
		4. 契約や引っ越し手続きが難しい状況	9	17	30	28	84
			21.4%	27.9%	51.7%	60.9%	40.6%
	5. 家主と住宅扶助代理納付についての調整が必要なこと	5	5	10	14	34	
		11.9%	8.2%	17.2%	30.4%	16.4%	
	6. 公営住宅部局との調整の必要性	10	10	16	16	52	
		23.8%	16.4%	27.6%	34.8%	25.1%	
	入居中 〔見守り・参加支援〕	7. 相談者の安否確認・定期または緊急訪問の必要性	8	19	24	28	79
			19.0%	31.1%	41.4%	60.9%	38.2%
		8. 相談者の生活支援（買い物・家事・健康管理等）の必要性	7	13	20	25	65
			16.7%	21.3%	34.5%	54.3%	31.4%
		9. 相談者の権利擁護（成年後見制度、日常生活自立支援事業等）の必要性	7	6	18	22	53
			16.7%	9.8%	31.0%	47.8%	25.6%
退去時（死後事務含む） 〔転居・死後ニーズ〕	10. 相談者の参加支援・社会参加の場（就労支援・サロン、通いの場、ボランティア等）の必要性	6	7	16	20	49	
		14.3%	11.5%	27.6%	43.5%	23.7%	
	11. 転居、退去時での調整の必要性	10	19	28	23	80	
		23.8%	31.1%	48.3%	50.0%	38.6%	
	12. 相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性	8	6	17	13	44	
		19.0%	9.8%	29.3%	28.3%	21.3%	
全体			42	61	58	46	207
			-	-	-	-	-



2.2.2.4 居住支援ニーズの把握結果の共有

2.2.2.1 と 2.2.2.2. の設問で把握した居住支援ニーズについて、対象者の支援や支援施策実施等のため関係者と共有したか尋ねた。共有した場合、どこの関係機関か尋ねたところ、「1. 自立相談支援機関」の割合が最も高く 56.0%、次いで「2. 保護担当部署」が 52.2%、「3. 社会福祉協議会」は 34.8%であった。また、「25. 共有していない」と回答した割合は 17.4%であった。

図表 2-2-36 居住支援ニーズの把握結果の共有（複数回答）（N=207）



「12. 管内の上記 8～11 以外の支援団体」については以下のとおりであった。

精神疾患による任意入院先

その他の関係者は以下のとおりであった。

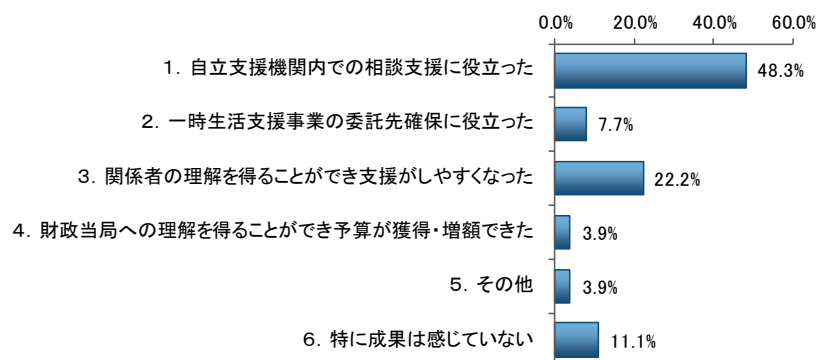
県の住宅部局
ハローワーク
市役所、町役場

2.2.2.5 居住支援ニーズの把握結果の共有の成果

2.2.2.1 と 2.2.2.2. の設問で把握した居住支援ニーズについて、関係者間と共有した場合、共有の成果を尋ねたところ、「1. 自立支援機関内での相談支援に役立った」の割合が最も高く 48.3%、次いで「3. 関係者の理解を得ることができ支援がしやすくなった」が 22.2%、「6. 特に成果は感じていない」は 11.1%であった。

図表 2-2-37 居住支援ニーズの把握結果の共有の成果（複数回答）（N=207）

(複数回答)		
	件数	%
1. 自立支援機関内での相談支援に役立った	100	48.3%
2. 一時生活支援事業の委託先確保に役立った	16	7.7%
3. 関係者の理解を得ることができ支援がしやすくなった	46	22.2%
4. 財政当局への理解を得ることができ予算が獲得・増額できた	8	3.9%
5. その他	8	3.9%
6. 特に成果は感じていない	23	11.1%
全体	207	-



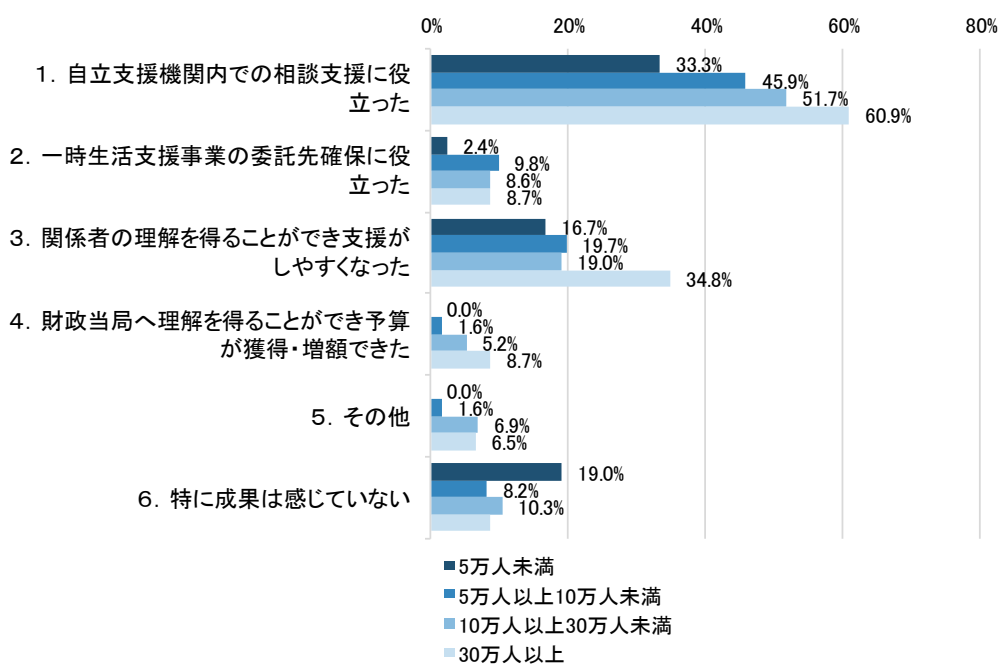
その他の主な成果は以下のとおりであった。

関心が低かった住宅部局の意識醸成に役立った
居住支援協議会設立に向け、課題を把握することができた
一時生活支援事業および居宅生活移行支援事業の実施方針を考える材料にしている
自立支援相談機関と福祉事務所との連携に役立っている

2.2.2.1 と 2.2.2.2. の設問で把握した居住支援ニーズについて、関係者間と共有した場合、共有の成果を尋ねた設問において、人口規模別に集計したところ、特に、「1. 自立支援機関内での相談支援に役立った」と「3. 関係者の理解を得ることができ支援がしやすくなった」は、人口 30 万人以上が他よりも高い割合を示した。

図表 2-2-38 人口規模別・居住支援ニーズの把握結果の共有の成果（複数回答）（N=207）

		人口規模				合計
		5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	
居住支援 ニーズの 把握結果の 共有の成果	1. 自立支援機関内での相談支援に役立った	14	28	30	28	100
		33.3%	45.9%	51.7%	60.9%	48.3%
	2. 一時生活支援事業の委託先確保に役立った	1	6	5	4	16
		2.4%	9.8%	8.6%	8.7%	7.7%
	3. 関係者の理解を得ることができ支援がしやすくなった	7	12	11	16	46
		16.7%	19.7%	19.0%	34.8%	22.2%
	4. 財政当局へ理解を得ることができ予算が獲得・増額できた	0	1	3	4	8
		0.0%	1.6%	5.2%	8.7%	3.9%
	5. その他	0	1	4	3	8
		0.0%	1.6%	6.9%	6.5%	3.9%
	6. 特に成果は感じていない	8	5	6	4	23
		19.0%	8.2%	10.3%	8.7%	11.1%
全体		42	61	58	46	207
		-	-	-	-	-

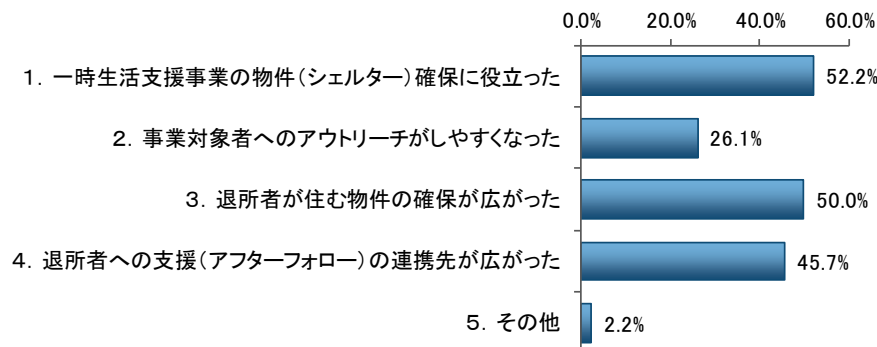


2.2.2.6 関係者の理解が進み支援がしやすくなった内容

2.2.2.5で「3. 関係者の理解を得ることができ支援がしやすくなった」と回答した場合、具体的にどのように支援がしやすくなったか尋ねたところ、「1. 一時生活支援事業の物件（シェルター）確保に役立った」の割合が最も高く 52.2%、次いで「3. 退所者が住む物件の確保が広がった」が 50.0%、「4. 退所者への支援（アフターフォロー）の連携先が広がった」は 45.7%であった。

図表 2-2-39 関係者の理解が進み支援がしやすくなった内容（複数回答）（N=46）

(複数回答)		
	件数	%
1. 一時生活支援事業の物件（シェルター）確保に役立った	24	52.2%
2. 事業対象者へのアウトリーチがしやすくなった	12	26.1%
3. 退所者が住む物件の確保が広がった	23	50.0%
4. 退所者への支援（アフターフォロー）の連携先が広がった	21	45.7%
5. その他	1	2.2%
全体	46	—



その他の支援がしやすくなった内容は以下のとおりであった。

連絡調整の効率化

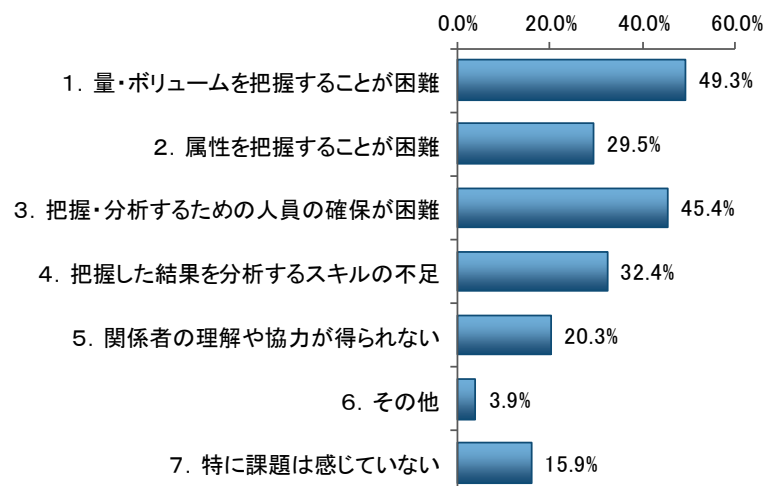
2.2.2.7 居住支援ニーズを把握する上での課題

居住支援ニーズを把握する上での課題について尋ねたところ、「1. 量・ボリュームを把握することが困難」の割合が 49.3%と最も高く、次いで「3. 把握・分析するための人員の確保が困難」が 45.4%、「4. 把握した結果を分析するスキルの不足」は 32.4%であった。

図表 2-2-40 居住支援ニーズを把握する上での課題（複数回答）（N=207）

（複数回答）

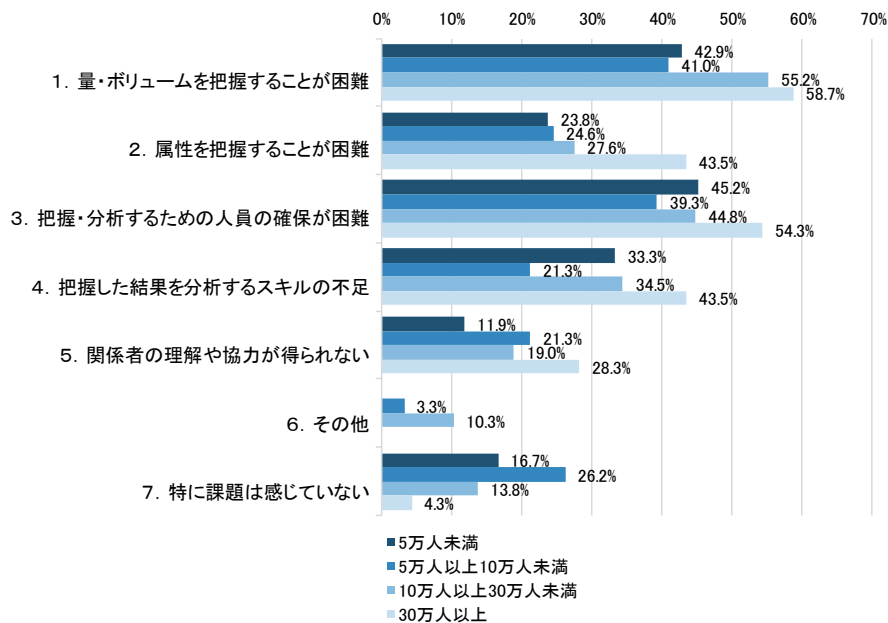
	件数	%
1. 量・ボリュームを把握することが困難	102	49.3%
2. 属性を把握することが困難	61	29.5%
3. 把握・分析するための人員の確保が困難	94	45.4%
4. 把握した結果を分析するスキルの不足	67	32.4%
5. 関係者の理解や協力が得られない	42	20.3%
6. その他	8	3.9%
7. 特に課題は感じていない	33	15.9%
全体	207	—



人口規模別にみると、特に人口 30 万人以上においてそれぞれの項目が高くなっているが、なかでも「2. 属性を把握することが困難」は他の人口区分と比較して突出して高く 43.5%であった。

図表 2-2-41 居住支援ニーズを把握する上での課題 人口規模別（複数回答）（N=207）

		人口規模				合計
		5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	
居住支援ニーズを把握する上での課題	1. 量・ボリュームを把握することが困難	18 42.9%	25 41.0%	32 55.2%	27 58.7%	102 49.3%
	2. 属性を把握することが困難	10 23.8%	15 24.6%	16 27.6%	20 43.5%	61 29.5%
	3. 把握・分析するための人員の確保が困難	19 45.2%	24 39.3%	26 44.8%	25 54.3%	94 45.4%
	4. 把握した結果を分析するスキルの不足	14 33.3%	13 21.3%	20 34.5%	20 43.5%	67 32.4%
	5. 関係者の理解や協力が得られない	5 11.9%	13 21.3%	11 19.0%	13 28.3%	42 20.3%
	6. その他	0 0.0%	2 3.3%	6 10.3%	0 0.0%	8 3.9%
	7. 特に課題は感じていない	7 16.7%	16 26.2%	8 13.8%	2 4.3%	33 15.9%
	全体	42 -	61 -	58 -	46 -	207 -

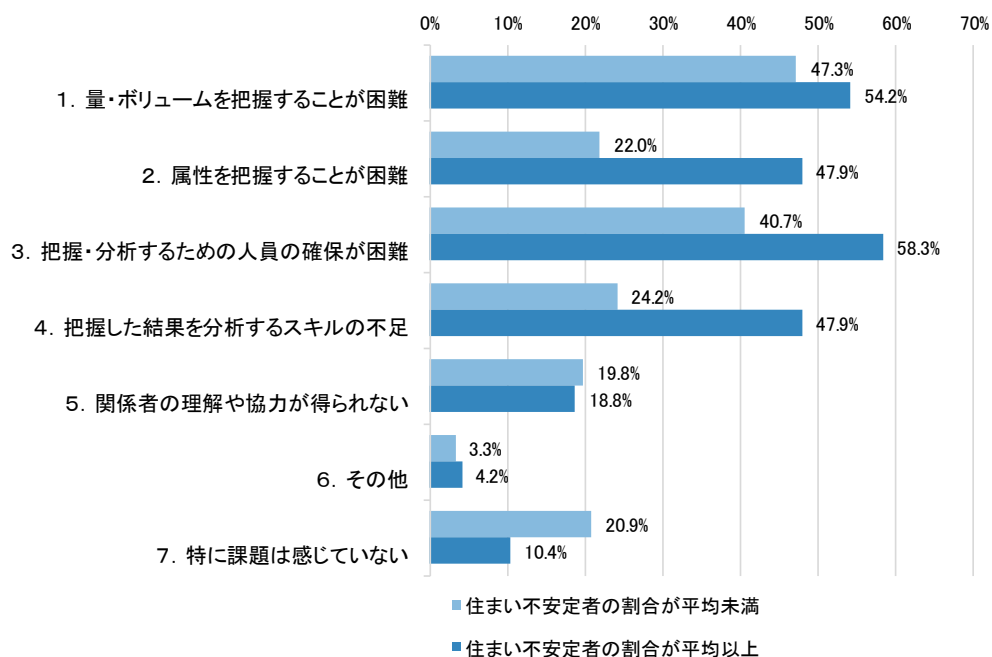


新規相談受付件数に対する「住まい不安定者」の割合が全体の平均以上か平均未満かの区別で集計すると、平均以上の自治体の方がどの項目においても課題と捉える割合が高く、特に、「3. 把握・分析するための人員の確保が困難」「4. 把握した結果を分析するスキルの不足」については20ポイント以上、平均未満の自治体よりも高い割合を示している。

図表 2-2-42 「住まい不安定」の割合（2022（R4）年度の新規相談受付件数に占める住まい不安定者が占める割合）（複数回答）（N=207）

		住まいが不安定な割合		合計
		住まい不安定者の割合が平均未満	住まい不安定者の割合が平均以上	
居住支援ニーズを把握する上での課題	1. 量・ボリュームを把握することが困難	43 47.3%	26 54.2%	102 49.3%
	2. 属性を把握することが困難	20 22.0%	23 47.9%	61 29.5%
	3. 把握・分析するための人員の確保が困難	37 40.7%	28 58.3%	94 45.4%
	4. 把握した結果を分析するスキルの不足	22 24.2%	23 47.9%	67 32.4%
	5. 関係者の理解や協力が得られない	18 19.8%	9 18.8%	42 20.3%
	6. その他	3 3.3%	2 4.2%	8 3.9%
	7. 特に課題は感じていない	19 20.9%	5 10.4%	33 15.9%
	全体	91 -	48 -	207 -

※合計は、住まい不安定者の割合が無回答・不明を含めている



その他の主な課題は以下のとおりであった。

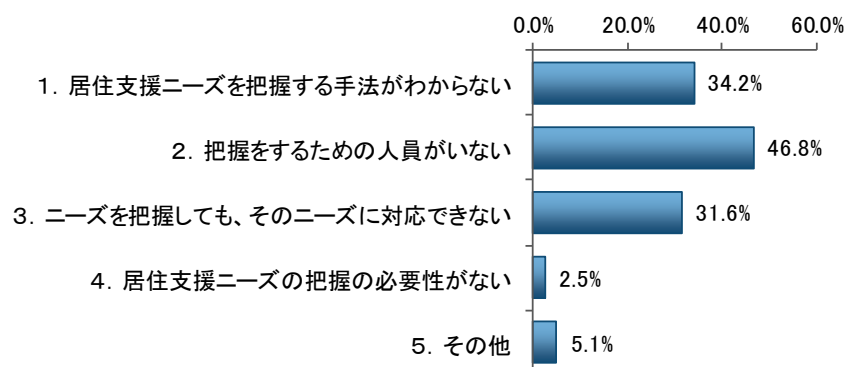
様々な部局を跨ぐ内容であるため、全容把握が困難
関係機関が増やせない
把握すべき内容とその活用方法を明確にすることが困難
本人が話したらない
総量としてのニーズの把握より、各相談者のニーズに沿った支援が必要だと考える
郡部部署のため管轄が広く、地域のニーズが異なる
ホームレスは、家賃滞納や解雇、DV、虐待等によりある日突然発生するため、事前に把握のしようがない

2.2.2.8 居住支援ニーズの把握をしていない理由

一時生活支援事業の実施前、あるいは実施中においても居住支援ニーズを把握していないと回答した場合、把握を行っていない理由について尋ねたところ、「2. 把握をするための人員がいない」の割合が最も高く 46.8%、「1. 居住支援ニーズを把握する手法がわからない」が 34.2%、「3. ニーズを把握しても、そのニーズに対応できない」は 31.6%であった。

図表 2-2-43 居住支援ニーズの把握をしていない理由（複数回答）（N=79）

	件数	%
1. 居住支援ニーズを把握する手法がわからない	27	34.2%
2. 把握をするための人員がいない	37	46.8%
3. ニーズを把握しても、そのニーズに対応できない	25	31.6%
4. 居住支援ニーズの把握の必要性がない	2	2.5%
5. その他	4	5.1%
全体	79	—



その他の主な理由は以下のとおりであった。

制度（一時生活支援事業）開始前から支援を行っているため、開始前のニーズ把握の手法が追跡できないため
支援が必要と思われるケースについて、関係機関から情報提供があるため
実際に支援をしているのは生活保護ケースワーカーのため
情報が入った段階で対応している
ホームレスは、家賃滞納や解雇、DV、虐待等によりある日突然発生するため、事前に把握のしようがない
各部署にて把握していたため

2.2.2.9 居住支援ニーズの把握の必要性がないと回答した理由

2.2.2.8 で「4. 居住支援ニーズの把握の必要性がない」と回答した場合、その理由について尋ねたところ回答は以下のとおりであった。

図表 2-2-44 居住支援ニーズの把握の必要性がないと回答した理由（自由記述）

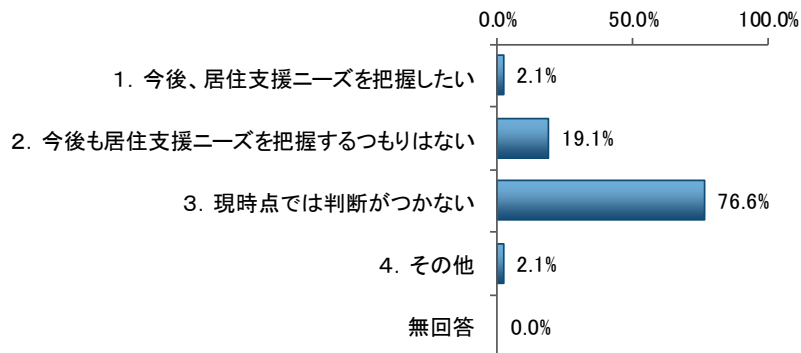
居住支援に関しては、自立相談支援機関、生活保護担当部署からも特に問題とされるようなことがなく、また居住支援が必要とされるケースも少なく、自立相談支援機関の相談支援員またはケースワーカーでの対応ができているため
管内の利用者が少数であり、委託先の NPO 法人も関係機関と密に連携していることから、傾向を押さえずとも、個々のニーズに応じた支援を提供できているため

2.2.2.10 今後の居住支援ニーズの把握の動向

2.2.2.1 と 2.2.2.2. で「30. 居住支援ニーズは把握していない」と回答した場合、今後居住支援ニーズの把握を行う予定はあるか尋ねたところ、「3. 現時点では判断がつかない」の割合が最も高く 76.6%、次いで「2. 今後も居住支援ニーズを把握するつもりはない」が 19.1%、「1. 今後、居住支援ニーズを把握したい」「4. その他」がともに 2.1%であった。

図表 2-2-45 今後の居住支援ニーズの把握の動向（N=47）

	件数	%
1. 今後、居住支援ニーズを把握したい	1	2.1%
2. 今後も居住支援ニーズを把握するつもりはない	9	19.1%
3. 現時点では判断がつかない	36	76.6%
4. その他	1	2.1%
無回答	0	0.0%
合計	47	100.0%



その他の回答は以下のとおりであった。

実際に支援をしているのは生活保護ケースワーカーである
居住支援ニーズを把握している

2.2.3 住居確保給付金受給者の支援に関する効果的な連携事例について

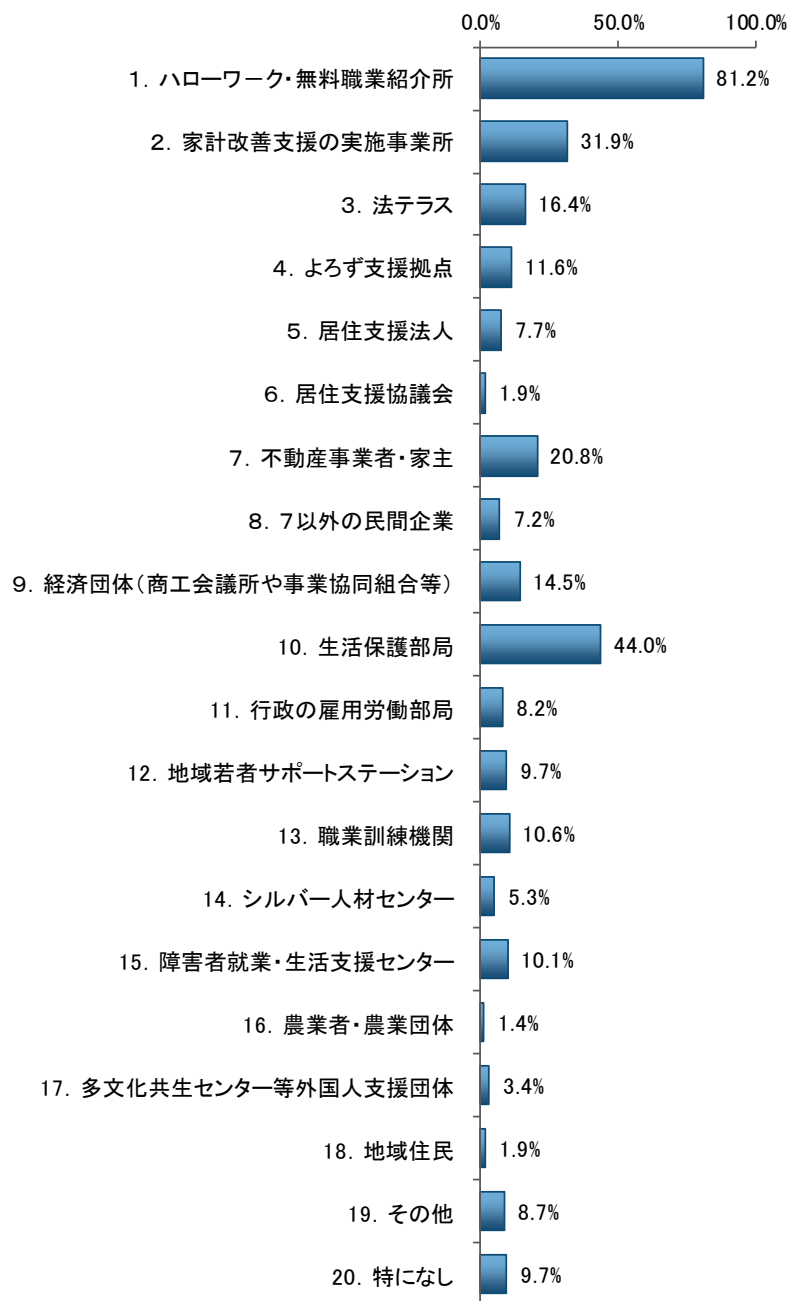
2.2.3.1 住居確保給付金受給者の支援における連携先について

住居確保給付金の受給者への就労支援等において、連携した機関について尋ねたところ、「1. ハローワーク・無料職業紹介所」の割合が最も高く 81.2%、次いで「10. 生活保護部局」が 44.0%、「2. 家計改善支援の実施事業所」は 31.9%であった。

図表 2-2-46 住居確保給付金受給者の支援における連携先について（複数回答）（N=207）

（複数回答）

	件数	%
1. ハローワーク・無料職業紹介所	168	81.2%
2. 家計改善支援の実施事業所	66	31.9%
3. 法テラス	34	16.4%
4. よろず支援拠点	24	11.6%
5. 居住支援法人	16	7.7%
6. 居住支援協議会	4	1.9%
7. 不動産事業者・家主	43	20.8%
8. 7以外の民間企業	15	7.2%
9. 経済団体（商工会議所や事業協同組合等）	30	14.5%
10. 生活保護部局	91	44.0%
11. 行政の雇用労働部局	17	8.2%
12. 地域若者サポートステーション	20	9.7%
13. 職業訓練機関	22	10.6%
14. シルバー人材センター	11	5.3%
15. 障害者就業・生活支援センター	21	10.1%
16. 農業者・農業団体	3	1.4%
17. 多文化共生センター等外国人支援団体	7	3.4%
18. 地域住民	4	1.9%
19. その他	18	8.7%
20. 特になし	20	9.7%
全体	207	－



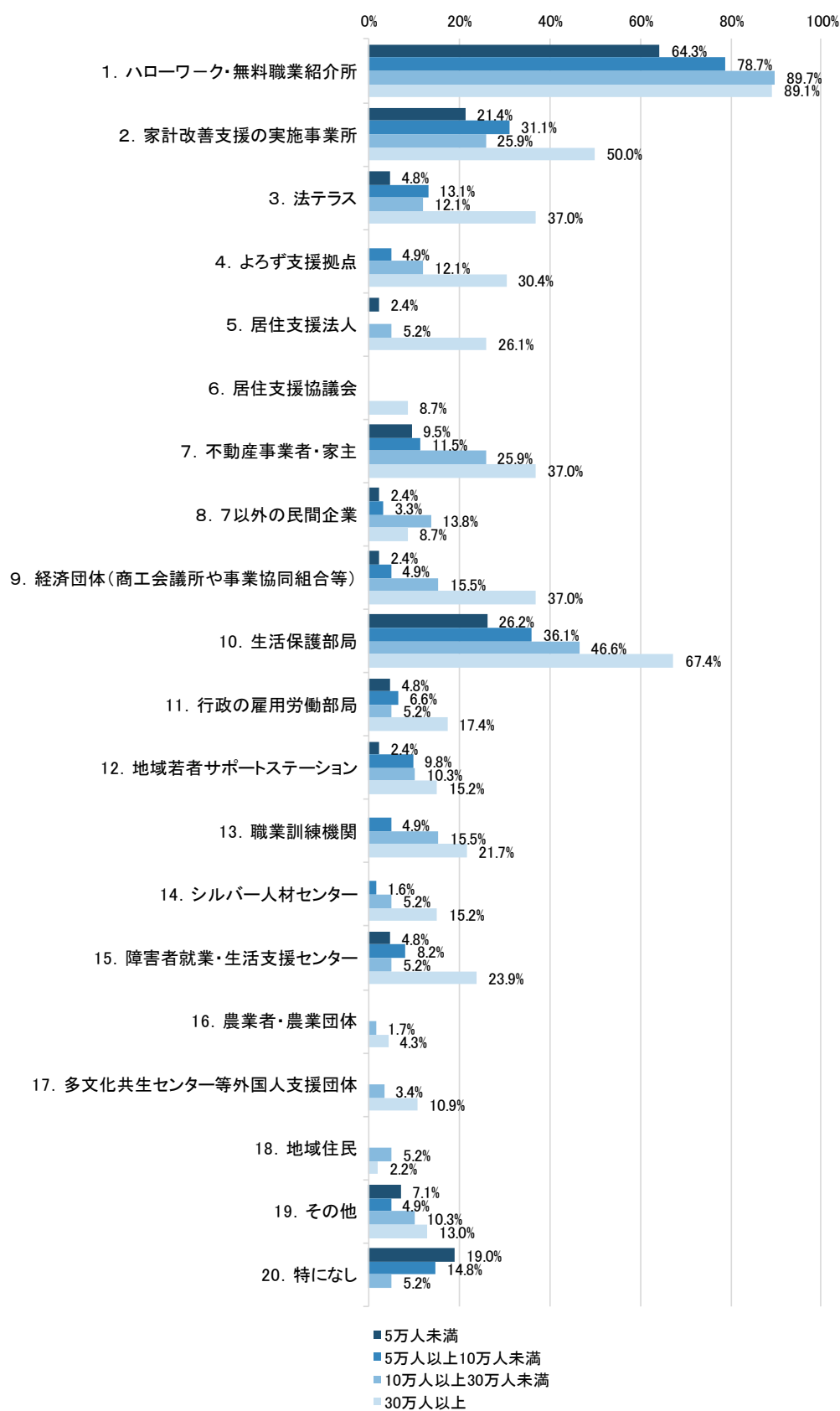
その他の連携先は以下のとおりであった。

社会福祉協議会	8 件
就労支援員	
自立相談支援機関	
行政の住宅部局	
各町の福祉部局	
愛知県雇用促進事業	
発達障害者支援センター	
行政のこども家庭支援部局	
行政の税・住宅部署	

住居確保給付金の受給者への就労支援等において、連携した機関を人口規模別に整理すると、概ね人口規模が大きくなるにつれて取組の割合が高くなる傾向がみられ、なかでも「4. よろず支援拠点」「7. 不動産事業者・家主」「9. 経済団体」「10. 生活保護部局」などが同様の傾向がみられる。

図表 2-2-47 住居確保給付金受給者の支援における連携先について
人口規模別（複数回答）（N=207）

		人口規模				合計
		5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	
住居確保給付金受給者の支援における連携先について	1. ハローワーク・無料職業紹介所	27 64.3%	48 78.7%	52 89.7%	41 89.1%	168 81.2%
	2. 家計改善支援の実施事業所	9 21.4%	19 31.1%	15 25.9%	23 50.0%	66 31.9%
	3. 法テラス	2 4.8%	8 13.1%	7 12.1%	17 37.0%	34 16.4%
	4. よろず支援拠点	0 0.0%	3 4.9%	7 12.1%	14 30.4%	24 11.6%
	5. 居住支援法人	1 2.4%	0 0.0%	3 5.2%	12 26.1%	16 7.7%
	6. 居住支援協議会	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 8.7%	4 1.9%
	7. 不動産事業者・家主	4 9.5%	7 11.5%	15 25.9%	17 37.0%	43 20.8%
	8. 7以外の民間企業	1 2.4%	2 3.3%	8 13.8%	4 8.7%	15 7.2%
	9. 経済団体(商工会議所や事業協同組合等)	1 2.4%	3 4.9%	9 15.5%	17 37.0%	30 14.5%
	10. 生活保護部局	11 26.2%	22 36.1%	27 46.6%	31 67.4%	91 44.0%
	11. 行政の雇用労働部局	2 4.8%	4 6.6%	3 5.2%	8 17.4%	17 8.2%
	12. 地域若者サポートステーション	1 2.4%	6 9.8%	6 10.3%	7 15.2%	20 9.7%
	13. 職業訓練機関	0 0.0%	3 4.9%	9 15.5%	10 21.7%	22 10.6%
	14. シルバー人材センター	0 0.0%	1 1.6%	3 5.2%	7 15.2%	11 5.3%
	15. 障害者就業・生活支援センター	2 4.8%	5 8.2%	3 5.2%	11 23.9%	21 10.1%
	16. 農業者・農業団体	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	2 4.3%	3 1.4%
	17. 多文化共生センター等外国人支援団体	0 0.0%	0 0.0%	2 3.4%	5 10.9%	7 3.4%
	18. 地域住民	0 0.0%	0 0.0%	3 5.2%	1 2.2%	4 1.9%
	19. その他	3 7.1%	3 4.9%	6 10.3%	6 13.0%	18 8.7%
	20. 特になし	8 19.0%	9 14.8%	3 5.2%	0 0.0%	20 9.7%
全体		42 -	61 -	58 -	46 -	207 -



■効果的に連携できた事例について

住居確保給付金の受給者への就労支援等において連携した機関があると回答した場合、効果的に連携できた事例の内容について自由記述尋ねた。それらについて、内容を分類したところ、回答は以下のとおりであった。

図表 2-2-48 効果的に連携できた事例（自由記述）

1. ハローワーク・無料職業紹介所
求人情報を提示してもらった 41 件
就労に繋がった 29 件
履歴書作成、面接指導を行った 24 件
生活保護受給者等就労自立促進事業の就労支援要請をした 21 件
情報共有ができた 18 件
支援調整会議で協議できた 5 件
市役所内にハローワークの出張所である「サテライトハローワーク」が設置しており、市の福祉部門と一体的に就労支援を行うことができている。
自立相談支援機関において、本人の生活歴や生活課題を把握するとともに、健康状態や生活状況、本人の強み等を整理したうえで、ハローワーク等と連携した求職活動の支援を行っている。
ハローワークとともに就労支援を行った。
和歌山市福祉事務所に併設されている『和歌山市福祉就労支援センター』と連携を図りながら、効果的な求職活動を行えるよう支援している。
受給者の希望に沿った求人先を探すことができ、事業所への応募等を円滑に行うことができた。
就職に至らず、当面の生活にも困った方に対して、ハローワークから日払いの情報を提供してもらい、期間限定ではあったが就労に至った。
仕事探しの一助となった。
受給者がハローワークの相談員に相談し、希望する事業所に応募する支援を行った。
自立相談支援機関と家計改善支援事業が相談者の生活・家計の聞き取りを行い、その後のアセスメント会議で就労支援事業者も加わり、家計が見立てた就労収入目標額を達成するために、どの就労支援事業が適当か協議し、支援方針を決定。早期就労をチームとして支援している。
失業等により、就職を希望している方などへ、当該機関へのつながりを行った。
ハローワーク（ジョブスポット）、市就職支援センターと就労支援に関する機関が隣接しているため、一体的な支援が可能となり、受給者の選択肢が増え、本人の経歴や特性、希望にあった求人情報の提供を依頼した。
2. 家計改善支援の実施事業所
家計状況の把握 5 件
就労収入の目安を立てることができた 4 件
自立に結び付いた 3 件
経営相談の際、商工会の担当者へ事前に情報提供することで、スムーズな面談につなげることができた。
債務解消にむけて法テラスへのつながりや家計表の作成等の支援を行い、住居の継続にむけた求職活動に専念することが出来た。
町福祉課や社協と連携し、就労を含む生活全般の改善サポートを打った。
受給中に体調不良等の理由で就職活動が困難となった受給者や、受給期間が終了したが就職や増収に結びつかなかった受給者を生活保護につなぐため、担当窓口で電話相談や申請の同行支援を行った。

家計改善支援事業については社会福祉協議会に委託している。住居確保給付金支給の際には、毎月社会福祉協議会による求職活動等の指導を受けることになっており、支給者の状態像に合わせて、適宜支援を実施している。
求職にかかる相談を家計改善支援の実施事業所(市社会福祉協議会)にて実施。
同一事業所で委託しているため、連携できている
自立相談支援機関が家計改善支援も行っている。
家計改善支援事業へつなぐことで、負債の問題解決に向けた動きを始めることができた。
住居確保給付金の決定者に対して、家計のキャッシュフロー表を作成。収支バランスを整えて、受給終了時に備える。また、並行して債務整理等の手続きも実施。
3. 法テラス
自立、生活再建への支援ができた 6 件
債務整理を行うことができた 2 件
債務のトラブル解消にむけたアドバイスをもらうことで心理的・経済的負担を軽減し、住居の継続にむけた求職活動に専念することが出来た。
自営業者など、自立に向けた支援を必要とする方などへ、当該機関へのつなぎを行った。
債務相談(同行)で法テラスを利用し返済が無くなった分、法テラスへの支払いができた。
世帯収入を把握し家計表を作成して家計の見える化を図り、債務の任意整理の検討が必要と思われる際には法テラスへ相談し家計安定の支援を行った。
4. よろず支援拠点
住居確保給付金の制度が拡充され自営業者が支援対象となったため、自営業者の相談で連携している。住居確保給付金の制度説明と協力依頼や、相談希望者の同行支援を行っている。
受給者を経営相談先につなげたことで、増収策や経費の節減策について専門家から具体的かつ実現可能な助言を受けることができた。
2023 (R5) 年 4 月の制度改正に伴い、求職活動要件として、自営業の方はよろず支援拠点や商工会議所への経営相談を行うことになった。自立相談支援機関の相談員から事前相談の連絡を入れるなど連携を図っている。
5. 居住支援法人
県内でも少ない保証人となる事業者と連携し、就職や居住確保に向けて支援していただいた。
7. 不動産事業者・家主
適切な住居の確保 4 件
就労することができた 2 件
・家賃支払い方法を不動産会社と調整し、受給中に就労活動を行い、早期に就職。 ・不動産業者への連絡等を行い、住居が確保でき、安心して就労活動、就労の実現。
家賃保証会社が、家賃が滞納している受給者に住居確保給付金を案内。住居確保給付金を利用することで、安定した住まいの確保に寄与するとともに、転職のための就労支援を行った。
制度への理解が浅い事業者に対して事業説明を行い、相談者が申請できるように導いた。
受給者の健康状態や能力に応じた派遣先を複数提示していただき、希望する職種への就労支援を行った。
自らが不動産業者へ説明しにくい方については直接、説明・依頼をすることでスムーズな書類提出に役に立った。

受給者の活動状況により変動する振込時期について協力いただいた。
不動産業者に居住者から住居確保給付金についての問い合わせがあった時に、代理で住居確保給付金担当まで問い合わせをいただき、無事に住居確保給付金利用に至った。
生活困窮の実態を訴え、滞納分の分割支払いに応じてもらう。
自立相談支援機関とかかわりのある不動産事業主に依頼し、新しい物件の相談や入居支援を行った。
8. 「7. 不動産事業者・家主」以外の民間企業
就労に繋がった 4 件
寮に入寮 2 件
就労困難者の支援機関『おしごと応援センターOne×One』と連携している。離転職を繰り返す方や、未経験職種を希望する方に、個別の相談支援やセミナー企業実習などを行っている。
9. 経済団体（商工会議所や事業協同組合等）
自営業者に対し自立に向けた活動等の相談支援を行った。
今後の働き方についての区切りや目標ができた。
商工会議所に自営業者の情報を伝達し、自営業者の自立に向けた経営相談を実施した。
自営業者の経営相談を商工会議所に依頼し、商工会議所に担当者を配置してもらっている。
2023（R5）年4月の制度改正に伴い、求職活動要件として、自営業の方はよろず支援拠点や商工会議所への経営相談を行うことになった。自立相談支援機関の相談員から事前相談の連絡を入れるなど連携を図っている。（再掲）
10. 生活保護部局
スムーズに繋げることができた 4 件
就労自立につながった 3 件 - 一旦生活保護を受給したが、就労支援は継続し就労自立。 - 住居確保給付金をきっかけとして自立相談支援機関につながり、生活費も不足することから一時的に生活保護を受給したことで、対象者が就職活動に注力でき、生活を再建することができた。
住居確保給付金受給者で就労による自立に至らなかった場合にスムーズに生活保護につなぐことができた。
生保を利用しない（対象外の）困窮者への支援に注力 3 件
受給者が引き続き生活に困窮し、自立の目途が立たない場合に生活保護制度に繋いだ。
住居確保給付金の受給中に生活保護を受給することとなり、本給付金を中止した。その後、ケースワーカーや就労支援員より就職に向けて求人情報を提供した。
生活保護担当者和一時生活宿泊施設に同行しスムーズな支援、居所の確保につながった。
生活を立て直すことが困難な受給者を生活保護の相談につないだ。
受給者の状況を把握し、状況に応じて、生活保護面接担当者に引き継ぎを行った。
住居確保給付金だけでは生活が立ち行かなくなった受給者に対して、生活保護担当につないだ。
就労支援を行ってもなお、収入が得られない場合に、生活保護の受給が可能かどうかを相談、アドバイスもらった。
求職活動を行うも採用につながらず、生活の維持が困難な場合、生活保護部局と連携し、生活保護の利用につなげた。
住居確保給付金を受給したが、困窮状況が改善できなかったため、同じ部署内の生活保護担当へ情報提供を行い、生活保護受給へとつながった。

支援中に就労困難等の状態に陥った者について、生活保護制度を案内し、本人の同意を得たうえで生活保護担当部局へ伝達、生活保護の申請に至った。
高い家賃を支払うことが出来ず、ハローワークを通しての求職活動が続けたが就職とらなかった。結果的に生活保護となり転居することが出来た。
生活が安定しなかった場合に繋いだ。
受給者がひとり親で、自身の持病により就職活動が上手く行かず、9ヶ月の受給期間が満了間近になっても仕事が決まらず、生活が立ち行かなくなりそうな時、期間を開けずに生活保護につなぎ申請することが出来た。
住居確保給付金の給付事務の担当部局が、生活保護の担当部局と同一であるため、申請者の状況に応じて、生活保護受給の必要性についても併せて確認している。
住居確保給付金を活用し、支援を行うが常用就職等に至らず、生活費に困窮する際は、適切に生活保護担当と連携し、引継ぎを行った。
住居確保給付金利用中の方でも、なかなか就労決定に至らない方や、預貯金の減少等により、生活費が最低生活費以下になる恐れのある方に対して、区の保護課と連携を図りながら支援を実施。
連携することにより生活の確保を通じ、就労意欲の向上につながった。
・就労時間の減少・解雇等により生活維持困難となる可能性がある場合の対応策の検討。 ・求人情報について生活保護担当の就労支援員からも協力を得ることのできるよう係内での連携を行った。
家賃相当分の給付金では生活が困難な場合には、当所で生活保護制度の概要を伝え、必要に応じて生活保護申請に同行するなど支援を行った。
11. 行政の雇用労働部局
就労支援担当部署が同課内にあるため、各担当職員間で連携し、就労支援を行うことができた。
12. 地域若者サポートステーション
住居確保給付金の利用者の中には、就職活動に際して支援を要する方もおり、そうした方を地域若者サポートステーションに繋ぎ、就労に向けた手厚い支援が受けられるよう支援した。
13. 職業訓練機関
介護の職業訓練を受けて、初任者研修を取り施設での就労を果たす。
認定就労訓練事業を実施し、求職活動と並行して訓練を実施した。
15. 障害者就業・生活支援センター
受給者の就労先選択の幅を広げるため、自立相談支援機関と障害者就業・生活支援センターの就労支援を並行して行った。
福祉就労を希望する受給者がつながった。
障がいを持つ方の就業・生活支援で連携。障がい者枠の求人への応募支援をしていただき、当事では住まいの確保を行いながら他の制度と連携し自立支援を行った。
16. 農業者・農業団体
農業者から依頼される作業を通し、就労支援につなぐことができた。
18. 地域住民
公営住宅入居の外国人世帯について、就労支援する中で課題であった日本語力の学習を小学生向けの寺子屋事業で一緒に学習を行った。
19. その他
(就労支援員) 受給者の適正、希望する職種・勤務形態等を個別面談で把握し、ハローワークへのつなぎ、同行支援を行った。
(社会福祉協議会) 建築関係の仕事に就いていたが、減収で生活が厳しくなり生活保護申請も検討したが、HW ナビゲーターと連携して第2種免許を活かした職業に就くことが

でき、初回給与までの緊急小口資金を借り入れて生活費を確保できた。
(愛知県雇用促進事業) 定住外国人を対象に、県内居住、県内就労希望の方のための就職相談窓口。相談の段階で通訳も参加し、言葉がわからない方向けに、通訳のいる職場等を紹介したり、日本語授業コースなどの環境も含んだ就労に向けての就労支援へつなげた。
(発達障害支援センター) 住居確保給付金支給要件である就労支援の中で、発達障害の可能性があるとの見立てから、発達障害者支援センターの相談・診断につながった。
(行政の子ども家庭部局) 受給者が外国人でありひとり親でもある方が、住居確保給付金の就労支援を行う際に、こども家庭支援課の担当者と連携をし、本人と速やかに連絡を取り合い、希望する仕事に就職することが出来た。
受給者の希望する職種などの情報を企業に伝達し、面接を行った。

2.2.4 居住支援全般について

2.2.4.1 居住支援全般について

福祉事務所設置自治体として、居住支援全般において抱えている課題等について自由記入で尋ね、その回答結果について内容を分類分けしたところ、その他を除くと、「住居の確保」に関する回答が最も多く 25 件、次いで「保証人の問題」「住宅確保要配慮者への支援の難しさ」「資源が少ない、偏っている」という回答が続いた。なお、詳細は資料編を参照されたい。

図表 2-2-49 居住支援全般について（自由記述）

25	住居の確保
21	保証人の問題
20	住宅確保要配慮者への支援の難しさ
18	資源が少ない、偏っている
16	退所時の問題、転出費用、初期費用問題
8	庁内連携が不十分
8	関連団体との連携
8	単身世帯の支援の難しさ
7	ニーズの把握
7	未実施自治体からの流入
6	人員不足
49	その他

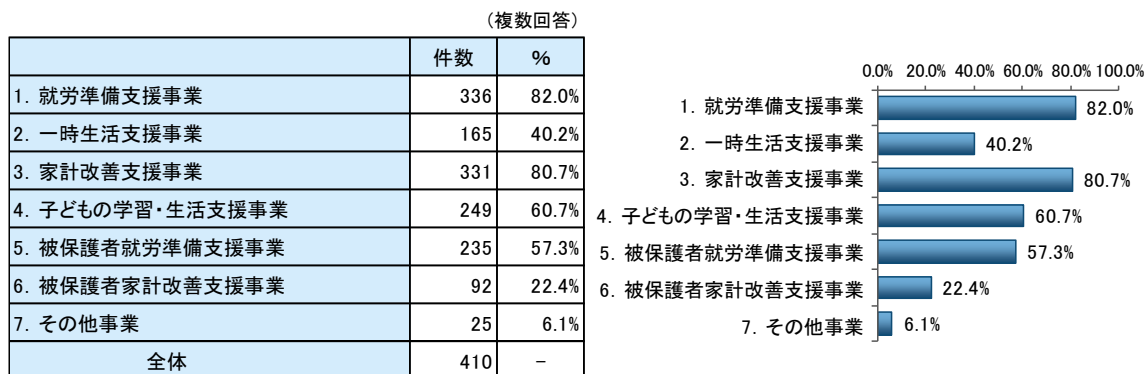
2.3 生活保護担当課を対象に調査したアンケートの集計結果

2.3.1 生活困窮者自立支援制度の各事業の実施状況

2.3.1.1 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況

福祉事務所設置自治体で実施している生活困窮者自立支援事業の任意事業において、実施している事業について尋ねたところ、「1. 就労準備支援事業」の割合が 82.0%と最も高く、次いで「3. 家計改善支援事業」が 80.7%、「4. 子どもの学習・生活支援事業」は 60.7%であった。

図表 2-3-1 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況（複数回答）（N=410）



その他の事業は以下のとおりであった。

(アウトリーチ等の充実による) 自立相談支援業務 7 件
ひきこもり支援 4 件
生活保護適性実施推進事業 3 件
被保護者健康管理支援事業 3 件
住居確保給付金 2 件
被保護者就労支援事業 2 件
居住不安定者等居宅生活移行支援事業
就労訓練支援事業
関係職員研修啓発事業、収入資産状況把握等充実事業、医療扶助適正化等事業等
生活保護適正実施推進事業、地域福祉増進事業
行路困窮者乗車券による隣接都市への旅費支給
食糧支援、生理用品の無償配布
臨床心理士サポート事業
地域居住支援事業支援会議

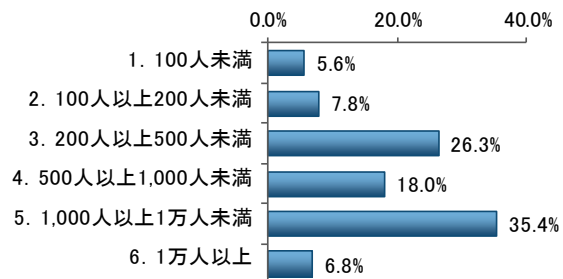
2.3.1.2 生活保護受給状況

2023（R5）年4月1日における自治体の保護の状況について被保護人員、被保護世帯、保護率をそれぞれ尋ねたところ、以下のとおりとなった。

■被保護人員

図表 2-3-2 被保護人員の状況（N=410）

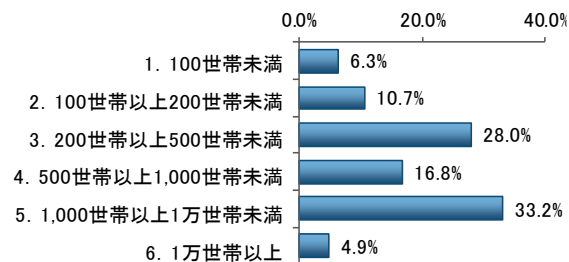
	件数	%
1. 100人未満	23	5.6%
2. 100人以上200人未満	32	7.8%
3. 200人以上500人未満	108	26.3%
4. 500人以上1,000人未満	74	18.0%
5. 1,000人以上1万人未満	145	35.4%
6. 1万人以上	28	6.8%
合計	410	100.0%



■被保護世帯

図表 2-3-3 被保護世帯の状況（N=410）

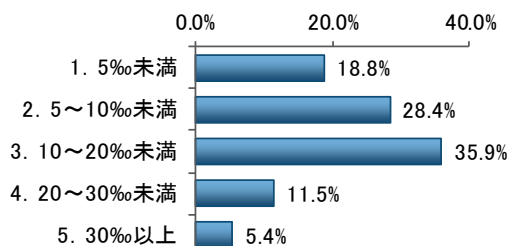
	件数	%
1. 100世帯未満	26	6.3%
2. 100世帯以上200世帯未満	44	10.7%
3. 200世帯以上500世帯未満	115	28.0%
4. 500世帯以上1,000世帯未満	69	16.8%
5. 1,000世帯以上1万世帯未満	136	33.2%
6. 1万世帯以上	20	4.9%
合計	410	100.0%



■保護率

図表 2-3-4 保護率の状況（N=409）

	件数	%
1. 5‰未満	77	18.8%
2. 5～10‰未満	116	28.4%
3. 10～20‰未満	147	35.9%
4. 20～30‰未満	47	11.5%
5. 30‰以上	22	5.4%
合計	409	100.0%

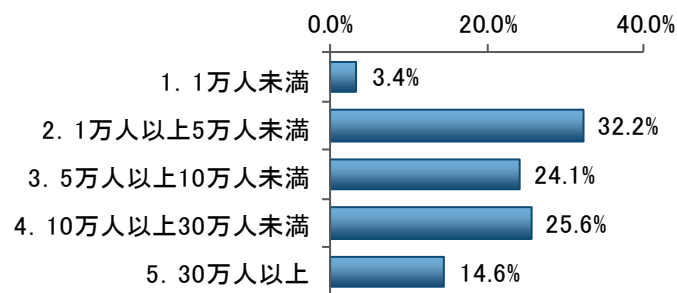


2.3.1.3 管内の人口

2023（R5）年4月1日時点の管内の人口について尋ねたところ、「2. 1万人以上～5万人未満」の割合が最も高く 32.2%、次いで「4. 10万人以上～30万人未満」が 25.6%、「3. 5万人以上10万人未満」は 24.1%であった。

図表 2-3-5 管内の人口 (N=410)

	件数	%
1. 1万人未満	14	3.4%
2. 1万人以上5万人未満	132	32.2%
3. 5万人以上10万人未満	99	24.1%
4. 10万人以上30万人未満	105	25.6%
5. 30万人以上	60	14.6%
合計	410	100.0%



2.3.2 居住支援ニーズがある方からの相談実績

2.3.2.1 生活保護に関する相談支援実績について

自治体の生活保護に関する相談支援実績において、①生活保護に関する相談件数②生活保護申請件数の2022 (R4) 年度実績、2023 (R5) 年度実績についてそれぞれ尋ねたところ、以下のとおりとなった。

■①生活保護に関する相談件数

図表 2-3-6 生活保護に関する相談件数
(2022 (R4) 年度 N=401、2023 (R5) 年度 N=390)

	令和4年度実績 (一年間)	令和5年度実績 (4~9月)
	件数	件数
回答数	401	390
平均	842.8	432.7
中央値	187.0	96.5
最小値	0	0
最大値	26,651	14,469

※不明・無回答は除く

■上記①のうち、ホームレスや住まい不安定者の相談件数

図表 2-3-7 上記①のうち、ホームレスや住まい不安定者の相談件数
(2022 (R4) 年度 N=222、2023 (R5) 年度 N=231)

	令和4年度実績 (一年間)	令和5年度実績 (4～9月)
	件数	件数
回答数	222	231
平均	62.4	30.5
中央値	2	2
最小値	0	0
最大値	4,166	1,828

※不明・無回答は除く

前ページの生活保護に関する相談件数の中で「ホームレスや住まい不安定者」にチェックについていた件数を占める割合を算出し、人口規模別にみたところ、「住まい不安定者」が占める割合の平均値・中央値ともに、人口規模が大きくなるに連れて割合が高くなっている。

図表 2-3-8 2022 (R4) 年度の生活保護に関する相談件数のうち、住まい不安定者が占める割合 人口規模別 (N=220)

		「住まい不安定」の割合 (R4)		
		N	平均	中央値
人口規模	5万人未満	103	2.2%	0.6%
	5万人以上10万人未満	51	3.0%	1.9%
	10万人以上30万人未満	44	4.7%	3.3%
	30万人以上	22	9.3%	3.4%
全体		220	3.6%	1.7%

■②生活保護申請件数

図表 2-3-9 生活保護申請件数
(2022 (R4) 年度 N=403、2023 (R5) 年度 N=394)

	令和4年度実績 (一年間)	令和5年度実績 (4～9月)
	件数	件数
回答数	403	394
平均	335.4	168.6
中央値	94	54
最小値	0	0
最大値	10,430	5,685

※不明・無回答は除く

■上記②のうち、ホームレス状態だった人からの申請件数

図表 2-3-10 上記②のうち、ホームレス状態だった人からの申請件数
(2022 (R4) 年度 N=236、2023 (R5) 年度 N=240)

	令和4年度実績 (一年間)	令和5年度実績 (4～9月)
	件数	件数
回答数	236	240
平均	8.2	4.3
中央値	1	1
最小値	0	0
最大値	578	268

※不明・無回答は除く

■上記②のうち、住まい不安定な人からの申請件数

図表 2-3-11 上記②のうち、住まい不安定な人からの申請件数
(2022 (R4) 年度 N=215、2023 (R5) 年度 N=213)

	令和4年度実績 (一年間)	令和5年度実績 (4～9月)
	件数	件数
回答数	215	213
平均	9.9	5.5
中央値	1	1
最小値	0	0
最大値	719	383

※不明・無回答は除く

生活保護に関する申請件数の中で「住まい不安定」にチェックについた件数を占める割合について、人口規模別にみたところ、最も高い割合が30万人以上で、人口規模別が大きくなればなるほど平均値・中央値も高くなる傾向がみられた。

図表 2-3-12 2022 (R4) 年度の生活保護申請件数のうち、住まい不安定な人が占める割合
人口規模別 (N=214)

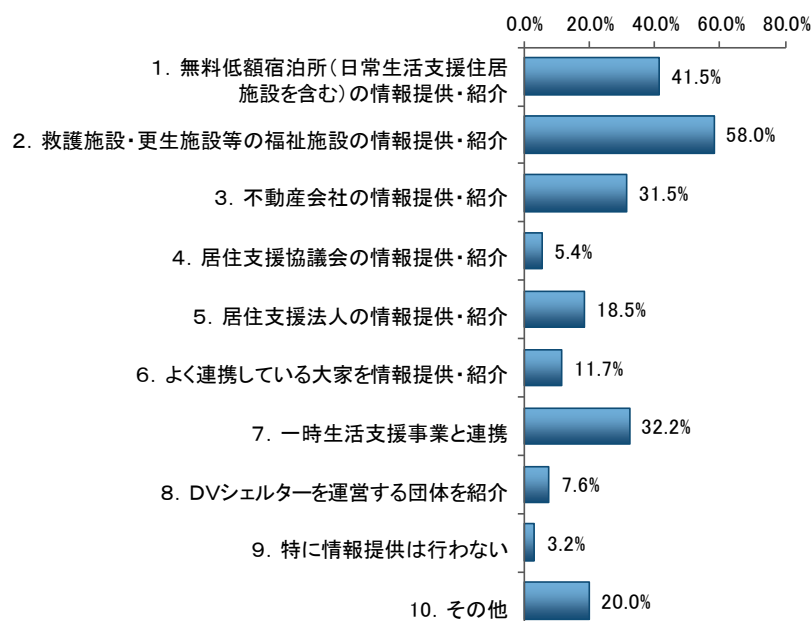
		「住まい不安定」の割合 (R4)		
		N	平均	中央値
人口規模	5万人未満	99	1.3%	0.0%
	5万人以上10万人未満	54	3.2%	2.2%
	10万人以上30万人未満	45	5.2%	2.2%
	30万人以上	16	8.9%	3.6%
全体		214	3.2%	1.0%

2.3.2.2 ホームレスの方への居所の設定支援について

自治体の生活保護に関する相談に来た方で、ホームレスの方への居所の設定に対してどのような支援を行っているか尋ねたところ、「2. 救護施設・更生施設等の福祉施設の提供・紹介」の割合が最も高く 58.0%、次いで「1. 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む）の情報提供・紹介」が 41.5%、「7. 一時生活支援事業と連携」は 32.2%であった。

図表 2-3-13 ホームレスの方への居所の設定支援について（複数回答）（N=410）

(複数回答)		
	件数	%
1. 無料低額宿泊所(日常生活支援住居施設を含む)の情報提供・紹介	170	41.5%
2. 救護施設・更生施設等の福祉施設の提供・紹介	238	58.0%
3. 不動産会社の情報提供・紹介	129	31.5%
4. 居住支援協議会の情報提供・紹介	22	5.4%
5. 居住支援法人の情報提供・紹介	76	18.5%
6. よく連携している大家を情報提供・紹介	48	11.7%
7. 一時生活支援事業と連携	132	32.2%
8. DVシェルターを運営する団体を紹介	31	7.6%
9. 特に情報提供は行わない	13	3.2%
10. その他	82	20.0%
全体	410	-



■その他の内容

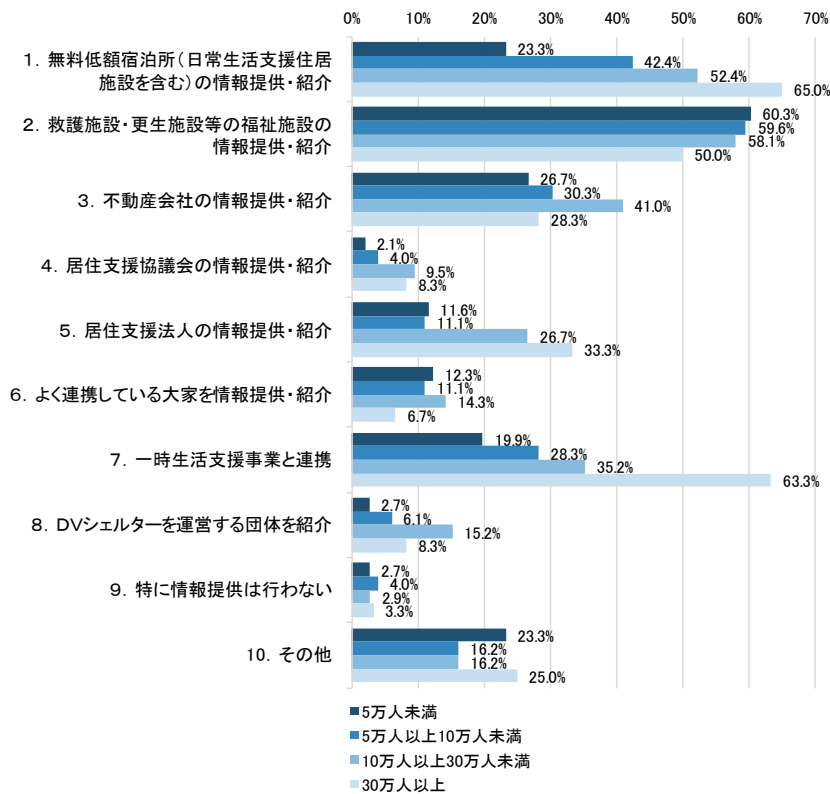
その他の主な内容は以下のとおりであった。

公営住宅（課）の紹介 13 件
寮付き就労先の紹介 8 件
宿泊施設の紹介 7 件
社会福祉協議会と連携 6 件
自立支援センターの紹介 5 件
庁内住宅部局に相談 4 件
自ら探してもらうよう促す 4 件
島外福祉事務所との連携
女性相談員への相談、簡易宿泊所の情報提供
対象ケースが少ないため、県などに聞きながら行う
ホテル・ネットカフェ宿泊費用、自立支援センター、依存症回復施設、NPO 運営のシェルター
無低を拒否した場合、保護決定後に借家等を見つけてくるように助言
あんしん賃貸支援事業の利用
住込み可能な就労先紹介、緊急一時宿泊事業の利用
行路困窮者乗車券による隣接都市への旅費支給
かながわライフサポート事業と連携
生活困窮者自立支援センター・社会福祉協議会・住宅課・ボランティア団体との連携
ホームレス支援協定先の NPO 法人の紹介
隣県にある特定の低額の有料老人ホームの情報提供・紹介

ホームレスの方への居所の設定に対しての支援について、人口規模別でみると、全般的に人口規模が大きい自治体の方が取り組んでいる項目が多い傾向にあり、「7. 一時生活支援事業」と連携は 30 万人以上では 63.3%とほかの区分よりも大幅に多い。これは一時生活支援事業の実施率が大都市の方が高いためと言える。また、「3. 不動産会社の情報提供・紹介」や「8. DV シェルターを運営する団体を紹介」については、10 万人以上 30 万人未満がもっと高い割合であった。

図表 2-3-14 ホームレスの方への居所の設定支援について
人口規模別（複数回答）（N=410）

		人口規模				合計
		5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	
ホームレスの方への居所の設定支援について	1. 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む）の情報提供・紹介	34 23.3%	42 42.4%	55 52.4%	39 65.0%	170 41.5%
	2. 救護施設・更生施設等の福祉施設の情報提供・紹介	88 60.3%	59 59.6%	61 58.1%	30 50.0%	238 58.0%
	3. 不動産会社の情報提供・紹介	39 26.7%	30 30.3%	43 41.0%	17 28.3%	129 31.5%
	4. 居住支援協議会の情報提供・紹介	3 2.1%	4 4.0%	10 9.5%	5 8.3%	22 5.4%
	5. 居住支援法人の情報提供・紹介	17 11.6%	11 11.1%	28 26.7%	20 33.3%	76 18.5%
	6. よく連携している大家を情報提供・紹介	18 12.3%	11 11.1%	15 14.3%	4 6.7%	48 11.7%
	7. 一時生活支援事業と連携	29 19.9%	28 28.3%	37 35.2%	38 63.3%	132 32.2%
	8. DVシェルターを運営する団体を紹介	4 2.7%	6 6.1%	16 15.2%	5 8.3%	31 7.6%
	9. 特に情報提供は行わない	4 2.7%	4 4.0%	3 2.9%	2 3.3%	13 3.2%
	10. その他	34 23.3%	16 16.2%	17 16.2%	15 25.0%	82 20.0%
	全体	146 -	99 -	105 -	60 -	410 -



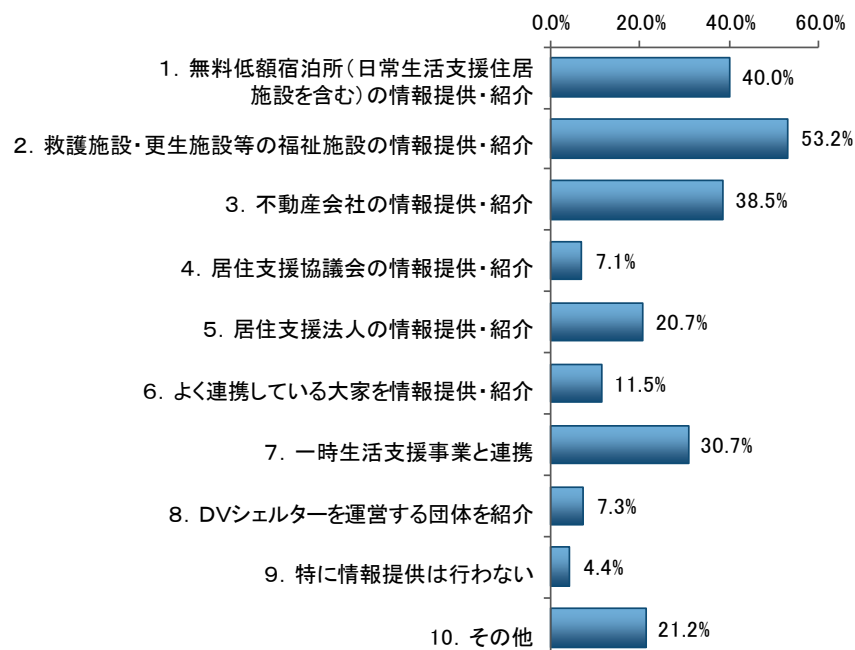
2.3.2.3 住まい不安定者への居所の設定支援について

自治体の生活保護に関する相談に来た方で、住居はあるが社員寮やネットカフェなどいわゆる不安定な居所の相談者に対し、居所の設定はどのような支援を行っているか尋ねたところ、「2. 救護施設・更生施設等の福祉施設の提供・紹介」の割合が最も高く 53.2%、次いで「1. 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む）の提供・紹介」が 40.0%、「3. 不動産会社の提供・紹介」は 38.5%であった。

図表 2-3-15 住まい不安定者への居所の設定支援について（複数回答）（N=410）

（複数回答）

	件数	%
1. 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む）の提供・紹介	164	40.0%
2. 救護施設・更生施設等の福祉施設の提供・紹介	218	53.2%
3. 不動産会社の提供・紹介	158	38.5%
4. 居住支援協議会の提供・紹介	29	7.1%
5. 居住支援法人の提供・紹介	85	20.7%
6. よく連携している大家を提供・紹介	47	11.5%
7. 一時生活支援事業と連携	126	30.7%
8. DVシェルターを運営する団体を紹介	30	7.3%
9. 特に提供は行わない	18	4.4%
10. その他	87	21.2%
全体	410	-



■その他の内容

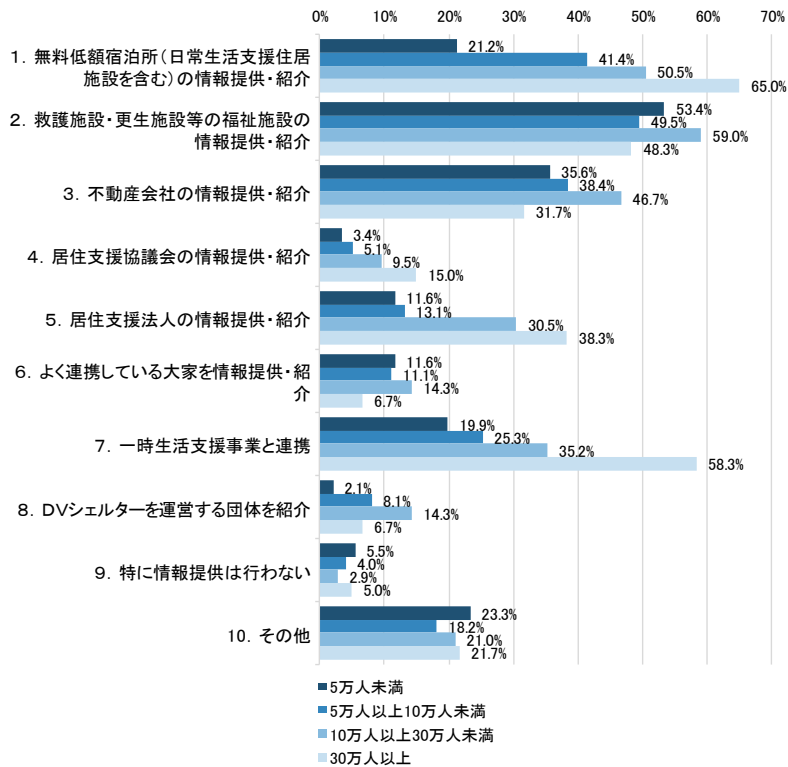
その他の主な内容は以下のとおりであった。

公営住宅（課）の紹介 18 件
寮付き就労先の紹介 8 件
社会福祉協議会と連携 7 件
自立支援センターの紹介 5 件
宿泊施設の紹介 5 件
庁内住宅部局に相談 4 件
自立相談支援機関の紹介、依頼 2 件
自ら探してもらうよう促す 3 件
島外福祉事務所との連携
生活困窮者相談支援事業と連携
収入に応じ対応
ホテル・ネットカフェ宿泊費用、自立支援センター、依存症回復施設、NPO 運営のシェルター
無低を拒否した場合、保護決定後に借家等を見つけてくるように助言
あんしん賃貸支援事業の利用
親族等
住込み可能な就労先紹介、緊急一時宿泊事業の利用
他法サービス（障害等）の案内
市営住宅担当課、空き家バンク担当課を紹介
住宅確保支援事業の紹介
行路困窮者乗車券による隣接都市への旅費支給
かながわライフサポート事業と連携
一時保護施設
生活困窮者自立支援センター・社会福祉協議会・住宅課・ボランティア団体との連携
NPO 団体に相談
住居に戻れない要因による支援を行う
住居確保事業の紹介
市内アパート等を情報提供・紹介
隣県にある特定の低額の有料老人ホームの情報提供・紹介

いわゆる不安定な居所の相談者に対し、居所の設定はどのような支援を行っているかについて、人口規模別に整理したところ、P62 のホームレスの方への居所の設定に対しての支援と同様、全般的に人口規模が大きい自治体の方が取り組んでいる項目が多い傾向にある一方、「3. 不動産会社の情報提供・紹介」や「8. DV シェルターを運営する団体を紹介」については、10 万人以上 30 万人未満がもっと高い割合であった。

図表 2-3-16 住まい不安定者への居所の設定支援について
人口規模別（複数回答）（N=410）

		人口規模				合計
		5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	
住まい不安定者への居所の設定支援について	1. 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む）の情報提供・紹介	31 21.2%	41 41.4%	53 50.5%	39 65.0%	164 40.0%
	2. 救護施設・更生施設等の福祉施設の情報提供・紹介	78 53.4%	49 49.5%	62 59.0%	29 48.3%	218 53.2%
	3. 不動産会社の情報提供・紹介	52 35.6%	38 38.4%	49 46.7%	19 31.7%	158 38.5%
	4. 居住支援協議会の情報提供・紹介	5 3.4%	5 5.1%	10 9.5%	9 15.0%	29 7.1%
	5. 居住支援法人の情報提供・紹介	17 11.6%	13 13.1%	32 30.5%	23 38.3%	85 20.7%
	6. よく連携している大家を情報提供・紹介	17 11.6%	11 11.1%	15 14.3%	4 6.7%	47 11.5%
	7. 一時生活支援事業と連携	29 19.9%	25 25.3%	37 35.2%	35 58.3%	126 30.7%
	8. DVシェルターを運営する団体を紹介	3 2.1%	8 8.1%	15 14.3%	4 6.7%	30 7.3%
	9. 特に情報提供は行わない	8 5.5%	4 4.0%	3 2.9%	3 5.0%	18 4.4%
	10. その他	34 23.3%	18 18.2%	22 21.0%	13 21.7%	87 21.2%
	全体	146 -	99 -	105 -	60 -	410 -

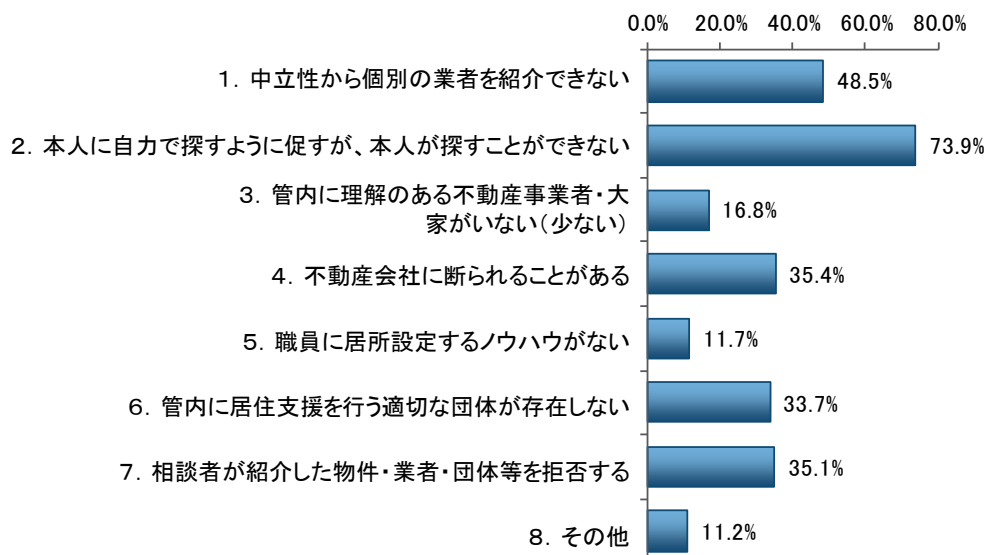


2.3.2.4 ホームレス・住まい不安定者への居所設定における課題について

2.3.2.2と2.3.2.3の居所設定に関しどのような課題があるか尋ねたところ、「2. 本人に自力で探すように促すが、本人が探すことができない」の割合が73.9%と最も高く、次いで「1. 中立性から個別の業者を紹介できない」が48.5%、「4. 不動産会社に断られることがある」は35.4%であった。

図表 2-3-17 ホームレス・住まい不安定者への居所設定における課題について
(複数回答) (N=410)

(複数回答)		
	件数	%
1. 中立性から個別の業者を紹介できない	199	48.5%
2. 本人に自力で探すように促すが、本人が探すことができない	303	73.9%
3. 管内に理解のある不動産事業者・大家がいない(少ない)	69	16.8%
4. 不動産会社に断られることがある	145	35.4%
5. 職員に居所設定するノウハウがない	48	11.7%
6. 管内に居住支援を行う適切な団体が存在しない	138	33.7%
7. 相談者が紹介した物件・業者・団体等を拒否する	144	35.1%
8. その他	46	11.2%
全体	410	-



■その他の内容

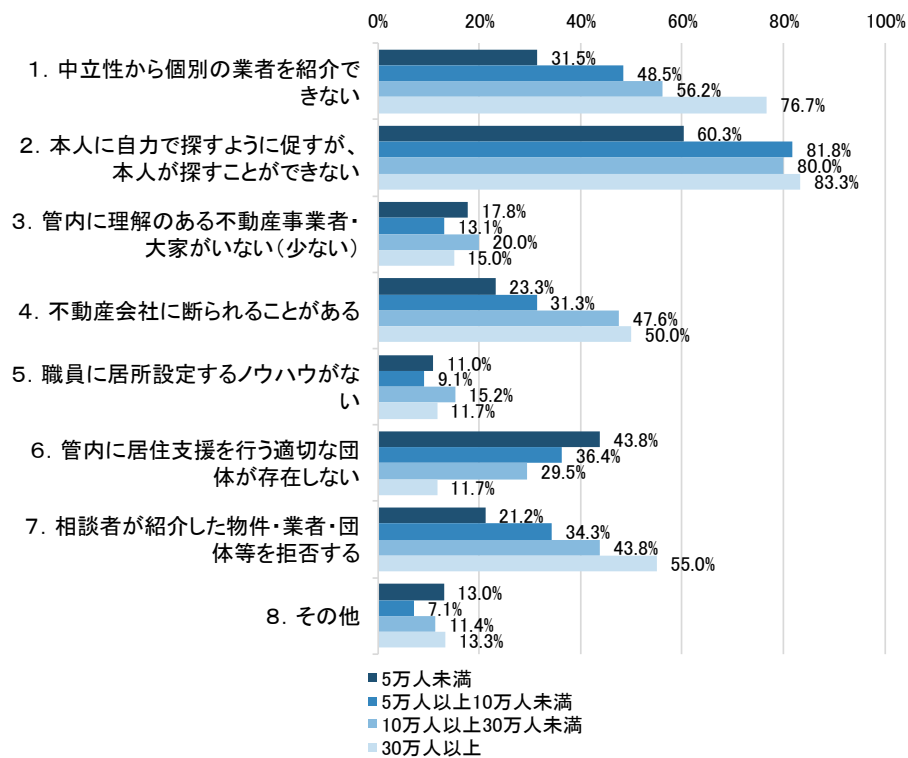
その他の主な内容は以下のとおりであった。

物件がない、少ない 9 件
保証人問題 5 件
無料低額宿泊所がない、少ない 4 件
資源が少ない 4 件
一時避難の施設がない、少ない 2 件
断られる 2 件
手持ち金、預貯金がなく住居費用を工面できない。
申請後にはなるが、居宅生活ができると認められる者かどうか
福祉施設等、公営住宅等に空きがない。入居条件等がクリアできない。
家賃未払いを繰り返す、騒音や近所トラブル、犯罪を繰り返す人物像であると必要に応じて福祉的対応だけではなく保健所や警察などの支援も必要と思われるが、そこまで結びつけることも困難で現場が疲弊する状況が続いています。
管外に居所を求めるため直接支援が難しい
入居までに時間がかかる場合、宿泊施設を利用することになるが生活保護基準内で対応できないことがある。
窮迫状態であるため、不動産会社を探している時間的、金銭的余裕が無い
生活保護開始前は審査が通らないため、まずは無低等に居住設定している
入居者のトラブルに対して、家主より紹介者の責任を追及されることがある

居所設定に関しての課題について人口規模別でみたところ、「1. 中立性から個別の業者を紹介できない」「4. 不動産会社に断られることがある」「7. 相談者が紹介した物件・業者・団体等を拒否する」については人口規模が大きくなると割合が高くなるが、「6. 管内に居住支援を行う適切な団体が存在しない」は人口規模が小さいほど割合が高くなっている。また、「2. 本人に自力で探すように促すが、本人が探すことができない」については、人口規模による差は5万人以上ではあまりみられない。

図表 2-3-18 ホームレス・住まい不安定者への居所設定における課題について
人口規模別（複数回答）（N=410）

		人口規模				合計
		5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	
ホーム レス・住 まい不 安定者 への居 所設 定に おけ る課 題に ついで	1. 中立性から個別の業者を紹介できない	46 31.5%	48 48.5%	59 56.2%	46 76.7%	199 48.5%
	2. 本人に自力で探すように促すが、本人が探すことができない	88 60.3%	81 81.8%	84 80.0%	50 83.3%	303 73.9%
	3. 管内に理解のある不動産事業者・大家がいない(少ない)	26 17.8%	13 13.1%	21 20.0%	9 15.0%	69 16.8%
	4. 不動産会社に断られることがある	34 23.3%	31 31.3%	50 47.6%	30 50.0%	145 35.4%
	5. 職員に居所設定するノウハウがない	16 11.0%	9 9.1%	16 15.2%	7 11.7%	48 11.7%
	6. 管内に居住支援を行う適切な団体が存在しない	64 43.8%	36 36.4%	31 29.5%	7 11.7%	138 33.7%
	7. 相談者が紹介した物件・業者・団体等を拒否する	31 21.2%	34 34.3%	46 43.8%	33 55.0%	144 35.1%
	8. その他	19 13.0%	7 7.1%	12 11.4%	8 13.3%	46 11.2%
全体		146 -	99 -	105 -	60 -	410 -



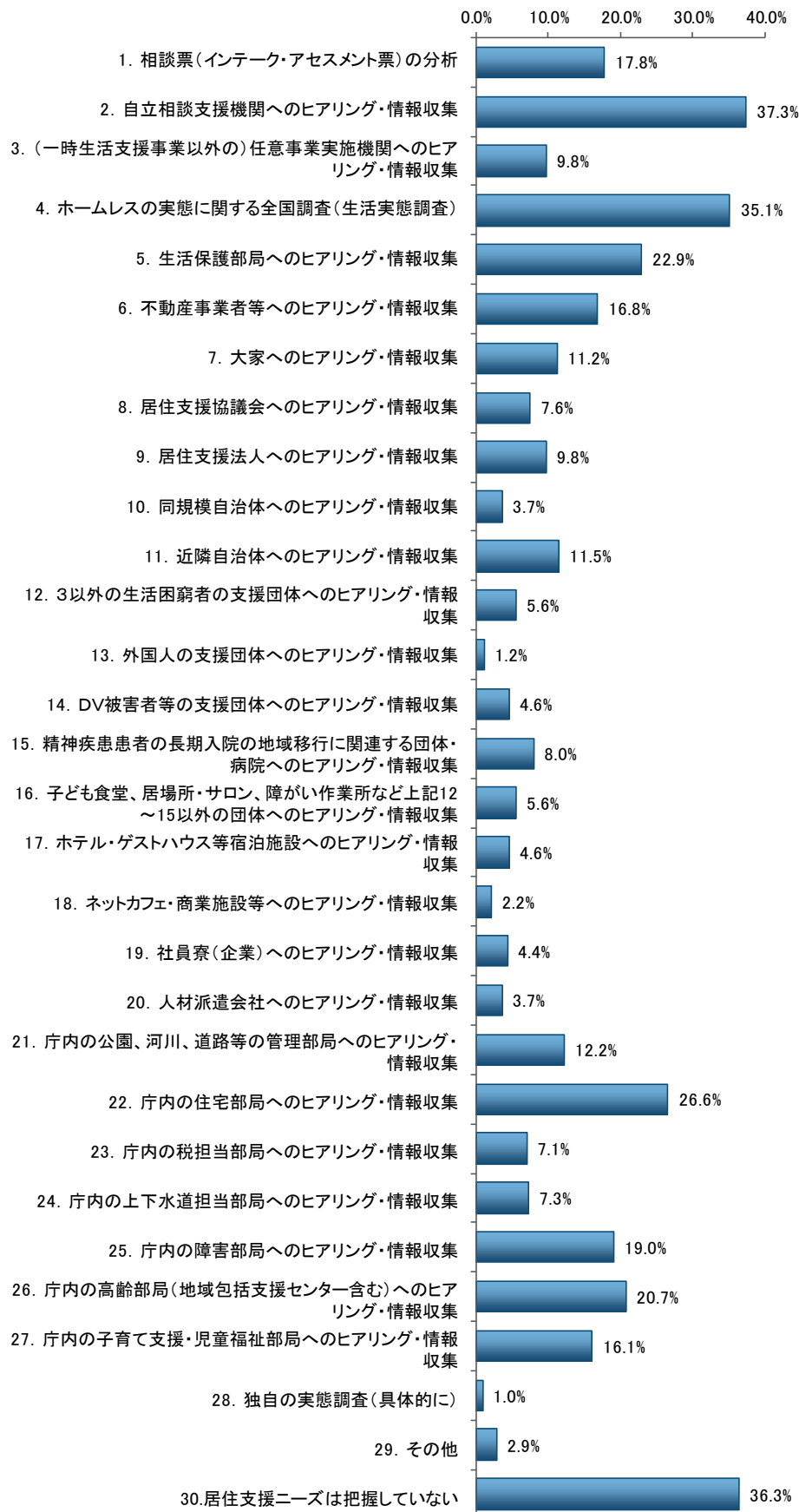
2.3.3 居住支援ニーズの把握について

2.3.3.1 「居住支援ニーズ」の把握の有無について

自治体において居住支援ニーズの取り組みについて尋ねたところ、「2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集」の割合が最も高く 37.3%、次いで「30. 居住支援ニーズは把握していない」が 36.3%、「4. ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」は 35.1%であった。

図表 2-3-19 「居住支援ニーズ」の把握の有無について（複数回答）（N=410）

		(複数回答)	
		件数	%
自立相談支援機関・生活保護関係	1. 相談票（インテーク・アセスメント票）の分析	73	17.8%
	2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集	153	37.3%
	3. （一時生活支援事業以外の）任意事業実施機関へのヒアリング・情報収集	40	9.8%
	4. ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	144	35.1%
	5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集	94	22.9%
住宅事業者関係	6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集	69	16.8%
	7. 大家へのヒアリング・情報収集	46	11.2%
	8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集	31	7.6%
	9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集	40	9.8%
自治体関係	10. 同規模自治体へのヒアリング・情報収集	15	3.7%
	11. 近隣自治体へのヒアリング・情報収集	47	11.5%
支援団体関係	12. 3以外の生活困窮者の支援団体へのヒアリング・情報収集	23	5.6%
	13. 外国人の支援団体へのヒアリング・情報収集	5	1.2%
	14. DV被害者等の支援団体へのヒアリング・情報収集	19	4.6%
	15. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院へのヒアリング・情報収集	33	8.0%
	16. 子ども食堂、居場所・サロン、障がい作業所など上記12～15以外の団体へのヒアリング・情報収集	23	5.6%
民間事業者関係	17. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設へのヒアリング・情報収集	19	4.6%
	18. ネットカフェ・商業施設等へのヒアリング・情報収集	9	2.2%
	19. 社員寮（企業）へのヒアリング・情報収集	18	4.4%
	20. 人材派遣会社へのヒアリング・情報収集	15	3.7%
行政の関係部署関係	21. 庁内の公園、河川、道路等の管理部局へのヒアリング・情報収集	50	12.2%
	22. 庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集	109	26.6%
	23. 庁内の税担当部局へのヒアリング・情報収集	29	7.1%
	24. 庁内の上下水道担当部局へのヒアリング・情報収集	30	7.3%
	25. 庁内の障害部局へのヒアリング・情報収集	78	19.0%
	26. 庁内の高齢部局（地域包括支援センター含む）へのヒアリング・情報収集	85	20.7%
	27. 庁内の子育て支援・児童福祉部局へのヒアリング・情報収集	66	16.1%
	28. 独自の実態調査（具体的に）	4	1.0%
その他	29. その他	12	2.9%
	30. 居住支援ニーズは把握していない	149	36.3%
全体		410	-



■独自の実態調査の具体的な内容

独自の実態調査の具体的な内容は以下のとおりであった。

毎年 12 月、ホームレスの市内巡回調査
住宅部局と連携した県内市の住宅部局、高齢部局、障害部局等との意見交換
ホームレス巡回相談事業による巡回相談でのヒアリング・情報収集
有識者懇談会による意見聴取

■その他の内容

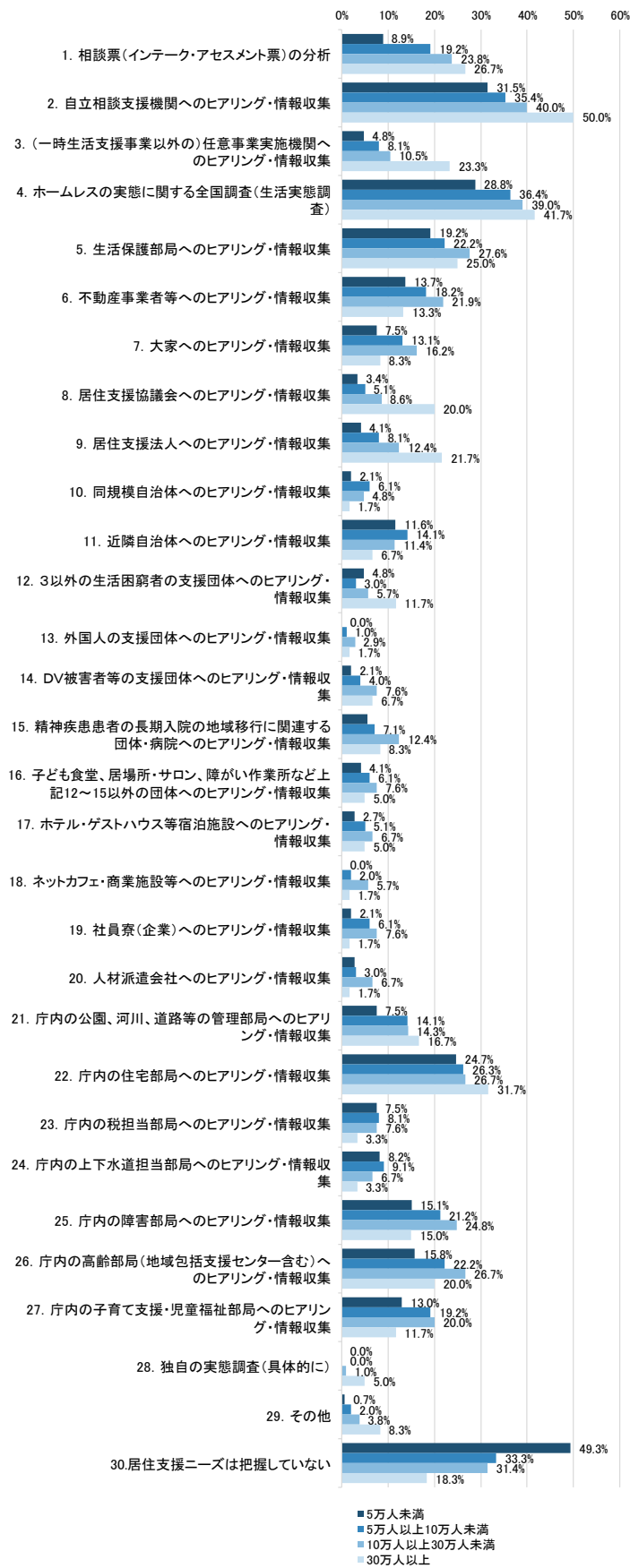
その他の内容は以下のとおりであった。

他課で取組 2 件
庁内他部局と連携 2 件
鉄道駅管理者
長野県住宅供給公社主催の居住支援体制構築等会議の開催
面接相談員や CW による、被保護者等に対する最低限度の生活を維持するために必要な支援についてのヒアリング
本市の公営住宅長寿命化計画の策定にあたり、策定委員として居住支援法人や市内の不動産事業者に参加していただき協議を行っている。
管内の交番
ボランティア団体・関係機関等と連携
郡部の福祉事務所のため、町村役場の上に 22～27 の関連部署へヒアリング・情報収集を行うことがある。

自治体において居住支援ニーズの取組について、人口規模別に整理すると、1～4、または 21、22 など、庁内各部局及び自立相談支援機関関係に関してのヒアリング・情報収集は、人口規模が大きいほど取り組んでいる割合が高くなる傾向がある。また、10 万人以上 30 万人以上が最も割合が高いのが、5、6、7、25、27 であり、大家や不動産事業者などとの連携に特徴がみられる。

図表 2-3-20 「居住支援ニーズ」の把握の有無について
人口規模別（複数回答）（N=410）

			人口規模				合計	
			5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	30万人以上		
一時生活支援事業実施中における「居住支援ニーズ」の把握の有無について	自立相談支援機関・生活保護関係	1. 相談票（インテーク・アセスメント票）の分析	13	19	25	16	73	
			8.9%	19.2%	23.8%	26.7%	17.8%	
		2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集	46	35	42	30	153	
			31.5%	35.4%	40.0%	50.0%	37.3%	
		3. （一時生活支援事業以外の）任意事業実施機関へのヒアリング・情報収集	7	8	11	14	40	
			4.8%	8.1%	10.5%	23.3%	9.8%	
	住宅事業者関係	4. ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	42	36	41	25	144	
			28.8%	36.4%	39.0%	41.7%	35.1%	
		5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集	28	22	29	15	94	
			19.2%	22.2%	27.6%	25.0%	22.9%	
		6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集	20	18	23	8	69	
			13.7%	18.2%	21.9%	13.3%	16.8%	
	住宅事業者関係	7. 大家へのヒアリング・情報収集	11	13	17	5	46	
			7.5%	13.1%	16.2%	8.3%	11.2%	
		8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集	5	5	9	12	31	
			3.4%	5.1%	8.6%	20.0%	7.6%	
	住宅事業者関係	9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集	6	8	13	13	40	
			4.1%	8.1%	12.4%	21.7%	9.8%	
		自治体関係	10. 同規模自治体へのヒアリング・情報収集	3	6	5	1	15
				2.1%	6.1%	4.8%	1.7%	3.7%
	11. 近隣自治体へのヒアリング・情報収集		17	14	12	4	47	
		11.6%	14.1%	11.4%	6.7%	11.5%		
	支援団体関係	12. 3以外の生活困窮者の支援団体へのヒアリング・情報収集	7	3	6	7	23	
			4.8%	3.0%	5.7%	11.7%	5.6%	
		13. 外国人の支援団体へのヒアリング・情報収集	0	1	3	1	5	
			0.0%	1.0%	2.9%	1.7%	1.2%	
		14. DV被害者等の支援団体へのヒアリング・情報収集	3	4	8	4	19	
			2.1%	4.0%	7.6%	6.7%	4.6%	
	支援団体関係	15. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院へのヒアリング・情報収集	8	7	13	5	33	
			5.5%	7.1%	12.4%	8.3%	8.0%	
		16. 子ども食堂、居場所・サロン、障がい作業所など上記12～15以外の団体へのヒアリング・情報収集	6	6	8	3	23	
			4.1%	6.1%	7.6%	5.0%	5.6%	
	民間事業者関係	17. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設へのヒアリング・情報収集	4	5	7	3	19	
			2.7%	5.1%	6.7%	5.0%	4.6%	
		18. ネットカフェ・商業施設等へのヒアリング・情報収集	0	2	6	1	9	
			0.0%	2.0%	5.7%	1.7%	2.2%	
		19. 社員寮（企業）へのヒアリング・情報収集	3	6	8	1	18	
			2.1%	6.1%	7.6%	1.7%	4.4%	
	民間事業者関係	20. 人材派遣会社へのヒアリング・情報収集	4	3	7	1	15	
			2.7%	3.0%	6.7%	1.7%	3.7%	
		行政の関係部署関係	21. 庁内の公園、河川、道路等の管理部局へのヒアリング・情報収集	11	14	15	10	50
			7.5%	14.1%	14.3%	16.7%	12.2%	
22. 庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集	36		26	28	19	109		
	24.7%		26.3%	26.7%	31.7%	26.6%		
23. 庁内の税担当部局へのヒアリング・情報収集	11		8	8	2	29		
	7.5%		8.1%	7.6%	3.3%	7.1%		
24. 庁内の上下水道担当部局へのヒアリング・情報収集	12		9	7	2	30		
	8.2%		9.1%	6.7%	3.3%	7.3%		
行政の関係部署関係	25. 庁内の障害部局へのヒアリング・情報収集	22	21	26	9	78		
		15.1%	21.2%	24.8%	15.0%	19.0%		
	26. 庁内の高齢部局（地域包括支援センター含む）へのヒアリング・情報収集	23	22	28	12	85		
		15.8%	22.2%	26.7%	20.0%	20.7%		
行政の関係部署関係	27. 庁内の子育て支援・児童福祉部局へのヒアリング・情報収集	19	19	21	7	66		
		13.0%	19.2%	20.0%	11.7%	16.1%		
	その他	28. 独自の実態調査（具体的に）	0	0	1	3	4	
			0.0%	0.0%	1.0%	5.0%	1.0%	
29. その他		1	2	4	5	12		
	0.7%	2.0%	3.8%	8.3%	2.9%			
その他	30. 居住支援ニーズは把握していない	72	33	33	11	149		
		49.3%	33.3%	31.4%	18.3%	36.3%		
全体			146	99	105	60	410	
			-	-	-	-	-	

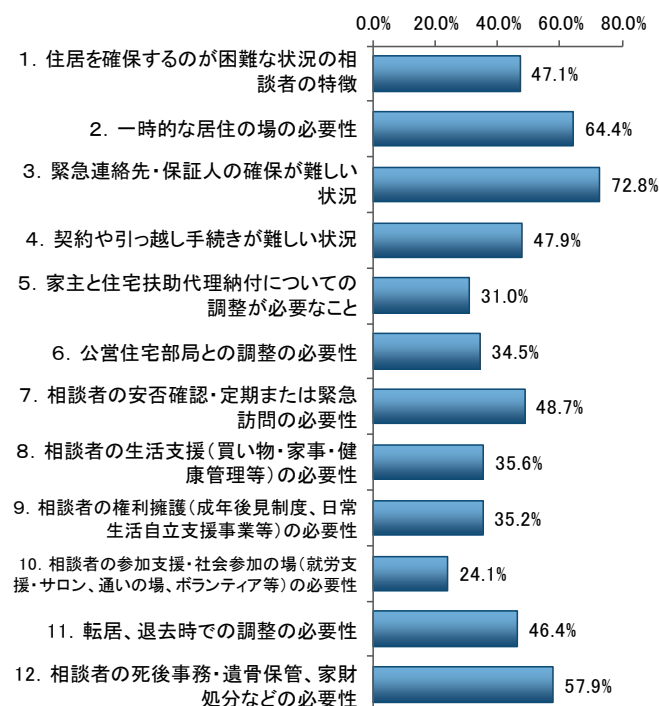


2.3.3.2 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について

2.3.3.1で1～29のいずれかを回答した場合、各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について尋ねたところ、「3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況」の割合が72.8%と最も高く、次いで「2. 一時的な居住の場の必要性」が64.4%、「12. 相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性」は57.9%であった。

図表 2-3-21 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について
(複数回答) (N=261)

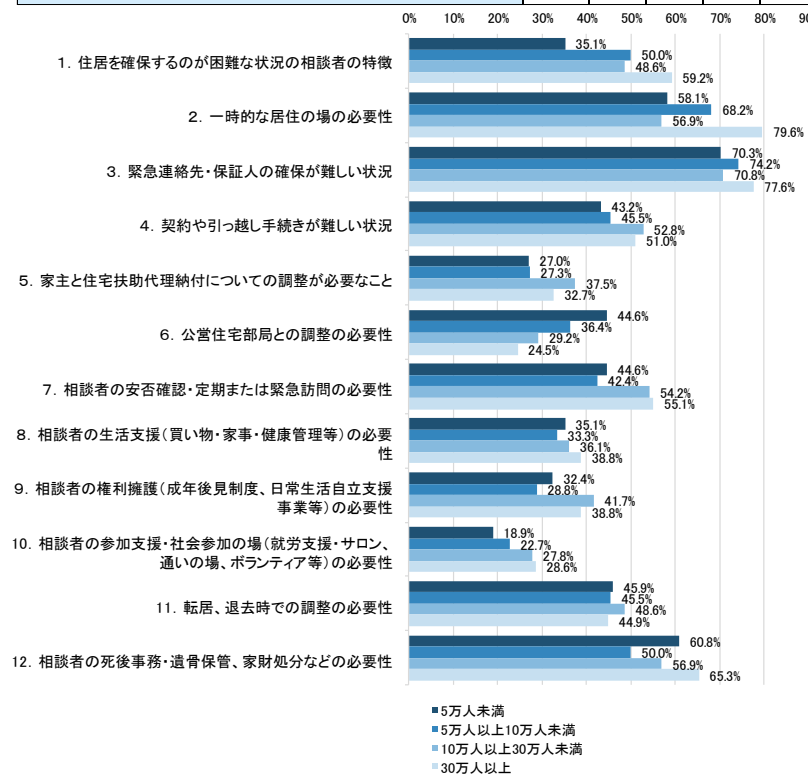
		(複数回答)	
		件数	%
入居時 [居住確保に 関する居住支 援ニーズ]	1. 住居を確保するのが困難な状況の相談者の特徴	123	47.1%
	2. 一時的な居住の場の必要性	168	64.4%
	3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況	190	72.8%
	4. 契約や引っ越し手続きが難しい状況	125	47.9%
	5. 家主と住宅扶助代理納付についての調整が必要なこと	81	31.0%
	6. 公営住宅部局との調整の必要性	90	34.5%
入居中 [見守り・参加 支援]	7. 相談者の安否確認・定期または緊急訪問の必要性	127	48.7%
	8. 相談者の生活支援(買い物・家事・健康管理等)の必要性	93	35.6%
	9. 相談者の権利擁護(成年後見制度、日常生活自立支援事業等)の必要性	92	35.2%
	10. 相談者の参加支援・社会参加の場(就労支援・サロン、通いの場、ボランティア等)の必要性	63	24.1%
退去時(死後 事務含む) [転居・死後 ニーズ]	11. 転居、退去時での調整の必要性	121	46.4%
	12. 相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性	151	57.9%
全体		261	-



各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について人口規模別に整理すると、30 万人以上の 79.6%が「2. 一時的な居住の場の必要性」と回答している。また、5 万人未満においては「6. 公営住宅部局との調整の必要性」や「12. 相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性」が高い割合がみられた。

図表 2-3-22 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について
人口規模別（N=261）

			人口規模				合計
			5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	30万人以上	
各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」	入居時 〔居住確保に関する居住支援ニーズ〕	1. 住居を確保するのが困難な状況の相談者の特徴	26	33	35	29	123
			35.1%	50.0%	48.6%	59.2%	47.1%
		2. 一時的な居住の場の必要性	43	45	41	39	168
			58.1%	68.2%	56.9%	79.6%	64.4%
		3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況	52	49	51	38	190
			70.3%	74.2%	70.8%	77.6%	72.8%
	入居中 〔見守り・参加支援〕	4. 契約や引っ越し手続きが難しい状況	32	30	38	25	125
			43.2%	45.5%	52.8%	51.0%	47.9%
		5. 家主と住宅扶助代理納付についての調整が必要なこと	20	18	27	16	81
			27.0%	27.3%	37.5%	32.7%	31.0%
		6. 公営住宅部局との調整の必要性	33	24	21	12	90
			44.6%	36.4%	29.2%	24.5%	34.5%
	退去時(死後事務含む) 〔転居・死後ニーズ〕	7. 相談者の安否確認・定期または緊急訪問の必要性	33	28	39	27	127
			44.6%	42.4%	54.2%	55.1%	48.7%
		8. 相談者の生活支援(買い物・家事・健康管理等)の必要性	26	22	26	19	93
			35.1%	33.3%	36.1%	38.8%	35.6%
	退去時(死後事務含む) 〔転居・死後ニーズ〕	9. 相談者の権利擁護(成年後見制度、日常生活自立支援事業等)の必要性	24	19	30	19	92
			32.4%	28.8%	41.7%	38.8%	35.2%
		10. 相談者の参加支援・社会参加の場(就労支援・サロン、通いの場、ボランティア等)の必要性	14	15	20	14	63
			18.9%	22.7%	27.8%	28.6%	24.1%
	退去時(死後事務含む) 〔転居・死後ニーズ〕	11. 転居、退去時での調整の必要性	34	30	35	22	121
			45.9%	45.5%	48.6%	44.9%	46.4%
		12. 相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性	45	33	41	32	151
			60.8%	50.0%	56.9%	65.3%	57.9%
全体			74	66	72	49	26
			-	-	-	-	-

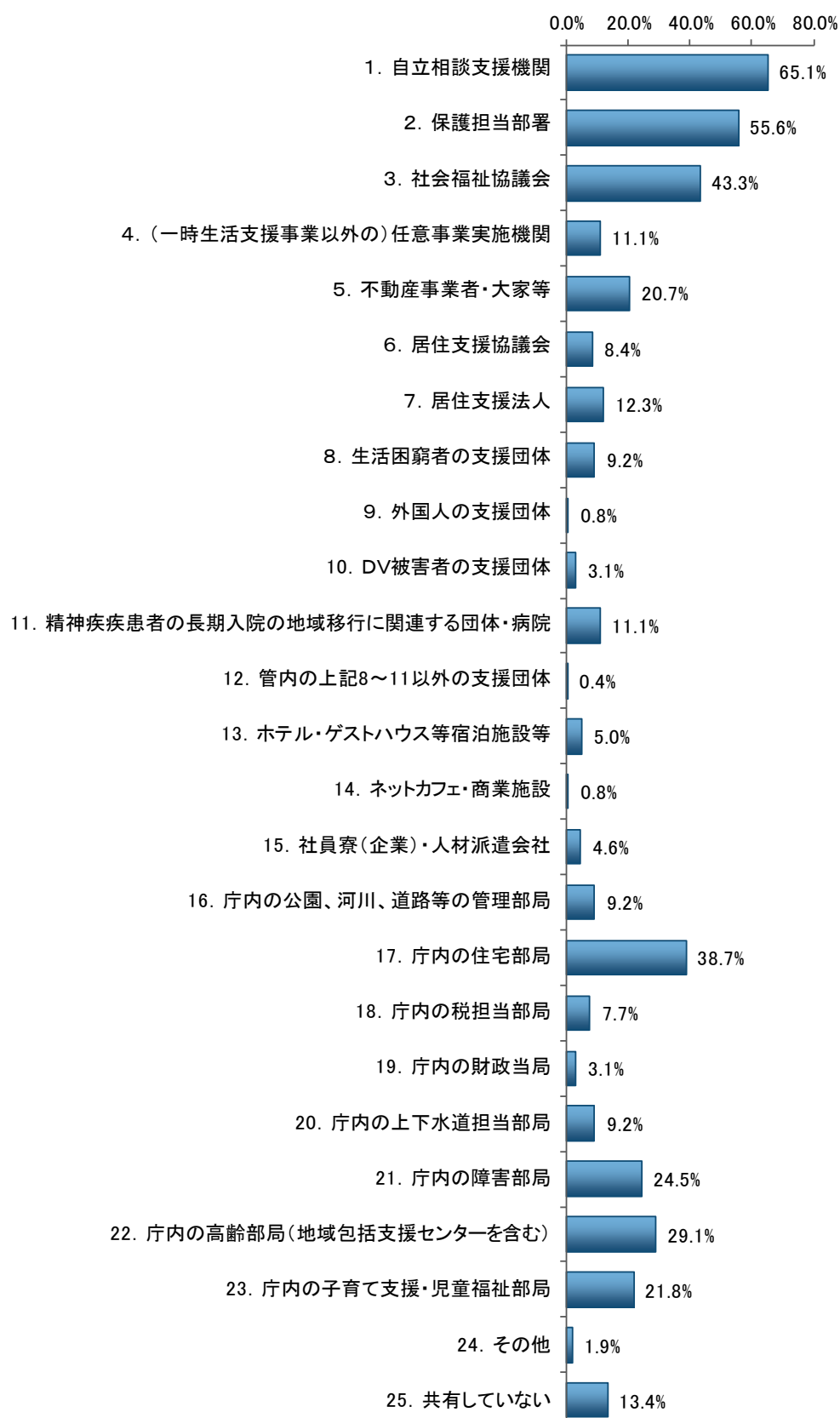


2.3.3.3 居住支援ニーズの把握結果の共有

2.3.3.1と2.3.3.2で把握した居住支援ニーズについて、対象者の支援や支援施策実施等のため関係者と共有したか尋ねた。共有した場合、どこの関係機関か尋ねたところ、「1. 自立相談支援機関」の割合が最も高く65.1%、次いで「2. 保護担当部署」が55.6%、「3. 社会福祉協議会」は43.3%であった。また、「25. 共有していない」と回答した割合は13.4%であった。

図表 2-3-23 居住支援ニーズの把握結果の共有（複数回答）（N=261）

（複数回答）		
	件数	%
1. 自立相談支援機関	170	65.1%
2. 保護担当部署	145	55.6%
3. 社会福祉協議会	113	43.3%
4. （一時生活支援事業以外の）任意事業実施機関	29	11.1%
5. 不動産事業者・大家等	54	20.7%
6. 居住支援協議会	22	8.4%
7. 居住支援法人	32	12.3%
8. 生活困窮者の支援団体	24	9.2%
9. 外国人の支援団体	2	0.8%
10. DV被害者の支援団体	8	3.1%
11. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院	29	11.1%
12. 管内の上記8～11以外の支援団体	1	0.4%
13. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設等	13	5.0%
14. ネットカフェ・商業施設	2	0.8%
15. 社員寮（企業）・人材派遣会社	12	4.6%
16. 庁内の公園、河川、道路等の管理部局	24	9.2%
17. 庁内の住宅部局	101	38.7%
18. 庁内の税担当部局	20	7.7%
19. 庁内の財政当局	8	3.1%
20. 庁内の上下水道担当部局	24	9.2%
21. 庁内の障害部局	64	24.5%
22. 庁内の高齢部局（地域包括支援センターを含む）	76	29.1%
23. 庁内の子育て支援・児童福祉部局	57	21.8%
24. その他	5	1.9%
25. 共有していない	35	13.4%
全体	261	-



「12. 管内の上記 8～11 以外の支援団体」については以下のとおりであった。

町福祉担当部署

その他の関係者は以下のとおりであった。

庁内の学校教育部局
障害者支援事業所
本市居住支援協議会と所管する庁内の住宅部局との定期的な情報共有を実施
管内の町福祉課
策定にあたり財政部局・福祉部局からも委員を選出しているため、会議の開催で共有が図られている
対象者がいれば共有する

2.3.4 居住支援全般について

福祉事務所設置自治体として、居住支援全般において抱えている課題等について自由記入で尋ね、その回答結果について内容を分類分けしたところ、その他を除くと、「資源が少ない、偏っている」に関する回答が最も多く 39 件、次いで「保証人等の問題」「住居の確保」「相談者本人の意欲に関すること」という回答が続いた。なお、詳細は資料編を参照されたい。

図表 2-3-24 居住支援全般について（自由記述）

39	資源が少ない、偏っている
35	保証人等の問題
31	住居の確保
24	相談者本人の意欲に関すること
18	住宅確保要配慮者への支援の難しさ
13	ホームレスがいない、ニーズが少ない
10	即日入所の難しさ
9	退所時の問題、転出費用、初期費用問題
7	単身世帯の支援の難しさ
6	寮入所者、派遣労働者の問題
5	関連団体との連携
4	庁内連携が不十分
3	人員不足
47	その他

第3章 ヒアリング録

3.1 神奈川県相模原市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）

3.1.1 相模原市の概要

- 人口(2023(R5)年4月1日時点または3月末時点)：717,811人
- 自立相談支援事業の運営形態
 - ：直営＋委託(委託先：パーソルテンプスタッフ株式会社)
- 一時生活支援事業の運営形態：委託(委託先：神奈川県社会福祉士会)
- 自立相談支援機関新規相談受付件数(2022(R4)年度)：1,242件
 - うち
 - ・インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェック：375件
 - ・インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェック：10件
- 一時生活支援事業開始：2015(H27)年度(モデル事業としては、2013(H25)年度)
- 一時生活支援事業(シェルター事業)延べ入所者数(2022(R4)年度)：38件
- ホームレス概数調査結果(2023(R5)年1月)：8人

3.1.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

他の機関からの把握

- ・シェルター事業の利用者はほぼ単身世帯だが、一部母子世帯の利用もある。これは、児童関係の部局からの紹介が多いことが関連している。
- ・昨年度の実績38ケースでいえば、直接窓口に相談に来るケースが半分、その他の部局からリファーされてくるケースが半分。

アウトリーチによる把握

- ・一時生活支援事業の委託先である社会福祉士会が巡回を行っており、インターネットカフェのような場所にもニーズがないか把握している。

3.1.3 当該自治体の特徴

シェルターの概要

- ・市内に自立支援センターやシェルター等の施設がなかったため、生活困窮者自立支援事業の実施前にモデル事業として実施。背景として、居所がない方への対応に苦慮していた（無低以外の手立てがなかった）ことがある。事業は神奈川県社会福祉士会へ委託している。
- ・アパート借り上げ方式で5部屋確保。衣食住の支援に加え、就労支援も行っている。アセスメント後に委託先にボタンタッチして並走して支援。居所には管理者やスタッフがおり、原則午前9時から午後6時までの間滞在し、支援を提供している。基本的にいつも満床状態。

利用実績

- ・昨年度の統計では、10歳未満が8名、10代が7名。

相談者・利用者の傾向等

- ・住居不安定で相談される方は市内在住者がほとんど。比較的若い方が多い。
- ・寮付の仕事をされていて、仕事辞めて出なければいけない、といったケースが多い。

事業の効果や課題

- ・就労意欲の高い方、利用期限である3か月以内に就労自立できると見込まれる人を優先的に入所させている。ほとんどの人がアパートを確保して就労自立している。生活保護につながるのは10%程度。シェルターを退所した後の居所の設定は市内がほとんど。
- ・社会福祉士会へ委託できていることで、様々な資源を活用しなければならない複雑なケースへの対応もできている。また家探しも丁寧に行ってもらっているので、居所の確保もスムーズにできている。
- ・できれば部屋数を増やしたいと考えているが、財源の問題もあり難しい。
- ・地域居住支援事業の実施は必要だと考えているものの実施できていない。また居住支援法人との連携事例は今のところあまりない。

3.2 千葉県船橋市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）

3.2.1 船橋市の概要

- 人口(2023(R5)年4月1日時点または3月末時点)：647,597人
- 自立相談支援事業の運営形態：委託(委託先:社会福祉法人 生活クラブ)
- 一時生活支援事業の運営形態：委託(委託先:労働者協同組合 ワーカーズコープちば)
- 自立相談支援機関新規相談受付件数(2022(R4)年度)：1,556件
 - うち
 - ・インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェック：234件
 - ・インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェック：31件
- 一時生活支援事業開始：2022(R4)年度
- 一時生活支援事業(シェルター事業)延べ入所者数(2022(R4)年度)：3件
- ホームレス概数調査結果(2023(R5)年1月)：11人

3.2.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

他機関からの把握

- ・市内の障害の基幹相談支援センターが多忙。そこから生活困窮者自立支援に流れてきている点が船橋市の特徴。
- ・一概には言えないが、他機関（社協など）からつながってくるケースが多い。

3.2.3 当該自治体の特徴

シェルターの概要

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者が急増したこともあり生活困窮者の支援事業の検討を開始。その検討の際、近隣の自治体で一時生活支援事業や独自のシェルター事業を実施している法人がいくつかあり、既存の社会資源が活用できることもあって、2022(R4)年から一時生活支援事業を開始。
- ・3部屋ずつある一軒家の2つのうち、それぞれ1部屋ずつ一時生活支援事業として活用（男性用1、女性用1）。

利用実績

- ・2022(R4)年度は3名利用。2023(R5)年度も2024(R6)年1月16日時点で3名利用。利用後に生活保護開始により一時生活支援事業が中止になった実績はない。6名のうち、

1 名が就労自立、2 名が障害者用のグループホーム、1 名がその他、2 名が利用中。一時生活支援事業で支援しているうちに、軽度の知的がわかった人、うつ病がわかった人がいる。障害がわかると、障害の手帳取得をサポートしてグループホームにつないだ。3 ヶ月で終わるケースはほぼない。

相談者・利用者の傾向等

- ・住居不安定者の特徴として、「住み込みを転々としていたが、何らかの理由で仕事ができなくなり追い出された人」が多い印象。市内の人よりは、社員寮と紐づいた市を転々としてきた人が多い。背景に障害や家族関係の希薄さなどがある。

事業の効果や課題

- ・ホームレスの人が来ると、逆に、一時生活支援事業にいれられない状況がある。一軒家タイプで共同生活だから、周りが嫌がったりする。ホームレスだった人が入ると、においもあり、退所後は畳を変えなくてはいけない状態になったりする。一時生活支援事業はホームレス支援の流れの事業だが、逆にホームレスを入れづらい現実がある。
- ・船橋市は自立相談支援機関と一時生活支援事業の機関が違う。そのため、金銭管理や清掃支援をどちらがやるか悩ましい。
- ・実際始めてみて保証人の問題が多いが、家探しの支援がとても多い。これが課題と思っている。不動産探し同行、契約同行、物件を見に行くのに同行したりと支援に時間がかかる。さーくる（委託先）でも、一時生活支援に限らず、それにかなりマンパワーがかかって苦労している。
- ・居住支援法人との連携：定員が埋まっていってしまっていて入るところが無くて、特に「家を探す際に緊急連絡先が無い人」の場合に、居住支援法人「くらせる」に緊急連絡先になってほしいと頼んでいる。

3.3 滋賀県草津市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）

3.3.1 草津市の概要

- 人口(2023(R5)年 4 月 1 日時点または 3 月末時点)：138,600 人
- 自立相談支援事業の運営形態：直営
- 一時生活支援事業の運営形態：直営
- 自立相談支援機関新規相談受付件数(2022(R4)年度)：674 件
 - うち
 - ・インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェック：107 件
 - ・インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェック：24 件
- 一時生活支援事業開始：2015(H27)年度
- 一時生活支援事業(シェルター事業)延べ入所者数(2022(R4)年度)：14 件
- ホームレス概数調査結果(2024(R6)年 1 月)：政令市・中核市でないため公表なし

3.3.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

相談窓口における把握

- ・窓口で相談が寄せられることによって把握している。

3.3.3 当該自治体の特徴

一時生活支援事業実施の経緯

- ・生活困窮者自立支援の 2014（H26）年度モデル事業の時から一時生活支援事業を直営で実施している。実施するなら任意事業もフルメニューで実施しようということで開始することとなった。

シェルターの概要

- ・直営で実施していることもあり、夕方に相談来所のケースにもその日のうちに宿泊できる。
- ・シェルターの物件は、4 畳半のアパート 2 部屋を月 34,000 円で借り上げている（2 年更新）。なお草津市の生活保護の住宅扶助上限は 41,000 円。

利用実績

- ・2022（R4）年度の利用は 14 件。うち半分以上はシェルター利用後に就労自立し、残りは生活保護を利用（高齢者など）。シェルターを利用する段階では、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度のいずれで対応するかを分けていない。
- ・利用期間は短くて 1 ヶ月。長い場合は半年ほどで、利用後に生活保護の利用などとなっている。

相談者・利用者の傾向等

- ・居住支援ニーズがある者の居住形態として、野宿は少ない。主には、ネットカフェや知人宅での一時滞在のほか、家賃滞納でアパートから追い出されそうになっているケースである。
- ・寮付き派遣で働いている方が相談に来ることもある。主な困りごととして、寮費で赤字になった、給料が低い、出勤日数が減ったなどである。
- ・相談者が、県内北部の彦根や、名古屋方面から来る場合もある。草津駅は JR 草津線（柘植駅－草津駅）の終着駅であり、草津は一時生活支援事業を実施しているからと切符を渡されて来所する相談者もいる。

事業の効果や課題

- ・ホームレスや住まい不安定者からの相談に対応する過程で、相談者がよければ、一時生活支援事業担当者が寮付き派遣会社に連絡して面談に来てもらい、その日のうちに入寮する場合もある。定評のある寮付き派遣会社は現在ところ 2 社あり、職種は製造や土木建築

が中心。このように生活困窮者自立支援の相談から寮付き派遣での就労に結びつくのは年 10 人程度。すべて単身男性で 30～40 歳代。相談窓口としては、仕事ができる方は相談に来てからあまり間をおかずに仕事へつなげたいと考えている。

3.4 島根県松江市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）

3.4.1 松江市の概要

- 人口(2023(R5)年 4 月 1 日時点または 3 月末時点)：196,748 人
- 自立相談支援事業の運営形態：委託(委託先：松江市社会福祉協議会)
- 一時生活支援事業の運営形態：委託(委託先：松江市社会福祉協議会)
- 自立相談支援機関新規相談受付件数(2022(R4)年度)：524 件(※)
- ※新規相談受付件数について、統計システムにおける国報告では 483 件としており、上記の 524 件は被保護者の方を含んだ数値である。
 - うち
 - ・インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェック:44 件
 - ・インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェック:14 件
- 一時生活支援事業開始：2015(H27)年度
- 一時生活支援事業(シェルター事業)延べ入所者数(2022(R4)年度)：28 件(※)
- ※一時生活支援事業(シェルター事業)延べ入所者数について、統計システムにおける国報告では 9 件としており、上記の 28 件は市社協独自事業及び民間シェルター(共に一時生活支援事業対象外)の利用件数を含む数値である。
- ホームレス概数調査結果(2024(R6)年 1 月)：1 人

3.4.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

関係機関へのヒアリングによる把握

- ・ニーズ把握手法として専らヒアリングを行っている。ヒアリング先は、2011(H23)年度からパーソナル・サポート・モデル事業を実施していた島根県社協、不動産業者 10 軒程度、ネットカフェ(2020(R2)年度コロナ時はパンフレット 1,000 部を配布)のほか、出雲市内の外国人支援団体や人材派遣会社(製造職が多い)などである。

他の機関からの把握

- ・松江刑務所や広島刑務所からも相談が寄せられる。

3.4.3 当該自治体の特徴

一時生活支援事業実施の経緯

- ・ パーソナル・サポート・モデル事業として支援を開始したと聞いている。2015（H27）年度の生活困窮者自立支援法の施行時に一時生活支援事業に切り替え、2年間は直営で実施し、2017（H29）年度から松江市社会福祉協議会に委託実施している。

シェルターの概要

- ・ 市内には三種類のシェルターがある（一時生活支援事業のシェルター事業、社協が独自に運営するシェルター、他に民間で独自に運営するシェルター）。
- ・ 一時生活支援事業のシェルターの物件は、平屋の借家を月 46,000 円で借り上げている。個室 3 部屋と、共用のトイレ・風呂・台所。最大利用は 3 人。男性だけか女性だけの利用としている。
- ・ 社協独自のシェルターは、一戸建てを借り上げ、個室 2 室と共用のトイレ・風呂がある。福祉のまちづくり（共同募金）により運営。
- ・ 民間のシェルターは、保護司が市街地で運営しており、個室 3 部屋がある。利用料は 1 泊 2,000 円。自立準備ホームとしても使われている。

利用実績

- ・ 利用期間は原則 3 ヶ月で、1 ヶ月以内の利用の方もおられる。利用者には 40～50 歳代が多く、若年や女性も多い。

相談者・利用者の傾向等

- ・ 相談者の居住形態について、ホームレスのなかには車中泊の方もおられ、昨年度は多かった。
- ・ 都市部と地方では、生活や住まいに関する困り方が違うのではないかと。

事業の効果や課題

- ・ 一時生活支援事業を実施している効果として、シェルター利用者の生活の様子を把握することができる。そして、住まいを確保できることで関係づくりもできる。就労や生活保護利用、携帯電話契約には住所が必要となることから、一時生活支援事業を実施していることで支援の幅が広がる。
- ・ 一時生活支援事業の相談者に対する寮付き派遣の仕事の紹介は慎重に考えている。まずは住居を定め、相談支援を行っていく方針をとっている。そこで課題となるのが、アパート等の部屋を借りる際に家賃保証会社の審査が要件とされている点。その審査に通らないと部屋を借りられない。
- ・ 島根県と鳥取県にはシェルター事業を未実施の自治体が多く、シェルターのある松江に相談者が集まってくる。岡山や広島シェルターを退所した方や、松江刑務所や広島刑務所からも相談がくる。そのため、行政内部の理解や費用の負担が課題として挙げられる。

3.5 静岡県三島市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）

3.5.1 三島市の概要

- 人口(2023(R5)年4月1日時点または3月末時点)：105,349人
- 自立相談支援事業の運営形態：委託(委託先：株式会社東海道シグマ)
- 一時生活支援事業の運営形態：委託(委託先：NPO法人POPOLO(県広域実施))
- 自立相談支援機関新規相談受付件数(2022(R4)年度)：420件
うち
 - ・インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェック：64件
 - ・インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェック：6件
- 一時生活支援事業開始：2015(H27)年度
- 一時生活支援事業(シェルター事業)延べ入所者数(2022(R4)年度)：1件
- ホームレス概数調査結果(2024(R6)年1月)：政令市・中核市でないため公表なし

3.5.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

他の機関からの把握

- ・他の機関から居住支援ニーズの情報提供を受けるなどの環境づくりとして、市役所内に設けられているネットワーク会議(年1回開催)に関連の諸機関・団体等が一堂に介してそれぞれの活動の報告等を行う。参加者には、地域包括支援センターやNPO、警察、ハローワークなども含まれる。

アウトリーチによる把握

- ・ニーズ把握は、相談窓口への来所のほか、自立相談支援機関の情報や連絡先を記載した名刺大のチラシを各所に置いて配布している(スーパー、コンビニ、公共施設、図書館のトイレ、ドラッグストア、学校関係)。相談機関の情報等をアウトリーチ手法で積極的に機関外の各所に出している。相談は、電話やメールでも受け付けるほか、バス代がない相談者については家庭訪問することもある。
- ・その他のアウトリーチ手法として、水道の滞納通知や閉栓通知にも自立相談支援機関の電話番号を記載している。自立相談支援機関に相談があった場合は、自立相談支援機関が市の水道担当部署に電話や同行をして対応する。水道料金の滞納分について、まず1ヶ月分を急ぎ支払うことや、月末まで自立相談支援機関で相談支援するなどの方針を市の担当部署と協議して開栓してもらうこともある。このような同行相談は、水道やアパートの大家のほか、市の税や国民健康保険の担当部署へ出向いて行うこともある。

3.5.3 当該自治体の特徴

自立相談支援事業や一時生活支援事業などの実施体制

- ・三島市の自立相談支援事業は、2015（H27）年度の生活困窮者自立支援法の施行当初から人材派遣会社の東海道シグマが受託して実施している。受託の期間は単年度ではなく5年契約。就労準備支援事業と家計改善支援事業についても東海道シグマが受託して実施している。東海道シグマは静岡県内の他市でも自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施している。
- ・一時生活支援事業は、NPO 法人 POPOLO が県内で広域実施している（シェルターの所在地は富士市）。そのシェルターを三島市の相談者が利用する場合は、相談者に切符を渡して行ってもらいか車で送っていくようにしている。
- ・住居のない相談者が自立相談支援機関にきた場合、POPOLO が実施する一時生活支援事業のシェルターを利用するか、もしくは相談者の希望があれば寮付き派遣仕事の情報提供を行っている。このようにして寮付き派遣の就労に結びつくのは年10人弱。

シェルターの概要

- ・NPO 法人 POPOLO が一時生活支援事業を県内で広域実施し、シェルターを富士市内で運営している。

利用実績

- ・三島市の相談者のシェルター利用は年2～3件。

相談者・利用者の傾向等

- ・相談者について、野宿生活者の野宿場所は主に公園。住まい不安定者については、家賃滞納で退去を迫られているケースが大半である。この家賃滞納ケースについて、自立相談支援事業と家計改善支援事業の支援担当者が大家に対して、家計改善の見通しを示して滞納分の分割払いをお願いしたり、住居確保給付金や就労支援を利用することで家賃支払いの目処を示しつつ退去の回避を図っている。
- ・バスの終点となっている三島で下車し、三島の自立相談支援機関に辿り着いたというケースもみられる。

事業の効果や課題

- ・一時生活支援事業が実施されていることで就労につながるケースもみられる。
- ・対象は限定されるものの、ChanKan プロジェクトを活用して、就労するまでの間はビジネスホテルに2週間宿泊できるよう対応した。
- ・金曜の遅い時間に事案が発生した場合は、三島市社会福祉協議会の独自事業の「生活一時扶助金」を活用し、週末はネットカフェ等に宿泊して POPOLO の受け入れができるまで待機するという対応も考えられる。

3.6 山梨県北杜市（ヒアリング分野：一時生活支援事業）

3.6.1 北杜市の概要

○人口(2023(R5)年 4 月 1 日時点または 3 月末時点)：45,715 人

○保護率(2023(R5)年 4 月 1 日時点)：4.0%

○生活保護相談件数(2022(R4)年度)：58 件

うち

・ホームレス・住まい不安定者の相談件数：1 件

○生活保護申請件数(2022(R4)年度)：32 件

うち

・ホームレスからの申請件数：1 件

・住まい不安定者からの申請件数：1 件

○ホームレス概数調査結果(2024(R6)年 1 月)：0 人

3.6.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

他の機関からの把握

- ・住まいに困った方は住宅課に相談に来ることが多い。「家賃が払えない」、「社員寮にいますが、離職とともに家を失いそう」、「失業とともに故郷に帰ってきたが、(空き家となっていたため)実家がボロボロで住めない」など、住宅課から自立相談支援の窓口で相談が回ってくる。
- ・ホームレス概数調査は冬に行うので、路上生活者が観察されない。ただ、ゴールデンウィークぐらいになると北杜市内に 3 か所ある道の駅に車上泊の方などもあらわれ、地域の方から車上泊の方がいると情報が入る。

3.6.3 当該自治体の特徴

シェルターの概要等

- ・自立相談支援事業だけではマンパワーが足りないため、一時生活支援事業も始めた。自立相談支援事業と一時生活支援事業は直営で実施している。一時生活支援事業実施前は、泊る場所の無い人が相談に来て、親族や知人を頼るよう勧めるほかなかった。支援の手札が乏しかったので一時生活支援事業を始めた。山梨県内では全市が一時生活支援事業を実施しており、自然と事業を実施する雰囲気になった。
- ・旅館の部屋を借りて一時生活支援事業を実施している。1 年中部屋を借りているわけではなく、希望者が来たらその都度部屋を借りている。

相談者、利用者の傾向等

- ・一時生活支援事業利用者はほぼ男性であり、50～60 歳である。7 割は他市の方である。

事業の効果や課題等

- ・繁忙期には旅館の部屋を借りれない上、ホテルや旅館がいつ廃業するかわからない。また、一時生活支援事業の宿泊費上限は 7,000 円/日と決まっているが、この地域にはビジネスホテルが無いので 7,000 円で借りれるホテルがない。一時生活支援事業で県営施設を使えると助かる。
- ・生活保護の居宅保護につなげる際にも困難がある。北杜市の住宅扶助費は単身世帯で 3 万円ほどであり、北杜市のアパート（平均家賃 5～6 万円）を借りられない。さらに、高齢や独居だと借りにくい。税金滞納中の方でも県営住宅に入居できるようになると助かる。
- ・また、入居の際に緊急連絡先を登録するのが難しい。福祉事務所は緊急連絡先として登録できない。相談に来た方の友人や知人を探すのに苦労している。
- ・救護施設は県内に 3 つあるが、個室ではないので嫌がる方が多い。

3.7 沖縄県沖縄市（ヒアリング分野：一時生活相談支援）

3.7.1 沖縄市の概要

- 人口(2023(R5)年 4 月 1 日時点または 3 月末時点)：140,488 人
- 保護率(2023(R5)年 4 月 1 日時点)：38.79%
- 生活保護相談件数(2022(R4)年度)：856 件
 - うち
 - ・ホームレス・住まい不安定者の相談件数：19 件
- 生活保護申請件数(2022(R4)年度)：623 件
 - うち
 - ・ホームレス・住まい不安定者からの申請件数：17 件
- ホームレス概数調査結果(2024(R6)年 1 月)：4 人

3.7.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

他の機関からの把握

- ・毎週一回、社会福祉協議会と情報共有している。車上生活の方をはじめ、刑務所から退去することになった方、実家を出て異性の家を転々としている方、配偶者と離婚して家にいれなくなった母子などについて情報が入ってくる。
- ・それ以外にも、障害分野、高齢分野、子育て分野から、随時、生活困窮者自立支援の自立

相談支援の窓口に来る。例えば、スマートフォンを使えなくなるのがいやで母子生活支援施設の利用を拒んでいる母子のケース、障害福祉分野のどの施設でも受け入れられなかった方のケースなど、住まいに困っているが他の分野で対応しきれていないケースの相談が来る。

3.7.3 当該自治体の特徴

シェルターの概要

- ・一時生活支援事業で使うシェアハウスやドミトリーの宿泊費は一泊 1,500 円程度であり、女性向けの部屋だと一泊約 3,500 円となる。一時生活支援事業で使っている部屋は、事業を受託している沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターがその都度借りている。支援で使うシェアハウスやドミトリーはどれも個室であり、就労自立等で一時生活支援事業の利用を終えた後も賃貸契約に切り替えて住み続けたがる人がある。

相談者、利用者の傾向等

- ・一時生活支援事業の 2022（R4）年度の実績は 9 件であり、ほぼ単身男性である。年齢は 10～70 代まで様々であり、70 代でも生活保護でなく一時生活支援事業を利用する方がいるのは、車を手放したくない方がいるためである。

事業の効果や課題

- ・子どもと一緒に入れる部屋へのニーズがあるが、そういう部屋を確保しようと思うと、一時生活支援事業の一泊あたり上限額では難しい。
- ・障害、高齢、児童、子育ての分野で対応しきれずに流れてくる相談の多くは「宿に泊まりたい」でなく「家を無くしそう」という相談である。支援では「住み慣れたところに住めるように」を優先しており、「まず一時生活支援」ではなく、いったん生活資金貸付などを検討する。

3.8 鹿児島県（ヒアリング分野：一時生活相談支援）

3.8.1 鹿児島県の概要

- 人口(2023(R5)年 10 月 1 日：164,502 人(鹿児島県郡部のみ)、1,548,684 人(県全体))
- 保護者数 鹿児島県 13,970 人、鹿児島市 14,508 人(2022(R4)年度被保護者調査)
- 自立相談支援機関新規相談件数：2022(R4)年 477 件、2023(R5)年 4 月～9 月 177 件
 - うち、住まい不安定：2022(R4)年 49 件、2023(R5)年 4 月～9 月 17 件
 - うち、ホームレス：2022(R4)年 4 件、2023(R5)年 4 月～9 月 0 件
 - うち、プラン作成件数：2022(R4)年 184 件、2023(R5)年 4 月～9 月 37 件
 - うち、シェルターのべ利用件数：2022(R4)年 13 件、2023(R5)年 4 月～9 月 7 件
- ホームレス概数調査結果(2023(R5)年 1 月)：14 人

3.8.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

ネットワーク連携による把握

- ・把握手法ではなく、連携体制をつくることを意識しており、連携を作る中でスムーズな情報提供がなされるようになっている。
- ・県全体で生活困窮者自立支援プラットフォーム事業を「プラットフォーム構築委員会」として実施。本土と島嶼部の 2 か所で年 2 回実施しており、そこへ連携団体が参加している。自立相談支援機関だけでなく、居住支援団体、子ども食堂などを含む NPO 等民間支援団体社協（市町社協）・自治体・コミュニティサポート（居住支援）、学識、市役所、生活福祉資金の担当なども参画して意見交換を行っている。
- ・予算はないものの、2021（R3）年度より都道府県研修の位置づけで、「online お悩み相談会」と題した研修会・情報交換会を毎月第三木曜日に開催。自立相談支援機関と市町担当者が参加。企画担当を決めて、保護観察、重層的支援体制整備などのテーマで研修やグループワークを実施している。なお「online お悩み相談会」への参画団体を増やすため、県が各市町村へ参加を呼びかけることで自治体の参画を促している。
- ・プラットフォーム構築委員会連携団体や各市町社協、「online お悩み相談会」等を通じた連携のなかで、さまざまな支援ニーズがあがってくる体制が生まれている。この把握した情報をもとに、県内 9 か所（郡部）のくらし・しごとサポートセンターで支援を実施している。

3.8.3 当該自治体の特徴

自立相談支援の概要

- ・自立相談支援（郡部）は4つの離島エリアを含む県内9か所に分けて実施している。5年間の委託としており、2023（R5）年度から新たな委託先を選定している。任意事業はすべて自立相談の委託先が実施しており、一部外部へ再委託している形。

シェルターの概要・利用実績

- ・一時生活支援事業は、ホテル借り上げで実施している。県としては十分に内訳を把握していないが、13件のシェルター利用のうち、徳之島が11件、北大島（奄美渡島の4町村）が2件である。基本的に各委託先の判断で実施している。

相談者・利用者の傾向等

- ・持ち家率が高く、家自体は確保されているため、一時生活支援のニーズは多くないが、食糧支援のニーズが高く、フードレスキュー（食糧支援）を県・経営者協議会（おもいやりネットワーク、現物支給）、市町村社協が行っている。ただし、フードバンク団体との連携はとれていない。
- ・住居確保給付金はコロナで失業した方への適用が多かったがかなり減少している。多かったものとしては店舗兼住宅で店舗の売り上げが落ちたといったケースである。

居住支援における課題

- ・居住支援の対象としては、移住者や仕事関係で県外からくる方が多いが、単身世帯用の住居が少なく、家賃も高いなど賃貸借の物件にも限りがある地域のため、公営住宅の活用、空き家対策も含めて住まいを確保しやすい支援を検討する必要があると考えている。

3.9 東京都府中市（ヒアリング分野：一時生活支援事業・生活保護）

3.9.1 府中市の概要

- 人口(2023(R5)年4月1日時点または3月末時点)：259,572人
- 自立相談支援事業の運営形態：直営・委託(委託先：株式会社パソナ)
- 一時生活支援事業の運営形態：委託(委託先：NPO法人インクルージョンセンター東京オレンジ)
- 自立相談支援機関新規相談受付件数(2022(R4)年度)：527件
 - うち
 - ・インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェック：2件
 - ・インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェック：2件
- 一時生活支援事業開始：2022(R4)年度
- 一時生活支援事業(シェルター事業)延べ入所者数(2022(R4)年度)：4件
- ホームレス概数調査結果(2023(R5)年8月)：7人

- 保護率(2023(R5)年4月1日時点)：19.0‰
- 生活保護相談件数(2022(R4)年度)：1,568件
 - うち
 - ・ホームレス・住まい不安定者の相談件数：63件
- 生活保護申請件数(2022(R4)年度)：409件
 - うち
 - ・ホームレスからの申請件数：43件
 - ・住まい不安定者からの申請件数：49件

3.9.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

アウトリーチによる把握

- ・一時生活の委託先（東京オレンジ）が多摩川河川敷でアウトリーチを行っている。

他の機関からの把握

- ・土地柄、刑務所を出所して相談に至るケースも多い。
- ・任意団体がつなげてくるケースもある。

3.9.3 当該自治体の特徴

シェルターの概要

- ・多摩川の河川敷にホームレス状態にある人々が多くいたため、巡回相談を行っており、「居所なし」の人とかかわることが多かった。このような経緯から、2016（H28）年より一時生活支援事業を実施。
- ・3部屋を確保しており、単身用が2部屋（アパート1室）、複数人用が1（一軒家）。
- ・利用中は委託先の事業者が、週に一度くらいのペースでサポートを行っている（手続き関係の同行など）。

利用実績

- ・利用実績は年間4件程度で少ない。

相談者・利用者の特徴等

- ・生活スキルが乏しい方が多い。
- ・生活費を自分で賄えるかどうか、就労が可能かどうかで、生保／一時生活支援事業の利用の使い分けをしているが、実際は一時生活を利用して生活保護、というケースも散見。
- ・多少の生活費があり、就労してアパートの転宅費が貯められると見込まれれば一時生活支援事業利用を検討するが、これに該当する方が少ない。
- ・早期の就労または就労困難な場合は生活保護につなぎ、無料低額宿泊所等を利用してもらう。救護施設や更生施設等は、入所までに時間がかかるため、まずは無低につなぐことが多い。

事業の効果や課題

- ・3か月で就労自立できるケースが少ないことから、寮付の仕事の開拓もしている（市外が多い）
- ・居住支援法人との連携事例は今の時点ではない。
- ・概数調査とホームレス状態の方の支援の実績の「ずれ」について。今回の報告数は、巡回相談員が接触できていない方、一見住所不定者に見えない方、突発的に住居を失った人の相談が含まれている。巡回相談だけでは、そうした人々を把握することの困難を感じている。

3.10 愛知県安城市（ヒアリング分野：生活保護）

3.10.1 安城市の概要

- 人口(2023(R5)年 4 月 1 日時点または 3 月末時点)：188,673 人
- 保護率(2023(R5)年 4 月 1 日時点)：4.0‰
- 生活保護相談件数(2022(R4)年度)：1,425 件
 - うち
 - ・ホームレス・住まい不安定者の相談件数：19 件
- 生活保護申請件数(2022(R4)年度)：124 件
 - うち
 - ・ホームレス・住まい不安定者からの申請件数：19 件
- ホームレス概数調査結果(2024(R6)年 1 月)：2 人

3.10.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

他の機関からの把握

- ・ホームレス概数調査で、どのあたりに居所不安定の人がいるか把握している。また、町内会長からの連絡で住まいに困っている方の情報を把握している。安城市は地区社会福祉協議会を組織しており、全町内会に福祉委員会がある。そこを通じて住まいに困っている方の情報が入ってくる。地域から声が入ってきやすい。
- ・人材派遣会社からも住まいに困っている方の情報が入ってくる。仕事が合わずに寮を退去しなければならなくなっている人があると、会社から連絡が来る。

3.10.3 当該自治体の特徴

相談者、利用者の傾向等

- ・安城市は生活困窮者自立支援の自立相談支援事業を市の直営で運営しているため、生活困窮者自立支援と生活保護の窓口が一体型となっており、連携がしやすい。住まいに困った方からの相談のほとんどは日本国籍の単身男性からである。ただし、安城市の人口の約 1 割はブラジルとフィリピンの方であり、外国籍の方からの相談がある。外国籍の方は夫婦で相談に来るケースも多い。外国籍の方の場合、「税金は払っているけど、年金は払っていないかった」という方がおり、そういう方が高齢期に収入に困って相談に来る。
- ・製造業が盛んな地域なので、就労を希望する人は、警備、調理、機械製造を始め、様々な業種の中から仕事を選択できる上、住み込みの仕事も多い。一方、住み込みの仕事に就いている人が多い地域であるため、失業と同時に住まいを失うケースも多い。

支援の工夫

- ・住み込みの仕事を始めるにあたって、住み込み先で使う家電製品を買うお金が無い人もいる。そういう場合は、関係機関で協議して支援を組み立て、社会福祉協議会の生活物品貸出事業を活用している。住み込みの仕事に就いても当面の食料に困るケースがあるので、そういう場合にはフードバンクを活用している。
- ・外国人が多いが、外国人向けの支援団体はない。フィリピンやブラジルの方だと、キリスト教の教会のネットワークで支援に繋がっている。フードバンクに食料を取りに来るのが嫌だという外国籍の方にも食料が届くよう教会に食糧支援物資を渡すこともある。

3.11 北海道函館市（ヒアリング分野：生活保護）

3.11.1 函館市の概要

- 人口(2023(R5)年 4 月 1 日時点または 3 月末時点)：242,467 人
- 保護率(2023(R5)年 4 月 1 日時点)：45.1%
- 生活保護相談件数(2022(R4)年度)：2,081 件
 - うち
 - ・ホームレス・住まい不安定者の相談件数：35 件
- 生活保護申請件数(2022(R4)年度)：1,129 件
 - うち
 - ・ホームレスからの申請件数：5 件
 - ・住まい不安定者からの申請件数：30 件
- ホームレス概数調査結果(2024(R6)年 1 月)：0 人

3.11.2 居住支援ニーズの把握手法の特徴

他の機関からの把握

- ・福祉事務所で特別なニーズ調査を行っているわけではないが、生活困窮者自立支援の自立相談支援機関（注：函館市は市内 10 か所の地域包括支援センターに自立相談支援の窓口を置いている珍しい自治体）から住まいに困っている方の情報が入ってくる。自立相談支援の窓口が地域包括支援センターに設置されているので、地域の方から住まいに困っている方の情報が入ってきやすい。

アウトリーチによる把握

- ・函館市は、1 月の概数調査だけでなく、夏にも路上生活者の数を調査している。ただし、路上生活者はいない。以前は橋の下で生活している方がいたが、警察 OB と毎日通いつめ

て生活保護申請を促して生活保護につないだ。車上泊の方が年に 1 名ほど把握されていたが、その都度対応してきたためか、最近はほとんど見られない。

3.11.3 当該自治体の特徴

シェルターの概要

- ・生活保護の救護施設は北海道全体で 9 施設あり、そのうち 3 施設が函館市にある。救護施設が多いので、一時生活支援事業の実施よりは、救護施設を活用した支援を考えてきた。本人が救護施設を拒む場合には、アパートを探して居宅保護を行っている。母子生活支援施設も 2 カ所あるので、他の自治体が一時生活支援事業で対応している部分を生活保護で対応している。
- ・ただし、生活保護だと受給まで 2 週間かかる。それゆえ、今日寝るところが無い方にはひとまず NPO 法人函館せいかつコミュニティのシェルターや居住支援法人きずなの福祉待機下宿を紹介している。これらは一時生活支援事業ではないが、1 日 3,000 円ほどで利用できる。そこに泊まりながら自分で家を探す。

相談者、利用者の傾向等

- ・住まいに困った方の相談は、2023（R5）年度で 35 人であった。路上生活の方からの相談は無かった。最も多かったのは知人宅から追い出された方の相談で、来談者の年齢は 40～50 代が多かった。35 件のうち 3 割ほどは旅行中にお金が尽きた方からの相談であった。函館市にはネットカフェが少ないので、ネットカフェからの相談は少ない。

第4章 本調査のまとめ

4.1 居住支援ニーズの把握手法

4.1.1 居住支援ニーズをいかに把握するか

2015（H27）年度から全国で実施されている生活困窮者自立支援制度には任意事業として一時生活支援事業が設けられており、その日に寝泊まりする場所を確保できないような緊急的な居所確保を要する生活困窮者の存在が想定されている。ただし、全国の福祉事務所設置自治体に占める一時生活支援事業（シェルター事業）の実施自治体の割合は、約4割（2021（R3）年度）に留まっている。

この実施率は、2022（R4）年12月に厚生労働省が公表した「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」においても議論に取り上げられた。そこで示された調査結果によると、シェルター事業を実施していない自治体の過半数は、今後も「実施しない」または、「未定」と回答しており、その理由として多かったのは、「事業の利用者が見込まれない」との回答であった。つまり、その自治体の管内において、一時生活支援事業のニーズが見込まれないということであり、緊急的な居所確保を要する生活困窮者の存在も見込まれないということになる。

しかし、緊急的な居所確保を要する生活困窮者は、特定の自治体にのみ存在するであろうか。あるいは、困窮やDVなどによってその日に寝泊まりする場所を失うような事態は、特定の自治体にのみ発生することであろうか。政令指定都市や中核市のように人口が多くない自治体においても、一時生活支援事業を実施してシェルター利用実績のある場合もある。そして、一時生活支援事業を実施していない自治体であっても、生活保護の運用過程で緊急的な居所確保などの支援の仕組みが設けられている場合もある。

ここで問われるのは、それぞれの自治体がどのようにして、緊急的な居所確保をはじめとする居住支援のニーズを把握しているか、その手法を明らかにすることである。手法や仕組みによっては、現在は居住支援の利用者が見込まれないと認識する自治体においても、居住支援のニーズが浮き彫りになることも想定される。

4.1.2 多様なニーズ把握手法

居住支援ニーズの把握手法は、アンケートとヒアリングを通して、自治体によって様々であることがあらためて判明した。

まず、アンケート結果によると、一時生活支援事業実施自治体において最も高い割合でみられた居住支援ニーズ把握手法は、「自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集」と「生活保護部局へのヒアリング・情報収集」、「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」であった。

なかでも注目されるのは、一時生活支援事業の実施前と実施中との差が大きい把握手法であり、その結果をみると「自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集」や「不動産事業者等へのヒアリング・情報収集」、「居住支援協議会へのヒアリング・情報収集」、「居住支援法人へのヒアリング・情報収集」、「庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集」となっている。この結果は、実際に一時生活支援事業を実施した場合に求められる主要なニーズ把握手

法として読み取ることもできよう。

このように多様な把握手法がみられる一方で、一定数の一時生活支援事業実施自治体が「居住支援ニーズは把握していない」と回答しており、その理由として「把握をするための人員がいない」、「居住支援ニーズを把握する手法がわからない」、「ニーズを把握しても、そのニーズに対応できない」と回答している結果については、一時生活支援事業の運営をめぐる検討課題とみることができよう。

生活保護部局を対象としたアンケート結果によると、居住支援ニーズの把握手法として最も高い割合でみられたのは「自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集」で、次いで「居住支援ニーズを実施していない」となっている。この結果からも、居住支援ニーズの把握手法だけでなく居住支援ニーズ把握の実施有無そのものも検討課題といえよう。

次に、ヒアリング結果によると、居住支援ニーズの把握手法として多くみられるのは、一時生活支援事業や生活保護の窓口で相談が寄せられることによってニーズを把握する手法や、自治体の他の部署（福祉関連部局や住宅関連部局など）や関連機関（警察や刑務所を含む）、人材派遣会社、町内会などから照会を受けることで把握する手法である。関連の部署や機関との情報共有や相互照会をスムーズに進めるために、日ごろから定期的に情報共有の会議の機会を設けている自治体も複数みられた。

それらとあわせて注目できるのは、生活困窮や生活保護の機関に相談や他機関からの照会が寄せられるのを待つだけでなく、巡回やヒアリング、情報提供のように機関が外へ手をのばすアウトリーチの手法である。具体的には例えば、一時生活支援事業の担当者が河川敷等でホームレスの巡回相談を行っている事例、一時生活支援事業の担当者が関係機関やネットカフェ等にヒアリングを行ってニーズ把握を行っている事例、知人宅で一時的に寝泊まりする住まい不安定者のように存在やニーズの把握が容易でない場合を想定して生活困窮の相談機関の連絡先が記載されたチラシを各所で配布して情報提供を行っている事例、相談機関への交通費がない相談者の自宅を訪問する事例などのように、多様な工夫が試みられている。

4.2 把握された居住支援ニーズ

4.2.1 既存統計では把握されないホームレス・住まい不安定者

本調査では、前節でみた居住支援ニーズの把握手法のみでなく、実際に把握されている居住支援ニーズそのものについても注目できる。全国の各自治体において、毎年1月に実施される厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」に表れないホームレス（野宿生活者）が多いことがアンケートおよびヒアリングから明らかとなった。あわせて、野宿状態にはないものの、知人宅やネットカフェに寝泊まりするなどといった住まい不安定者が各地で多くみられることも明らかとなった。

このように、既存統計では把握されないホームレスおよび住まい不安定者が全国各地でみられることは、すなわち、緊急的な居所確保をはじめとする居住支援のニーズが全国各地に存在すると捉えることができる。アンケートのデータをたどると、生活困窮者自立支援や生活保護の窓口でホームレスや住まい不安定者が相談に訪れている実績があるものの、一時生活支援事業を実施していない自治体は多い。ただし、すぐ後の節で述べるとおり、自治体によっては、一時生活支援事業は実施していないものの生活保護の運用過程で緊急的な居所確保等の対応を行っている場合もある。

ホームレスや住まい不安定者の具体像について、ヒアリングにもとづいて特徴を整理す

ると、主に次のような居住形態等がみられる。まず、ヒアリングを行った 11 自治体のいずれにおいても、ホームレスより住まい不安定者が多くみられる。ホームレスについては、野宿生活だけでなく車上生活も多く確認されている。そして、住まい不安定者の居住形態については、多くのヒアリング対象自治体でうかがえたのは、知人宅での寝泊まりが多いことである。そして、アパート等に居住しつつも、家賃滞納で退去を迫られているという住まい不安定状態のケースが多いことも明らかとなった。次いで、ネットカフェでの寝泊まりや、社員寮に滞在しているものの病気等で仕事に就けず住まいを失うおそれがあるケースなどが各地で多く確認された。

4.2.2 実際に把握された多様な居住支援ニーズ

各自治体において実際に把握されたホームレスや住まい不安定者の具体像をみると、既存統計で把握されていない居住支援ニーズがいかに多様であるかがうかがえる。

アンケート結果から居住支援ニーズの特徴について、何らかの手法で居住支援ニーズ把握を行っている一時生活支援事業実施自治体に尋ねた結果をみると、最も割合が高いのは「一時的な居住の場の必要性」と「緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況」でいずれも 5 割を超えており、居住支援ニーズのなかで緊急的な居所や住まいの確保が主要となっていることがうかがえる。

生活保護部局を対象としたアンケート結果においても、「緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況」と「一時的な居住の場の必要性」のように居所確保に関するニーズの回答割合が高い。あわせて、「相談者の安否確認・定期または緊急訪問の必要性」のように居所確保後のニーズや、「相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性」のように退去時におけるニーズの回答割合も高い。

ヒアリング結果からホームレスや住まい不安定者が抱える課題や支援ニーズをみると、就労意欲をもちつつも住まいがないため就労が困難なケース、家賃滞納によってアパート等の退去を迫られて住居喪失リスクに直面しているケース、障害や疾病によって就労や収入確保が困難なケース、家族関係希薄などの困難を抱えるケースが特徴的といえる。ホームレスや住まい不安定者が、緊急的な居所や住まいの確保のみでなく、就労や債務、家計、障害福祉や保健医療などのニーズも複合的に抱えている様相が浮き彫りとなった。

なお、緊急的な居所確保等の対応に関して、ホームレスや住まい不安定者が生活困窮者自立支援や生活保護の相談に至る直前の居所をみると、必ずしも当該の自治体の管内だけでなく、近隣の市町や県から一時生活支援事業のシェルターを求めて移動してきたケースがあることが、各地のヒアリングであらためて明らかとなった。各地でもれなく緊急的な居所確保等の対応ができる仕組みを整えることがあらためて検討課題といえよう。

4.3 把握された居住支援ニーズへの対応策

4.3.1 複層的なアクターとハウジング資源による 居住支援ニーズへの多様な対応策

本調査のアンケートおよびヒアリングにおいては、緊急的な居所確保や入居後の相談支

援などの様々な居住支援ニーズに対して、生活困窮者自立支援や生活保護の機関、民間支援団体や不動産業者などの官民の複層的なアクターが、一時生活支援事業のシェルターや保証人不要のアパートなどのハウジング資源を用いながら、多様な支援の仕組みを設けて対応していることが明らかとなった。

一時生活支援事業のシェルターの利用の仕方は自治体によって様々で、利用者のニーズや特性に応じて就労支援のプロセスでシェルターを活用する場合や、まずシェルターに相談者を受け入れてから丁寧なアセスメントを行ってその後の生活困窮者自立支援あるいは生活保護へつなげていくという位置づけがなされている場合も多くみられた。

さらに、ホームレスや住まい不安定者が生活保護を申請してから保護決定に至るまでの間に、一時生活支援事業のシェルターや民間支援団体独自のシェルター、保証人不要のアパートのハウジング資源を活用することで、ホームレスや住まい不安定者に対して生活保護制度を十分かつ機動的に機能させている自治体も多くみられたことにも注目できる。

4.3.2 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の十分な機能発揮の鍵

本調査を通して、各自治体には居住支援ニーズもしくは一時生活支援事業のニーズがないというよりは、十分にニーズを把握できていない場合が推測されるとともに、他方でヒアリングの事例でみられたように生活保護の運用で緊急的な居所確保を行ってニーズに対応している場合もある。

この点に関して本調査から得られた知見を述べると、居住支援ニーズの把握や対応策を論じる際には、一時生活支援事業のニーズや実施内容のみでなく、生活保護の運用実態と一体的に捉える必要があるといえる。自治体によって居住支援ニーズの把握手法や対応策のありようには大きな差異がみられることから、一時生活支援事業の部分のみを切り取るのではなく、一時生活支援事業と生活保護の双方を視野に入れたうえで、自治体の管内で緊急的な居所確保等の居住支援ニーズのボリュームや実態を捉える観点が求められるのではなかろうか。

本調査の特にヒアリング結果から得た知見として、生活困窮者自立支援制度の諸事業も生活保護とともに、緊急的な居所確保のニーズに対応しうる資源や仕組みがないと、それらの制度や事業が十分に機能しないことがあらためてうかがえた。その資源や仕組みとは、本調査では、一時生活支援事業のシェルターの場合もあれば、民間支援団体が独自に運営するシェルターや住居、あるいは不動産業者が提供する緊急入居可能なアパートなどがみられた。ただし、生活保護の相談窓口において、行政機関が特定の民間事業者である不動産業者を紹介する難しさについてもヒアリングでうかがえたとともに、その難しさを突破する手がかりとして居住支援法人の役割に期待する声も聞かれた。

逆にいえば、生活困窮者自立支援や生活保護の制度を各自治体において十分に機能させるためには、緊急的な居所確保のニーズに対応しうる資源や仕組みが求められるということになる。アンケート結果でもみられたように、政令市や中核市だけでなく、人口が比較的少ない自治体においても、生活困窮や生活保護の機関にホームレス状態や住まい不安定状態の相談者が訪れている。現時点で緊急的な居所確保のニーズに対応しうる資源や仕組みを持たない自治体においては、一時生活支援事業の実施も有力な候補として、生活困窮者自立支援や生活保護の制度の十分かつ機動的な機能発揮が求められよう。

4.4 住居確保給付金と（就労）支援

最後に住居確保給付金のことについて触れておきたい。周知のように、従来、住居確保給付金の対象者は、「離職又は廃業した日から2年を経過していない」者であったが、コロナ禍においては特例措置として、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある」者も対象になった。また、「月2回以上のハローワークへの相談」が必要、という求職要件についても、「月1回程度」に緩和された。その結果、2020（R2）年度から支給件数が10万件を超えるほどに激増した。現在、これらの特例は終了しており、2023（R5）年度（12月まで）の支給件数（新規）は7,444件となっている。ヒアリングを行った11の自治体での聞き取りでは、現在、その件数はさらに少なくなっているとの報告が相次いだ。

しかし、このことは、ニーズを持つ人が少なくなっていることをそのまま意味しているわけではない。なぜなら、もともとの住居確保給付金の支給要件が厳しく、この施策が居住支援ニーズを十分に満たすことができていなかった可能性があるからである。

厚生労働省では、コロナ禍で行ってきた特例措置の一部恒久化（職業訓練受講給付金と住居確保給付金の両方を受けることができるなど）し、機能強化を図る見直しを行ったが、制度の見直しとともに重要となってくるのは、この住居確保給付金による支援と、就労支援を中心とした生活再建のための支援とをどのように一体的に行っていくかという運用面である。住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法の必須事業に組みられていることからわかるように、本来であれば、この給付金を受けている間に、就労自立し、生活保護に至らずに生活を再建できることが「制度上は」望ましい。しかしながら、アンケートの図表2-2-46「住居確保給付金受給者の支援における連携先について」（P.53）を見てみると、「生活保護部局」との回答が44%にのぼっていることがわかる。このことは、実際には、受給期間中、あるいは満了後に生活保護へと移行しているケースも少なくないことを示している。疾病等により就労自立が見込まれない場合を除き、就労自立できずに住居確保給付金利用後に生活保護に至っているのであるとするならば、就労自立できたケースについて、どのような機関とどのように連携して支援をしていたのかを明らかにしていく必要がある。以下では、このような認識から、先に述べたアンケートの結果とヒアリングで得た知見を補足的に用いて検討する。

アンケートによれば、連携先の機関として最も割合が高かったのは「ハローワーク・無料職業紹介所」であった。これは制度の仕組みから考えれば当然といえば当然の結果である。しかしここで重要なのは、その連携の仕方である。当該機関を連携先として選択した168の自治体の自由記述を確認したところ、「同行（支援）」という言葉が13の自治体で使われていることが分かった。具体的には以下のような記載である。

- 受給者と同行してハローワークに希望する職種、勤務体制等の情報を伝えて、求人情報を提示していただき、応募したり、履歴書の作成等のフォローを行った。
- 就労支援員が受給者の就労希望を確認し、ハローワークの同行支援や情報共有等を連携することで、早期就労開始に向け支援を行うことができた。
- 受給者の希望する職種・勤務体系に応じて求人情報を複数提示し、面接に同行。支援会議において受給者の情報を共有し、連携して支援を実施した。

これらの事例は、住居確保給付金の受給者の就労支援にあたっては、単純に「ハローワーク・無料職業紹介所」に「つなぐ」だけでは不十分な場合があり、時としていわゆる「伴走型の支援」が求められることを示唆しているといえよう。

「生活保護部局」を除いて、次いで割合が高かったのは、「家計改善支援の実施事業所」(31.9%)であった。この連携先の回答の割合が高い背景には、住居確保給付金の受給者の中に一定程度、家計のやりくりについて困難がある層が存在することを示唆している。このことは、連携先として「法テラス」と回答した割合が 16.4%あることから言える。当該機関を連携先として選択した 66 の自治体の自由記述を確認したところ、自立支援相談事業と家計改善支援事業を同事業者が行っている自治体や、支援の初期の段階から家計改善支援事業の事業者がかかわっていることで、支援が効果的に行えている様子がうかがえた。なお、家計改善支援事業の実施率は 2022 (R4) 年現在 79%であるため、実施していない自治体においては、そのような利用者がいた場合に、自立相談支援機関がその役割を担えるかが課題となるといえる。

- 家計状況の見える化により現在の収支状況の理解促進ができ、これから就職していくにあたっての目安(就労収入目標)を立てることができた(※家計改善支援事業は一時生活支援事業と一体的に共同事業体が委託しており、同一機関での取り組み)
- 初回面談から家計改善支援事業が同席し、生計維持するために、いくら就労収入が必要か目標額を設定。その内容を就労支援事業者とアセスメント会議で共有し、困窮事業全体で対象者の支援方針を立て、早期就労・家計再建をチームとして支援。

こうした事例は、家計改善事業をどの機関が請け負うのが支援を行う上で効果的なのか、また支援のどこのタイミングでかかわることが効果的かを示す事例として興味深い事例であるといえよう。

支援機関以外の連携先として割合が高かったのは、「不動産事業者・家主」(20.8%)であった。住居確保給付金は、家主や賃貸人等に代理納付されるため、連携先としてその割合が高くなるのは当然であるが、アンケートを見てみると、家賃の支払いについて、支援機関側から様々な配慮をお願いしている様子がうかがえた。

- 期間満了で離職。家賃の支払い方法等を不動産会社と調整して住居確保給付金受給中に就労活動を行い、早期就職できた。
- 受給者の活動状況により変動する振込時期について協力いただいた。
- 生活困窮の実態を訴え、滞納分の分割支払いに応じてもらう。

また、のような転居に関しての連携も含まれていることもわかった。

- 高額家賃の物件に居住する相談者に対して、ハローワークでの就労支援を受けながら不動産会社に相談し、住居確保給付金を受けながら家賃の安い物件に転居することができた。
- 自立相談支援機関とかかわりのある不動産事業主に依頼し、新しい物件の相談や入居支援を行った。

なお補足的な事項であるが、ある自治体へのヒアリングでは、家主や賃貸人等に代理納付するという仕組み自体が、制度の利用を妨げているケースについての言及があった。

「相談はあったが、大家に直接給付なので、大家に知られたくないという人もやっぱりいる。そんなに（生活が）危ないなら出てってほしいって言われてしまうかもしれない。お金に困っているというのはあまり知られたくないようです」

家主や賃貸人等にこの制度への理解を浸透させておくことは、支給後に支援を効果的に進めるためにも有効であり、また、対象者の利用に対する心理的ハードルを下げるうえでも重要であることを示している。

資料編

令和5年度 社会福祉推進事業 検討委員会 名簿

委員長	NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長	奥田 知志
委員	大阪公立大学 教授	垣田 裕介
	大阪公立大学 名誉教授	水内 俊雄
	立教大学 教授	後藤 広史
	熊本市健康福祉局健康福祉部首席審議員 兼 保護管理援護課長	村上 英昭
	座間市福祉部参事 兼 福祉事務所長 兼 地域福祉課長	林 星一
	有限会社 CR-ASSIST 取締役	四井 恵介
	NPO 法人抱樸 事業担当常務	山田 耕司

1. 検討委員会の開催

- ① 2023（R5）年8月23日 第1回委員会
- ② 2023（R5）年11月13日 第2回委員会
- ③ 2024（R6）年2月29日 第3回検討委員会

2. 作業部会の開催

2023（R5）年8月7日、8月31日、9月26日、11月15日、12月23日、
2024（R6）年2月15日、3月1日、3月13日

3. ヒアリングの実施状況

- ① 2024（R6）年1月11日 神奈川県相模原市
- ② 2024（R6）年1月11日 東京都府中市
- ③ 2024（R6）年1月16日 千葉県船橋市
- ④ 2024（R6）年1月18日 滋賀県草津市
- ⑤ 2024（R6）年1月23日 島根県松江市
- ⑥ 2024（R6）年1月25日 静岡県三島市
- ⑦ 2024（R6）年1月26日 愛知県安城市
- ⑧ 2024（R6）年2月21日 鹿児島県
- ⑨ 2024（R6）年2月26日 北海道函館市
- ⑩ 2024（R6）年3月4日 山梨県北杜市
- ⑪ 2024（R6）年3月19日 沖縄県沖縄市

アンケート調査票

自治体における住まいに不安を抱える生活困窮者の効果的な把握手法
及び居住支援の効果を高める連携手法等のあり方に関する調査研究事業

アンケート

対 象：一時生活支援事業 実施自治体

本調査の目的

本調査では、一時生活支援事業実施自治体が、事業実施するにあたって、管内の居住支援ニーズをどのように把握しているか等についてアンケート調査を実施し、効果的なニーズ把握を提案するための参考となる情報をとりまとめることを目的としています。

アンケート調査票をご回答いただくにあたって

- ・本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- ・特に断りのない場合は、令和5年10月1日時点での回答をお願いします。
- ・記入の済んだ調査票については、**10月31日(火)まで**に、本Excelファイルのまま下記E-mailアドレスまでご返信ください。

調査票の提出先・調査に関するお問い合わせ先

※ 本事業のアンケートの委託先になります

一般社団法人北海道総合研究調査会（略称：HIT(ヒット)）

E-mail kyo2023@hit-north.or.jp

※テレワーク等の事情により、質問・お問い合わせはメールでお願い申し上げます。

調査実施主体

NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク

担当 江田 初穂

E-mail postmaster@homeless-net.org

■ご回答者についてご記入ください。

都道府県名		自治体名	
担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX	
E-mail			

1 基本情報

(1) 自立相談支援事業の実施状況

自立相談支援事業の運営形態について当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。また、委託の場合はその委託先について当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

- ☐ 1. 直営
☐ 2. 委託
☐ 3. 直営+委託

- ☐ 1. 社会福祉法人(社協以外)
☐ 2. 社会福祉協議会
☐ 3. 医療法人
☐ 4. 社団法人・財団法人
☐ 5. 株式会社
☐ 6. NPO法人
☐ 7. 生協等協同組合
☐ 8. その他()

(2) 任意事業等の実施状況

実施している任意事業等すべてに✓をつけてください(複数回答)。

- ☐ 1. 就労準備支援事業
- ☐ 2. 一時生活支援事業
- ☐ 3. 家計改善支援事業
- ☐ 4. 子どもの学習・生活支援事業
- ☐ 5. 都道府県による市町村支援事業
- ☐ 6. その他事業 ()

(3) 一時生活支援事業の実施状況

次の一時生活支援事業の各事業のうち、アンケート回答時点で実施している事業について、当てはまるものをすべてに✓をつけてください(複数回答)。また、委託の場合は、その委託先についても当てはまるものをすべてに✓をつけてください(複数回答)。

【生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)の提供(複数回答)】

- ☐ 1. 直営で実施している
- ☐ 2. 委託で実施している
- ☐ 3. 実施していない

- ☐ 1. 社会福祉法人(社協以外)
- ☐ 2. 社会福祉協議会
- ☐ 3. 医療法人
- ☐ 4. 社団法人・財団法人
- ☐ 5. 株式会社等
- ☐ 6. NPO法人
- ☐ 7. 生協等協同組合
- ☐ 8. その他 ()

【生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営(複数回答)】

- ☐ 1. 直営で実施している
- ☐ 2. 委託で実施している
- ☐ 3. 実施していない

- ☐ 1. 社会福祉法人(社協以外)
- ☐ 2. 社会福祉協議会
- ☐ 3. 医療法人
- ☐ 4. 社団法人・財団法人
- ☐ 5. 株式会社等
- ☐ 6. NPO法人
- ☐ 7. 生協等協同組合
- ☐ 8. その他 ()

【地域居住支援事業(複数回答)】

- ☐ 1. 直営で実施している
- ☐ 2. 委託で実施している
- ☐ 3. 実施していない

- ☐ 1. 社会福祉法人(社協以外)
- ☐ 2. 社会福祉協議会
- ☐ 3. 医療法人
- ☐ 4. 社団法人・財団法人
- ☐ 5. 株式会社等
- ☐ 6. NPO法人
- ☐ 7. 生協等協同組合
- ☐ 8. その他 ()

(4) 一時生活支援事業を実施したことによる効果

貴自治体で一時生活支援事業を実施したことによる効果はありますか。下記から当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

- ☐ 1. 住居を確保することで、個別支援がしやすくなった
- ☐ 2. ホームレスが減少した
- ☐ 3. 居住支援に関する関係機関との連携体制が構築できた
- ☐ 4. 事業を委託することで他業務に専念することができるようになった
- ☐ 5. その他()
- ☐ 6. 特にない

(5) 貴自治体の居住支援協議会の有無

貴自治体に居住支援協議会・居住支援法人はありますか(※都道府県設置の協議会は除く)。下記から当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ☐ 1. 居住支援協議会・居住支援法人どちらもある
- ☐ 2. 居住支援協議会はあるが、居住支援法人はない
- ☐ 3. 居住支援協議会はないが、居住支援法人はある
- ☐ 4. 居住支援協議会・居住支援法人どちらもない
- ☐ 5. わからない

(6) 貴自治体の相談支援実績

自立相談支援機関としての新規相談受付件数、プラン作成件数、一時生活支援事業の件数等について下記にご記入ください。件数がわからない場合は、不明とご記載ください。

	令和4年度実績 (1年間)		令和5年度実績 (4～9月)	
新規相談受付件数		件		件
インテーク・アセスメント票で「住まい不安定」にチェックがついた件数		件		件
インテーク・アセスメント票で「ホームレス」にチェックがついた件数		件		件
プラン作成件数		件		件
シェルター事業延べ入所者数		件		件
地域居住支援事業「入居にあたっての支援をした実人数」 (※地域居住支援事業実施自治体のみ)		件		件
地域居住支援事業「居住を安定して継続するための支援をした実人数」 (※地域居住支援事業実施自治体のみ)		件		件
生活困窮者自立支援制度に相談がきた中で、生活保護制度の窓口につないだ 調べ件数 (※実際に受給につながったかどうかは問いません)		件		件
一時生活支援事業の利用者で生活保護制度の窓口につないだ 調べ件数 (※実際に受給につながったかどうかは問いません)		件		件

(7) 一時生活支援事業の利用者の相談前の居所

一時生活支援事業の事業開始から回答時点までにおいて、利用者の相談前の居所について、当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

- ☐ 1. 公園
- ☐ 2. 河川
- ☐ 3. 道路
- ☐ 4. 駅舎
- ☐ 5. 社員寮等
- ☐ 6. カプセルホテル等
- ☐ 7. 簡易宿所
- ☐ 8. ネットカフェ
- ☐ 9. サウナ等
- ☐ 10. ファミレス・コンビニ等
- ☐ 11. 実家
- ☐ 12. 実家以外の自宅(本人が賃貸借契約を行っている)
- ☐ 13. 知人宅
- ☐ 14. 病院等
- ☐ 15. 自家用車
- ☐ 16. その他 ()

(8) 一時生活支援事業の担当職員が実施する退所した人への支援

一時生活支援事業の利用者がシェルター等を退所した後、一時生活支援事業の担当職員が、その退所した人が継続的に居所に住み続けるために、実施した支援(アフターフォロー)について、当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ☐ | 1. 定期・不定期な見守り・声掛け |
| ☐ | 2. 通院の同行 |
| ☐ | 3. 相談窓口への同行 |
| ☐ | 4. 日々の生活の困りごとの相談対応 |
| ☐ | 5. ハローワークへの同行 |
| ☐ | 6. 地域への働きかけ |
| ☐ | 7. 実施していない |

(9) 人口

管内の令和5年4月1日時点(または3月末時点)の人口をご記入ください。

	人
--	---

2 居住支援ニーズの把握について

2. (1)～(10)では、「居住支援ニーズ」について伺います。ここでいう「居住支援ニーズ」とは、単に住むところを探しているということだけではなく、**継続的に住み続けるために必要とされる支援のニーズ(入居前・入居中・退去時)**と位置付けます。

(1) 一時生活支援事業実施直における「居住支援ニーズ」の把握の有無について

貴自治体において、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業実施直の時点において、居住支援ニーズについて下記1～29のいずれかに取り組んだことがありますか。取り組んだものがあれば、✓をつけてください(複数回答)。取り組んでいなければ30を選んでください。

※下記選択肢の「情報収集」とは、自治体として情報を主体的に得ることに加え、**関係機関から情報提供を受けることも含みます。**

自立相談支援機関・生活保護関係	☐ 1. 相談票(インテーク・アセスメント票)の分析 ☐ 2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集 ☐ 3. (一時生活支援事業以外の)任意事業実施機関へのヒアリング・情報収集 ☐ 4. ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査) ☐ 5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集
住宅事業者関係	☐ 6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集 ☐ 7. 大家へのヒアリング・情報収集 ☐ 8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集 ☐ 9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集
自治体関係	☐ 10. 同規模自治体へのヒアリング・情報収集 ☐ 11. 近隣自治体へのヒアリング・情報収集
支援団体関係	☐ 12. 3以外の生活困窮者の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 13. 外国人の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 14. DV被害者等の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 15. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院へのヒアリング・情報収集 ☐ 16. 子ども食堂、居場所・サロン、障がい作業所など上記12～15以外の団体へのヒアリング・情報収集
民間事業者関係	☐ 17. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設へのヒアリング・情報収集 ☐ 18. ネットカフェ・商業施設等へのヒアリング・情報収集 ☐ 19. 社員寮(企業)へのヒアリング・情報収集 ☐ 20. 人材派遣会社へのヒアリング・情報収集
行政の関連部署関係	☐ 21. 市内の公園、河川、道路等の管理部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 22. 市内の住宅部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 23. 市内の税担当部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 24. 市内の上下水道担当部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 25. 市内の障害部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 26. 市内の高齢部局(地域包括支援センター含む)へのヒアリング・情報収集 ☐ 27. 市内の子育て支援・児童福祉部局へのヒアリング・情報収集
その他	☐ 28. 独自の実態調査(具体的に) ☐ 29. その他 ()
	☐ 30. 居住支援ニーズは把握していない

(2) 一時生活支援事業実施中における「居住支援ニーズ」の把握の有無について

貴自治体において、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業実施中の時点において、居住支援ニーズについて下記1～29のいずれかに取り組んだことがありますか。取り組んだものがあれば、✓をつけてください(複数回答)。取り組んでいなければ30を選んでください。

※下記選択肢の「情報収集」とは、自治体として情報を主体的に得ることに加え、関係機関から情報提供を受けることも含みます。

自立相談支援機関・生活保護関係	☐ 1. 相談票(インテーク・アセスメント票)の分析 ☐ 2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集 ☐ 3. (一時生活支援事業以外の)任意事業実施機関へのヒアリング・情報収集 ☐ 4. ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査) ☐ 5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集
住宅事業者関係	☐ 6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集 ☐ 7. 大家へのヒアリング・情報収集 ☐ 8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集 ☐ 9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集
自治体関係	☐ 10. 同規模自治体へのヒアリング・情報収集 ☐ 11. 近隣自治体へのヒアリング・情報収集
支援団体関係	☐ 12. 3以外の生活困窮者の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 13. 外国人の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 14. DV被害者等の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 15. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院へのヒアリング・情報収集 ☐ 16. 子ども食堂、居場所・サロン、障がい作業所など上記12～15以外の団体へのヒアリング・情報収集
民間事業者関係	☐ 17. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設へのヒアリング・情報収集 ☐ 18. ネットカフェ・商業施設等へのヒアリング・情報収集 ☐ 19. 社員寮(企業)へのヒアリング・情報収集 ☐ 20. 人材派遣会社へのヒアリング・情報収集
行政の関連部署関係	☐ 21. 庁内の公園、河川、道路等の管理部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 22. 庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 23. 庁内の税担当部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 24. 庁内の上下水道担当部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 25. 庁内の障害部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 26. 庁内の高齢部局(地域包括支援センター含む)へのヒアリング・情報収集 ☐ 27. 庁内の子育て支援・児童福祉部局へのヒアリング・情報収集
その他	☐ 28. 独自の実態調査(具体的に) ☐ 29. その他()
	☐ 30. 居住支援ニーズは把握していない

(3) 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について

上記(1)と(2)で、1～29のいずれかを選んだ方にお尋ねします。各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について、当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

入居時 (住居確保に関する 居住支援ニーズ)	☐ 1. 住居を確保するのが困難な状況の相談者の特徴 ☐ 2. 一時的な居住の場の必要性 ☐ 3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況 ☐ 4. 契約や引っ越し手続きが難しい状況 ☐ 5. 家主と住宅扶助代理納付についての調整が必要なこと ☐ 6. 公営住宅部局との調整の必要性
入居中 (見守り・参加支援)	☐ 7. 相談者の安否確認・定期または緊急訪問の必要性 ☐ 8. 相談者の生活支援(買い物・家事・健康管理等)の必要性 ☐ 9. 相談者の権利擁護(成年後見制度、日常生活自立支援事業等)の必要性 ☐ 10. 相談者の参加支援・社会参加の場(就労支援・サロン、通いの場、ボランティア等)の必要性
退去時(死後事務含む) (転居・死後ニーズ)	☐ 11. 転居、退去時での調整の必要性 ☐ 12. 相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性

(4) 居住支援ニーズの把握結果の共有

上記(1)と(2)で把握した居住支援ニーズについて、対象者の支援や支援施策実施等のため関係者と共有しましたか。共有した場合は下記1～24から当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。共有していない場合は25を選んでください。

共有した関係機関 (当てはまるものすべてに✓)	
☐	1. 自立相談支援機関
☐	2. 保護担当部署
☐	3. 社会福祉協議会
☐	4. (一時生活支援事業以外の)任意事業実施機関
☐	5. 不動産事業者・大家等
☐	6. 居住支援協議会
☐	7. 居住支援法人
☐	8. 生活困窮者の支援団体
☐	9. 外国人の支援団体
☐	10. DV被害者の支援団体
☐	11. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院
☐	12. 管内の上記8～11以外の支援団体 ()
☐	13. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設等
☐	14. ネットカフェ・商業施設
☐	15. 社員寮(企業)・人材派遣会社
☐	16. 市内の公園、河川、道路等の管理部局
☐	17. 市内の住宅部局
☐	18. 市内の税担当部局
☐	19. 市内の財政当局
☐	20. 市内の上下水道担当部局
☐	21. 市内の障害部局
☐	22. 市内の高齢部局(地域包括支援センターを含む)
☐	23. 市内の子育て支援・児童福祉部局
☐	24. その他 ()
☐	25. 共有していない

(5) 居住支援ニーズの把握結果の共有の成果

上記(1)と(2)で把握した居住支援ニーズについて、関係者間と共有した方にお伺いします。共有の成果として、下記から当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

☐	1. 自立支援機関内での相談支援に役立った
☐	2. 一時生活支援事業の委託先確保に役立った
☐	3. 関係者の理解を得ることができ支援がしやすくなった
☐	4. 財政当局へ理解を得ることができ予算が獲得・増額できた
☐	5. その他()
☐	6. 特に成果は感じていない

(6) 関係者の理解が進み支援がしやすくなった内容

前問(5)で「3. 関係者の理解を得ることができ支援がしやすくなった」と回答した方にお伺いします。具体的に、どのように支援がしやすくなりましたか。下記から当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

☐	1. 一時生活支援事業の物件(シェルター)確保に役立った
☐	2. 事業対象者へのアウトリーチがしやすくなった
☐	3. 退所者が住む物件の確保が広がった
☐	4. 退所者への支援(アフターフォロー)の連携先が広がった
☐	5. その他()

(7) 居住支援ニーズを把握する上での課題

すべての方にお伺いします。居住支援ニーズを把握する上での課題について、下記から当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

- ☐ 1. 量・ボリュームを把握することが困難
- ☐ 2. 属性を把握することが困難
- ☐ 3. 把握・分析するための人員の確保が困難
- ☐ 4. 把握した結果を分析するスキルの不足
- ☐ 5. 関係者の理解や協力が得られない
- ☐ 6. その他()
- ☐ 7. 特に課題は感じていない

(8) 居住支援ニーズの把握をしていない理由

一時生活支援事業の実施前、あるいは実施中においても、居住支援ニーズを把握していないと回答した方にお伺いします。居住支援ニーズの把握を行っていない理由について、下記から当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

- ☐ 1. 居住支援ニーズを把握する手法がわからない
- ☐ 2. 把握するための人員がいない
- ☐ 3. ニーズを把握しても、そのニーズに対応できない
- ☐ 4. 居住支援ニーズの把握の必要性がない
- ☐ 5. その他()

(9) 居住支援ニーズの把握の必要性がないと回答した理由

前問(8)で、「4. 居住支援ニーズの把握の必要性がない」と回答した方にお伺いします。居住支援ニーズの把握の必要性がないと回答した理由について、下記にご記入ください。

(10) 今後の居住支援ニーズの把握の動向

一時生活支援事業の実施前、実施中のいずれにおいても、「30. 居住支援ニーズは把握していない」と回答した方にお伺いします。今後、居住支援ニーズの把握を行う予定はありますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ☐ 1. 今後、居住支援ニーズを把握したい
- ☐ 2. 今後も居住支援ニーズを把握するつもりはない
- ☐ 3. 現時点では判断がつかない
- ☐ 4. その他()

3 住居確保給付金受給者の支援に関する効果的な連携事例について

(1) 住居確保給付金受給者の支援における連携先について

貴自治体において、住居確保給付金の受給者への**就労支援**等において、下記の中から連携した機関はありますか。当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。また、効果的に連携できた事例について、連携した機関番号をご記入の上、ご記載ください。

連携した機関 (あてはまるものすべてに✓)		効果的に連携できた事例	
番号	内容	番号	内容
☐ 1.	ハローワーク・無料職業紹介所	例:	受給者の希望する職種、勤務体系等の情報をハローワークに伝達、ハローワークで求人情報を複数提示していただき、希望する企業に応募する際の履歴書・面接指導を行った。
☐ 2.	家計改善支援の実施事業所	1	
☐ 3.	法テラス		
☐ 4.	よろず支援拠点		
☐ 5.	居住支援法人		
☐ 6.	居住支援協議会		
☐ 7.	不動産事業者・家主		
☐ 8.	7以外の民間企業		
☐ 9.	経済団体(商工会議所や事業協同組合等)		
☐ 10.	生活保護部局		
☐ 11.	行政の雇用労働部局		
☐ 12.	地域若者サポートステーション		
☐ 13.	職業訓練機関		
☐ 14.	シルバー人材センター		
☐ 15.	障害者就業・生活支援センター		
☐ 16.	農業者・農業団体		
☐ 17.	多文化共生センター等外国人支援団体		
☐ 18.	地域住民		
☐ 19.	その他		
()			
☐ 20.	特になし		

4 居住支援全般について

(1) 居住支援全般について

福祉事務所設置自治体として、居住支援全般において抱えている課題等についてご記入ください。

以上で全ての質問が終わりました。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

10月31日(火)までに、本Excelファイルのままだ下記のE-mailアドレスまでご返信ください。

| 調査票の提出先 |

kyo2023@hit-north.or.jp

なお、アンケート結果を踏まえて、別途ヒアリング調査を実施予定です。

該当する自治体には順次ご連絡させていただきます。可能であればご協力頂ければ幸いです。

自治体における住まいに不安を抱える生活困窮者の効果的な把握手法
及び居住支援の効果を高める連携手法等のあり方に関する調査研究事業

アンケート

対 象：生活保護担当課

本調査の目的

本調査では、多くの居住不安定者を実質的に受け止めていると予想される生活保護部局が、どのように居住支援ニーズを把握し、どのように対応しているかを確認し、効果的なニーズ把握を提案するための参考となる情報をとりまとめることを目的としています。

アンケート調査票をご回答いただくにあたって

- ・本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- ・特に断りのない場合は、令和5年10月1日時点での回答をお願いします。
- ・記入の済んだ調査票については、10月31日(火)までに、本Excelファイルのまま下記E-mailアドレスまでご返信ください。

調査票の提出先・調査に関するお問い合わせ先

※ 本事業のアンケートの委託先になります

一般社団法人北海道総合研究調査会(略称: HIT(ヒット))

E-mail kyo2023@hit-north.or.jp

※テレワーク等の事情により、質問・お問い合わせはメールでお願い申し上げます。

調査実施主体

NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク

担当 江田 初穂

E-mail postmaster@homeless-net.org

■ご回答者についてご記入ください。

都道府県名		自治体名	
担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX	
E-mail			

1 基本情報

(1) 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況

貴福祉事務所設置自治体で実施している生活困窮者自立支援事業の任意事業において、実施している事業すべてに✓をつけてください(複数回答)。

☐ 1. 就労準備支援事業	☐ 5. 被保護者就労準備支援事業
☐ 2. 一時生活支援事業	☐ 6. 被保護者家計改善支援事業
☐ 3. 家計改善支援事業	☐ 7. その他事業 ()
☐ 4. 子どもの学習・生活支援事業	

(2) 生活保護受給状況

貴自治体の保護の状況についてお答えください(令和5年4月1日現在)。

被保護人員		被保護世帯		保護率	
	人		世帯		% (パーセント)

(3) 人口

管内の令和5年4月1日時点(または3月末時点)の人口をご記入ください。

	人
--	---

2 居住支援ニーズがある方からの相談実績

(1) 生活保護に関する相談支援実績について

貴自治体の生活保護に関する相談支援実績について下表にご記入ください。なお、調べるのに時間がかかる等不明な場合は「不明」に✓を入れてください。

	令和4年度実績(1年間)		令和5年度実績(4～9月)	
①生活保護に関する相談件数		件		件
	☐	不明	☐	不明
上記①のうち、ホームレス(野宿・車上生活者)や、住まい不安定者(知人宅やネットカフェ、社員寮などで寝泊まりする者)の相談件数 ※概数でも構いませんが、「ホームレスしかわからない」といった場合は「不明」にチェックしてください。		件		件
	☐	不明	☐	不明
②生活保護申請件数		件		件
	☐	不明	☐	不明
上記②のうち、ホームレス(野宿・車上生活者)状態だった人からの申請件数		件		件
	☐	不明	☐	不明
上記②のうち、ホームレス(野宿・車上生活者)状態に関わらず住まい不安定な人(知人宅やネットカフェ、社員寮などで寝泊まりする者)からの申請件数		件		件
	☐	不明	☐	不明

(2) ホームレスの方への居所の設定支援について

貴自治体の生活保護に関する相談にきた方で、**ホームレスの方**への居所の設定に対してどのような支援を行っていますか。当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

☐ 1. 無料低額宿泊所(日常生活支援住居施設を含む)の情報提供・紹介	☐ 6. よく連携している大家を情報提供・紹介
☐ 2. 救護施設・更生施設等の福祉施設の情報提供・紹介	☐ 7. 一時生活支援事業と連携
☐ 3. 不動産会社の情報提供・紹介	☐ 8. DVシェルターを運営する団体を紹介
☐ 4. 居住支援協議会の情報提供・紹介	☐ 9. 特に情報提供は行わない
☐ 5. 居住支援法人の情報提供・紹介	☐ 10. その他()

(3) 住まい不安定者への居所の設定支援について

貴自治体の生活保護に関する相談にきた方で、**住居はあるが社員寮やネットカフェなどいわゆる不安定な居所の相談者**に対し、居所の設定はどのような支援を行っていますか。当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

☐ 1. 無料低額宿泊所(日常生活支援住居施設を含む)の情報提供・紹介	☐ 6. よく連携している大家を情報提供・紹介
☐ 2. 救護施設・更生施設等の福祉施設の情報提供・紹介	☐ 7. 一時生活支援事業と連携
☐ 3. 不動産会社の情報提供・紹介	☐ 8. DVシェルターを運営する団体を紹介
☐ 4. 居住支援協議会の情報提供・紹介	☐ 9. 特に情報提供は行わない
☐ 5. 居住支援法人の情報提供・紹介	☐ 10. その他()

(4) ホームレス・住まい不安定者への居所設定における課題について

上記(2)と(3)の居所設定に関し、どのような課題がありますか。当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。

☐ 1. 中立性から個別の業者を紹介できない
☐ 2. 本人に自力で探すように促すが、本人が探すことができない
☐ 3. 管内に理解のある不動産事業者・大家がいない(少ない)
☐ 4. 不動産会社に断られることがある
☐ 5. 職員に居所設定するノウハウがない
☐ 6. 管内に居住支援を行う適切な団体が存在しない
☐ 7. 相談者が紹介した物件・業者・団体等を拒否する
☐ 8. その他()

以下では、「居住支援ニーズ」について伺います。ここでいう「居住支援ニーズ」とは、単に住むところを探しているということだけではなく、**継続的に住み続けるために必要とされる支援のニーズ(入居前・入居中・退去時)**と位置付けます。

(1) 「居住支援ニーズ」の把握の有無について

貴自治体において、居住支援ニーズについて下記1～29のいずれかに取り組んだことがありますか。取り組んだものがあれば、✓をつけてください(複数回答)。取り組んでいなければ30を選んでください。

※下記選択肢の「情報収集」とは、自治体として情報を主体的に得ることに加え、関係機関から情報提供を受けることも含みます。

自立相談支援機関・生活保護関係	☐ 1. 相談票(インテーク・アセスメント票)の分析 ☐ 2. 自立相談支援機関へのヒアリング・情報収集 ☐ 3. [(一時生活支援事業以外の)任意事業実施機関へのヒアリング・情報収集] ☐ 4. ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査) ☐ 5. 生活保護部局へのヒアリング・情報収集
住宅事業者関係	☐ 6. 不動産事業者等へのヒアリング・情報収集 ☐ 7. 大家へのヒアリング・情報収集 ☐ 8. 居住支援協議会へのヒアリング・情報収集 ☐ 9. 居住支援法人へのヒアリング・情報収集
自治体関係	☐ 10. 同規模自治体へのヒアリング・情報収集 ☐ 11. 近隣自治体へのヒアリング・情報収集
支援団体関係	☐ 12. 3以外の生活困窮者の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 13. 外国人の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 14. DV被害者等の支援団体へのヒアリング・情報収集 ☐ 15. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院へのヒアリング・情報収集 ☐ 16. 子ども食堂、居場所・サロン、障がい作業所など上記12～15以外の団体へのヒアリング・情報収集
民間事業者関係	☐ 17. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設へのヒアリング・情報収集 ☐ 18. ネットカフェ・商業施設等へのヒアリング・情報収集 ☐ 19. 社員寮(企業)へのヒアリング・情報収集 ☐ 20. 人材派遣会社へのヒアリング・情報収集
行政の関連部署関係	☐ 21. 庁内の公園、河川、道路等の管理部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 22. 庁内の住宅部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 23. 庁内の税担当部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 24. 庁内の上下水道担当部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 25. 庁内の障害部局へのヒアリング・情報収集 ☐ 26. 庁内の高齢部局(地域包括支援センター含む)へのヒアリング・情報収集 ☐ 27. 庁内の子育て支援・児童福祉部局へのヒアリング・情報収集
その他	☐ 28. 独自の実態調査(具体的に) ☐ 29. その他()
	☐ 30. 居住支援ニーズは把握していない

(2) 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について

上記(1)1～29のいずれかを選んだ方にお尋ねします。各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について、当てはまるものすべてに✓をつけてください。(複数回答)。

入居時 (住居確保に関する 居住支援ニーズ)	☐ 1. 住居を確保するのが困難な状況の相談者の特徴 ☐ 2. 一時的な居住の場の必要性 ☐ 3. 緊急連絡先・保証人の確保が難しい状況 ☐ 4. 契約や引っ越し手続きが難しい状況 ☐ 5. 家主と住宅扶助代理納付についての調整が必要なこと ☐ 6. 公営住宅部局との調整の必要性
入居中 (見守り・参加支援)	☐ 7. 相談者の安否確認・定期または緊急訪問の必要性 ☐ 8. 相談者の生活支援(買い物・家事・健康管理等)の必要性 ☐ 9. 相談者の権利擁護(成年後見制度、日常生活自立支援事業等)の必要性 ☐ 10. 相談者の参加支援・社会参加の場(就労支援・サロン、通いの場、ボランティア等)の必要性
退去時(死後事務含む) (転居・死後ニーズ)	☐ 11. 転居、退去時での調整の必要性 ☐ 12. 相談者の死後事務・遺骨保管、家財処分などの必要性

(3) 居住支援ニーズの把握結果の共有

上記(1)と(2)で把握した居住支援ニーズについて、対象者の支援や支援施策実施等のため関係者と共有しましたか。共有した場合は下記1～24から当てはまるものすべてに✓をつけてください(複数回答)。共有していなければ25を選んでください。

共有した関係機関 (当てはまるものすべてに✓)	
☐	1. 自立相談支援機関
☐	2. 保護担当部署
☐	3. 社会福祉協議会
☐	4. (一時生活支援事業以外の)任意事業実施機関
☐	5. 不動産事業者・大家等
☐	6. 居住支援協議会
☐	7. 居住支援法人
☐	8. 生活困窮者の支援団体
☐	9. 外国人の支援団体
☐	10. DV被害者の支援団体
☐	11. 精神疾患患者の長期入院の地域移行に関連する団体・病院
☐	12. 管内の上記8～11以外の支援団体 ()
☐	13. ホテル・ゲストハウス等宿泊施設
☐	14. ネットカフェ・商業施設等
☐	15. 社員寮(企業)・人材派遣会社
☐	16. 市内の公園、河川、道路等の管理部局
☐	17. 市内の住宅部局
☐	18. 市内の税担当部局
☐	19. 市内の財政当局
☐	20. 市内の上下水道担当部局
☐	21. 市内の障害部局
☐	22. 市内の高齢部局(地域包括支援センターを含む)
☐	23. 市内の子育て支援・児童福祉部局
☐	24. その他 ()
☐	25. 共有していない

4

居住支援全般について

福祉事務所設置自治体として、居住支援全般において抱えている課題についてご記入ください。

--

以上で全ての質問が終わりました。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

10月31日(火)までに、本Excelファイルのまま下記E-mailアドレスまでご返信ください。

| 調査票の提出先 |

kyo2023@hit-north.or.jp

アンケート自由記入

一時生活支援事業実施自治体向けアンケート

●居住支援全般について（自由記述）

住居の確保
場所や家賃など、希望する住居が中々見つからない。 ・急にホームレスが来所しても、無料宿泊所や救護施設が市内にない。 ・市営住宅以外、低家賃のアパートが少ない。 ・公営・民営住宅共に、課題を抱える人に対しての受け入れ先となる住居が不足している現状がある。 ・今後も必要戸数を確保することが相当に困難である。 ・賃貸借契約にあたり、保証人が立てられないという問題がある。
次の利用により住居の確保が困難。 ・家賃額が生活保護の住宅扶助上限額以内で、かつ、公共交通機関の便が良い物件が少ない。 ・緊急連絡先、保証人の確保が困難。 ・管理会社、保証会社、大家による各審査のハードルが高い。 ・利用者本人の選り好みがある。
・相談者の状況や状態に応じた住宅の確保が難しい場合が多々ある。 ・入居後の生活支援までを含めた居住支援事業を現状の体制で実施することは難しい。 ・居住支援法人等の連携
派遣寮で生活していたが、能力不足や一時的に体調不良等で働けない等を理由に離職となり、同時に退去を求められてホームレスになるケースが多く、一時生活支援事業の利用者数が増えている。また、一時生活支援事業を利用中に稼働能力があり就労の意欲があるケースについては、就労支援を行い、派遣寮等の住まいと就労先を確保できるように支援を行うが、面接を受けても不採用が続く等で、すぐに住まいと就労先が確保できず長期化する傾向にある。本市では民間の借り上げアパートと協力してもらえらる旅館（1施設）を一時生活支援事業の受け入れ先として確保しているが、利用者数の増加、滞在日数の長期化に伴い、受け入れ先や予算の確保等の問題が生じている。
・収入のない方、年齢や状況等から稼働能力はあるが早い就労決定が難しい方の住居の確保 ・家賃滞納等で退去したのちの住居の確保 ・初期費用の不足
そもそも単身世帯用の住居が少なく、家賃も高い。賃貸借の物件にも限りがある地域のため、公営住宅の活用、空き家対策も含めて住まいを確保しやすい支援を検討する必要があると考えている。
管内の賃貸物件は家賃が高額なため、生活困窮者の居住先を確保することが困難である。
・一時生活支援事業について、ホテル代や物価の高騰により、一日あたりの利用上限額では食事までの支援ができないことがある。 ・一時生活支援事業で支援をしても、転居費用の工面ができない（例：所持金がない、貸付制度が利用できないなど）ことや、転居先を探すことが困難で、支援期間の限度までに転居先が見つからないことがある。 ・居住支援法人で、実際に利用できるところは少数で、高額の契約料や登録料を求められることもある。 ・シェルター運営団体や転居先を探してくれる支援団体が増え、連携できるとよい。 ・高齢者世帯、障害者世帯等について転居支援を行う場合、保証人、緊急連絡先がないケースが多く、転居先を探すことが困難である。 ・高齢者のみ、もしくは世帯人数の多い世帯（5人以上）への適した住居があっても条件が合わず入居が困難なケースが見られる。 ・転居相談の中には、精神疾患等によって近隣等のトラブルがあり転居先での懸念も予測されるケースの対応が困難である。
居住支援を必要とする方々の入居については、生活に何らかの課題を抱える方が多く、賃貸人の一定割合は拒否感を有している。

加えて、物価高騰の影響から家賃額についても高騰傾向にあるため、住居の確保が年々厳しくなっている。
一時生活支援事業は住居が不安定な市民にとって最後の受け皿であるため、利用希望者として様々な人が相談に来るが、可能性として、受け答えが難しい障がいがある方や乳児連れや多人数の場合が想定される。宿泊施設によっては、受け入れについて不安がられることもあり、特に一般のホテルとは話が進みにくい事態が考えられる。
・移住者や業者関係者が多く、住宅自体が空きが少ないし、あっても家賃が高額 ・入居前支援については、物件の確保や保証人、火災保険加入や支払い手続き、入居に係る費用が課題。 ・入居中の支援については、光熱費、家賃等の支払い手続きやその他の生活支援の課題。近隣トラブル対応時の相談時には仲介が必要となるケースがある。 ・そもそも単身世帯用の住居が少なく、家賃も高い。賃貸借の物件にも限りがある地域のため、公営住宅の活用、空き家対策も含めて住まいを確保しやすい支援を検討する必要があると考えている。
県内の他自治体に比べ当市は売り手市場（賃貸会社優位）であるため、家賃額が高額になりやすく、安価な賃貸物件が少ない。単身世帯の増加は保証人、見守り、死後事務等で大家の不安があり、入居拒否に繋がっている。
・来所するホームレスが少なく、シェルターを持っていないため、ホームレスが来所した場合に現状は救護施設に頼らざるを得ず、受け入れ期間も8週間と短期間の状況であることです。 ・手持ち金が無く傷病がある方の病院受診費用が捻出できず、すぐには受診ができないケースがあります。 ・3か月以内の支援で条件に合う不動産を見つけることが難しいです。
・超高齢化により、独居高齢者の残置物の処分や特殊清掃など大家さんや不動産会社の抵抗感が大きくなってきている。 ・入居債務保証支援事業を実施しているが、保証額が少なく大家さんから入居を断られるケースが増えている。 ・民間機関保証利用物件が増えたことで、入居のハードルが上がっている側面がある。
事業実施する上での住戸の確保。
・住まいの確保。資源が絶対的に足りない。 ・「セーフティネット住宅」を謳っているが、サイトで確認しても空きがあった試しがない。 ・生活困窮者に理解のある不動産仲介業者等が限りなく少ない。家賃滞納をおそれて、入居を断られる。 ・住居確保給付金を申請する方は、税金を滞納しているケースが多く、低家賃の公営住宅に入居できない。 ・退去を余儀なくされても、引っ越し費用が捻出できず、どうすることもできない。貸付を申請しても、返済の見込みがないため審査を通らない。 ・賃貸の場合、地域的に保証人設定が未だ主流。居住支援を要する方は、周囲からの援助がないケースが多く、保証人問題が必ずついて回る。
・居住に關しての相談（家賃滞納・自宅の老朽化など）はあるが、一時生活支援事業に繋がるまでには至らない。 ・行政に公営住宅の確保について協力依頼を求めると、空きを待っている町民を優先する為、中々協力体制を得られない。
・管内の賃貸住宅は、低家賃の物件（生活保護住宅扶助基準内）がほとんどなく、また、民間の不動産会社の多くは、トラブリを心配されるので生活困窮者やホームレス等に物件を貸しだすのに難色を示される懸念がある。 ・公営住宅は、税滞納や保証人の問題で入居できない事が多い。
入居する費用が大きく適した物件が見つからない。
・緊急の相談が多く、苦慮している。 ・管轄地域には居住支援法人が手がけている物件はほとんどない。 ・無職で保証人がいない場合、安い賃貸物件の審査は通らず、入

居申し込みができない。 ・収入が少ない場合、高額家賃から転居が望ましいが、初期費用が捻出できない。 ・相談者本人が住み慣れた地元からの転出を拒む。 ・精神障害者等ハンディキャップがある場合、これまで支援をうけてきた地域からの転居にはその後の孤立等のリスクがある。 他府県から人材派遣会社を通して管内の人材派遣会社の寮に入寮し就労するが、短期間で人材派遣会社から解雇され住居を失うケースが増加。他府県から寮ありきで転居しているため、解雇で退寮を命じられ住居を失うと生活拠点をなくすことから、本人の希望職種・就労希望地域をヒアリングし、一時生活支援中に次の生活拠点を探さなければならない。希望地域が他府県及び京都市内となるため、まずは寮付き就労先の確保を図り、寮付きが無ければ一時生活支援終了時に生活保護認定し転居費用を確保するとともに不動産会社と協議し住居確保を図ることが時間と支援を煩雑にしている。	<再掲>住まいの確保。資源が絶対的に足りない。 ・「セーフティネット住宅」を謳っているが、サイトで確認しても空きがあった試しがない。 ・生活困窮者に理解のある不動産業者等が限りなく少ない。家賃滞納をおそれて、入居を断られる。 ・住居確保給付金を申請する方は、税金を滞納しているケースが多く、低家賃の公営住宅に入居できない。 ・退去を余儀なくされても、引っ越し費用が捻出できず、どうすることもできない。貸付を申請しても、返済の見込みがないため審査を通らない。 ・賃貸の場合、地域的に保証人設定が未だ主流。居住支援を要する方は、周囲からの援助がないケースが多く、保証人問題が必ずついて回る。
そもそも、空き家問題に象徴されるように、ハウスは有り余っているのに対し、広義議の意味でのホームレス・居住に支援を要する人々が依然として存在している。これを解消するには、課題を抱えた対象者について、安定した居住が継続できるための様々な支援が必要であるが、「かゆいところに手が届くような支援」がないことから、そうした対象者は頻回に居宅を失い、再び三度居住支援を受ける事態となっている。 一方で、居住支援協議会や居住支援法人の設置によって、住宅確保要配慮者が相談しやすい環境は整いつつあり、以前に比べて迅速に居宅確保が可能となってきている。ただし、実際に契約の審査等に進むと大家の許可が出ず、結局居宅が確保できないこともある。	<再掲>・緊急の相談が多く、苦慮している。 ・管轄地域には居住支援法人が手がけている物件はほとんどない。 ・無職で保証人がいない場合、安い賃貸物件の審査は通らず、入居申し込みができない。 ・収入が少ない場合、高額家賃から転居が望ましいが、初期費用が捻出できない。 ・相談者本人が住み慣れた地元からの転出を拒む。 ・精神障害者等ハンディキャップがある場合、これまで支援をうけてきた地域からの転居にはその後の孤立等のリスクがある。 他府県から人材派遣会社を通して管内の人材派遣会社の寮に入寮し就労するが、短期間で人材派遣会社から解雇され住居を失うケースが増加。 他府県から寮ありきで転居しているため、解雇で退寮を命じられ住居を失うと生活拠点をなくすことから、本人の希望職種・就労希望地域をヒアリングし、一時生活支援中に次の生活拠点を探さなければならない。希望地域が他府県及び京都市内となるため、まずは寮付き就労先の確保を図り、寮付きが無ければ一時生活支援終了時に生活保護認定し転居費用を確保するとともに不動産会社と協議し住居確保を図ることが時間と支援を煩雑にしている。
・住居確保給付金の求職活動等要件について、就労中や高齢、障害等で規定の回数を満たすことが難しいことがあったり、ハローワークよりインターネット上の求職活動のほうが若者を中心に主流となっており、実態に合わない面がある。 ・一時生活支援事業として民間賃貸住宅を借り上げるときに、大家の理解を得られない場合があり、利用できる物件を見つけることが大変である。 ・自立支援センター等を支援途中で退所してしまう等支援が定着しなかったり、居宅生活が継続できないことで、再び住居を失う方への対応が課題となっている。	<再掲>・住まいの確保。資源が絶対的に足りない。 ・「セーフティネット住宅」を謳っているが、サイトで確認しても空きがあった試しがない。 ・生活困窮者に理解のある不動産業者等が限りなく少ない。家賃滞納をおそれて、入居を断られる。 ・住居確保給付金を申請する方は、税金を滞納しているケースが多く、低家賃の公営住宅に入居できない。 ・退去を余儀なくされても、引っ越し費用が捻出できず、どうすることもできない。貸付を申請しても、返済の見込みがないため審査を通らない。 ・賃貸の場合、地域的に保証人設定が未だ主流。居住支援を要する方は、周囲からの援助がないケースが多く、保証人問題が必ずついて回る。
・住まいの確保。資源が絶対的に足りない。 ・「セーフティネット住宅」を謳っているが、サイトで確認しても空きがあった試しがない。 ・生活困窮者に理解のある不動産業者等が限りなく少ない。家賃滞納をおそれて、入居を断られる。 ・住居確保給付金を申請する方は、税金を滞納しているケースが多く、低家賃の公営住宅に入居できない。 ・退去を余儀なくされても、引っ越し費用が捻出できず、どうすることもできない。貸付を申請しても、返済の見込みがないため審査を通らない。 ・賃貸の場合、地域的に保証人設定が未だ主流。居住支援を要する方は、周囲からの援助がないケースが多く、保証人問題が必ずついて回る。	障がい者や高齢者の入居、保証人がいない方の入居が困難。 ・当市では保証人がいないと物件の契約が困難であり、保証会社の制度を導入している不動産屋もほぼない。親族など身寄りのいない人の部屋探しが難しい。 ・借家については、保証人を設定することが出来ない者がおり、入居の支障となっている。 ・借家の入居者が死亡した際や、退所する際の家財処分費用や原状回復費用などについて、大家などから求められることがあり、対応に苦慮している。 ・一時生活支援事業について、任意事業であるが故に未実施地域からの紹介での利用もあり、他市から相談者が流入している。 ・自力で住まい探しができない方への移動・情報・保証人のサポート。特に、矯正施設出所者は親族とも疎遠で就労困難なケースも多々ある。 ・身寄りのない高齢者の孤独死やその後の対応 ・原因が障害に起因するもの（施設とのトラブル、近隣住民の理解の薄さ等）
保証人の問題	・必要な方へ安定した居住を確保することが自立への第一歩と考えておりますが、沖縄県の居住支援においては保証人問題（賃貸契約する際、保証会社及び保証人2名が必要となる慣例がある）等があり生活困窮者にとってはハードルが高い現状となっております。県内在住・県外からの来沖された相談者含めて家族関係が希薄な方ばかりで、一時生活支援事業つながったとしても安定した居住の確保につながるケースも少なく、そのままドミトリ等の簡易宿泊所で定住されている方も大勢いらっしゃいます。大家、不動産、支援団体等が連携できる体制づくりが急務であると感じております。
<再掲>・公営・民営住宅共に、課題を抱える人に対しての受け入れ先となる住居が不足している現状がある。 ・今後必要戸数を確保することが相当に困難である。 ・賃貸借契約にあたり、保証人が立てられないという問題がある。	
<再掲>次の利用により住居の確保が困難。 ・家賃額が生活保護の住宅扶助上限額以内で、かつ、公共交通機関の便が良い物件が少ない。 ・緊急連絡先、保証人の確保が困難。 ・管理会社、保証会社、大家による各審査のハードルが高い。 ・利用者本人の選り好みがある。	
<再掲>・移住者や業者関係者が多く、住宅自体が空きが少ないし、あっても家賃が高額 ・入居前支援については、物件の確保や保証人、火災保険加入や支払い手続き、入居に係る費用が課題。 ・入居中の支援については、光熱費、家賃等の支払い手続きやその他の生活支援の課題。近隣トラブル対応時の相談時には仲介が必要となるケースがある。 ・そもそも単身世帯用の住居が少なく、家賃も高い。賃貸借の物件にも限りがある地域のため、公営住宅の活用、空き家対策も含めて住まいを確保しやすい支援を検討する必要があると考えている。	

・住居を探すのにあたり、保証人を立てるのが困難であったり保証会社の審査が通らないため、住居の確保が難しい。 ・就労していない方に対する就労支援において、地域の特性上、就労先が限られており、本人のニーズに合わないため就労に結びつかない。 ・借り上げ先の宿泊所のルールを守らないため、一時生活支援事業における今後の協力を断られた。 ・一時生活支援の制度を悪用する受給者が存在する。 ・住居確保給付金を受給することにより就労意欲が減退し、積極的に就職活動を行わない者がいる。
保証人がいない生活困窮者が入居可能な住宅の確保 ・保証人が用意できず、家賃債務保証審査に通らない事案が見受けられる。 ・社会福祉協議会の総合支援資金や生活福祉資金、緊急小口資金が対象外となった場合、入居費用や引越し費用等の資金が工面できず支援が進まないケースがある。
相談者は身内との関係が良好でない方が多く、保証人がいないことで、住まい探しがスムーズにできない。 家を探してほしいと依頼を受けるが、家族とのつながりが希薄な方が多く、保証人を探すのに苦労するケースが増えていると感じる。今後ますますこのような方が増える可能性が大きいため、支援方法が難しくなると考える。
・一時生活支援事業未実施の自治体へ住所不定者等が相談に行った場合、一時生活支援事業を実施している自治体へ相談するよう案内される事案が散見され、相談者の意思に沿わない支援となっている場合がある。 ・いわゆるホームレスだけでなく、ネットカフェや知人宅等で生活している方もおり、多様な支援が必要である。 ・一時生活支援事業利用終了後の居所を確保する際、高齢であったり保証人がいなくなったりする場合は、民間アパート等の契約が困難。 ・相談者の心身状況や希望に応じた入居可能な居所が決まらず、一時生活支援事業の利用が長引いてしまう場合がある。
市内の住宅部局の理解が乏しい 身元保証人が確保できないケースへの対応 地域居住支援の実施を検討しているが、委託先が見つからない。
・本市では、住居喪失の恐れがある、転居の必要があるとの相談に対して、まず、公営住宅を案内します。要件が合わなければ、福井県セーフティネット賃貸住宅協力店一覧を渡し自分で探してもらいます。 それでも見つけれない場合、居住支援法人に支援を依頼するという流れを取っています。 また、県の居住支援協議会においては、「住宅確保要配慮者入居支援マニュアル」を策定し、県・市の住宅部局と福祉部局において連携を図っています。 しかしながら、支援を依頼しても、敷金・礼金・引っ越し代が用意できない、保証人が立てられない、相談者の物件の希望と実際の物件に隔りがある等の理由により、住まいがみつからないことがあるという課題を抱えています。
・自宅が老朽化や修繕費用が捻出できず居住不能状態になっている方に別の住まいを見つける支援をすることがあるが、低廉な家賃の公営住宅などは税の滞納や保証人の確保ができないことと、また、自宅が有ること自体が入居の要件に合わないことなどで難しく、ましてや民間の賃貸住宅を借りることはさらに困難である。そうでない場合（転居希望など）でも転居費用（敷金礼金含む）の調達、同様に保証人の確保などでなかなか思うように進まない。 ・生活の不便さ、親族からのDV等のため、転居を希望するケースでは、費用や保証人の確保が問題となり、転居が簡単にできないことが多い。
・ホームレスは、家賃滞納や退職による住居の喪失、DV、虐待からの避難等によりある日突然発生するため、生活保護申請と同時に救護施設入所に対応してきた。 ・救護施設が即日入受できない場合に、一時生活支援事業で1～2日ホテル泊をして待機したことがあった。 ・最近、SNSで知り合った知人を頼って地縁血縁就労先のない当市へ転入するケースが散見されるようになり、ホームレス化するようになった。 ・金銭管理・家事等の日常生活に問題があり、ルールを守らないため親族、施設、病院、不動産会社から受け入れを拒否されるケースがあり、対応はばね能。 ・保証人がおらず、保証会社の審査も通らず借家に入居できないため、居宅生活能力はあるのに救護施設へ入所したケースがあった。

住宅確保要配慮者への支援の難しさ
<再掲>・一時生活支援事業について、ホテル代や物価の高騰により、一日あたりの利用上限額では食事までの支援ができないことがある。 ・一時生活支援事業で支援をしても、転居費用の工面ができない（例：所持金がない、貸付制度が利用できないなど）ことや、転居先を探すことが困難で、支援期間の限度までに転居先が見つからないことがある。 ・居住支援法人で、実際に利用できるところは少数で、高額な契約料や登録料を求められることもある。 ・シェルター運営団体や転居先を探してくれる支援団体が増え、連携できるとよい。 ・高齢者世帯、障害者世帯等について転居支援を行う場合、保証人、緊急連絡先がないケースが多く、転居先を探すことが困難である。 ・高齢者のみ、もしくは世帯人数の多い世帯（5人以上）への適した住居があっても条件が合わず入居が困難なケースが見られる。 ・転居相談の中には、精神疾患等によって近隣等のトラブルがあり転居先での懸念も予測されるケースの対応が困難である。
<再掲>・緊急の相談が多く、苦慮している。 ・管轄地域には居住支援法人が手がけている物件はほとんどない。 ・無職で保証人がいない場合、安い賃貸物件の審査は通らず、入居申し込みができない。 ・収入が少ない場合、高額家賃から転居が望ましいが、初期費用が捻出できない。 ・相談者本人が住み慣れた地元からの転出を拒む。 ・精神障害者等ハンディキャップがある場合、これまで支援をうけてきた地域からの転居にはその後の孤立等のリスクがある。 他府県から人材派遣会社を通して管内の人材派遣会社の寮に入寮し就労するが、短期間で人材派遣会社から解雇され住居を失うケースが増加。 他府県から寮ありきで転居しているため、解雇で退寮を命じられ住居を失うと生活拠点をなくすことから、本人の希望職種・就労希望地域をヒアリングし、一時生活支援中に次の生活拠点を探索必要がある。希望地域が他府県及び京都市内となるため、まずは寮付き就労先の確保を図り、寮付きが無ければ一時生活支援終了時に生活保護認定し転居費用を確保するとともに不動産会社と協議し住居確保を図ることが時間と支援を煩雑にしている。
<再掲>障がい者や高齢者の入居、保証人がいない方の入居が困難。 ホームレスだけでなく、家庭内の不和や離職により居宅を退去せざるをえないなどの理由による居宅不安定者の一時生活支援事業利用が増加している。また、居住支援を要する住宅確保要配慮者は、①心身の状態や言語の問題により、独力で住居を探すことができない人と、②個人の連帯保証人も、保証機関（家賃保証会社）の保証を付けることができないため、住まいを自分で容易に探せない人、③これらが重複している人の3つのタイプに分けられる。 このような課題に対し、入居から継続した居宅確保までの一連のサポートや、家族や親族に代わる緊急連絡先としての支援等の取り組みが必要と考えている。
高齢者を中心に困窮者、障害者、外国人等の居住支援ニーズ（入居前、入居後どちらも）が一定数あることは明らかであるが、支援者側の支援する制度やスキルが不足していると感じているほか、福祉部局と住宅部局の間に意識の差があると感じている。 福祉部局では不動産会社等への繋がりが薄いため、居住に関する困り事を抱えた相談者が現れた場合に、福祉部局が持っている既存の繋がりが制度、知識、ノウハウ等で解決する以外の手段を持たない。そのため、市町村別の居住支援協議会が有効と考える。居住支援協議会に参加する不動産関係者にもメリットがあるような仕組み作りが必要であると感じている。
<再掲>・一時生活支援事業について、任意事業であるが故に未実施地域からの紹介での利用もあり、他市から相談者が流入している。 ・自力で住まい探しができない方への移動・情報・保証人のサポート。特に、矯正施設出所者は親族とも疎遠で就労困難なケースも多々ある。 ・身寄りのない高齢者の孤独死やその後の対応 ・原因が障害に起因するもの（施設とのトラブル、近隣住民の理解の薄さ等）
保証人の確保については、県社協の入居債務保証が利用できる場合もあるが、単身高齢者などの住宅確保要配慮者の入居について

は、家主側から見るとハイリスクであるため、入居者の制限をすることも理解できる。 住宅確保要配慮者の入居に際し、賃貸住宅経営者のリスクをどのように軽減できるかが課題である。	れない事がある。 ・高齢者や精神的疾患があると居住に係る審査がとらず、居所探しが難航しやすい。 ・女性や母子等が一時的に無低を利用する際に空きが少なく遠方の施設等になり、支援がしづらい場合がある。 高齢者や低所得者の身寄りのない方が借りられる物件が限られており、自立までに時間を要することがある。
退去時に発生する、本人の故意や瑕疵による住居損傷の復旧や家財処分費用捻出について、保証人がいないうえ、本人に支払能力が無い場合にどのような対応が望ましいか。 身体・知的・精神の各障害や高齢によって、住居設備を正しく利用できない（浴室にゴミを貯める、換気・掃除をしない、排水口に腐食した飲食物を詰まらせる等）生活困窮者に対して、（本人が施設等を拒む場合）継続的に居住支援をするべきか。	資源が少ない、偏っている 〈再掲〉・急にホームレスが来所しても、無料宿泊所や救護施設が市内にない。 ・市営住宅以外、低家賃のアパートが少ない。
住宅確保要配慮者が自身で住居を確保することの困難性が課題としてあり、具体的には ・緊急連絡先若しくは保証人が確保できないため、不動産会社や大家から断られる事例 ・本人の特性や属性（障害・高齢・借金）により、不動産会社や大家から断られる事例 ・自身で不動産を探す、契約手続きを行うことができない事例 ・入居後に、各種トラブルがあり退去を迫られる事例 があり、自身で住居確保が困難な方には、居住支援法人や支援者による支援が必須となっています。	〈再掲〉・来所するホームレスが少なく、シェルターを持っていないため、ホームレスが来所した場合に現状は救護施設に頼らざるを得ず、受け入れ期間も 8 週間と短期間の状況であることです。 ・手持ち金が無く傷病がある方の病院受診費用が捻出できず、すぐには受診ができないケースがあります。 ・3 か月以内の支援で条件に合う不動産を見つけることが難しいです。
緊急性を要する住宅確保要配慮者からの住まいの相談に対し、繋がりのある不動産事業者や住み込み寮を有する一般企業、NPO 法人のシェルター、当市の一時生活支援事業、生活保護制度を前提とした無料低額宿泊施設利用などの支援を行っているが、相談者の属性や世帯の事情（多人数世帯、ペットを飼っているなど）によっては繋ぎ先が少なく、その時々で対応に苦慮している。	〈再掲〉・住まいの確保。資源が絶対的に足りない。 ・「セーフティネット住宅」を謳っているが、サイトで確認しても空きがあった試しがない。 ・生活困窮者に理解のある不動産仲介業者等が限りなく少ない。家賃滞納をおそれて、入居を断られる。 ・住居確保給付金を申請する方は、税金を滞納しているケースが多く、低家賃の公営住宅に入居できない。 ・退去を余儀なくされても、引っ越し費用が捻出できず、どうすることもできない。貸付を申請しても、返済の見込みがないため審査を通らない。 ・賃貸の場合、地域的に保証人設定が未だ主流。居住支援を要する方は、周囲からの援助がないケースが多く、保証人問題が必ずついて回る。
住宅確保要配慮者が入居できる物件が少なく、福祉事務所としても把握することができていない。 庁内の住宅部局との連携ができておらず、居住支援について取り組みができていない。 近隣自治体にある居住支援法人の取り組みに魅力を感じることができていない（住宅確保要配慮者に寄り添えていないと思う）。	管内に介護・老人施設以外で女性が直ぐに入所できる宿泊所、施設等がない ・自治体内に一時宿泊施設がなく近隣自治体にある施設まで時間を有することから、対象者と面談する機会が少なくなる。 ・居住支援法人から案内を受ける物件の地域に偏りがあるため、それぞれの地域に特化した支援法人があると希望に沿った住居探しの支援が行いやすい。
今後一層進展する高齢化社会における住宅確保要配慮者に対する支援は、行政の力だけでは足りず、民間事業者の協力が不可欠である。 そのためには、入居時の緊急連絡先の確保や家賃債務保証を利用しやすくする環境整備、並びに孤独死や残置物処理等の大家の負担軽減に向けた環境整備が、課題であると考えている。	〈再掲〉緊急性を要する住宅確保要配慮者からの住まいの相談に対し、繋がりのある不動産事業者や住み込み寮を有する一般企業、NPO 法人のシェルター、当市の一時生活支援事業、生活保護制度を前提とした無料低額宿泊施設利用などの支援を行っているが、相談者の属性や世帯の事情（多人数世帯、ペットを飼っているなど）によっては繋ぎ先が少なく、その時々で対応に苦慮している。
自立相談支援窓口では、東京都広域支援として東京チャレンジネットの住宅情報提供システムが利用できるが、緊急連絡先がないケースや求職者、障害者、高齢者、外国籍などの住宅確保要配慮者は住居が見つかりにくい。また、住居確保給付金という必須事業があるが、実態としては就労支援と家賃の代理納付であり、居住支援はできていない。実際に住居に関する相談は多く、自立相談支援窓口として居住支援をしていく必要を感じている。	資源等が少ない 福祉事務所管内にシェルター施設がないため、緊急時には管内のホテルを一時支援場所として確保する等手段が限られている。実績としては、今までで 1 件しかないが、今後の支援方法として管内のアパートの 1 室を借り上げておく等が考えられるが、借り上げ費用や利用しない間の管理方法など課題が多い。
高齢者や、障害者といった住宅確保要配慮者の居住支援を行う際の、連携先である居住支援法人が限られていることが課題と考えている。	管内が広域であるため、地域により居住可能な物件の数や賃料の設定などの住宅事情が大きく異なる。これにより支援の中でも、対象者本人の希望する住まいがなかなか見つからないことがある。また、委託先の拠点に限られているため、相談を受けた機関から遠いシェルターへ対象者を案内せざるを得ないことがある。
〈再掲〉・一時生活支援事業未実施の自治体へ住所不定者等が相談に行った場合、一時生活支援事業を実施している自治体へ相談するよう案内される事案が散見され、相談者の意思に沿わない支援となっている場合がある。 ・いわゆるホームレスだけでなく、ネットカフェや知人宅等で生活している方もおり、多様な支援が必要である。 ・一時生活支援事業利用終了後の居所を確保する際、高齢であったり保証人がいなかったりする場合は、民間アパート等の契約が困難。 ・相談者の心身状況や希望に応じた入居可能な居所が決まらず、一時生活支援事業の利用が長引いてしまう場合がある。	一時生活支援事業利用者が退所する場合、募集時期や抽選等が必要なため、家賃の安い県営住宅や市営住宅に入居したいが、迅速に入居できないこと。
疾患や障害等の事情を抱える方たちが入居できる物件が現実的に限られていること。特に後期高齢の方々が入居相談ができる物件自体が少ない現状に課題を感じている。	〈再掲〉庁内の住宅部局の理解が乏しい 身元保証人が確保できないケースへの対応 地域居住支援の実施を検討しているが、委託先が見つからない。
今年度に入って裁判所から立ち退き命令が出た案件が複数あり、いずれも執行官から社会福祉協議会に連絡があり、居住支援協議会の事業「住まいサポート」の利用を試みたが、要配慮者の被害妄想による家賃不払が立ち退きの原因であったため、協力店の理解を得られず苦慮している。	・住居を探す際は居住支援法人に頼りすぎている部分があるが、居住支援法人が少なく偏りが出来てしまっている。 ・寮付き就労を解雇された人やネットカフェにて生活している人など居住不安定者にも多様性が見られ、ニーズの掘り起しが難しくなってきた。
単身高齢者世帯の世帯数が増加し、また緊急連絡先もない高齢者が増えたことにより、居住確保にあたり賃貸契約を断られるなど居住支援が困難なケースが増えつつある。	一時生活支援事業について、委託事業者で借り上げたシェルターのうち 2 部屋を使用して運用しているが、それ以上のニーズがあり、受け入れできない場合がある。
・一時生活支援事業を委託できる事業者が少ないなど、部屋数の確保に困難があり、一時生活支援事業利用対象者の需要に応えら	また、緊急一時的に宿泊支援を行う必要があるケース（休日期間中の生活困窮者等）があるが、現状は事業利用期間中に自立が見

込まれることを満たす必要があるため、本事業を利用することが難しい場合がある。 中立性から個別の業者を紹介できないが、管内の居住支援を行う適切な団体が存在しない。 予算上の課題として、民間賃貸を借り上げてシェルターとしているが、部屋数が足りず、入居できないケースがある。 緊急的なシェルターの確保 ＜再掲＞・一時生活支援事業を委託できる事業者が少ないなど、部屋数の確保に困難があり、一時生活支援事業利用対象者の需要に応えられない事がある。 ・高齢者や精神的疾患があると居住に係る審査がとらず、居所探しが難航しやすい。 ・女性や母子等が一時的に無低を利用する際に空きが少なく遠方の施設等になり、支援がしづらい場合がある。 ・居住支援を必要とされる方は、緊急的な方も多く、一時的にでも即入居できる場所の確保が難しい。 ・所持金がほとんどない方も多く、現在地からの一時的にでも居住できる場所までの移動費用が無い場合の支援が難しい。	審査を通らない。 ・賃貸の場合、地域的に保証人設定が未だ主流。居住支援を要する方は、周囲からの援助がないケースが多く、保証人問題が必ずついて回る。
緊急的なシェルターの確保 ＜再掲＞・一時生活支援事業を委託できる事業者が少ないなど、部屋数の確保に困難があり、一時生活支援事業利用対象者の需要に応えられない事がある。 ・高齢者や精神的疾患があると居住に係る審査がとらず、居所探しが難航しやすい。 ・女性や母子等が一時的に無低を利用する際に空きが少なく遠方の施設等になり、支援がしづらい場合がある。 ・居住支援を必要とされる方は、緊急的な方も多く、一時的にでも即入居できる場所の確保が難しい。 ・所持金がほとんどない方も多く、現在地からの一時的にでも居住できる場所までの移動費用が無い場合の支援が難しい。	＜再掲＞・緊急の相談が多く、苦慮している。 ・管轄地域には居住支援法人が手がけている物件はほとんどない。 ・無職で保証人がいない場合、安い賃貸物件の審査は通らず、入居申し込みができない。 ・収入が少ない場合、高額家賃から転居が望ましいが、初期費用が捻出できない。 ・相談者本人が住み慣れた地元からの転出を拒む。 ・精神障害者等ハンディキャップがある場合、これまで支援をうけてきた地域からの転居にはその後の孤立等のリスクがある。 他府県から人材派遣会社を通して管内の人材派遣会社の寮に入寮し就労するが、短期間で人材派遣会社から解雇され住居を失うケースが増加。 他府県から寮ありきで転居しているため、解雇で退寮を命じられ住居を失うと生活拠点をなくすことから、本人の希望職種・就労希望地域をヒアリングし、一時生活支援中に次の生活拠点を探索必要がある。希望地域が他府県及び京都市内となるため、まずは寮付き就労先の確保を図り、寮付きが無ければ一時生活支援終了時に生活保護認定し転居費用を確保するとともに不動産会社と協議し住居確保を図ることが時間と支援を煩雑にしている。
退所時の問題、転出費用、初期費用問題 ＜再掲＞派遣寮で生活していたが、能力不足や一時的に体調不良等で働けない等を理由に離職となり、同時に退去を求められてホームレスになるケースが多く、一時生活支援事業の利用者数が増えている。また、一時生活支援事業を利用中に稼働能力があり就労の意欲があるケースについては、就労支援を行い、派遣寮等の住まいと就労先を確保できるように支援を行うが、面接を受けても不採用が続く等で、すぐに住まいと就労先が確保できず長期化する傾向にある。本市では民間の借り上げアパートと協力してもらえらる旅館（１施設）を一時生活支援事業の受け入れ先として確保しているが、利用者数の増加、滞在日数の長期化に伴い、受け入れ先や予算の確保等の問題が生じている。	＜再掲＞・住まいの確保。資源が絶対的に足りない。 ・「セーフティネット住宅」を謳っているが、サイトで確認しても空きがあった試しがない。 ・生活困窮者に理解のある不動産仲介業者等が限りなく少ない。家賃滞納をおそれて、入居を断られる。 ・住居確保給付金を申請する方は、税金を滞納しているケースが多く、低家賃の公営住宅に入居できない。 ・退去を余儀なくされても、引っ越し費用が捻出できず、どうすることもできない。貸付を申請しても、返済の見込みがないため審査を通らない。 ・賃貸の場合、地域的に保証人設定が未だ主流。居住支援を要する方は、周囲からの援助がないケースが多く、保証人問題が必ずついて回る。
＜再掲＞・収入のない方、年齢や状況等から稼働能力はあるが早い就労決定が難しい方の住居の確保 ・家賃滞納等で退去したのちの住居の確保 ・初期費用の不足	・持家の住宅ローン支払いに窮する相談が増えている。 ・住居確保給付金は少しずつ周知されてきているが、家賃を払えず、近日中に退去しなければならないという相談があり、制度周知の必要性を感じる。 ・高額家賃の相談者は、住居確保給付金だけでは足りない。低額家賃住宅に転居を希望しても、その費用を捻出できない。
＜再掲＞・一時生活支援事業について、ホテル代や物価の高騰により、一日あたりの利用上限額では食事までの支援ができないことがある。 ・一時生活支援事業で支援をしても、転居費用の工面ができない（例：所持金がない、貸付制度が利用できないなど）ことや、転居先を探すことが困難で、支援期間の限度までに転居先が見つからないことがある。 ・居住支援法人で、実際に利用できるところは少数で、高額の契約料や登録料を求められることもある。 ・シェルター運営団体や転居先を探してくれる支援団体が増え、連携できるとよい。 ・高齢者世帯、障害者世帯等について転居支援を行う場合、保証人、緊急連絡先がないケースが多く、転居先を探すことが困難である。 ・高齢者のみ、もしくは世帯人数の多い世帯（５人以上）への適した住居があっても条件が合わず入居が困難なケースが見られる。 ・転居相談の中には、精神疾患等によって近隣等のトラブルがあり転居先での懸念も予測されるケースの対応が困難である。	・市内に、県外者や外国人の派遣社員を多く抱える企業があり、派遣社員の方が何らかの理由で解雇され、社員寮をすぐに出なければならない場合も多く、次の仕事先を探すまで、又は実家のある出身県に帰る準備をするまでの間に（一時的に）住む場所がなく自立相談支援機関に相談が入ることがある。 ・一般、市内で働いていた技能実習生が犯罪を犯し社員寮を出ることとなるも、検察庁から（起訴するかどうかの方針決定までの間）市内での滞在先の確保の依頼があり、（技能実習生は生活保護の受給権がないため）一時生活支援事業で対応した事例があった。
＜再掲＞・移住者や業者関係者が多く、住宅自体が空きが少ないし、あっても家賃が高額 ・入居前支援については、物件の確保や保証人、火災保険加入や支払い手続き、入居に係る費用が課題。 ・入居中の支援については、光熱費、家賃等の支払い手続きやその他の生活支援の課題。近隣トラブル対応時の相談時には仲介が必要となるケースがある。 ・そもそも単身世帯用の住居が少なく、家賃も高い。賃貸借の物件にも限りがある地域のため、公営住宅の活用、空き家対策も含めて住まいを確保しやすい支援を検討する必要があると考えている。	＜再掲＞・借家については、保証人を設定することが出来ない者がおり、入居の支障となっている。 ・借家の入居者が死亡した際や、退所する際の家財処分費用や原状回復費用などについて、大家などから求められることがあり、対応に苦慮している。
＜再掲＞・住まいの確保。資源が絶対的に足りない。 ・「セーフティネット住宅」を謳っているが、サイトで確認しても空きがあった試しがない。 ・生活困窮者に理解のある不動産仲介業者等が限りなく少ない。家賃滞納をおそれて、入居を断られる。 ・住居確保給付金を申請する方は、税金を滞納しているケースが多く、低家賃の公営住宅に入居できない。 ・退去を余儀なくされても、引っ越し費用が捻出できず、どうすることもできない。貸付を申請しても、返済の見込みがないため	＜再掲＞退去時に発生する、本人の故意や瑕疵による住居損傷の復旧や家財処分の費用捻出について、保証人がいないうえ、本人に支払能力が無い場合にどのような対応が望ましいか。 身体・知的・精神の各障害や高齢によって、住居設備を正しく利用できない（浴室にゴミを貯める、換気・掃除をしない、排水口に腐食した飲食物を詰まらせる等）生活困窮者に対して、（本人が施設等を拒む場合）継続的に居住支援をするべきか。
	＜再掲＞・保証人が用意できず、家賃債務保証審査に通らない事例が見受けられる。 ・社会福祉協議会の総合支援資金や生活福祉資金、緊急小口資金が対象外となった場合、入居費用や引っ越し費用等の資金が工面できず支援が進まないケースがある。
	転居に伴う初期費用が貯められない対象者が一定数いる。
	生活保護の受給基準をギリギリ上回る収入（年金等）がある高齢者で、（家賃相場が比較的高い傾向にある）目黒区内での継続居住を希望される方への転居支援

＜再掲＞・本市では、住居喪失の恐れがある、転居の必要があるとの相談に対して、まず、公営住宅を案内します。要件が合わなければ、福祉県セーフティネット賃貸住宅協力店一覧を渡し自分で探してもらいます。 それでも見つけれない場合、居住支援法人に支援を依頼するという流れを取っています。 また、県の居住支援協議会においては、「住宅確保要配慮者入居支援マニュアル」を策定し、県・市の住宅部局と福祉部局において連携を図っています。 しかしながら、支援を依頼しても、敷金・礼金・引っ越し代が用意できない、保証人が立てられない、相談者の物件の希望と実際の物件に隔たりがある等の理由により、住まいが見つからないことがあるという課題を抱えています。	居先を探すことが困難で、支援期間の限度までに転居先が見つからないことがある。 ・居住支援法人で、実際に利用できる場所は少数で、高額な契約料や登録料を求められることもある。 ・シェルター運営団体や転居先を探してくれる支援団体が増え、連携できるとよい。 ・高齢者世帯、障害者世帯等について転居支援を行う場合、保証人、緊急連絡先がないケースが多く、転居先を探すことが困難である。 ・高齢者のみ、もしくは世帯人数の多い世帯（５人以上）への適した住居があっても条件が合わず入居が困難なケースが見られる。 ・転居相談の中には、精神疾患等によって近隣等のトラブルがあり転居先での懸念も予測されるケースの対応が困難である。
＜再掲＞・自宅が老朽化や修繕費用が捻出できず居住不能な状態になっている方に別の住まいを見つける支援をすることがあるが、低廉な家賃の公営住宅などは税の滞納や保証人の確保ができないこと、また、自宅が有ること自体が入居の要件に合わないことなどで難しく、ましてや民間の賃貸住宅を借りることはさらに困難である。そうでない場合（転居希望など）でも転居費用（敷金礼金含む）の調達、同様に保証人の確保などでなかなか思うように進まない。 ・生活の不便さ、親族からのDV等のため、転居を希望するケースでは、費用や保証人の確保が問題となり、転居が簡単にできないことが多い。	＜再掲＞高齢者を中心に困窮者、障害者、外国人等の居住支援ニーズ（入居前、入居後どちらも）が一定数あることは明らかであるが、支援者側の支援する制度やスキルが不足していると感じているほか、福祉部局と住宅部局の間に意識の差があると感じている。 福祉部局では不動産会社等への繋がりが薄いため、居住に関する困り事を抱えた相談者が現れた場合に、福祉部局が持っている既存の繋がりが制度、知識、ノウハウ等で解決する以外の手段を持たない。そのため、市町村別の居住支援協議会が有効と考える。居住支援協議会に参加する不動産関係者にもメリットがあるような仕組み作りが必要であると感じている。
庁内連携が不十分	
＜再掲＞・居住に関しての相談（家賃滞納・自宅の老朽化など）はあるが、一時生活支援事業に繋がるまでには至らない。 ・行政に公営住宅の確保について協力依頼を求めているが、空きを待っている町民を優先する為、中々協力体制を得られない。	＜再掲＞・必要な方へ安定した居住を確保することが自立への第一歩と考えておりますが、沖縄県の居住支援においては保証人問題（賃貸契約する際、保証会社及び保証人２名が必要となる慣例がある）等があり生活困窮者にとってはハードルが高い現状となっております。県内在住・県外からの来沖された相談者含めて家族関係が希薄な方ばかりで、一時生活支援事業つながったとしても安定した居住の確保につながるケースも少なく、そのままドミトリ等の簡易宿泊所で定住されている方も大勢いらっしゃいます。大家、不動産、支援団体等が連携できる体制づくりが急務であると感じております。
＜再掲＞高齢者を中心に困窮者、障害者、外国人等の居住支援ニーズ（入居前、入居後どちらも）が一定数あることは明らかであるが、支援者側の支援する制度やスキルが不足していると感じているほか、福祉部局と住宅部局の間に意識の差があると感じている。 福祉部局では不動産会社等への繋がりが薄いため、居住に関する困り事を抱えた相談者が現れた場合に、福祉部局が持っている既存の繋がりが制度、知識、ノウハウ等で解決する以外の手段を持たない。そのため、市町村別の居住支援協議会が有効と考える。居住支援協議会に参加する不動産関係者にもメリットがあるような仕組み作りが必要であると感じている。	＜再掲＞今後一層進展する高齢化社会における住宅確保要配慮者に対する支援は、行政の力だけでは足りず、民間事業者の協力が不可欠である。 そのためには、入居時の緊急連絡先の確保や家賃債務保証を利用しやすくする環境整備、並びに孤独死や残置物処理等の大家の負担軽減に向けた環境整備が、課題であると考えている。
住宅セーフティネット制度を所管する部署との連携が不十分であり、居住支援協議会の発足に向けた気運が醸成されていない。 ＜再掲＞住宅確保要配慮者が入居できる物件が少なく、福祉事務所としても把握することができていない。 庁内の住宅部局との連携ができておらず、居住支援について取り組みができていない。 近隣自治体にある居住支援法人の取り組みに魅力を感じることができていない（住宅確保要配慮者に寄り添えていないと思う）。	刑余者支援する際に、犯罪歴がネックとなり、居宅探しに時間がかかることがある。警察と情報共有など、連携ができれば、刑余者受け入れにつながる。
生活困窮者支援に限らず、生活保護や高齢、障がい、ひとり親等の各部署においても、居住支援に関する課題は抱えているものと思われる。個々の対象者に応じて、関係部署との情報共有や連携は図れているものと思われるが、庁内全体で課題を共有したり支援策を検討するまでには至っていない。	＜再掲＞・住まい以外の困り事も複数抱えているような世帯が多く、福祉部門だけで支援するのは難しい。 ・自治体に民間賃貸物件等に関する情報が不足しており、積極的に紹介するのは難しい。
生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の所管課が異なるため、連携の重複や漏れがある。	
＜再掲＞庁内の住宅部局の理解が乏しい 身元保証人が確保できないケースへの対応 地域居住支援の実施を検討しているが、委託先が見つからない。 ・住まい以外の困り事も複数抱えているような世帯が多く、福祉部門だけで支援するのは難しい。 ・自治体に民間賃貸物件等に関する情報が不足しており、積極的に紹介するのは難しい。	当市では、シェルターがないため、居住の相談は個々の生活課題に応じて支援している。相談の背景には、様々な課題を複合的に抱えていることがあるため、そうした課題を把握しながら、関係機関と連携し対応していく必要があると感じている。
関連団体との連携	単身世帯の支援の難しさ
＜再掲＞・相談者の状況や状態に応じた住宅の確保が難しい場合が多々ある。 ・入居後の生活支援までを含めた居住支援事業を現状の体制で実施することは難しい。 ・居住支援法人等の連携	＜再掲＞そもそも単身世帯用の住居が少なく、家賃も高い。賃貸借の物件にも限りがある地域のため、公営住宅の活用、空き家対策も含めて住まいを確保しやすい支援を検討する必要があると考えている。
＜再掲＞・一時生活支援事業について、ホテル代や物価の高騰により、一日あたりの利用上限額では食事までの支援ができないことがある。 ・一時生活支援事業で支援をしても、転居費用の工面ができない（例：所持金がない、貸付制度が利用できないなど）ことや、転	＜再掲＞移住者や業者関係者が多く、住宅自体が空きが少ないし、あっても家賃が高額 ・入居前支援については、物件の確保や保証人、火災保険加入や支払い手続き、入居に係る費用が課題。 ・入居中の支援については、光熱費、家賃等の支払い手続きやその他の生活支援の課題。近隣トラブル対応時の相談時には仲介が必要となるケースがある。 ・そもそも単身世帯用の住居が少なく、家賃も高い。賃貸借の物件にも限りがある地域のため、公営住宅の活用、空き家対策も含めて住まいを確保しやすい支援を検討する必要があると考えている。
	＜再掲＞県内の他自治体に比べ当市は売り手市場（賃貸会社優位）であるため、家賃額が高額になりやすく、安価な賃貸物件が少ない。 単身世帯の増加は保証人、見守り、死後事務等で大家の不安があり、入居拒否に繋がっている。

〈再掲〉・超高齢化により、独居高齢者の残置物の処分や特殊清掃など大家さんや不動産会社の抵抗感が大きくなってきている。 ・入居債務保証支援事業を実施しているが、保証額が少なく大家さんから入居を断られるケースが増えている。 ・民間機関保証利用物件が増えたことで、入居のハードルが上がっている側面がある。	一時生活支援事業が必須事業では無いことから、近隣の市町村から住居を失って流入してくるケースが多く見受けられる。 障害者・高齢者・ひとり親・DV被害者・外国人・刑余者・未成年・被災者等、各分野で居住支援の取り組みは一定程度あるが、各分野では上手くはまらない、または課題が複数分野にまたがった者を生活困窮者として受け止めるため、非常に困難で時間と手間がかかる案件がほとんどである。また、住まいの確保と住み続けることの支援は、生活丸ごと支援継続が必要であり、アフターフォローの手間が非常に膨大である。他都市からシェルターを目指して来る者も多い。シェルターを増やしても、すぐにいっぱいになる状況のため、どこまで増やす必要があるか迷っている。 一時生活支援事業（シェルター）を実施している県内自治体は少なく、一部の自治体に支援の負担が偏っている。居住支援についても同様で、それぞれの自治体で必須で実施するか、県域で実施してもらう等しなければ、一部の自治体に負担が偏ることになる。
〈再掲〉・一時生活支援事業について、任意事業であるが故に未実施地域からの紹介での利用もあり、他市から相談者が流入している。 ・自力で住まい探しができない方への移動・情報・保証人のサポート。特に、矯正施設出所者は親族とも疎遠で就労困難なケースも多々ある。 ・身寄りのない高齢者の孤独死やその後の対応 ・原因が障害に起因するもの（施設とのトラブル、近隣住民の理解の薄さ等）	人員不足 人員不足で支援を実施できる体制にない。 居住支援のニーズを把握・分析するための人員の確保が難しい。また、ニーズを把握できたとしても対応していくのが困難である。 居住支援全般の拡充に割ける人員の不足。 マンパワー不足
保証人や身元引受人がいない単身者については、住居を確保することが難しい状況です。今後身寄りのない単身者は増加してくると思われるため、その点が課題です。 高齢者・障害者等でない単身者について、利用できる制度等がなく苦慮している。 〈再掲〉単身高齢者世帯の世帯数が増加し、また緊急連絡先もない高齢者が増えたことにより、居住確保にあたり賃貸契約を断られるなど居住支援が困難なケースが増えつつある。	コロナウイルスの流行、世界情勢の不安定化、日本経済を取り巻く環境の激変に伴う円安の進行等様々な要因により、ホームレス、見えないホームレス（ネット難民、住居不安定な者等）からの相談が増加している。現時点、福祉事務所の担当人員構成では非常にタイトであり、更に今後残業増加や業務過多等に陥り、適正なタスク管理ができなくなってしまうことが懸念される。市民のため、行政としてのサステナビリティの実現に向けて、今後どのような対応をするか等長期的戦略を検討する必要がある。 県が管轄する郡部においては、マンパワーが不足しており居住支援ニーズを把握することが難しいと感じる。また、居住支援自体が生活保護の事業と重複することもあり（無料低額宿泊所など）、一時生活支援事業等の必要性について疑問に感じることがある。
ニーズの把握 自発的に相談することがなく、ニーズを把握するのが困難。 住宅支援ニーズの把握 居住支援が必要な方の把握が難しい。実際に相談を受けた方以外に、どの程度必要な人があるのかの把握が難しい。 住居を持たない人に対しては無料低額宿泊施設を案内する機会が多いが、それによる支援ができていない人とその人が必要とする支援を数値化等で明確に把握できていないため、実施すべき効果的な取組がなかなか把握できていない。	その他 〈再掲〉・相談者の状況や状態に応じた住宅の確保が難しい場合が多々ある。 ・入居後の生活支援までを含めた居住支援事業を現状の体制で実施することは難しい。 ・居住支援法人等の連携 〈再掲〉派遣寮で生活していたが、能力不足や一時的に体調不良等で働けない等を理由に離職となり、同時に退去を求められてホームレスになるケースが多く、一時生活支援事業の利用者数が増えている。また、一時生活支援事業を利用中に稼働能力があり就労の意欲があるケースについては、就労支援を行い、派遣寮等の住まいと就労先を確保できるように支援を行うが、面接を受けても不採用が続く等で、すぐに住まいと就労先が確保できず長期化する傾向にある。本市では民間の借り上げアパートと協力してもらえらる旅館（1施設）を一時生活支援事業の受け入れ先として確保しているが、利用者数の増加、滞在日数の長期化に伴い、受け入れ先や予算の確保等の問題が生じている。
未実施自治体からの流入 〈再掲〉・一時生活支援事業について、任意事業であるが故に未実施地域からの紹介での利用もあり、他市から相談者が流入している。 ・自力で住まい探しができない方への移動・情報・保証人のサポート。特に、矯正施設出所者は親族とも疎遠で就労困難なケースも多々ある。 ・身寄りのない高齢者の孤独死やその後の対応 ・原因が障害に起因するもの（施設とのトラブル、近隣住民の理解の薄さ等） 安易に一時生活支援事業を利用され、予算が圧迫されている。必要な方に必要な支援というのは理解していますが、申請があればなかなか断る理由がない。真意は定かではないのですが、他市の支援機関が「吹田市に行けば簡単に宿泊まりできるところを用意してくれる」と言っている噂を耳にしたこともあります。 一時生活支援支援事業を実施していない自治体から支援を求めてくる方がおり、実施自治体を未実施自治体との不公平差が生じている。	〈再掲〉・移住者や業者関係者が多く、住宅自体が空きが少なくい、あっても家賃が高額 ・入居前支援については、物件の確保や保証人、火災保険加入や支払い手続き、入居に係る費用が課題。 ・入居中の支援については、光熱費、家賃等の支払い手続きやその他の生活支援の課題。近隣トラブル対応時の相談時には仲介が必要となるケースがある。 ・そもそも単身世帯用の住居が少なく、家賃も高い。賃貸借の物件にも限りがある地域のため、公営住宅の活用、空き家対策も含めて住まいを確保しやすい支援を検討が必要だと考えている。 〈再掲〉・来所するホームレスが少なく、シェルターを持っていないため、ホームレスが来所した場合に現状は救護施設に頼らざるを得ず、受け入れ期間も8週間と短期間の状況であることです。 ・手持ち金が無く傷病がある方の病院受診費用が捻出できず、すぐには受診ができないケースがあります。 ・3か月以内の支援で条件に合う不動産を見つけることが難しいです。 〈再掲〉・居住に關しての相談（家賃滞納・自宅の老朽化など）はあるが、一時生活支援事業に繋がるまでには至らない。
〈再掲〉・一時生活支援事業未実施の自治体へ住所不定者等が相談に行った場合、一時生活支援事業を実施している自治体へ相談するよう案内される事業が散見され、相談者の意思に沿わない支援となっている場合がある。 ・いわゆるホームレスだけでなく、ネットカフェや知人宅等で生活している方もおり、多様な支援が必要である。 ・一時生活支援事業利用終了後の居所を確保する際、高齢であったり保証人がいなかったりする場合は、民間アパート等の契約が困難。 ・相談者の心身状況や希望に応じた入居可能な居所が決まらず、一時生活支援事業の利用が長引いてしまう場合がある。	

・行政に公営住宅の確保について協力依頼を求めるが、空きを待っている町民を優先する為、中々協力体制を得られない。	〈再掲〉ホームレスだけでなく、家庭内の不和や離職により居宅を退去せざるをえないなどの理由による居宅不安定者の一時生活支援事業利用が増加している。また、居住支援を要する住宅確保要配慮者は、①心身の状態や言語の問題により、独力で住居を探すことができない人と、②個人の連帯保証人も、保証機関（家賃保証会社）の保証を付けることができないため、住まいを自分で容易に採せない人、③これらが重複している人の3つのタイプに分けられる。 このような課題に対し、入居から継続した居宅確保までの一連のサポートや、家族や親族に代わる緊急連絡先としての支援等の取り組みが必要と考えている。
〈再掲〉・緊急の相談が多く、苦慮している。 ・管轄地域には居住支援法人が手がけている物件はほとんどない。 ・無職で保証人がいない場合、安い賃貸物件の審査は通らず、入居申し込みができない。 ・収入が少ない場合、高額家賃から転居が望ましいが、初期費用が捻出できない。 ・相談者本人が住み慣れた地元からの転出を拒む。 ・精神障害者等ハンディキャップがある場合、これまで支援をうけてきた地域からの転居にはその後の孤立等のリスクがある。 他府県から人材派遣会社を通して管内の人材派遣会社の寮に入寮し就労するが、短期間で人材派遣会社から解雇され住居を失うケースが増加。 他府県から寮ありきで転居しているため、解雇で退寮を命じられ住居を失うと生活拠点をなくすことから、本人の希望職種・就労希望地域をヒアリングし、一時生活支援中に次の生活拠点を探す必要がある。希望地域が他府県及び京都市内となるため、まずは寮付き就労先の確保を図り、寮付きが無ければ一時生活支援終了時に生活保護認定し転居費用を確保するとともに不動産会社と協議し住居確保を図ることが時間と支援を煩雑にしている。	不動産業者と協力する場合、個人情報をごどこまで提供してよいのか。 現在は借上方式（ホテルとの提携）による一時宿泊施設の提供事業のみの一部実施となっている。今後、すべての居住支援事業（地域居住支援事業等）を行う場合は、人員やノウハウの不足が見込まれる。 一時生活支援事業に関して、福祉事務所単位では予算及び委託先の確保など、事業の実施が難しい自治体が多いと思われることから、県において広域的な実施体制を検討していただきたい。 一時生活支援を提供する事業所が定めたルールを被支援者が守らない場合がある。
〈再掲〉>そもそも、空き家問題に象徴されるように、ハウスは有り余っているのに対し、広義議の意味でのホームレス・居住に支援を要する人々が依然として存在している。これを解消するには、課題を抱えた対象者について、安定した居住が継続できるための様々な支援が必要であるが、「かゆいところに手が届くような支援」がないことから、そうした対象者は頻回に居宅を失い、再び三度居住支援を受ける事態となっている。 一方で、居住支援協議会や居住支援法人の設置によって、住宅確保要配慮者が相談しやすい環境は整いつつあり、以前に比べて迅速に居宅確保が可能となってきた。ただし、実際に契約の審査等に進むと大家の許可が出ず、結局居宅が確保できないこともある。	〈再掲〉>居住支援のニーズを把握・分析するための人員の確保が難しい。また、ニーズを把握できたとしても対応していくのが困難である。 まだまだ福島県内で一時生活支援事業が広まらず、必要性を感じてもらえていない点。
〈再掲〉>持ち家の住宅ローン支払いに窮する相談が増えている。 ・住居確保給付金は少しずつ周知されてきているが、家賃を払えず、近日中に退去しなければならないという相談があり、制度周知の必要性を感じる。 ・高額家賃の相談者は、住居確保給付金だけでは足りない。低額家賃住宅に転居を希望しても、その費用を捻出できない。	〈再掲〉・住居を探すのにあたり、保証人を立てるのが困難であったり保証会社の審査が通らないため、住居の確保が難しい。 ・就労していない方に対する就労支援において、地域の特性上、就労先が限られており、本人のニーズに合わないため就労に結びつかない。 ・借り上げ先の宿泊所のルールを守らないため、一時生活支援事業における今後の協力を断られた。 ・一時生活支援の制度を悪用する受給者が存在する。 ・住居確保給付金を受給することにより就労意欲が減退し、積極的に就職活動を行わない者がいる。
〈再掲〉>本市では、一時生活支援事業の利用者がほとんどいない状況もあり、居住支援全般にあまり目が向いていない現状がある。現在、未設置ではあるが、居住支援協議会の活用についても、検討する必要があると考える。	〈再掲〉>自立相談支援窓口では、東京都広域支援として東京チャレンジネットの住宅情報提供システムが利用できるが、緊急連絡先がないケースや求職者、障害者、高齢者、外国籍などの住宅確保要配慮者は住居が見つかりにくい。また、住居確保給付金という必須事業があるが、実態としては就労支援と家賃の代理納付であり、居住支援はできていない。実際に住居に関する相談は多く、自立相談支援窓口として居住支援をしていく必要を感じている。
居住支援について、たびたび生じる案件でないため事業経費が上がることから国の補助率をあげていただければと思います。	ホームレスではなく、DVや虐待またはそれに近い状況等により、住まいはあってもそこが適切な環境ではない場合で、病気や仕事等の都合で公的支援による避難ができないときの避難先としての活用。
市内に居住支援法人があり、対応いただいているため、特に課題はありません。	現在の一時生活支援事業では、重度の病気を抱えている対象者（急に倒れて救急搬送が必要になる等）を受け入れ可能な施設がないため、そのような対象者も住居を確保をできるような支援を行う必要がある。
〈再掲〉>市内に、県外者や外国人の派遣社員を多く抱える企業があり、派遣社員の方が何らかの理由で解雇され、社員寮をすぐに出なければならない場合も多く、次の仕事先を探すまで、又は実家のある出身県に帰る準備をするまでの間に（一時的に）住む場所がなく自立相談支援機関に相談が入ることがある。 ・先般、市内で働いていた技能実習生が犯罪を犯し社員寮を出ることとなるも、検察庁から（起訴するかどうかの方針決定までの間）市内での滞在先の確保の依頼があり、（技能実習生は生活保護の受給権がないため）一時生活支援事業で対応した事例があった。	・活動している居住支援法人数が限られており、層の厚い支援には至っていない。 ・一時生活支援施設の利用が適さない又は受入が難しい相談もあり、全ての住まい相談に対応できるものではない。 物価高により、生活が圧迫され家賃を数か月滞納された後に、相談に来られるケースが多くなっている。住居確保給付金は過去の家賃支払いは出来ないため、滞納を解消する事ができない。返済能力の有無により、社会福祉協議会の貸付も困難なケースがあり、根本的解決が困難なまま支援している課題を抱えている。 仕事をしているが、滞納などにより住居を追い出された場合の対応が課題。
相談者の課題は重複・多様化しており、居住支援だけでは解決できないケースが多い。支援する上でも、くらサボがどこまで介入して良いか線引きが分からず、抱えすぎてしまうケースもある。また、一人の支援員が、様々な業務を兼務でこなしており、業務のライン引きが分からない現状もある。	住居を喪失した場合、緊急対応が求められるため、一時生活支援事業から生活保護の利用につなげるか、住み込みの就労につなげる支援が多い。住居確保給付金と総合支援資金を利用した住宅確保の方法については、住宅確保が確定するまでの手続きや審査に日数を要するため、これらの制度を利用した支援につながっていない。 地域居住支援事業（補助率2/3）について、本市でも実施に向けた検討を行なっているところ。現状、自立相談支援事業の一部（負担率3/4）と一時生活支援事業を一体的に委託しており、自立相談支援事業部分で地域居住支援事業で挙げられている支援内容

のうち、入居に関する支援は既に対応できている。他の支援内容（退去後の継続支援、互助の関係づくり等）の必要性については理解しているが、負担（補助）率が下がることから支援拡充に話が進みづらい状況なのが課題。	
緊急連絡先さえない方がアパート契約できず困っている。	
全てではないが、居住及び就労支援を行った結果、短期での離職など自立に向けた生活の継続ができないケースが大半を占める。	
高齢者の居住支援需要が増えていると、自立相談支援事業委託先へのヒアリングや住居確保給付金事業を通して感じている。 高齢になった現在の収入に合わせた家計のやりくりができず、家賃滞納していたり生活困窮に陥っていつたりしているケースが多い。 高額家賃に対する解決案として、引っ越しがあるが、高齢で単身、頼れる親族がいない状況であると、転居先を見つけることから困難である。また、転居先が決まっても、家具や生活用品の片付けや運び出し作業を自身で行うには身体的に厳しい場合もあり、引っ越し作業支援が必要と考える。 現在、生活保護受給者であれば担当ケースワーカーが引っ越し作業を手伝っているが、生活保護を受けていない相談者については、引っ越し作業の支援まで整備されていない。	
支援対象者について、金融機関へ調査を行わないため収入や資産の状況の把握が困難であり、真に支援が必要な者かどうかわからない。 また、本人確認書類がない者もあり、支援対象者の情報が正しいかどうかわからない。他自治体で生活保護を受けていないかわからない。	
当市はホームレスが少なく、一時生活支援事業を活用しているケースも少ないため、課題の抽出まで至っていない。	
年金受給者で月額11万～15万の生活保護が受けられない低所得者がアパート更新の際に更新費用が捻出出来ない。生活がぎりぎり貯金も出来ない。今後、物価高でさらに更新料が支払いできずに居所損失する方が増える可能性がある。生活保護を受けられない低所得者向けの家賃更新料が国や自治体が負担する制度を早急に作ってほしい。	
一時生活支援事業の利用実績が少ないため、いざ支援が必要なケースがでた場合スムーズな支援が行えるか危惧される。	
過疎化が進み、かつ札幌市一極集中の中で、居住支援等の住宅・住む場所の対応を進めるべきかは、仕事がありませんという時点で悩ましいところである。また、世間体の課題もあり、地域でうまく関係が作れない方々は住んでいる市ではなく他への移住等を考慮に入れなければならない現実がある。	
過疎化が進み、かつ近隣の札幌市一極集中の中で、担当する各町において居住支援等の住宅・住む場所の対応を進めるべきかは、仕事がありませんという時点で悩ましいところである。また、世間体の課題もあり、地域でうまく関係が作れない方々は住んでいる町ではなく他町への移住等を考慮に入れなければならない現実がある。	
〈再掲〉一時生活支援事業について、委託事業者で借り上げたシェルターのうち2部屋を使用して運用しているが、それ以上のニーズがあり、受け入れできない場合がある。 また、緊急一時的に宿泊支援を行う必要があるケース（休日期間中の生活困窮者等）があるが、現状は事業利用期間中に自立が見込まれることを満たす必要があるため、本事業を利用することが難しい場合がある。	が、各分野では上手くはまらない、または課題が複数分野にまたがった者を生活困窮者として受け止めるため、非常に困難で時間と手間がかかる案件がほとんどである。また、住まいの確保と住み続けることの支援は、生活丸ごと支援継続が必要であり、アフターフォローの手間が非常に膨大である。他都市からシェルターを目指して来る者も多い。シェルターを増やしても、すぐにいっぱいになる状況のため、どこまで増やす必要があるか迷っている。 ・事業利用者によるシェルター及びシェルター内の備品の破壊行為や近隣住民への迷惑行為発生時の対応。
	〈再掲〉県が管轄する郡部においては、マンパワーが不足しており居住支援ニーズを把握することが難しいと感じる。また、居住支援自体が生活保護の事業と重複することもあり（無料低額宿泊所など）、一時生活支援事業等の必要性について疑問に感じることがある。
	〈再掲〉・自宅が老朽化や修繕費用が捻出できず居住不能状態になっている方に別の住まいを見つける支援をすることがあるが、低廉な家賃の公営住宅などは税の滞納や保証人の確保ができないこと、また、自宅が有ること自体が入居の要件に合わないことなどで難しく、ましてや民間の賃貸住宅を借りることはさらに困難である。そうでない場合（転居希望など）でも転居費用（敷金礼金含む）の調達、同様に保証人の確保などでなかなか思うように進まない。 ・生活の不便さ、親族からのDV等のため、転居を希望するケースでは、費用や保証人の確保が問題となり、転居が簡単にできないことが多い。
	生活保護の相談において、住所が定まっていなかった段階で相談者が来所する事があるが、市で住宅を斡旋する事ができないため、住所を定めてから生活保護申請をするよう助言しても「お金がないから転居からできない」等主張し、話が堂々巡りになる時がある。市としては自立支援機関等を紹介し、住所を定めるよう助言を行うが、相談者が自立支援機関の相談まで至らず「市役所でどうにかしてほしい」等の主張を繰り返すこともあり、対応に苦慮している。
	〈再掲〉・ホームレスは、家賃滞納や退職による住居の喪失、DV、虐待からの避難等によりある日突然発生するため、生活保護申請と同時に救護施設入所まで対応してきた。 ・救護施設が即日受入できない場合に、一時生活支援事業で1～2日ホテル泊をして待機したことがあった。 ・最近、SNSで知り合った知人を頼って地縁血縁就労先のない当市へ転入するケースが散見されるようになり、ホームレス化するようになった。 ・金銭管理・家事等の日常生活に問題があり、ルールを守らないため親族、施設、病院、不動産会社から受け入れを拒否されるケースがあり、対応ほぼ不能。 ・保証人がおらず、保証会社の審査も通らず借家に入居できないため、居宅生活能力はあるのに救護施設へ入所したケースがあった。
	不動産の賃貸契約を賃貸人と賃借人で交わすため、福祉事務所で原則紹介に留めざるを得ないこと。
	〈再掲〉・居住支援を必要とされる方は、緊急的な方も多く、一時的にでも即入居できる場所の確保が難しい。 ・所持金がほとんどない方も多く、現在地からの一時的にでも居住できる場所までの移動費用が無い場合の支援が難しい。

保護担当向けアンケート

●居住支援全般について（自由記述）

資源が少ない、偏っている	
・保証人の不在、保証会社の審査等により、入居が断られる例が多い。 ・居住支援法人の不足、部屋の空き状況が少ない。 ・過去の住宅費滞納等、相談者の特徴により家主の信頼を得られにくい。 ・住宅課を中心とし、関連部局、社会福祉団体および不動産関係業者等で「居住支援協議会」を設置し、課題の解消に向けて調整を重ねている。	事業委託を行っているが、遠方の事業者であり紹介した場合の後の支援（居住や生活、就労など）が行き届きにくい問題がある。また、単身高齢者も増加しているが、市営住宅は減少傾向にあり、今後、市営住宅で対応できなくなった場合の受入れ先などについて検討しなければならないと考えている。
	緊急時等に利用できる無料・低額宿泊所が無いため、1週間の間、ほぼ1日毎に市内旅館に宿泊をお願いしたケースがあった。
	管内に低廉な賃貸物件、無低、老人施設や障害者施設がなく、ホームレスや車上生活者、介護や転居が必要となった高齢者等の受け入れを管外の施設に頼っている状況である。
	管内に介護・老人施設以外で女性が直ぐに入所できる宿泊所、施設等がない

当方の努力不足・力量不足もあるが、居住支援に利用できる様々な支援が足りないため、対応に苦慮することが多い。 受け入れる資源が少ない（ない） 居住支援が必要な件数が少なくノウハウがないため、対応に困ることがある。また、管内に適切な居住支援団体がいないため、管外の居住支援法人に相談する等、連携が難しい状況にある。 ・足腰が弱い高齢者が住める1階、バリアフリー住居の不足。 ・一時的（日単位）で住める住居がない。 市内にホームレス等を緊急に住ませる施設がない。救護施設は市外（胎内市） 重層的支援事業において、関係機関で住まいの問題に関して協議する場合は定期的に設けられているが、提供できる社会資源がないため、進展がない。現在、管内に一時避難が可能なシェルターがない。安価な市営住宅の空きがなかなかでない。安価なアパートがない。あったとしても困難を抱える者（家賃滞納の可能性の高い者、障害等により近隣住民とのトラブルのリスクが高い者、自身の生活の管理ができない者（ゴミ屋敷化するリスクの高い者を含む）、身元保証人のいない者等）の入居に理解のある大家、不動産会社がいない。 ・新規に入居賃貸契約を行う際、緊急連絡先や保証人がいないことで契約に至らないケースが多い。 ・持ち家率が高く居住支援はあまり必要としないが、救護施設入所が適当であると思われる人については施設と連携をして支援を行っている。しかし、施設の定員もありタイムリーな入所を実施できない場合には入所の待機場所を検討する必要がある。 居所のない相談者に対しての紹介先、相談先が少ないこと。 居住支援を行うにあたり、一時生活支援事業等を行うための財源及び社会資源等が乏しいこと。 ホームレスを受け入れてくれる救護施設が近隣に無く、往復に時間を要することがある。また、生活保護並みの家賃設定している物件が少なく、さらに、住居物件には審査があるため、さらに入居支援が困難になっている。 ホームレス等はほとんど見かけない地域であるが、まれに家を追い出された等の理由で行き場を失い相談に来る方がいる。一時的な居所のニーズはゼロではないが、年間0～数名であり、対応する体制（特にハード面）を恒常的に維持することが難しいと考えている。 これまでのケースでは、親せき宅に身を寄せる、大家が急な入居に対応していただく等の対応がなされた。 当市においては、保証人や緊急連絡先が不要な物件や定額の家賃の物件が少ないこと、また、一時生活支援事業等の実施にあたっては、事業を利用する見込みの対象者がほとんどいないこと、委託先がない、予算の確保などの課題がある。 緊急時に対応できる資源等が少ない 長期化する一時生活支援事業を安価で受けていただける施設などが見つからない 当市には、無料低額宿泊所や居住支援法人がない 管内に無料低額宿泊所がなく、提供できる社会資源に限られるため、関係機関との調整に時間を要する。 現在、当市において居住支援が必要な世帯からの相談はほとんどない。このことから、居住支援が必要だった場合、協力的な不動産業者が存在するわけでもない。必要となれば自立相談支援機関と協力して、空き状況を確認しつつ探すのみ。今年度の申請者も管内では見つけることができず、本人からの要望もあり他管内へ転出している。 無料低額宿泊所がなく、救護施設も遠方なため、居住先が決まるまでホテル宿泊にて対応せざるを得ない。（社会福祉法人の利益還元事業を利用） 市内では、保証人なしに一般の賃貸物件を借りることができない。市営住宅も連絡先がないと入居ができない。 支援団体等もないため、居住支援自体が難しい状況にある。 ・社員寮や民間アパートに住む者で、すぐに出ないといけない方からの相談があった際に、物件を探してきてもらうが、生活保護受給中ではないことを理由に断られる場合があるが、福祉事務所としても特定の事業者の紹介はできないため、対応に苦慮している。 ・今すぐ居所の必要な方が即時入居できる一時的な場所（近隣）の確保。 ・課題を抱えた方にも対応できる入居時の保証審査、保証人の公的制度の創設。 ・死亡後の残置物処理、賃貸契約をスピーディーに行える法令整備。 ・大家、不動産事業者が安心できる高齢者の安否見守りサービスの普及促進。 無料低額宿泊所や救護施設に入居できない場合、要保護者の行き先の確保が難しい。 ・居住支援法人の増加に繋がらない。 ・一時生活支援事業においては、国、県内、統一的で安定的な福祉サービスの提供が必要ではないか。 一時生活支援事業で利用できる施設が少ない。居住支援法人に相談をしても、対応困難で断られるケースがある。（保証人がいない、お金がない、入居後に生保申請の事例）	・市内に派遣社員を多く抱える企業があり、派遣社員の方が何らかの理由で解雇され、社員寮をすぐに出なければならない場合も多く、頼る親類等がない場合は直ちに住宅に困窮することになる。 ・市内に単身向けアパートが少なく、家賃が生活保護の基準を超える借家が多い。市内の家賃水準が高い。 ・市内で活動する居住支援法人がなく、居住先の確保や入居支援が難しい。空家は多いが、流動性が低く新規開拓ができない。 ・居宅生活が難しいと判断し救護施設入所を勧めるも集団生活を拒否し、やむを得ず住居確保のために動くも本人が選り好みしたり、連絡が途絶えるなどするため、解決に至らない。 ・時間外や夜間休日時における受け入れ先の確保は困難なことが多い。 ・救護施設の場合、事前面接があるなど入所までのハードルがやや高い。 ・週末や夜間の場合など、一時的に受け入れ対応する施設等がない。 ・ホームレス等から夜間、休日等に相談があった場合、緊急的に入居できる場所が確保されていない。 ・派遣労働者等で県外から転入された方が、短期間で派遣を切られて住居も失い、お金もなく生活保護申請に至るケースが多いため、急な対応を要する。また、特性のある方や障害を持っている方もおり、医療機関へつなぐこともある。相談時点で、ほぼ情報がないため、自身からの聴き取りや面接時の様子を把握しながら、受け入れ先とも協議している。 ・ホームレスから生活保護の申請があり、早急に住居確保を行う必要があるが、①保証人がない、②犯罪歴がある等で住居確保できず、対応に苦慮するケースがある。 ・管内において、救護施設以外の適切な居所がないこと。 ・福祉事務所や町・町社協と居住支援法人等の支援主体とのネットワークが築かれていないこと。 ・管内に居住支援を行う団体が存在しないこと ・一部の信用保証会社からは生活保護であるということで入居審査が通らないと言われています。 ・代理納付をできるだけ住宅扶助費が無い場合、生活保護ケースによっては支払いを滞らせがちであり、分割支払いなどの交渉に現業員の労力が割かれています。 ・ホームレスや住居不安定者への即応性がある対応は救護施設ではありませんが、ケースによっては施設で不適応を起こし、対応に苦慮しています。 町村によっては居住支援を行う地域資源がない。また、地域資源があっても交通の便が悪い等の課題がある。 ホームレスに対応する宿泊所がないこと ホームレスを受け入れてくれる救護施設が近隣に無く、往復に時間を要することがある。管内に住宅扶助費基準額以内で入居可能な住居が乏しく、ニーズのある要保護者に対し、支援を行うことが困難。 居住支援を行える事業者が不足している。 ・ホームレス等の居住支援にあたり、管内の不動産会社に理解を得られず、居所設定に至らない場合が多く、必然的に無料低額宿泊所に入所し、保護開始となるケースが大多数を占めている事 ・高齢者や精神的疾患があると審査に通らず、居所探しが難航しやすい。 ・女性や母子等が一時的に無料低額宿泊所を利用する際、近場無料低額宿泊所では、専用の部屋に限りがあることから、遠方の施設等になってしまい支援のしづらい状況がある。 ホームレス等からの保護の相談、申請は少ないが、強いて言えば、住居や施設が決まるまでの一時的な住居を提供できる施設等が管内に無いことが課題である。
保証人等の問題	
＜再掲＞・保証人の不在、保証会社の審査等により、入居が断られる例が多い。 ・居住支援法人の不足、部屋の空き状況が少ない。 ・過去の住宅費滞納等、相談者の特徴により家主の信頼を得られにくい。 ・住宅課を中心とし、関連部局、社会福祉団体および不動産関係業者等で「居住支援協議会」を設置し、課題の解消に向けて調整を重ねている。 ・家賃の不払い。 ・保証人の確保。 ・相談者死亡後の家財処分。 対象者を支援するにあたり、対象者が相談に至った当日に一時的な居所を見つける必要があるものの、近隣にそのような施設等がなく、民間アパート等への入居も様々な手続きを経なければならず、当日入居は困難である。そのため、民間宿泊施設へ経緯を説明し、一時的な居所が見つかるまで宿泊できるよう依頼する等、即日対応を求められる場合が多い。また、賃貸物件が見つかったも、連帯保証人になってくれる親族や知人がいないため、定住先が見つかるまでの間、対象者に付き添っての支援時間が長時間となりがちで、他の業務に支障を来すことが多い。 緊急連絡先、保証人がおらず、家賃滞納を繰り返し保証会社の審査がなかなか通らないケースがあった。強制退去となることに危	

機感がなく、連絡が付き辛いなど非協力的な態度である、携帯料金も滞納し連絡をとる手段がない等、物件探しから入居までが長期化するケースが増えている。	・精神疾患の方の転居について、必要でも本人の同意に至らず、手続きが出来ない。
保証人の有無によりホームレス等に限らず、高齢者の住まいの確保（契約）が困難なケースがある。扶養義務者について遠方である、関係性が悪いなどの理由で、行政機関に一任するケースもある。	ホームレスの居住支援時の際に課題になることは以下の通り ①アパート等契約時に連帯保証人を立てることが難しい ②連帯保証人を立てられない場合、信用保証会社の保証が必要となるが、いわゆるブラックリスト入りしており、審査に通らない※上記①②の場合、アパート等の確保ができない。
保証人や緊急連絡先の確保が困難な単身高齢者が増えており、アパート等の住まいの確保が困難なケースがある。	入居に際しての保証人の設定。 家賃が近隣市町村に比べ高額な為、基準額の範囲内の物件が少ない。
・保証人や緊急連絡先等になってもらえる方がいない受給者の居宅探しが困難である。 ・単身居宅生活者に対する見守り等の支援が手薄に感じることがある。 ・身寄りのない単身受給者の死亡後、居宅の解約や家財処分等について家主と揉めることがある。	公営住宅入居時に保証人が必要だが、候補者がいない。 「緊急連絡先」及び「保証人」の確保ができず、対象者が希望する住居への居住支援が困難なケースがあり、苦慮している。
保証人や連絡先の確保が難しいこと。迷惑行為等で賃貸借契約違反で退居となった方への支援（精神障害等の疾患があり、退居する必要性が理解できない方などで新しい住居を探そうとしない方への支援）	＜再掲＞市内では、保証人なしに一般の賃貸物件を借りることができない。市営住宅も連絡先がないと入居ができない。 支援団体等もないため、居住支援自体が難しい状況にある。 ・高齢者や保証人がいない相談者の新たな居住先確保が困難であるケースが多い。特に高齢者の場合は貸主が孤独死のリスクを懸念している。 ・物価高騰に伴い家賃額も上昇傾向にあり、生活保護の住宅扶助基準におさまる賃料の物件が減少している。
・保護申請当日に入居可能な物件が無い場合の対応に苦慮する。 ・不動産業者によっては、緊急連絡先や保証人が無ければ入居不可の場合があり対応に苦慮する。 ・対象者の特性上、入居・転居手続きが出来ない場合で親族など支援者も居ない場合の対応に苦慮する。 ・保佐人や成年後見人制度は時間が多く必要のため、即時対応を求められたときに保護部局の職員が対応せざるを得ない場合がある。	＜再掲＞・社員寮や民間アパートに住むことで、すぐに出ないといけな方からの相談があった際に、物件を探してきてもらうが、生活保護受給中ではないことを理由に断られる場合があるが、福祉事務所としても特定の事業者の紹介はできないため、対応に苦慮している。 ・今すぐ居所の必要な方が即時入居できる一時的な場所（近隣）の確保。 ・課題を抱えた方にも対応できる入居時の保証審査、保証人の公制制度の創設。 ・死亡後の残置物処理、賃貸契約をスピーディーに行える法令整備。 ・大家、不動産事業者が安心できる高齢者の安否見守りサービスの普及促進。
・当市では保証人がいないと物件の契約が困難であり、保証会社の制度を導入している不動産屋もほほえない。親族など身寄りのいない人の部屋探しが難しい。	保証人や緊急連絡先がない方の住居確保
年齢、保証人・緊急連絡先の確保、賃貸申込時の審査、生活保護基準以内の物件の少なさなど、住居確保の際にハードルとなることが多い。	生活困窮者に関わらず保証人問題は大きい。
・借家については、保証人を設定することが出来ない者がおり、入居の支障となっている。 ・借家の入居者が死亡した際や、退所する際の家財処分費用や原状回復費用などについて、大家などから求められることがあり、対応に苦慮している。	【生活困窮者について】 生活困窮者は居住が不安定な状況に陥りやすい方が潜在的に多い。居住以外に複合的な課題を抱えている方が多い。 身寄りがいないなどの理由で緊急連絡先や保証人の確保が困難な方が多い。単身の高齢者や精神障害者などは家主の都合により入居を断られることが多い。生活困窮者の多くが転居費用や入居時の初期費用を確保することが困難。居住支援法人等との連携が不十分。入居前・入居中・退去時までの一貫した支援体制がない。
現在は住居がある高齢者が何らかの理由で退居しないとけない場合、次の住まいを探すのが難しい場合が多いため、その支援について課題がある。特に保証人がいない場合は民間の賃貸物件を見つけるのは困難であり、公営住宅は時間がかかる場合が多い。そのため、住まい探しに苦労する方が多く、その支援についても困ることになる。	①居住者支援に係る事例自体が少なく、福祉事務所における対応ノウハウが蓄積、継承されにくい。 ②公営住宅等を案内する際、緊急連絡先や保証人の確保が障壁になる場合がある。
当市にはホームレスはいないので相談自体が全く無い状況。家屋の老朽化で市営住宅への転居相談もあるが、市税の滞納や保証人が見つからない関係で、申込みに至らないケースがある。	緊急連絡先等がない場合、保証会社の審査に通らず、転宅先がすぐに見つからないことがある。
＜再掲＞重層的支援事業において、関係機関で住まいの問題に関して協議する場合は定期的に設けられているが、提供できる社会資源がないため、進展がない。現在、管内に一時避難が可能なシェルターがない。安価な市営住宅の空きがなかなかでない。安価なアパートがない。あったとしても困難を抱える者（家賃滞納の可能性の高い者、障害等により近隣住民とのトラブルのリスクが高い者、自身の生活の管理ができない者（ゴミ屋敷化するリスクの高い者を含む）、身元保証人のいない者等）の入居に理解のある大家、不動産会社がない。	入居に際して保証人を求める場合が多く、通常の入居手続きでは対応が困難。直接契約などで入居したのちも老朽化著しくすぐに退去が必要であったり、入居後のトラブルも少なからずあり、対応に苦慮している。特に入居・保護開始後に逮捕拘留や失踪により保護廃止となり、家賃が滞った場合は紹介者としての責任を追及されることもあるが、金銭的な対応が出来ず、信頼関係を失い以後の入居を拒否されることになる。
＜再掲＞・新規に入居賃貸契約を行う際、緊急連絡先や保証人がいないことで契約に至らないケースが多い。 ・持ち家率が高く居住支援はあまり必要としないが、救護施設入所が適当であると思われる人については施設と連携をして支援を行っている。しかし、施設の定員もありタイムリーな入所を実施できない場合には入所の待機場所を検討する必要がある。	地域性もあり、生活保護の基準内で被保護者が納得する物件が少ない。（広さ、風呂、トイレ、居住階等） 高齢者は孤独死のリスクが高いため、家主から入居を断られることが多い。 高齢者は1階の物件が望ましいが、基準内の物件が少ない。 被保護者は、親族関係、人間関係が希薄な人が多く、緊急連絡先が見つからない場合が多い。高齢者に限らず、死後のアパートの処分について、家主、不動産屋とトラブルになりやすい。 トラブルが起こった際、あくまでも本人と大家間での契約であることを説明するが、全ての責任を福祉事務所に投げられることがある。
寝たきりや車いす生活且つ身寄りがいない生活保護受給者の転居先を関係機関等と探す際に、身元保証人や緊急連絡先を確保出来ないことから転居先が見つからないことが多々ある。また契約手続きを行う際も手続きの内容を理解出来ない、手続きを出来る身体状況ではない状態の受給者の場合、中核地域生活支援センター等関係機関に支援をしてもらう必要がある。	・単身高齢者や保証人がいない方と賃貸契約を結んでくれる不動産業者が少ない。 ・住宅扶助基準額内の家賃で契約できる物件が少ない。 ・ホームレスから相談があった場合、相談があった時間によっては、当日に生活をする場所を提供することが難しい。提供できたとしても、救護施設への送迎等、担当職員にかなり負担が発生する。一時生活支援事業を活用することもある。 ・被保護者が亡くなった後の家財道具等の処理を大家が福祉事務所へ対応を依頼するケースがある。 ・近隣住民とのトラブルが発生しやすい。（多頭飼育、ゴミ、騒音等の問題）
3の課題共有については、それぞれが既に共有している課題であるため、現実的に課題に対してのアプローチがないことが課題。生活保護を受給すると実施責任が生じるため、被保護者の自立まで責任を負うことになるため、保険の加入、脱退、手持ち金の問題から、一時的な支援を求めている人に一概に生活保護を受給させることが適切でない場合がある。 救護施設、あるいは転居時に、高齢や身寄りがいない人などは緊急連絡先、保証人の問題から転居が困難であること、死亡時に相続人がいないため相続財産管理人を立てるような大仰な話になってしまうことが課題です。	・管内に住宅扶助限度額内で入居できる民間の物件がない。 ・公営住宅への入居は、税滞納が無いこと、保証人を立てることが条件であり、ほとんどの者が入居要件をクリアできない。
・死後の家財処分等について、基本的に大家負担になり、後の受け入れ拒否もつながる。 ・保証人がいない場合、住宅確保が困難。	

住居の確保		
＜再掲＞・保証人の不在、保証会社の審査等により、入居が断られる例が多い。 ・居住支援法人の不足、部屋の空き状況が少ない。 ・過去の住宅費滞納等、相談者の特徴により家主の信頼を得られにくい。 ・住宅課を中心とし、関連部局、社会福祉団体および不動産関係業者等で「居住支援協議会」を設置し、課題の解消に向けて調整を重ねている。	本市において居住支援の重要性を鑑み 2024（R6）年度より「居住不安定者等居住生活移行支援事業」の実施にむけて調整しております。また、居住支援支援に関する伝統的な課題の他に本市は地価向上や人口増加がコロナ禍前まで続いたことから市内賃料の高騰に繋がり単身世帯住宅扶助基準以下物件が民間不動産サイトで 100 部屋ほどしかありません。一方で転居指導対象世帯は約 1,400 世帯ほどいる状況で、需要と供給の不一致に苦慮することが予想されます。 保証人などについては民法や借地借家法を改正することで強制的に改正は可能ですが、同行支援などの既存制度下でどこまで対応できるかは心配しております。	
本市の生活保護の家賃補助の上限額が 35,000 円であるが、市内には基準内の物件が少なく、物件探しに苦慮している。	・住宅扶助基準内の適正物件が少なくなっている地域の実情 ・高齢化等による判断能力の低下、保証人の不在、傷病等による見守り支援を要する等単独では住宅確保が困難な方への寄り添い支援の構築 ⇒専門的な知識・経験を有する事業者への外部委託を含めた効果的な支援	
刑務所から出所した者、長期入院から退院する者などの転居先の相談を受けることがあるが、受け入れ先が見つからなかったり、見つかったも本人が拒否するなど、転居先がなかなか決まらない。	市内には、居住支援における居住契約が可能な物件に限られており、支援に苦慮することがある。	
＜再掲＞・足腰が弱い高齢者が住める 1 階、バリアフリー住居の不足。 ・一時的（日単位）で住める住居がない。	・障害認定や介護認定は無いが、周辺住民に問題を発生させたり、健康で文化的な生活が送れなかったりする世帯の場合、救護施設となるが、救護施設は入りたくないという世帯が多い。 ・生活困窮者世帯で住居が無い場合、市営住宅に入居することが多いが、市営住宅に空きが無くなった際に、住むことができる住宅が少ない。	
借家の老朽化によって、改修ではなく解体を予定する大家が増えており、生活保護の家賃限度額内で提供される借家がなかなか見つからない。 本人に年金等一定の収入があることで家賃の代理納付が実施出来ない世帯で家賃滞納が発生している。	住まいが不安定な者の入居相談時、障がい等の課題に対し理解を得られないケースも多く、家主・仲介業者などの関係者へ理解を求めていく必要がある。	
＜再掲＞現在は住居がある高齢者が何らかの理由で退居しないといけない場合、次の住まいを探すのが難しい場合が多いため、その支援について課題がある。特に保証人がいない場合は民間の賃貸物件を見つけるのは困難であり、公営住宅は時間がかかる場合が多い。そのため、住まい探しに苦労する方が多く、その支援についても困ることになる。	＜再掲＞地域性もあり、生活保護の基準内で被保護者が納得する物件が少ない。（広さ、風呂、トイレ、居住階等） 高齢者は孤独死のリスクが高いため、家主から入居を断られることが多い。 高齢者は 1 階の物件が望ましいが、基準内の物件が少ない。 被保護者は、親族関係、人間関係が希薄な人が多く、緊急連絡先が見つからない場合が多い。高齢者に限らず、死後のアパートの処分について、家主、不動産屋とトラブルになりやすい。 トラブルが起こった際、あくまでも本人と大家間での契約であることを説明するが、全ての責任を福祉事務所に投げられることがある。	
本市では、ホームレス等からの相談等はないが、刑務所等出所後に来所される場合などがあり、その場合に居住支援団体がいないことから、連携を取っている借家大家に依頼している実態であり、借家が満床となった際には頼る支援先がなく非常に苦慮している状況である。	＜再掲＞ホームレスを受け入れしてくれる救護施設が近隣に無く、往復に時間を要することがある。管内に住宅扶助費基準額以内で入居可能な住居が乏しく、ニーズのある要保護者に対し、支援を行うことが困難。	
自動車を保有せずに生活可能な地域は家賃設定が高く、利便性が高く住みやすい地域での物件探しが困難な状況がみられる。	＜再掲＞・単身高齢者や保証人がいない方と賃貸契約を結んでくれる不動産業者が少ない。 ・住宅扶助基準額内の家賃で契約できる物件が少ない。 ・ホームレスから相談があった場合、相談があった時間によっては、当日に生活をする場所を提供することが難しい。提供できたとしても、救護施設への送迎等、担当職員にかなり負担が発生する。一時生活支援事業を活用することもある。 ・被保護者が亡くなった後の家財道具等の処理を大家が福祉事務所へ対応を依頼するケースがある。 ・近隣住民とのトラブルが発生しやすい。（多頭飼育、ゴミ、騒音等の問題）	
＜再掲＞ホームレスを受け入れしてくれる救護施設が近隣に無く、往復に時間を要することがある。また、生活保護並みの家賃設定している物件が少なく、さらに、住居物件には審査があるため、さらに入居支援が困難になっている。	特定業者への斡旋を行っていないため、スムーズな住居確保ができないこと。	
ホームレスの方から、施設等の生活を望まずすぐにアパートに入りたいという希望があった際に、すぐに案内できるアパートのような場所がない。	＜再掲＞・管内に住宅扶助限度額内で入居できる民間の物件がない。 ・公営住宅への入居は、税滞納が無いこと、保証人を立てることが条件であり、ほとんどの者が入居要件をクリアできない。	
＜再掲＞本市においては、保証人や緊急連絡先が不要な物件や定額家賃の物件が少ないこと、また、一時生活支援事業等の実施にあたっては、事業を利用する見込みの対象者がほとんどいないこと、委託先がない、予算の確保などの課題がある。	＜再掲＞・ホームレス等の居住支援にあたり、管内の不動産会社に理解を得られず、居所設定に至らない場合が多く、必然的に無料低額宿泊所に入所し、保護開始となるケースが大多数を占めている事 ・高齢者や精神的疾患があると審査に通らず、居所探しが難航しやすい。 ・女性や母子等が一時的に無料低額宿泊所を利用する際、近場無料低額宿泊所では、専用の部屋に限りがあることから、遠方の施設等になってしまい支援のしづらい状況がある。	
居住可能な住居があったとしても、生活保護の住宅家賃基準内物件が管内に少ないこと。	<th>相談者本人の意欲に関すること</th>	相談者本人の意欲に関すること
小規模自治体においては、専用住居の確保は難しい。	住居を確保し生活の安定を図り、就労による自立を目的として支援を行うのであるが、そもそも自立・就労への意欲が希薄であること、住居に対する不安がなくなったため、怠惰な日々を送り積極的な求職活動を行わず支援期間が長期化してしまう。	
本市において、賃貸物件が乏しいうえ、住宅扶助費の範囲内で入居できる物件が少ないため住宅支援に苦慮しています。 ホームレスについては、現時点で市内では把握していないためニーズはあまり感じられないが、長期入院や立退き等で住まいを失うケースがまれにある状況です。公営住宅もあるが、立地条件があまりよろしくなく、買い物に不便等の理由で空きがあっても入居希望しないケースもあります。 一時生活支援事業もありますが、ハード及びソフト面での課題があると考えております。	住所不特定者や車中泊者が相談に来庁した場合、基本的には無料定額宿泊所等を案内しているが、相談者本人がそれを拒み、又、相談者が自身で居住地を探すことができない場合対応に苦慮することがある。	
＜再掲＞・高齢者や保証人がいない相談者の新たな居住先確保が困難であるケースが多い。特に高齢者の場合は貸主が孤独死のリスクを懸念している。 ・物価高騰に伴い家賃も上昇傾向にあり、生活保護の住宅扶助基準におさまる賃料の物件が減少している。	＜再掲＞緊急連絡先、保証人がおらず、家賃滞納を繰り返し保証会社の審査がなかなか通らないケースがあった。強制退去となることに危機感がなく、連絡が付き辛いなど非協力的な態度である、携帯料金も滞納し連絡をとる手段がない等、物件探しから入居までが長期化するケースが増えている。	

・インターネット等で相談し、居住支援にて敷金等の支払いなく、アパートへ入居したのちに生活保護を申請するも、失踪を繰り返しているケースがある。 ・アパートでの居宅生活が難しい相談者で、集団生活が困難であったり、失踪を繰り返して受入れ困難など、無料低額宿泊所の利用も困難なケースの対応に苦慮している。	れて住居も失い、お金もなく生活保護申請に至るケースが多いため、急な対応を要する。また、特性のある方や障害を持っている方もおり、医療機関へつなぐこともある。相談時点で、ほぼ情報がないため、自身からの聴き取りや面接時の様子を把握しながら、受け入れ先とも協議している。 ・ホームレスから生活保護の申請があり、早急に住居確保を行う必要があるが、①保証人がない、②犯罪歴がある等で住居確保できず、対応に苦慮するケースがある。
〈再掲〉刑務所から出所した者、長期入院から退院する者などの転居先の相談を受けることがあるが、受け入れ先が見つからなかったり、見つかったも本人が拒否するなど、転居先がなかなか決まらない。	被保護者が賃貸住宅へ入居する際、初期費用（敷金等）に係る部分を住宅一時扶助にて支給後、諸事情（住居環境への不満、家賃滞納、近隣住民とのトラブル等）により短期間で退去するケースが散見されるため、対応に苦慮している。
郡部福祉事務所については、ホームレスや住居不安定者からの相談はほとんどない。居住先を自力で探すことができない者に対して支援を行うが、当事者意識が低く、進展しない。	精神疾患の疑いがある相談者（自覚なし、通院なし）や、パーソナリティ障害、発達障害など困難性を抱えている相談者が増えている。アパート等の共同住宅において住民トラブルを起こし、退去させられることも少なくない。契約に関与していない現状でも福祉事務所に解決を求めてくる不動産業者等が後を絶たない中、住宅の斡旋にはとても関われない。
居住支援が必要な方は様々な課題を有している方が多く丁寧な支援が必要であるが、それと同時に迅速な住居設定も求められるため対応に苦慮する案件がある。	今年度に入って裁判所から立ち退き命令が出た案件が複数あり、いずれも執行官から社会福祉協議会に連絡があり、居住支援協議会の事業「住まいサポート」の利用を試みたが、要配慮者の被害妄想による家賃不払が立ち退きの原因であったため、協力店の理解を得られず苦慮している。
・居住に困難を抱える者が、自分の状況について問題と認識しておらず、地域社会から孤立した状態にある者の支援について ・上記状況に付随して、精神疾患等により外部からの支援を拒む者に対する自立支援について ・代理納付をできない者が、引きこもり等により自ら家賃を支払わず、家主とトラブルになる事例について	〈再掲〉入居に際して保証人を求める場合が多く、通常の入居手続きでは対応が困難。直接契約などで入居したのちも老朽化著しくすぐに退去が必要であったり、入居後のトラブルも少なからずあり、対応に苦慮している。特に入居・保護開始後に逮捕拘留や失踪により保護廃止となり、家賃が滞った場合は紹介者としての責任を追及されることもあるが、金銭的な対応が出来ず、信頼関係を失い以後の入居を拒否されることになる。
本市ではホームレスや不安定な居所の方から相談があれば、救護施設や一時生活支援事業の調整を行うが、終業時間近くに相談があると、当日の救護施設の入所は難しく、一時生活支援事業しか支援方法がない状況となる。また、救護施設の入所や一時生活支援事業の利用場所が決まったとしても、現地までの送迎を要するため、対応に長時間を要することになる。 福祉事務所から支援の方法について提案するも、自身の希望や都合を優先し、提案した支援の受け入れをしてもらえない方がいる。	生活保護の相談において、住所が定まっていなかった段階で相談者が来所する事があるが、市で住宅を斡旋する事ができないため、住所を定めてから生活保護申請をするよう助言しても「お金がないから転居からできない」等主張し、話が堂々巡りになる時がある。市としては自立支援機関等を紹介し、住所を定めるよう助言を行うが、相談者が自立支援機関の相談まで至らず「市役所でどうかしてほしい」等の主張を繰り返すこともあり、対応に苦慮している。
自力で物件を探すことができない者がいる。 生活保護が開始されても入居審査が通らない者がいる。 猫を飼っている被保護者が多く、転居の阻害要因となる場合がある。	〈再掲〉・単身高齢者や保証人がいない方と賃貸契約を結んでくれる不動産業者が少ない。 ・住宅扶助基準額内の家賃で契約できる物件が少ない。 ・ホームレスから相談があった場合、相談があった時間によっては、当日に生活をする場所を提供することが難しい。提供できたとしても、救護施設への送迎等、担当職員にかなり負担が発生する。一時生活支援事業を活用することもある。 ・被保護者が亡くなった後の家財道具等の処理を大家が福祉事務所へ対応を依頼するケースがある。 ・近隣住民とのトラブルが発生しやすい。（多頭飼育、ゴミ、騒音等の問題）
（４）でも記載したとおり、要保護者がホームレス状態に至るまでの過程を調査すると家賃未払いを繰り返す、騒音や近所トラブル、犯罪を繰り返す人物像であることが判明することが少なくなく、福祉事務所としても居宅生活ができるか否かの判断を行っています。福祉的対応だけでは困難な事例が多発しており、現場が疲弊する状況が続いています。	自立支援センター等を支援途中で退所してしまう等支援が定着しなかったり、居宅生活が継続できないことで、再び住居を失う方への対応が課題となってる。
・福祉事務所が案内できる施設と相談者が希望する施設との乖離（アンマッチ）。 ・「ＬＧＢＴＱ」への対応（特にハード面）。 ・単身者が亡くなった場合の居室の後手続き。（緊急連絡先や費用等） ・受給者情報（個人情報）を不動産業者等第三者には教示できないこと。	住宅確保要配慮者への支援の難しさ
ホームレス状態であるが、無料低額宿泊所等を案内しても断られるケースがあり、対応困難な場合がたまにある。	〈再掲〉保証人や緊急連絡先の確保が困難な単身高齢者が増えており、アパート等の住まいの確保が困難なケースがある。
当町の要支援の例はほとんどが派遣切りによる。派遣切りの理由も本人の責によるものがほとんど。当町には十分な居住支援の体制がない。現状では町内外を問わず、住居付きの就労を探すよう促しているが、果たして今後安定した住居支援をすることが結果として派遣切りされた方のためになるのか検討が必要。	生活困窮者や高齢者等の受け入れが可能な住居・施設が少ないこと。
〈再掲〉・障害認定や介護認定は無いが、周辺住民に問題を発生させたり、健康で文化的な生活が送れなかったりする世帯の場合、救護施設となるが、救護施設は入りたくないという世帯が多い。 ・生活困窮者世帯で住居が無い場合、市営住宅に入居することが多いが、市営住宅に空きが無くなった際に、住むことができる住宅が少ない。	〈再掲〉保証人や連絡先の確保が難しいこと。迷惑行為等で賃貸借契約違反で退居となった方への支援（精神障害等の疾患があり、退居する必要性が理解できない方などで新しい住居を探そうとしない方への支援）
・無料低額宿泊所（日常生活支援居施設を含む）に関する偏った評判から入所を拒否され、居所の設定が困難になるケースがある。 ・支援団体からの要望が強く、必要な居住支援が行えない場合がある。 ・一時生活支援事業を実施しているが、相談者の就労意欲が低く、利用者が少ない。 ・会社寮を高齢になり、また病氣から退寮となる方が増えており、居住支援が困難なケースが増えている。	〈再掲〉重層的支援事業において、関係機関で住まいの問題に関して協議する場合は定期的に設けられているが、提供できる社会資源がないため、進展がない。現在、管内に一時避難が可能なシェルターがない。安価な市営住宅の空きがなかなかでない。安価なアパートがない。あったとしても困難を抱える者（家賃滞納の可能性の高い者、障害等により近隣住民とのトラブルのリスクの高い者、自身の生活の管理ができない者（ゴミ屋敷化するリスクの高い者を含む）、身元保証人のいない者等）の入居に理解のある大家、不動産会社がいない。
〈再掲〉・居宅生活が難しいと判断し救護施設入所を勧めるも集団生活を拒否し、やむを得ず住居確保のために動くも本人が選り好みしたり、連絡が途絶えるなどするため、解決に至らない。 ・時間外や夜間休日時における受け入れ先の確保は困難なことが多い。 ・救護施設の場合、事前面接があるなど入所までのハードルがやや高い。 ・週末や夜間の場合など、一時的に受け入れ対応する施設等がない。 ・ホームレス等から夜間、休日等に相談があった場合、緊急的に入居できる場所が確保されていない。 ・派遣労働者等で県外から転入された方が、短期間で派遣を切ら	住宅確保要配慮者の入居に際し、賃貸住宅経営者のリスクをどのように軽減できるかが課題である。
	〈再掲〉寝たきりや車いす生活且つ身寄りがいない生活保護受給者の転居先を関係機関等と探す際に、身元保証人や緊急連絡先を確保出来ないことから転居先が見つからないことが多々ある。また契約手続きを行う際も手続きの内容を理解出来ない、手続きを出来る身体状況ではない状態の受給者の場合、中核地域生活支援センター等関係機関に支援をしてもらう必要がある。
	住宅確保要配慮者が自身で住居を確保することの困難性が課題としてあり、具体的には ・緊急連絡先若しくは保証人が確保できないため、不動産会社や大家から断られる事例

・本人の特性や属性（障害・高齢・借金）により、不動産会社や大家から断られる事例 ・自身で不動産を探す、契約手続きを行うことができない事例 ・入居後に、各種トラブルがあり退去を迫られる事例 があり、自身で住居確保が困難な方には、居住支援法人や支援者による支援が必須となっています。	ホームレスからの申請がありませんので、支援実績がありません 土佐清水市では低額な賃貸物件の供給が充足されており、地域住民間のつながりによりホームレスが発生する余地はなく、短期的な路上生活者が確認された事例はあるが、その場合は地域住民もしくは施設管理者等による声掛けにより長期となる前に移動が完了している。
＜再掲＞・居住に困難を抱える者が、自分の状況について問題と認識しておらず、地域社会から孤立した状態にある者の支援について ・上記状況に付随して、精神疾患等により外部からの支援を拒む者に対する自立支援について ・代理納付をできない者が、引きこもり等により自ら家賃を支払わず、家主とトラブルになる事例について	＜再掲＞ホームレス等はほとんど見かけない地域であるが、まれに家を追い出された等の理由で行き場を失い相談に来る方がいる。一時的な居所のニーズはゼロではないが、年間〇～数名であり、対応する体制（特にハード面）を恒常的に維持することが難しいと考えている。 これまでのケースでは、親せき宅に身を寄せる、大家が急な入居に対応していただく等の対応がなされた。 住居についてはニーズが少ないが、独居の方が多いので死後事務での対応が難しい。
＜再掲＞・死後の家財処分等について、基本的に大家負担になり、後の受け入れ拒否にもつながる。 ・保証人がいない場合、住宅確保が困難。 ・精神疾患の方の転居について、必要でも本人の同意に至らず、手続きが出来ない。	ホームレスとしての案件が当市ではほとんど見かけられない状況である。そのため、特に支援施策のニーズは現時点ではない。
高齢者世帯で単身で生活している場合の金銭管理や生活支援 安定的な生活を送るためには、「低層階でないと難しい、連帯保証人の確保が難しい、介護サービスを必要とする」など、一定の条件を持つ相談者が多く、対応できる物件を確保することが難しい。	＜再掲＞当市において、賃貸物件が乏しいうえ、住宅扶助費の範囲内で入居できる物件が少ないため居宅支援に苦慮しています。ホームレスについては、現時点で市内では把握していないためニーズはあまり感じられないが、長期入院や立退き等で住まいを失うケースがまれにある状況です。公営住宅もあるが、立地条件があまりよろしくなく、買い物に不便等の理由で空きがあっても入居希望しないケースもあります。 一時生活支援事業もありますが、ハード及びソフト面での課題があると考えております。
公営・民営問わず、入居前の手続きが円滑に進まないこと。障害等により手続きを地震で行えない者や、手続きを面倒くさがって進めない者等様々あり、結果として入居ができずに終わってしまったこともある。	＜再掲＞現在、当市において居住支援が必要な世帯からの相談はほとんどない。このことから、居住支援が必要だった場合、協力的な不動産業者が存在するわけでもない。必要となれば自立相談支援機関と協力して、空き状況を確認しつつ探すのみ。今年度の申請者も管内で見つけることができず、本人からの要望もあり他管内へ転出している。
女性、特に精神疾患のある支援対象者を受け入れてくれる施設が近隣にない。	＜再掲＞①居住者支援に係る事例自体が少なく、福祉事務所における対応ノウハウが蓄積、継承されにくい。 ②公営住宅等を案内する際、緊急連絡先や保証人の確保が障壁になる場合がある。
＜再掲＞・高齢者や保証人がいない相談者の新たな居住先確保が困難であるケースが多い。特に高齢者の場合は貸主が孤独死のリスクを懸念している。 ・物価高騰に伴い家賃額も上昇傾向にあり、生活保護の住宅扶助基準におさまる賃料の物件が減少している。	即日入所の難しさ
市内不動産業者は単身高齢者や生活保護受給者の受入が難しい場合が多い。	＜再掲＞対象者を支援するにあたり、対象者が相談に至った当日に一時的な居所を見つける必要があるものの、近隣にそのような施設等が無く、民間アパート等への入居も様々な手続きを経なければならず、当日入居は困難である。そのため、民間宿泊施設へ経緯を説明し、一時的な居所が見つかるまで宿泊できるよう依頼する等、即日対応を求められる場合が多い。また、賃貸物件が見つかって、連帯保証人になってくれる親族や知人がいないため、定住先が見つかるまでの間、対象者に付き添っての支援時間が長時間となりがちで、他の業務に支障を来すことが多い。
＜再掲＞【生活困窮者について】 生活困窮者は居住が不安定な状況に陥りやすい方が潜在的に多い。居住以外に複合的な課題を抱えている方が多い。 身寄りがいないなどの理由で緊急連絡先や保証人の確保が困難な方が多い。単身の高齢者や精神障害者などは家主の都合により入居を断られることが多い。生活困窮者の多くが転居費用や入居時の初期費用を確保することが困難。居住支援法人等との連携が不十分。入居前・入居中・退去時までの一貫した支援体制がない。	住所不定で生活保護の申請をした方で即日入居できる物件が見つからない場合が多々あると感じる。数日後であれば入居できる物件はあるが、それまでの居所が制度上準備されていない。なお、当市においては、そういった方に対しては、自立（就労自立）を促進するという制度の趣旨にはそぐわないが、一時生活支援事業の利用を例外的に許可している。
＜再掲＞・単身高齢者や保証人がいない方と賃貸契約を結んでくれる不動産業者が少ない。 ・住宅扶助基準額内の家賃で契約できる物件が少ない。 ・ホームレスから相談があった場合、相談があった時間によっては、当日に生活を確保することが難しい。提供できたとしても、救護施設への送迎等、担当職員にかなり負担が発生する。一時生活支援事業を活用することもある。 ・被保護者が亡くなった後の家財道具等の処理を大家が福祉事務所へ対応を依頼するケースがある。 ・近隣住民とのトラブルが発生しやすい。（多頭飼育、ゴミ、騒音等の問題）	＜再掲＞・保護申請当日に入居可能な物件が無い場合の対応に苦慮する。 ・不動産業者によっては、緊急連絡先や保証人が無ければ入居不可の場合があり対応に苦慮する。 ・対象者の特性上、入居・転居手続きが出来ない場合で親族など支援者も居ない場合の対応に苦慮する。 ・保佐人や成年後見人制度は時間が多く必要なため、即時対応を求められたときに保護部局の職員が対応せざるを得ない場合がある。
単身高齢者世帯の世帯数が増加し、また緊急連絡先もない高齢者が増えたことにより、居住確保にあたり賃貸契約を断られるなど居住支援が困難なケースが増えつつある。	夕方連絡で、当日入れる無料低額宿泊所が少ない。
ホームレスがいない、ニーズが少ない	＜再掲＞本市ではホームレスや不安定な居所の方から相談があれば、救護施設や一時生活支援事業の調整を行うが、終業時間近くに相談があると、当日の救護施設の入所は難しく、一時生活支援事業しか支援方法がない状況となる。また、救護施設の入所や一時生活支援事業の利用場所が決まったとしても、現地までの送迎を要するため、対応に長時間を要することになる。 福祉事務所から支援の方法について提案するも、自身の希望や都合を優先し、提案した支援の受け入れをしてもらえない方がいる。
本市にはホームレスの方はもう長期にわたり居らず、居室に関する相談も年に数件あるくらいです。相談があった場合も一時生活支援事業と生活保護での居宅設定で対応できています。このような状況では、居住支援事業の費用対効果が著しく低いと考えます。そのため、実施する必要性をあまり感じられません。	ホームレスの方が生活保護を申請した場合、当日に入居できる住居が無料低額宿泊所などに限られていること。 相談日当日に宿泊する場所がなく、居住地がない、または明らかでない相談者については、特に迅速な対応が求められます。しかし、居室設定を行うことが困難な事情（犯罪歴や、社会性の低さ等）を理由にスムーズな居室設定とならないことがあるほか、救護施設等に入所相談を行っても断られるケースもあり、スムーズな支援が行えないことがあります。また、スムーズに支援を行った事例を参考に、「以前関わった居住支援法人」に相談することは中立性に欠けるため、もどかしさを抱くこともあります。 福祉事務所として、様々な居住支援ニーズに対して適切かつ迅速
管内では居住支援ニーズが低いいため大きな課題は無い	
＜再掲＞当市では、ホームレス等からの相談等はないが、刑務所等出所後に来所される場合などがあり、その場合に居住支援団体がいないことから、連携を取っている借家大家に依頼している実態であり、借家が満床になった際には頼る支援先なく非常に苦慮している状況である。	

速な支援やアドバイスを行えるよう、情報収集や多職種との情報共有により、緊急時に備えられるような体制を整えておくとともに、臨機応変に対応出来るよう知識をもつことが必要不可欠であると感じます。	○緊急連絡先や身寄りがいないことから、賃貸借契約をするにあたり、大家や不動産会社から、賃貸借契約書の緊急連絡先に、福祉事務所の職員の署名を求められることがある。 ○身寄りのない高齢者等が亡くなった際の、家財処分等の対応について、大家や不動産会社から福祉事務所で対応するよう迫られたり、ストレスのかかるやりとりとなったりすることがある。
〈再掲〉・無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む）に関する偏った評判から入所を拒否され、居所の設定が困難になるケースがある。 ・支援団体からの要望が強く、必要な居住支援が行えない場合がある。 ・一時生活支援事業を実施しているが、相談者の就労意欲が低く、利用者が少ない。 ・会社寮を高齢になり、また病気から退寮となる方が増えており、居住支援が困難なケースが増えている。 居住先を緊急で必要とするケースが非常に増えている。一時的にでも、即日に入居できるような資源がほしい。	〈再掲〉・保証人や緊急連絡先等になってもらえる方がいない受給者の居宅探しが困難である。 ・単身居宅生活者に対する見守り等の支援が手薄に感じることがある。 ・身寄りのない単身受給者の死亡後、居宅の解約や家財処分等について家主と揉めることがある。 〈再掲〉住居についてはニーズが少ないが、独居の方が多いので死後事務での対応が難しい。 ・居宅生活である被保護者の金銭管理支援について、権利擁護実施機関の実施対象者数の拡大が望まれる。 ・身寄りのない被保護者が死亡した場合、居住していたアパート等の家財等の処分を誰がするのか。 ・被保護者宅がごみ屋敷化している場合があり、何らかの支援が必要とされることが多々あり。
〈再掲〉・単身高齢者や保証人がいない方と賃貸契約を結んでくれる不動産業者が少ない。 ・住宅扶助基準額内の家賃で契約できる物件が少ない。 ・ホームレスから相談があった場合、相談があった時間によっては、当日に生活をする場所を提供することが難しい。提供できたとしても、救護施設への送迎等、担当職員にかなり負担が発生する。一時生活支援事業を活用することもある。 ・被保護者が亡くなった後の家財道具等の処理を大家が福祉事務所へ対応を依頼するケースがある。 ・近隣住民とのトラブルが発生しやすい。（多頭飼育、ゴミ、騒音等の問題）	〈再掲〉・福祉事務所が案内できる施設と相談者が希望する施設との乖離（アンマッチ）。 ・「LGBTQ」への対応（特にハード面）。 ・単身者が亡くなった場合の居室の後手続き。（緊急連絡先や費用等） ・受給者情報（個人情報）を不動産業者等第三者には教示できないこと。
退所時の問題、転出費用、初期費用問題 〈再掲〉・借家については、保証人を設定することが出来ない者がおり、入居の支障となっている。 ・借家の入居者が死亡した際や、退所する際の家財処分費用や原状回復費用などについて、大家などから求められることがあり、対応に苦慮している。	親族や支援者との繋がりや無しの単身者などの転居の際の支援。 〈再掲〉・市内に派遣社員を多く抱える企業があり、派遣社員の方が何らかの理由で解雇され、社員寮をすぐに出なければならぬ場合も多く、頼る親類等がない場合は直ちに住宅に困窮することになる。 ・市内に単身向けアパートが少なく、家賃が生活保護の基準を超える借家が多い。市内の家賃水準が高い。 ・市内で活動する居住支援法人がなく、居住先の確保や入居支援が難しい。空家は多いが、流動性が低く新規開拓ができない。
〈再掲〉3の課題共有については、それぞれが既に共有している課題であるため、現実的に課題に対してのアプローチがないことが課題。 生活保護を受給すると実施責任が生じるため、被保護者の自立まで責任を負うことになるため、保険の加入、脱退、手持ち金の問題から、一時的な支援を求めている人に一概に生活保護を受給させることが適切でない場合があります。 救護施設、あるいは転居時に、高齢や身寄りがいない人などは緊急連絡先、保証人の問題から転居が困難であること、死亡時に相続人がいないため相続財産管理人を立てるような大仰な話になってしまうことが課題です。	寮入所者、派遣労働者の問題 〈再掲〉・社員寮や民間アパートに住む者で、すぐに出ないといけな方からの相談があった際に、物件を探してきてもらうが、生活保護受給中ではないことを理由に断られる場合があるが、福祉事務所としても特定の事業者の紹介はできないため、対応に苦慮している。 ・今すぐ居所の必要な方が即時入居できる一時的な場所（近隣）の確保。 ・課題を抱えた方にも対応できる入居時の保証審査、保証人の公的制度的創設。 ・死亡後の残置物処理、賃貸契約をスピーディーに行える法令整備。 ・大家、不動産事業者が安心できる高齢者の安否見守りサービスの普及促進。
〈再掲〉・死後の家財処分等について、基本的に大家負担になり、後の受け入れ拒否にもつながる。 ・保証人がいない場合、住宅確保が困難。 ・精神疾患の方の転居について、必要でも本人の同意に至らず、手続きが出来ない。	市内に社員寮を持つ特定の派遣会社から来る相談者が目立っている。会社で、雇用が切れた時の対策を考えていただきたい。数泊の宿泊の後、自立できる人であればいいが、自立ができない相談者については救護施設しか選択肢がなく、財政的にも圧迫している。 社員寮等を近日に転居せざるをえない相談者が、生活を立て直すために一時的に生活保護を申請する例が多い。
本人の同意なしに不動産業者と個人情報のやり取りをすることが難しく課題と感じている。また、相談者が引っ越しをする場合、物件の契約時までに敷金等の捻出が難しい場合があることが課題と感じている。	〈再掲〉・市内に派遣社員を多く抱える企業があり、派遣社員の方が何らかの理由で解雇され、社員寮をすぐに出なければならぬ場合も多く、頼る親類等がない場合は直ちに住宅に困窮することになる。 ・市内に単身向けアパートが少なく、家賃が生活保護の基準を超える借家が多い。市内の家賃水準が高い。 ・市内で活動する居住支援法人がなく、居住先の確保や入居支援が難しい。空家は多いが、流動性が低く新規開拓ができない。
単身者が死亡した場合等の、家財処分や原状回復についての相談を管理会社等から受けるものの、生活保護制度では死亡後にかかる経費については、対応できず、対応に苦慮する。	〈再掲〉・無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む）に関する偏った評判から入所を拒否され、居所の設定が困難になるケースがある。 ・支援団体からの要望が強く、必要な居住支援が行えない場合がある。 ・一時生活支援事業を実施しているが、相談者の就労意欲が低く、利用者が少ない。 ・会社寮を高齢になり、また病気から退寮となる方が増えており、居住支援が困難なケースが増えている。
〈再掲〉地域性もあり、生活保護の基準内で被保護者が納得する物件が少ない。（広さ、風呂、トイレ、居住階等） 高齢者は孤独死のリスクが高いため、家主から入居を断られることが多い。 高齢者は1階の物件が望ましいが、基準内の物件が少ない。 被保護者は、親族関係、人間関係が希薄な人が多く、緊急連絡先が見つからない場合が多い。高齢者に限らず、死後のアパートの処分について、家主、不動産屋とトラブルになりやすい。トラブルが起こった際、あくまでも本人と大家間での契約であることを説明するが、全ての責任を福祉事務所に投げられることがある。	〈再掲〉・単身高齢者や保証人がいない方と賃貸契約を結んでくれる不動産業者が少ない。 ・住宅扶助基準額内の家賃で契約できる物件が少ない。 ・ホームレスから相談があった場合、相談があった時間によっては、当日に生活をする場所を提供することが難しい。提供できたとしても、救護施設への送迎等、担当職員にかなり負担が発生する。一時生活支援事業を活用することもある。 ・被保護者が亡くなった後の家財道具等の処理を大家が福祉事務所へ対応を依頼するケースがある。 ・近隣住民とのトラブルが発生しやすい。（多頭飼育、ゴミ、騒音等の問題）
身寄りのない単身の被保護者の死亡後の家財処分費用について、生活保護では支給できないが、家主が困り福祉事務所に相談してることが度々あり、対応に苦慮することがある。	○住居のない、新規申請をされた方について、本人のこれまでの不安定な生活実態から、生活能力や失踪等の不安があり、ただちに、アパート、借家等の居所設定をする（敷金等の支給をする）判断をすることが困難なことがある。

が多い。 ・救護施設の場合、事前面接があるなど入所までのハードルがやや高い。 ・週末や夜間の場合など、一時的に受け入れ対応する施設等がない。 ・ホームレス等から夜間、休日等に相談があった場合、緊急に入居できる場所が確保されていない。 ・派遣労働者等で県外から転入された方が、短期間で派遣を切られて住居も失い、お金もなく生活保護申請に至るケースが多いため、急な対応を要する。また、特性のある方や障害を持っている方もおり、医療機関へつなぐこともある。相談時点で、ほぼ情報がないため、自身からの聴き取りや面接時の様子を把握しながら、受け入れ先とも協議している。 ・ホームレスから生活保護の申請があり、早急に住居確保を行う必要があるが、①保証人がない、②犯罪歴がある等で住居確保できず、対応に苦慮するケースがある。	い。そのせいか、他自治体からの移管が多い状況にあり、保護率上昇の一因となっている。 〈再掲〉郡部福祉事務所については、ホームレスや住居不安定者からの相談はほとんどない。居住先を自力で探すことができない者に対して支援を行うが、当事者意識が低く、進展しない。 〈再掲〉借家の老朽化によって、改修ではなく解体を予定する大家が増えており、生活保護の家賃限度額内で提供される借家がなかなか見つからない。 本人に年金等一定の収入があることで家賃の代理納付が実施出来ない世帯で家賃滞納が発生している。 〈再掲〉当市にはホームレスはいないので相談自体が全く無い状況。家屋の老朽化で市営住宅への転居相談もあるが、市税の滞納や保証人が見つからない関係で、申込みに至らないケースがある。 ・一時生活支援事業を実施しておらず予算措置がないため、居宅支援が困難な状況である。
関連団体との連携	〈再掲〉土佐清水市では低額な賃貸物件の供給が充足されており、地域住民間のつながりによりホームレスが発生する余地はなく、短期的な路上生活者が確認された事例はあるが、その場合は地域住民もしくは施設管理者等による声掛けにより長期となる前に移動が完了している。
〈再掲〉・保証人の不在、保証会社の審査等により、入居が断られる例が多い。 ・居住支援法人の不足、部屋の空き状況が少ない。 ・過去の住宅費滞納等、相談者の特徴により家主の信頼を得られにくい。 ・住宅課を中心とし、関連部局、社会福祉団体および不動産関係業者等で「居住支援協議会」を設置し、課題の解消に向けて調整を重ねている。	〈再掲〉居住支援を行うにあたり、一時生活支援事業等を行うための財源及び社会資源等が乏しいこと。
〈再掲〉・住宅扶助基準内の適正物件が少なくなっている地域の実情 ・高齢化等による判断能力の低下、保証人の不在、傷病等による見守り支援を要する等独力では住宅確保が困難な方への寄り添い支援の構築 ⇒専門的な知識・経験を有する事業者への外部委託を含めた効果的な支援	居所を喪失した生活困窮者等に対しては、生活困窮者住居確保給付金の申請に紐付けられる生活福祉資金の貸付利用、又は生活保護の申請を助言し、早期の住居確保に向け、既存の制度に基づき支援を実施している。また、盛岡市の場合は、不動産媒介業者及び大家の善意により保証人を立てることが困難な場合でも、即日入居可能な物件に恵まれているほか、即日入居可能な物件が見つからず所持金が著しく寡少な者への対応については、盛岡市独自の事業である生活保護つなぎ資金の貸付けを行い、連休中の宿泊費、食費等が不足することがないよう支援を行っており、生活保護部局としては、居住支援に係る大きな課題は生じていない。
〈再掲〉相談日当日に宿泊する場所がなく、居住地がない、または明らかでない相談者については、特に迅速な対応が求められます。しかし、居宅設定を行うことが困難な事情（犯罪歴や、社会性の低さ等）を理由にスムーズな居宅設定とならないことがあるほか、救護施設等に入所相談を行っても断られるケースもあり、スムーズな支援が行えないことがあります。また、スムーズに支援を行った事例を参考に、「以前関わった居住支援法人」に相談をすることは中立性に欠けるため、もどかしさを抱くこともあります。 福祉事務所として、様々な居住支援ニーズに対して適切かつ迅速な支援やアドバイスをやるよう、情報収集や多職種との情報共有により、緊急時に備えられるような体制を整えておくとともに、臨機応変に対応出来るよう知識をもつことが必要不可欠であると感じます。	〈再掲〉3の課題共有については、それぞれが既に共有している課題であるため、現実的に課題に対してのアプローチがないことが課題。 生活保護を受給すると実施責任が生じるため、被保護者の自立まで責任を負うことになるため、保険の加入、脱退、手持ち金の問題から、一時的な支援を求めている人に一概に生活保護を受給させることが適切でない場合があります。 救護施設、あるいは転居時に、高齢や身寄りがない人などは緊急連絡先、保証人の問題から転居が困難であること、死亡時に相続人がいないため相続財産管理人を立てるような大仰な話になってしまうことが課題です。
〈再掲〉・管内において、救護施設以外の適切な居所がないこと。 ・福祉事務所や町・町社協と居住支援法人等の支援主体とのネットワークが築かれていないこと。	〈再掲〉当市においては、保証人や緊急連絡先が不要な物件や定額の家賃の物件が少ないこと、また、一時生活支援事業等の実施にあたっては、事業を利用する見込みの対象者がほとんどいないこと、委託先がない、予算の確保などの課題がある。
近隣自治体との連携	NPO 法人が福祉事務所管外からホームレス等を連れてきて、近隣より高く設定した家賃のアパートに入居させるケースが多い。また、支援も不十分で定住せずにすぐになくなってしまいうケースが多いほか、NPO 法人とケースでトラブルになることも多い。
庁内連携が不十分	〈再掲〉・居宅生活である被保護者の金銭管理支援について、権利擁護実施機関の実施対象者数の拡大が望まれる。 ・身寄りのない被保護者が死亡した場合、居住していたアパート等の家財等の処分を誰がするのか。 ・被保護者宅がごみ屋敷化している場合があり、何らかの支援が必要とされることが多々あり。
自立相談支援事業と連携して対応する必要がある。 公営住宅部局との調整が難しく、相談者の住居確保に結びつかず、やむを得ず救護施設への入所に至るケースが大半である。 目的外使用での公営住宅を確保しその間に生活保護へ繋いだり、他の居住先を探すといった取り組みを行うための他部署との協議・連携が現状行っていない。 福祉事務所内の部課と住宅を取り扱う部課との間での情報の共有やそれぞれの施策、制度に関する理解に温度差がある。	〈再掲〉当市において、賃貸物件が乏しいうえ、住宅扶助費の範囲内で入居できる物件が少ないため居宅支援に苦慮しています。ホームレスについては、現時点で市内では把握していないためニーズはあまり感じられないが、長期入院や立退き等で住まいを失うケースがまれにある状況です。公営住宅もあるが、立地条件があまりよろしくなく、買い物に不便等の理由で空きがあっても入居希望しないケースもあります。 一時生活支援事業もありますが、ハード及びソフト面での課題があると考えております。
人員不足	これまで居住支援について実施していなかったが、来年度から一時生活支援事業を始められるよう体制整備している。 その中で既存の市営住宅利用を検討したが、ライフライン（電気、ガス、水道）の契約者とその支払いについて課題を感じている。
・相談者の年齢、健康や障害の程度等によって、異なる居住支援が必要であると考えられるが適切な対応が難しい。 ・居住支援には多くの専門知識等が必要であると考えられるが、対応する職員の確保が難しい。 コロナウィルスの流行、世界情勢の不安定化、日本経済を取り巻く環境の激変に伴う円安の進行等様々な要因により、ホームレス、見えないホームレス（ネット難民、住居不安定な者等）からの相談が増加している。現時点、福祉事務所の担当人員構成では非常にタイトであり、更に今後残業増加や業務過多等に陥り、適正なタスク管理ができなくなってしまうことが懸念される。市民のため、行政としてのサステナビリティの実現に向けて、今後どのような対応をするか等長期的戦略を検討する必要がある。	〈再掲〉・相談者の年齢、健康や障害の程度等によって、異なる居住支援が必要であると考えられるが適切な対応が難しい。 ・居住支援には多くの専門知識等が必要であると考えられるが、対応する職員の確保が難しい。
所として一時保護等のための施設を持たない。また、施設を持つとした場合の人員不足も予想される。 居住・不動産に十分な知識を持った人員がない。	救護施設の受入ができない際に対応に苦慮する等 一時生活支援事業等を実施しておらず、住まい不安定者に対し、直ちに支援できる体制が整っていない。
その他	〈再掲〉・福祉事務所が案内できる施設と相談者が希望する施設との乖離（アンマッチ）。 ・「LGBTQ」への対応（特にハード面）。 ・単身者が亡くなった場合の居室の後手続き。（緊急連絡先や費
居所不明の間、不動産会社や大家より情報提供を求められるが個人情報保護の関係上、情報開示の判断が困難である。保護廃止を行った場合の家財処分対応が困難であるが、不動産会社や大家から理解が得られない。 本市においては、自治体規模に比べ、府営住宅やURの戸数が非常に多い状況があり、比較的住居探しについては、特段問題はな	

用等) ・受給者情報（個人情報）を不動産業者等第三者には教示できないこと。
＜再掲＞本人の同意なしに不動産業者と個人情報のやり取りをすることが難しく課題と感じている。また、相談者が引越をする場合、物件の契約時までに敷金等の捻出が難しい場合があることが課題と感じている。
現状、生活保護制度における無料低額宿泊所の案内を行うことで需要を賄っているところ、確かに無料低額宿泊所のほかに柔軟な支援メニューがあったらありがたいと思いますが、一方で、無料低額宿泊所にそぐわないタイプの要支援者（集団行動ができない、施設ルールを守れない、社会性・社交性に難がある人）について、他の方策による支援方法があったとしても、担当者の疲弊を招くだけで解決せず本人の生活は安定しないのではないかとこの予感があります。今年支援していたケースがまさに、施設ルールは守れず飛び出し、生活保護の申請をしてもすぐ取り下げ、他の複数の福祉事務所と当福祉事務所を何度も行き来しながら、ようやく決まった仕事を初日すら出勤できずに終えるなど、相談支援担当者が八方手を尽くしても何一つ手立てなく現在も支援を続けています（直近で車上生活のまま生活保護の申請を行って借家を探しているところ）。
教護施設との連携が取れていること。また、東温市居住支援協議会による支援体制が機能しており、課題はない。
＜再掲＞本市は広域都市であり、公共交通機関での移動が困難な地域もある。住まいの確保と併せて交通手段の確保についても配慮する必要があるが、電車やバスは減便傾向にあり、自家用車を持たない生活困窮者はますます住まいの選択肢が狭まっている。
現在の一時生活支援事業では、重度の病気を抱えている対象者（急に倒れて救急搬送が必要になる等）を受け入れ可能な施設がないため、そのような対象者も住居を確保をできるような支援を行う必要がある。
緊急一時宿泊事業を実施しているが利用期間の制限があるため、長期間の利用困難となっている。現在、一時生活支援事業開始を模索中。
＜再掲＞・社員寮や民間アパートに住む方で、すぐに出ないといけな方からの相談があった際に、物件を探してきてもらうが、生活保護受給中ではないことを理由に断られる場合があるが、福祉事務所としても特定の事業者の紹介はできないため、対応に苦慮している。 ・今すぐ居所の必要な方が即時入居できる一時的な場所（近隣）の確保。 ・課題を抱えた方にも対応できる入居時の保証審査、保証人の公的制度の創設。 ・死亡後の残置物処理、賃貸契約をスピーディーに行える法令整備。 ・大家、不動産事業者が安心できる高齢者の安否見守りサービスの普及促進。
＜再掲＞本市において居住支援の重要性を鑑み 2024（R6）年度より「居住不安定者等居住生活移行支援事業」の実施にむけて調整しております。また、居住支援支援に関する伝統的な課題の他に本市は地価向上や人口増加がコロナ禍前まで続いたことから市内賃料の高騰に繋がり単身世帯住宅扶助基準以下物件が民間不動産サイトで１００部屋ほどしかありません。一方で転居指導対象世帯は約１,４００世帯ほどの状況で、需要と供給の不一致に苦慮することが予想されます。 保証人などについては民法や借地借家法を改正することで強制的に改正は可能ですが、同行支援などの既存制度下でどこまで対応できるかは心配しております。
滞納がない旨の虚偽の申告があると、突然の強制退去等に迅速に対応することができない。
居住支援団体の支援範囲と生活保護の実施責任との違いにより、ケース移管に関わる案件が発生し本来不要な調整や自治体間の不公平感の助長など軋轢を生む可能性がある。
＜再掲＞【生活困窮者について】 生活困窮者は居住が不安定な状況に陥りやすい方が潜在的に多い。居住以外に複合的な課題を抱えている方が多い。 身寄りがないなどの理由で緊急連絡先や保証人の確保が困難な方が多い。単身の高齢者や精神障害者などは家主の都合により入居を断られることが多い。生活困窮者の多くが転居費用や入居時の初期費用を確保することが困難。居住支援法人等との連携が不十分。入居前・入居中・退去時までの一貫した支援体制がない。 一時生活支援事業を実施していない自治体から支援を求めている方がおり、実施自治体と未実施自治体との不公平差が生じている。

＜再掲＞①居住者支援に係る事例自体が少なく、福祉事務所における対応ノウハウが蓄積、継承されにくい。 ②公営住宅等を案内する際、緊急連絡先や保証人の確保が障壁になる場合がある。
＜再掲＞・居住支援法人の増加に繋がらない。 ・一時生活支援事業においては、国、県内、統一的で安定的な福祉サービスの提供が必要ではないか。
住まいがない又はなくなる恐れがある方の相談を受けた場合、住み込みの仕事や無料低額宿泊所等を紹介しているが、対応出来かねるケースもある。住み込みの仕事や無料低額宿泊所等の提案だけでは対応に限界が来ているため、住まいに困っている方へ速やかに住居を提供できる体制を整えることが課題である。この課題に対応するため、2024（R6）年度から茨城県で広域実施している一時生活支援事業に参加する予定である。
＜再掲＞・居宅生活が難しいと判断し教護施設入所を勧めるも集団生活を拒否し、やむを得ず住居確保のために動くも本人が選り好みしたり、連絡が途絶えるなどするため、解決に至らない。 ・時間外や夜間休日時における受け入れ先の確保は困難なことが多い。 ・教護施設の場合、事前面接があるなど入所までのハードルがや高い。 ・週末や夜間の場合など、一時的に受け入れ対応する施設等がない。 ・ホームレス等から夜間、休日等に相談があった場合、緊急的に入居できる場所が確保されていない。 ・派遣労働者等で県外から転入された方が、短期間で派遣を切られて住居も失い、お金もなく生活保護申請に至るケースが多いため、急な対応を要する。また、特性のある方や障害を持っている方もおり、医療機関へつなぐこともある。相談時点で、ほぼ情報がないため、自身からの聴き取りや面接時の様子を把握しながら、受け入れ先とも協議している。 ・ホームレスから生活保護の申請があり、早急に住居確保を行う必要があるが、①保証人がない、②犯罪歴がある等で住居確保できず、対応に苦慮するケースがある。
社会資源の不足というよりは、本人の資質、能力的な問題によるところが大きく、選択肢が限られる。
一時生活支援事業が必須事業では無いことから、近隣の市町村から住居を失って流入してくるケースが多く見受けられる。
＜再掲＞・一部の信用保証会社からは生活保護であるということを入居審査が通らないと言われていた。 ・代理納付をできるだけ住宅扶助費が無い場合、生活保護ケースによっては支払いを滞らせがちであり、分割支払いなどの交渉に現業員の労力が割かれています。 ・ホームレスや住居不安定者への即応性がある対応は教護施設しかありませんが、ケースによっては施設で不適応を起こし、対応に苦慮しています。
＜再掲＞所として一時保護等のための施設を持たない。また、施設を持つとした場合の人員不足も予想される。 居住・不動産に十分な知識を持った人員がいない。 ・事業利用者によるシェルター及びシェルター内の備品の破壊行為や近隣住民への迷惑行為発生時の対応。
居住支援について、ニーズはあると考えられるが相談件数が少なく、支援を行う上での課題やニーズについて詳細の把握等、細かな分析までに至れない。
触法（特に再犯を繰り返す方）の方の居住支援は難しい 関係機関に支援を委ねている。 居住支援ニーズを住居確保給付金の位置づけで回答をした。申請をした後に延長となるケースが多い。
居住先がスムーズに見つからない時の対応。 当市において、生活困窮者自立支援制度の任意事業を実施していないことから 2024（R6）年度に「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」を実施することで予算要求を行っている。 不動産の賃貸契約を賃貸人と賃借人で交わすため、福祉事務所では原則紹介に留めざるを得ないこと。
＜再掲＞○住居のない、新規申請をされた方について、本人のこれまでの不安定な生活実態から、生活能力や失踪等の不安があり、ただちに、アパート、借家等の居所設定をする（敷金等の支給をする）判断をすることが困難なことがある。 ○緊急連絡先や身寄りがないことから、賃貸借契約をするにあたり、大家や不動産会社から、賃貸借契約書の緊急連絡先に、福祉事務所の職員の署名を求められることがある。 ○身寄りのない高齢者等が亡くなった際の、家財処分等の対応について、大家や不動産会社から福祉事務所へ対応するよう迫られたり、ストレスのかかるやりとりとなったりすることがある。

令和5年度社会福祉推進事業
NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク

一時生活支援事業実施自治体アンケート 追加ヒアリング

事前のアンケート調査で伺ったいくつかの項目について具体的に伺います。

1. 基本情報

(2) 任意事業等の実施状況（アンケート p. 1）

- ・ いつ、どのような経緯で一時生活支援事業を実施することになったのかお聞かせください。

- ・ 現在の委託先に委託した理由をお聞かせください。

(4) 一時生活支援事業を実施したことによる効果（アンケート p. 2）

- ・ 具体的にどんな効果があったかをお聞かせください。

(5) 貴自治体の居住支援協議会の有無（アンケート p. 2）

- ・ 居住支援協議会・居住支援法人との連携・活用事例はありますか。あればお聞かせください。

(8) 一時生活支援事業の担当職員が実施する退所した人への支援（アンケート p. 3）

- ・ 地域居住支援事業の実施を検討していますか。実施していない場合、その必要性についてのお考えをお聞かせください

2. 居住支援ニーズの把握について

(1) 一時生活支援事業実施前における「居住支援ニーズ」の把握の有無について（アンケート p. 4）

- ・ チェックした項目について、情報収集の具体的な手法を教えてください。また、情報収集の結果（例：数、比率）を教えてください。

(2) 一時生活支援事業実施中における「居住支援ニーズ」の把握の有無について(アンケート p. 5)

- ・ チェックした項目について、情報収集の具体的な手法を教えてください。また、情報収集の結果(例: 数、比率)を教えてください。
なお、「(1) 一時生活支援事業実施前における「居住支援ニーズ」の把握の有無について」(p. 4)でチェックしなかった項目があり、こちらで新たにチェックがある項目がある場合は、なぜ新たにニーズ把握を始めたのか教えてください。

(3) 各種情報収集・分析で得た「居住支援ニーズ」について(アンケート p. 5)

- ・ チェックした項目について、情報収集や分析で把握した「居住支援ニーズ」について、数や比率など、具体的に教えてください。

「(4) 居住支援ニーズの把握結果の共有」(アンケート p. 6)

- ・ チェックした機関に把握結果を共有した経緯や目的を教えてください。

令和5年度社会福祉推進事業
NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク

--

(6) 関係者の理解が進み支援がしやすくなった内容(アンケート p. 6)

- ・ チェックした内容について具体的に教えてください。

--

(7) 居住支援ニーズを把握する上での課題(アンケート p. 7)

- ・ チェックした内容について具体的に教えてください。

--

3. 住居確保給付金について(アンケート p. 8)

- ・ コロナ禍が落ち着いて以降、現在の状況を教えてください。2020 年や 2021 年と比較するとどうですか。

--

令和 5 年度社会福祉推進事業
NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク

- ・ 受給するケースの傾向やパターンをお聞かせください。（例：地理的な特徴。あるいは、「自営業者が増えた」、「外国人の受給が多い」など）

- ・ 支援の例を教えてください。（例：「ハローワークにつないだ」、「不動産部局につないだ」、「生活が安定しなかったので生活保護部局に繋いだ」）

- ・ 支援において苦勞していることはありますか。（例：「住居確保給付金を渡したが、うまく自立相談支援の窓口には繋がらない」）

生活保護担当課アンケート 追加ヒアリング

事前のアンケート調査で伺ったいくつかの項目について具体的に伺います。

2. 居住ニーズがある方からの相談実績について

(1) 生活保護に関する相談支援実績について（アンケート p. 2）

- ・ ホームレス概数調査で把握されている数と今回アンケートで回答して下さったホームレス状態の方や住居不安定層の方からの相談の数の差をどのように認識していますか。

- ・ 「①生活保護に関する相談件数」のうち、ホームレス状態の方や住まい不安定者の方はどのような方が多いですか。（例：「社員寮から出てきた人が多い。」）

(2) ホームレスの方への居所の設定支援について（アンケート p. 2）

- ・ どのような資源を利用するかを検討する際、優先順位があればお聞かせ下さい。また、資源を使い分ける際の基準についてお聞かせください。

(3) 住まい不安定者への居所の設定方法について（アンケート p. 2）

- ・ どのような資源を利用するかを検討する際、優先順位があればお聞かせ下さい。また、資源を使い分ける際の基準についてお聞かせください。

(4) ホームレス・住まい不安定者への居所設定における課題について（アンケート p. 2）

- ・ どのような資源を利用するかを検討する際、優先順位があればお聞かせ下さい。また、資源を使い分ける際の基準についてお聞かせください。

